

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年1月28日
【計算期間】	第20期（自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日）
【発行者名】	スタートプロシード投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 平出 和也
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目1番8号
【事務連絡者氏名】	スタートアセットマネジメント株式会社 管理部長 松田 繁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目1番8号
【電話番号】	03-6202-0856（代表）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

① 主要な経営指標等の推移

期 決算年月	単位	第11期 平成23年4月	第12期 平成23年10月	第13期 平成24年4月	第14期 平成24年10月	第15期 平成25年4月
		平成23年4月	平成23年10月	平成24年4月	平成24年10月	平成25年4月
営業収益 (うち不動産賃貸事業収益)	百万円	1,533	1,498	1,527	1,502	1,519
営業費用 (うち不動産賃貸事業費用)	百万円	(1,533)	(1,498)	(1,527)	(1,502)	(1,519)
営業利益	百万円	826	809	837	827	858
経常利益	百万円	(649)	(634)	(661)	(648)	(675)
当期純利益 (a)	百万円	707	688	690	674	660
総資産額 (b)	百万円	408	405	415	432	440
純資産額 (c)	百万円	407	404	414	431	439
出資総額	百万円	41,925	41,857	41,763	41,319	41,124
発行済投資口の総口数	(d)	口	107,977	107,977	107,977	107,977
1口当たり純資産額 (c)／(d)	円	177,056	177,036	177,129	177,284	177,353
1口当たり当期純利益 (注2)	円	3,770	3,749	3,842	3,997	4,066
分配金総額 (e)	百万円	407	404	414	431	439
1口当たり分配金額 (e)／(d)	円	3,770	3,749	3,842	3,998	4,066
(うち1口当たり利益分配金)	円	(3,770)	(3,749)	(3,842)	(3,998)	(4,066)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
総資産経常利益率 (注3)	%	1.0 (2.0)	1.0 (1.9)	1.0 (2.0)	1.0 (2.1)	1.1 (2.2)
自己資本利益率 (注3)	%	2.1 (4.3)	2.1 (4.2)	2.2 (4.4)	2.3 (4.5)	2.3 (4.6)
自己資本比率 (c)／(b)	%	45.6	45.7	45.8	46.3	46.6
配当性向 (注3)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
[その他参考情報]						
投資物件数 (注4)	件	76	76	76	76	76
総賃貸可能戸数 (注4)	戸	2,869	2,869	2,869	2,869	2,872
総賃貸可能面積 m ²	m ²	100,680.51	100,680.51	100,680.51	100,680.51	100,927.76
期末稼働率 (注4)	%	96.3	96.2	97.4	97.2	96.6
減価償却費 百万円	百万円	291	294	296	299	302
資本的支出額 百万円	百万円	96	97	154	83	152
賃貸NOI (Net Operating Income) (注3)	百万円	1,176	1,158	1,163	1,153	1,146
1口当たりFFO(Funds from Operation) (注3)	円	6,485	6,491	6,604	6,787	6,884
FFO倍率 (注3)	倍	9.4	8.1	8.5	8.9	13.4
デット・サービス・カバレッジ・レシオ (注3)	倍	5.0	5.0	5.2	5.6	6.3
金利償却前当期純利益 百万円	百万円	875	874	880	890	882
支払利息 百万円	百万円	176	174	168	159	140
有利子負債総額 百万円	百万円	22,186	22,115	22,041	21,540	21,408
期末総資産有利子負債比率 (注3)	%	52.9	52.8	52.8	52.1	52.1
運用日数	日	181	184	182	184	181

期	単位	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		平成25年10月	平成26年4月	平成26年10月	平成27年4月	平成27年10月
営業収益 (うち不動産賃貸事業収益)	百万円	1,903 (1,903)	1,926 (1,926)	1,916 (1,916)	2,239 (2,239)	2,220 (2,220)
営業費用 (うち不動産賃貸事業費用)	百万円	1,061 (849)	1,110 (873)	1,123 (873)	1,291 (1,036)	1,306 (1,011)
営業利益	百万円	842	816	793	947	914
経常利益	百万円	633	609	585	728	703
当期純利益 (a)	百万円	631	608	584	726	701
総資産額 (b)	百万円	51,981	51,942	51,651	61,893	61,754
純資産額 (c)	百万円	25,950	25,926	25,902	30,822	30,797
出資額 出資総額	百万円	25,318	25,318	25,318	30,096	30,096
発行済投資口の総口数 (d)	口	144,977	144,977	144,977	173,777	173,777
1口当たり純資産額 (c)／(d)	円	178,994	178,834	178,666	177,370	177,223
1口当たり当期純利益 (注2)	円	4,356	4,195	4,028	4,193	4,034
分配金総額 (e)	百万円	631	608	583	726	701
1口当たり分配金額 (e)／(d)	円	4,356	4,196	4,028	4,182	4,035
(うち1口当たり利益分配金)	円	(4,356)	(4,196)	(4,028)	(4,182)	(4,035)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
総資産経常利益率 (注3)	%	1.4 (2.7)	1.2 (2.4)	1.1 (2.2)	1.3 (2.6)	1.1 (2.3)
自己資本利益率 (注3)	%	2.8 (5.6)	2.3 (4.7)	2.3 (4.5)	2.6 (5.2)	2.3 (4.5)
自己資本比率 (c)／(b)	%	49.9	49.9	50.1	49.8	49.9
配当性向 (注3)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
[その他参考情報]						
投資物件数 (注4)	件	88	89	89	96	96
総賃貸可能戸数 (注4)	戸	3,558	3,559	3,559	3,969	3,969
総賃貸可能面積 m ²	m ²	124,215.04	124,700.28	124,700.28	146,415.29	146,415.29
期末稼働率 (注4)	%	96.3	96.1	96.8	96.3	96.3
減価償却費 百万円	百万円	389	393	398	472	474
資本的支出額 百万円	百万円	78	258	43	221	41
賃貸NOI (Net Operating Income) (注3)	百万円	1,443	1,446	1,441	1,676	1,683
1口当たりFFO(Funds from Operation) (注3)	円	7,078	6,943	6,813	6,939	6,806
FFO倍率 (注3)	倍	12.3	12.1	13.5	14.5	12.4
デット・サービス・カバレッジ・レシオ (注3)	倍	7.9	7.6	7.4	9.2	8.7
金利償却前当期純利益 百万円	百万円	1,168	1,152	1,136	1,345	1,329
支払利息 百万円	百万円	147	151	153	146	153
有利子負債総額 百万円	百万円	25,229	25,098	24,956	30,077	29,998
期末総資産有利子負債比率 (注3)	%	48.5	48.3	48.3	48.6	48.6
運用日数	日	184	181	184	181	184

(注1) 金額については、記載未満の桁数を切捨てにより表示しています。各種比率等については小数第2位を四捨五入して表示しています。

(注2) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。

(注3) 記載した指標は、以下の方法により算定しています。また、総資産経常利益率と自己資本利益率については、運用日数により年換算した数値を括弧内に併記しています。

総資産経常利益率	経常利益／平均総資産額	平均総資産額 = (期首総資産額 + 期末総資産額) ÷ 2
自己資本利益率	当期純利益／平均純資産額	平均純資産額 = (期首純資産額 + 期末純資産額) ÷ 2
配当性向	1口当たり分配金額／1口当たり当期純利益	なお、第19期については、期中に公募増資を行ったことにより、期中の投資口数に変動が生じているため、次の算式により算出しています。 配当性向 = 分配金総額／当期純利益
賃貸NOI	不動産賃貸事業損益 (不動産賃貸事業収益 - 不動産賃貸事業費用) + 減価償却費	
1口当たりFFO	(当期純利益 + 減価償却費 + その他の償却費 - 不動産等売却損益) / 発行済投資口の総口数	
FFO倍率	期末投資口価格 / 年換算後1口当たりFFO	
デット・サービス・カバレッジ・レシオ	金利償却前当期純利益 / 支払利息 (投資法人債利息を含みます。)	
期末総資産有利子負債比率	有利子負債総額 / 総資産額	

(注4) 投資物件数は、社会通念上、一体と認められる単位で記載しています。また、総賃貸可能戸数は、住宅、事務所及び店舗等の用途に賃貸が可能な戸数を記載し、期末稼働率は、決算期時点における総賃貸可能面積に占める賃貸面積の割合を記載しています。

(注5) 本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年の4月末日までの各6ヶ月間です（規約第33条）。

② 事業の概況

イ. 当期の概況

a. 投資法人の主な推移

スタートプロシード投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）に基づき、平成17年5月2日に出資金150百万円（750口）にて設立され、平成17年6月15日に投信法第187条に基づく関東財務局への登録を完了（登録番号関東財務局長 第37号）、平成17年11月29日に公募による投資口の追加発行（21,600口）を行い、翌日株式会社ジャスダック証券取引所（現株式会社東京証券取引所JASDAQ市場。以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場（銘柄コード:8979）しました。JASDAQ市場上場後、3度の公募増資等を経て、平成22年7月27日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託証券市場に上場（銘柄コード:8979）し、それに伴ってJASDAQ市場に平成22年8月10日に上場廃止申請を行い、平成22年10月1日をもってJASDAQ市場における上場を廃止しました。

本投資法人は、資産運用会社であるスタートアセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に資産運用を委託し、その主たる用途が賃貸住宅に供される不動産（以下「賃貸住宅」といいます。）、マンスリーマンション、サービスアパートメント、ホテル及び高齢者向け住宅施設等（以下「賃貸住宅」とあわせて「賃貸住宅等」といいます。）並びに主として賃貸住宅等を裏付けとする特定資産（投信法第2条第1項に定める意味を有します。以下同じです。）への投資を運用の中心としています。賃貸住宅等の投資においては、とりわけ、本投資法人が最も需要が安定していると考えている（注1）平均的な所得層を対象にした賃貸住宅を主な投資対象とすることを基本方針としています。また、本投資法人は、スタートグループ（注2）の有する能力を活用すること等により運用効率の向上を図り、中長期にわたる運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指しています。

なお、当期末時点において、発行済投資口の総口数は173,777口、総資産額は61,754百万円、出資総額は30,096百万円となっています。

（注1）本投資法人が、平均的な所得層を対象にした賃貸住宅が最も重要な安定していると考えている背景については、後記2 投資方針 ①投資方針 ②成長方針 ③ポートフォリオ構築の背景／賃貸住宅市場の動向をご参照下さい。

（注2）スタートグループとは、スタートコーポレーション株式会社とその子会社65社及び関連会社3社（平成27年9月30日現在）で構成される企業集団をいいます（スタートグループの詳細については、後記「2 投資方針 ① 投資方針 ② 成長方針 ③ スタートグループとの協力関係による成長性」をご参照下さい。）。以下同じです。

b. 投資環境と運用実績

i. 投資環境

当期の日本経済は、雇用・所得環境の改善を受けて、個人消費・住宅投資が一定程度景気を下支えしたほか、企業業績が好調を続ける中、設備投資も持ち直しの動きが出始めるなど、全体としては緩やかな回復傾向が続きました。

本投資法人が投資対象としている賃貸住宅市場の需要動向は、首都圏のみならず、大阪、名古屋、福岡等の大都市圏では、他地域からの人口流入の継続、単身・夫婦のみ世帯の増大による世帯数の増加等により、安定的な需要が見込まれます。また、不動産流通市場においては、良好な資金調達環境を背景に取引件数、取引金額ともに高水準で堅調に推移しました。J-REIT、私募REITや国内SPCを中心とする需要は根強いものがあり、供給面で海外ファンド等による売却物件が見られたものの、新規物件の供給が限られる中、全体としては品薄状態に変化はありません。こうした需給関係を反映して、物件の売買価格の高止まり状態は依然として続いている。

ii. 運用実績

当期においては、これまで培ってきた情報チャネルも活用しつつ、厳選して物件取得の検討を行ってきましたが、本投資法人にとって投資効果、ポートフォリオの質の維持・向上に資する物件がなく、取得にいたるものはありませんでした。従って当期は以下の通り、内部成長に注力しました。

本資産運用会社とプロパティマネジメント会社であるスタートアメニティー株式会社との緊密な連携の下、賃料の引き上げ、礼金収受等収入の増加を図るとともに、エレベーターの保守点検先の見直しによる保守点検費用の削減をはじめ、各種コスト削減にも取り組みました。また、地域特性や個別物件の特徴を踏まえたきめ細かな募集活動を行うとともに、入居者退去後の原状回復工事期間の短期化を図ることによって、稼働率の向上を目指しました。これらの施策によって、ポートフォリオ全体の稼働率は期中を通じて96%前後の安定した水準で推移し、期中の平均稼働率は96.0%、期末稼働率は96.3%を達成することができました。

当期末現在における本投資法人の保有資産については、前期末からの異動はなく、96物件、取得価格の合計は57,110百万円、総賃貸可能面積は146,415.29m²となっています。

c. 資金調達の概要

当期は、平成27年5月22日に返済期限の到来した短期借入金3,700百万円（借入期間1年）の返済に充当するために、長期借入金3,700百万円（借入期間3年6ヶ月）の借入を行いました。また、この借換については、金利スワップ契約を締結することで実質的に金利を固定化し、財務基盤の安定性を向上させました。

この結果、当期末現在における1年内返済予定の長期借入金は9,615百万円、長期借入金は20,383百万円で、期末有利子負債残高は29,998百万円、期末総資産有利子負債比率は48.6%となりました。

d. 業績及び分配の概要

上記のような運用の結果、当期の業績として、営業収益2,220百万円、営業利益914百万円、経常利益703百万円、当期純利益701百万円を計上しました。

分配金については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。）第67条の15の適用により、利益分配金の最大額が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額を分配することとし、この結果投資口1口当たりの分配金は4,035円となりました。

□. 今後の運用方針及び対処すべき課題

a. 投資環境

次期の日本経済は、米国の金融引き締め、中国をはじめとする新興国の経済減速等の懸念要因はあります。雇用・所得環境の改善や設備投資の増加といった主として内需要因を中心に、景気は引き続き緩やかな成長をしていくものと思われます。

不動産流通市場においては、供給面の品薄状態に加え、海外ファンド等の参入もあり、良質物件の取得環境はより一層厳しさが増していくものと見込まれるため、売買価格は引き続き高止まりの状態が続いているものと思われます。賃貸住宅市場においては、本投資法人が主要な投資対象としている首都圏をはじめとする大都市圏では引き続き安定した需要が見込まれるものと考えています。

b. 運用方針及び対処すべき課題

i. 外部成長戦略

本投資法人は、本資産運用会社と、スタートコーポレーション株式会社、スタートデベロップメント株式会社及びスタートアメニティー株式会社との間で各自締結したパイプラインサポート契約並びにスタートCAM株式会社との間で締結した物件情報提供契約等により構築されるスタートグループとの広範な協力関係に基づき、新たな優良投資用不動産の取得機会の拡大に努めます。今後、金融市場並びに不動産売買・流通市場の動向を慎重に見極めながら、中長期的に安定した収益の見込める良質な新築・築浅物件の取得の検討を行い、資産規模の拡大、ポートフォリオの質の向上を目指します。また、外部成長の経過において、一部小型物件や築年数が経過した物件等の売却も並行して検討します。

ii. 内部成長戦略

当期に引き続き、プロパティマネジメント会社であるスタートアメニティー株式会社、リーシング業務の再委託先であるスタートピタットハウス株式会社との緊密な連携のもと、高品質の管理サービスの提供により入居者の利便性、快適性の向上に努めるとともに、画一的な運用にとどまることなく、各エリアの不動産賃貸市場の動向、個別物件の特性に応じたきめ細かな運用を行うことにより、運用資産の収益・稼働率の向上と経費の削減を図ります。

c. 財務戦略等

本投資法人は、資産取得時の円滑な資金調達及びリファイナンスリスクの軽減を見据え、取引金融機関との良好な関係を継続していくとともに、必要に応じて取引金融機関の拡充、借入期間の長期化、返済期限の分散化及び金利の固定化を進めながら、財務基盤の一層の強化を目指します。

(ロ) 決算後に生じた重要な事実

該当事項はありません。

(参考情報)

資金の借入（借換）及び金利スワップ契約の締結

本投資法人は、平成21年11月19日付「融資基本合意書」（その後の変更及び貸付人の追加を含みます。）に基づき、平成27年11月24日に期限を迎えたタームローンL（株式会社あおぞら銀行、株式会社りそな銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、オリックス銀行株式会社、三井住友信託銀行株式会社、株式会社千葉銀行及び株式会社武蔵野銀行からの長期借入金1,318百万円）及びタームローンO（株式会社あおぞら銀行、株式会社りそな銀行、株式会社千葉銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社香川銀行及び株式会社みずほ銀行からの長期借入金2,393百万円）の返済の一部に充当するために以下のとおりタームローン2Aの借入を行いました。

タームローン2A (期間5年・変動金利)	
借 入 先	株式会社あおぞら銀行 株式会社りそな銀行 株式会社千葉銀行 株式会社武蔵野銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社香川銀行 株式会社三井住友銀行 オリックス銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社
借 入 金 額	3,700百万円
借 入 日	平成27年11月24日
元 本 返 済 期 日	平成32年11月24日
金 利 (注)	基準金利（全銀協1ヶ月日本円TIBOR）+0.79%
利 払 期 日	平成27年11月末日を初回として、以降毎月末日（各当該日が営業日でない場合はその前営業日）並びに元本返済期日
元 本 返 済 方 法	期限一括返済
担 保 の 有 無	無担保
保 証 の 有 無	無保証

(注)利払期日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、各利払期日の直前の利払期日（初回は借入実行日）の2営業日前における全銀協1ヶ月日本円TIBORです。

また、本投資法人は上記借入金タームローン2Aについて金利上昇リスクをヘッジするため、下記のとおり金利スワップ契約を締結しました。

金利スワップ契約

相手先 株式会社りそな銀行

想定元本 3,700百万円

金利等 固定支払金利 0.990%

変動受取金利 基準金利（全銀協1ヶ月日本円TIBOR）+0.79% (注)

開始日 平成27年11月24日

終了日 平成32年11月24日

支払日 平成27年11月末日を初回として、以降毎月末日（各当該日が営業日でない場合はその前営業日）並びに終了日

(注)本金利スワップ契約締結により、タームローン2Aに係る金利は実質的に0.990%で固定されます。

(2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

① 投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、中長期にわたり運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）第105条第1号へに定める不動産等資産をいいます。）に投資して運用を行うことを基本方針としています（規約第26条）。

本投資法人は、かかる基本方針のもと、主として特定資産のうち後記「2 投資方針 （2）投資対象 ① 投資対象とする資産の種類」に記載する不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資して運用をすることを目的とします。

② 投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき資産を主として特定資産に投資して運用することを目的とします。

本投資法人の投資口を表示する投資証券（以下「本投資証券」といいます。）は、投資主の請求による払戻しが認められないクローズド・エンド型です（規約第7条）。本投資法人の資産運用は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。）上の金融商品取引業者である本資産運用会社にすべて委託してこれを行います。

（注1）投資法人に関する法的枠組みは、大要以下のとおりです。

投資法人は、金融商品取引業者等の一定の資格を有する設立企画人により設立されます。投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければなりません。規約とは、株式会社における定款に相当するものであり、投資法人の商号、発行可能投資口の総口数、資産運用の対象及び方針、金銭の分配の方針等を規定する投資法人の根本規則です。投資法人は、かかる規約に沿って運営されます。なお、規約は、投資法人の成立後には、投資主総会の特別決議により変更することができます。

投資法人は、投資口を発行して、投資家より出資を受けます。投資口を有する者を投資主といい、投資主は、投資主総会を通じて、投資法人の意思決定に参画できるほか、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利とは必ずしも同一ではありません。

投資法人の業務の執行は、執行役員により行われます。執行役員は、投資法人を代表します。また、執行役員の職務の執行を監督する機関として、監督役員が存在します。すべての執行役員と監督役員は、役員会を構成し、かかる役員会は、執行役員の一定の重要な職務の執行に対する承認、計算書類等（金銭の分配に係る計算書を含みます。）の承認等、投資法人の業務の執行に係る重要な意思決定を行います。さらに、投資法人には、会計監査を行う者として、会計監査人が存在します。これらの執行役員、監督役員及び会計監査人は、いずれも投資主総会の決議によって選任されます。本投資法人の投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人については、後記「（4）投資法人の機構 ① 投資法人の統治に関する事項」をご参照下さい。

投資法人は、規約に定める額を限度として、借入を行うことができるほか、投資主の請求により投資口の払戻しをしない旨を規約に定めたクローズド・エンド型の投資法人の場合には、規約に定める額を限度として、投資法人債を発行することもできます。

投資法人は、投資口及び投資法人債の発行による手取金並びに借入金を、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、運用します。なお、投資法人がこのような資産の運用を行うためには、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります（以下、この登録を受けた投資法人を「登録投資法人」といいます。）。本投資法人の資産運用の対象及び方針については、後記「2 投資方針（1）投資方針及び（2）投資対象」をご参照下さい。

投資法人は、投資主に対して、規約で定めた金銭の分配の方針に従って、金銭の分配を行います。本投資法人の投資主に対する分配方針については、後記「2 投資方針（3）分配方針」をご参照下さい。

登録投資法人は、投信法上の資産運用会社（内閣総理大臣の登録を受けた金融商品取引業者（投資運用業を行うものに限り、信託会社を除きます。））にその資産の運用に係る業務を委託しなければなりません。また、登録投資法人は、信託銀行等の一定の資格を有する資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければなりません。さらに、投資法人は、一般事務受託者に投資口及び投資法人債の募集に関する事務、投資主名簿の作成及び備置等に関する事務その他の事務を委託しなければなりません。本投資法人の資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者については、後記「（3）投資法人の仕組み」をご参照下さい。

（注2）本投資法人の投資口は、振替投資口（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。以下「社債株式等振替法」といいます。）第226条第1項に定める意味を有します。以下同じです。また、振替投資口である本投資法人の投資口を以下「本振替投資口」といいます。）です。本振替投資口については、本投資法人は投資証券を発行することができず、権利の帰属は振替口座簿の記載又は記録により定まります（社債株式等振替法第226条第1項、第227条第1項）。

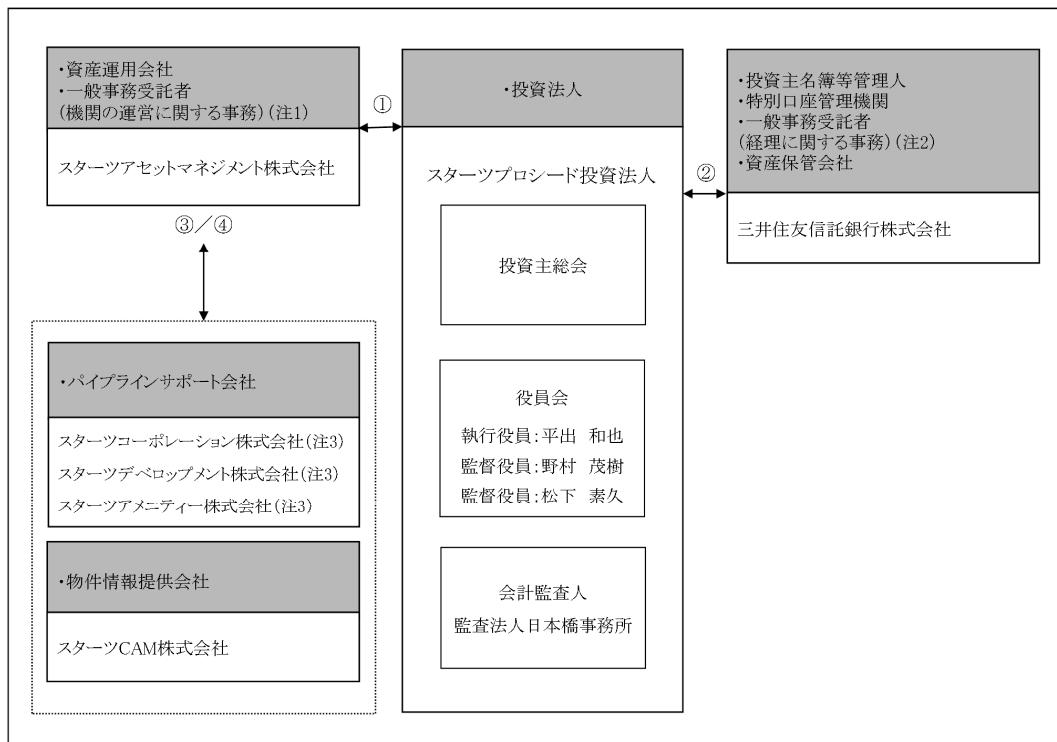
本書の本文中において、「投資証券」と記載している箇所もありますが、特に断りのない限り「投資口」又は「振替投資口」と同義にて使用しています。

また、本投資法人が発行する投資法人債は、振替投資法人債（社債株式等振替法第116条に定める意味を有します。以下同じです。）です。

(3) 【投資法人の仕組み】

① 本投資法人の仕組図

本投資法人の関係法人、その他の関係者の名称及び関係業務の内容は以下の図のとおりです。



番号	契約名
①	資産運用委託契約／一般事務委託契約（機関の運営に関する事務）
②	投資主名簿等管理人委託契約／特別口座の管理に関する契約／一般事務委託契約（経理に関する事務）／資産保管業務委託契約
③	パイプラインサポート契約
④	物件情報提供契約

(注1) 機関の運営に関する事務とは、投資主総会及び役員会に係る議事録の作成に関する事務をいいます。以下同じです。

(注2) 経理に関する事務とは、計算に関する事務、会計帳簿等の作成に関する事務及び納税に関する事務をいいます。以下同じです。

(注3) スターツコープレーション株式会社、スターツデベロップメント株式会社及びスターツアメニティー株式会社は、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号、その後の改正を含みます。）第12条第3項に定める特定関係法人に該当します。

② 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容

運営上の役割	名称	関係業務の内容
投資法人	スタートプロシード投資法人	規約に基づき、投資主より払い込まれた資金等を、主として不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産に投資することにより運用を行います。
資産運用会社 ／一般事務受託者 (機関の運営に関する事務)	スタートアセットマネジメント 株式会社	<p>平成17年5月6日付で資産運用委託契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の資産運用会社として、同契約に基づき、本投資法人の規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、資産の運用に係る業務を行います。</p> <p>本資産運用会社に委託された業務の内容は、①資産の運用に係る業務、②資金調達に係る業務、③本投資法人への報告業務、④その他本投資法人が隨時委託する上記①乃至③に関連し又は付随する業務、及び⑤行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、その後の改正を含みます。以下「番号法」といいます。）に係る個人番号関係事務等です。</p> <p>さらに平成20年7月1日付で機関運営に係る一般事務委託契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第4号及び第6号。但し、投資法人債に関する事務を除きます。）として、同契約に基づき、本投資法人の機関の運営に関する事務を行います。</p>
一般事務受託者 (経理に関する事務) ／資産保管会社 ／投資主名簿等管理人 ／特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社	<p>平成17年5月2日付で一般事務委託契約及び資産保管業務委託契約を、平成21年1月5日付で投資主名簿等管理人委託契約（平成17年5月2日付で締結した名義書換事務委託契約を全面的に改訂したものです。）を、平成21年1月5日付で特別口座の管理に関する契約をそれぞれ本投資法人との間で締結しています。</p> <p>投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第5号及び第6号。但し、投資法人債に関する事務を除きます。）として、一般事務委託契約に基づき、①計算に関する事務、②会計帳簿の作成に関する事務及び③納税に関する事務を行います。</p> <p>また、投信法上の資産保管会社（投信法第208条第1項）として、資産保管業務委託契約に基づき、本投資法人の保有する資産の保管に係る業務を行います。</p> <p>さらに、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号。但し、投資法人債に関する事務を除きます。）として、投資主名簿等管理人委託契約に基づき、①投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務、②本投資口の発行に関する事務、③投資主に対して分配をする金銭の支払いに関する事務、④投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務及び⑤番号法に係る個人番号関係事務等を行います。また、特別口座の管理に関する契約に基づき、特別口座の取扱いに関する事務（番号法に係る個人番号関係事務等を含みます。）を行います。</p>

運営上の役割	名称	関係業務の内容
特定関係法人（本資産運用会社の親会社） ／パイプラインサポート会社	スターツコーポレーション 株式会社	<p>本資産運用会社の親会社であり、また、本投資法人の保有資産の一部の前信託受益者です。</p> <p>平成21年9月28日付でパイプラインサポート契約を本資産運用会社との間で締結しています。</p> <p>その詳細については、後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② 成長方針 ロ. 外部成長戦略 b. スターツグループとの協力関係による外部成長戦略」をご参照下さい。</p>
特定関係法人（本資産運用会社の利害関係人等のうち、金融商品取引法施行令第29条の3第3項第2号の取引を行い、又は行った法人） ／パイプラインサポート会社	スターツデベロップメント 株式会社	<p>本投資法人の保有資産の一部の前信託受益者です（第20期末日（平成27年10月31日）から過去3年間ににおいて本投資法人との間で不動産等を信託する信託の受益権の取得及び譲渡の取引を行っており、係る取引の対価として本投資法人が支払い、及び受領した金額の合計額は、当該期間において本投資法人が不動産の取得及び譲渡の対価として支払い、及び受領した金額の合計額の20%以上に該当します。）。</p> <p>平成17年10月3日付でパイプラインサポート契約を本資産運用会社との間で締結しています。</p> <p>その詳細については、後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② 成長方針 ロ. 外部成長戦略 b. スターツグループとの協力関係による外部成長戦略」をご参照下さい。</p>
特定関係法人（本資産運用会社の利害関係人等のうち、金融商品取引法施行令第29条の3第3項第4号の取引を行い、又は行った法人） ／パイプラインサポート会社	スターツアメニティー株式会社	<p>本投資法人の保有資産の貸借人です（第20期末日（平成27年10月31日）から過去3年間ににおいて本投資法人及び信託受託者との間で不動産の貸借の取引を行っており、係る取引の対価として本投資法人及び信託受託者が支払い、及び受領した金額の合計額の一営業期間当たりの平均額は、第20期における本投資法人の営業収益の20%以上に該当します。）。</p> <p>また、本投資法人の保有資産の一部の前信託受益権者です。</p> <p>平成25年4月15日付でパイプラインサポート契約を本資産運用会社との間で締結しています。</p> <p>その詳細については、後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② 成長方針 ロ. 外部成長戦略 b. スターツグループとの協力関係による外部成長戦略」をご参照下さい。</p>

③ 上記以外の本投資法人の主な関係者

運営上の役割	名称	関係業務の内容
物件情報提供会社	スターツCAM株式会社	<p>平成17年10月3日付で物件情報提供契約を本資産運用会社との間で締結しています。</p> <p>その詳細については、後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② 成長方針 ロ. 外部成長戦略 b. スターツグループとの協力関係による外部成長戦略」をご参照下さい。</p>

(4) 【投資法人の機構】

① 投資法人の統治に関する事項

イ. 投資法人の機関の内容

本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は3名以内（但し、執行役員の数に1を加えた数以上）とします（規約第17条、投信法第95条第2号）。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名、すべての執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。

a. 投資主総会（規約第3章）

i. 投信法又は規約により定められた本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます（投信法第89条）。投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います（規約第12条）が、規約の変更（投信法第93条の2第2項第3号、第140条）等、一定の重要な事項については、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければなりません（投信法第93条の2第2項）。但し、投資主が投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。また、賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第93条第1項、第3項、規約第14条）。

ii. 本投資法人の投資主総会は、東京都区内のいずれかにおいて開催されます（規約第10条第1項）。なお、本投資法人の投資主総会は、平成28年12月20日及びその日以後、遅滞なく招集され、以降、隔年毎の12月20日及びその日以後遅滞なく招集されます（規約第10条第2項）。また、法令に別段の定めがある場合その他必要がある場合に随時招集されます（規約第10条第3項）。

iii. 本投資法人の資産運用の対象及び方針は、本投資法人の規約に定められています（規約第5章）。規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合には、前記のとおり投資主総会の決議による規約の変更が必要となります。

iv. 本投資法人は、本資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています。本資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります（投信法第205条）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第206条第1項）。

b. 執行役員、監督役員及び役員会

i. 執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています（投信法第109条第1項、第5項、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第349条第4項）。但し、本資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管業務委託契約の締結その他投信法に定められた一定の職務について、役員会の承認を得なければなりません（投信法第109条第2項）。

ii. 監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています。また、監督役員は、いつでも、執行役員、一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社に対して投資法人の業務及び財産の状況に関する報告を求め、又は必要な調査をすることができます（投信法第111条第1項、第2項）。更に、監督役員は、執行役員が投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該投資法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該執行役員に対し、当該行為をやめることを請求することができます（投信法第111条第3項、会社法第385条第1項）。

iii. 役員会は、一定の職務執行に関する前記の承認権限を有するほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています（投信法第114条第1項）。

役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行います（投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第21条）。

投信法の規定（投信法第115条第1項、会社法第369条第2項）において、決議について特別の利害関係を有する執行役員又は監督役員は決議に参加することができないこと及びその場合には当該執行役員又は監督役員の数はその決議の定足数算定の基礎に算入しないことが定められています。

執行役員又は監督役員は、その任務を怠つたときは、投資法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負いますが（投信法第115条の6第1項）、本投資法人は、投信法の規定（投信法第115条の6第7項）により、役員会の決議により、前記賠償責任を法令の限度において免除することができることを規約に定めています（規約第24条）。

c. 会計監査人

- i. 会計監査人は、投資主総会の決議によって選任されます（投信法第96条、規約第37条）。
- ii. 本投資法人は、監査法人日本橋事務所を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監督役員に報告しなければならないとの義務を負うほか、法令で定める職務を行います（投信法第115条の2、第115条の3、第115条の4）。
- iii. 会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、投資主総会において別段の決議がなされなかつたときは、その投資主総会において再任されたものとみなされます（投信法第103条、規約第39条）。

ロ. 内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続き

本投資法人の役員会は、すべての執行役員及び監督役員により構成されています。役員会は、本投資法人の役員会規程では、必要があるときに随時開催し、また、執行役員は、3ヶ月に1回以上、業務の執行状況を報告しなければならないと定めていますが、実際には1ヶ月に1回程度の頻度で開催しています。役員会においては、投信法及び規約に定める承認・決議事項に加え、執行役員から職務の執行の状況が報告されます。この報告を通じ、本資産運用会社又はその利害関係人から独立した地位にある監督役員は的確に情報を入手し、執行役員の職務執行状況を監督できる体制を維持しています。

監督役員は、役員会における承認・報告等の手続きを通じ、本投資法人の業務及び財産の状況を把握し、必要であれば、執行役員、一般事務受託者、本資産運用会社及び資産保管会社に対して報告を求め、又は必要な調査を実施し、執行役員の職務の執行を監督しています。

本書の日付現在、監督役員には、外部の専門性を有した有識者として弁護士1名、公認会計士1名の計2名が選任されており、各監督役員は、これまでの実務経験を活かした専門的見地から監督を行っています。

ハ. 内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携

各監督役員は、前記「ロ. 内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続き」に記載の手続きを通して、執行役員の職務の執行を監督します。また、監督役員は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めるすることができます。

会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、上記監督役員から求められた報告に対する回答、及び、その職務を行うに際して執行役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監督役員に報告しなければならないとの義務を負っており、これらを通じて監督役員との相互連携を図っています。

ニ. 投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

a. 資産運用会社

本投資法人は、資産運用会社たる本資産運用会社との間の平成17年5月6日付資産運用委託契約に基づき、本資産運用会社に対して、委託業務についての報告を求め、また、本資産運用会社が本投資法人のために保管する帳簿及び記録類について必要な調査を行うなどの管理を行っています。

b. 一般事務受託者

本投資法人は、一般事務受託者たる三井住友信託銀行株式会社との間の平成17年5月2日付一般事務委託契約、平成21年1月5日付投資主名簿等管理人委託契約及び同日付特別口座の管理に関する契約、並びに本資産運用会社との間の平成20年7月1日付機関運営に係る一般事務委託契約に基づき、それぞれ委託事務の処理状況などの報告を求め、また、委託事務に関する書類の調査を行うなどの管理を行っています。

c. 資産保管会社

本投資法人は、資産保管会社たる三井住友信託銀行株式会社との間の平成17年5月2日付資産保管業務委託契約に基づき、保管状況及び預金口座についての報告を求めるなどの管理を行っています。

d. その他の関係法人

本投資法人は、本資産運用会社を通じて、その業務の状況等を把握できるように努めています。

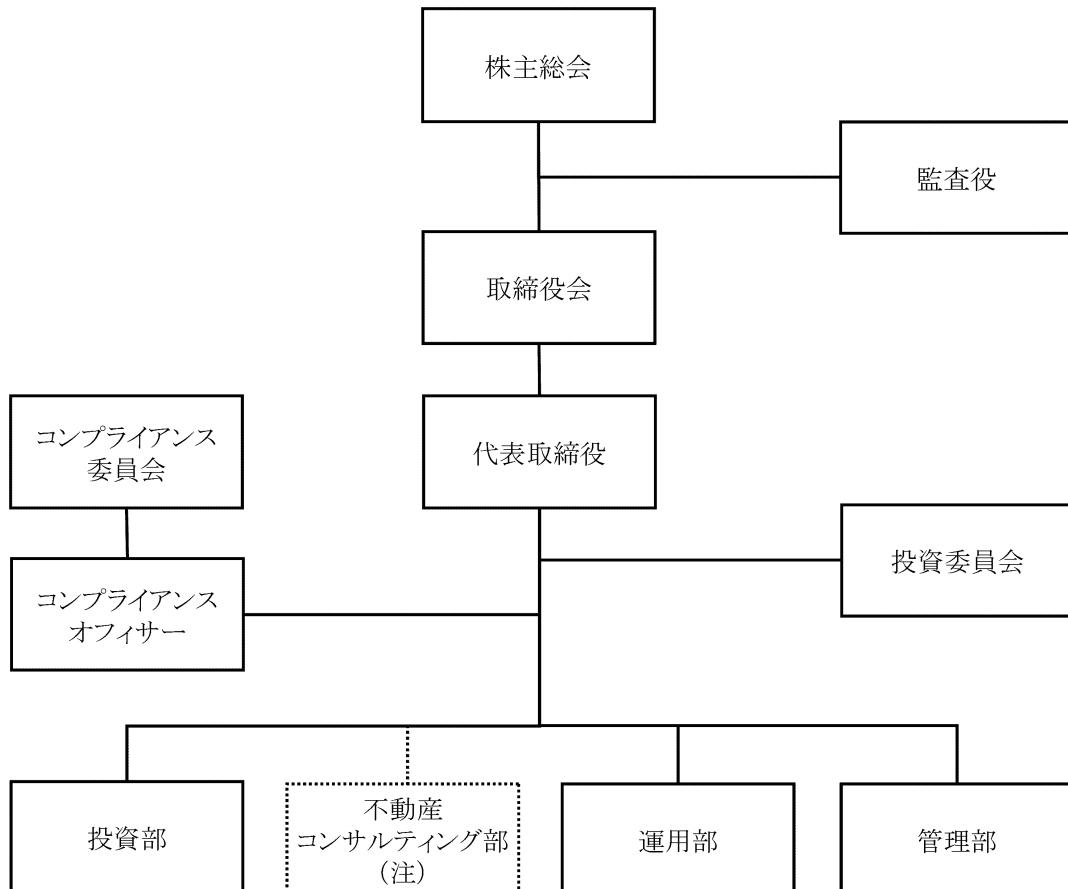
② 投資法人の運用体制

前記のとおり、本投資法人の資産運用は、本資産運用会社に委託して行います。

本資産運用会社は、本投資法人の資産運用にあたり、以下の概要の運用体制（組織、業務分掌体制及び運用の意思決定機構等）を構築しています。

イ. 組織

本資産運用会社の組織図は以下のとおりです。



本資産運用会社は、かかる組織体制において、本投資法人より委託を受けた資産運用業務を行います。本資産運用会社は、投資方針、運用資産の取得・譲渡、運用資産の管理運営計画等を審議するための会議体として投資委員会を設置しています。また、コンプライアンスを担当する機関としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスオフィサーを議長として、コンプライアンスにかかる重要事項につき法令等遵守状況（後記「ニ. コンプライアンスオフィサー b. 権限」において定義されます。以下同じです。）を確認します。資産運用業務は、投資部、運用部及び管理部の分掌によって実施されています。

(注)本資産運用会社は、本投資法人の運用に係る投資運用業とは別に不動産コンサルティング業務を兼業しています。同業務については、金融商品取引法第35条第4項の規定に基づきその他業務として本資産運用会社が金融庁に申請を行い、平成22年9月30日に承認を受けています。なお、以下においては、本投資法人の資産運用に関する事項に限ってのみ記載しています。

四. 本資産運用会社の各部の業務の概要

組織	業務の概略
投資部	<ul style="list-style-type: none"> ・運用方針・計画案策定（年度・中長期） ・運用資産のストラクチャー組成関連業務 ・余資の運用方針・計画案策定 ・ファイナンス方針・計画案策定（年度・中長期） ・運用資産の取得計画案策定 ・運用資産の譲渡計画案策定
運用部	<ul style="list-style-type: none"> ・運用資産の管理運営計画案策定及び実行 ・運用資産の取得計画の実行、諸契約締結及び実績の報告 ・運用資産の譲渡計画の実行、諸契約締結及び実績の報告 ・マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定及び契約締結 ・大規模修繕計画案策定及び工事発注の実行 ・配当方針・計画案策定 ・運用資産の資産管理計画案策定 ・市場動向調査 ・運用資産ポートフォリオの評価
管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・年度経理方針・予算策定 ・経理及び出納 ・年度人事方針・計画策定、人事 ・広報業務 ・情報開示（IR）業務 ・自社の株主総会・取締役会運営 ・行政機関への定例報告及び届出 ・規程の改廃に係る業務 ・情報システム機器の運用、保全及び管理 ・苦情・紛争に関する窓口及びその対処 ・法務に関する業務 ・監督官庁、税務官署、各種協会その他諸団体対応 ・配当方針・計画の実行 ・投資口に関する業務 ・投資法人債発行・償還に伴う業務 ・運用資産の資産管理計画の実行 ・余資の運用方針・計画の実行 ・運用資産の資産保管会社・証券代行業者の選定及び契約締結 ・募集取扱い会社対応業務 ・大規模修繕計画実行に伴う費用等の支払いの実行 ・法人関係情報の管理 ・投資法人の機関の運営に関する事務

ハ. 委員会

本資産運用会社には、投資委員会及びコンプライアンス委員会が設置されており、その概要は以下のとおりです。

a. 投資委員会

i. 構成員

投資部長（議長）、運用部長、管理部長、外部専門家（弁護士等）及びコンプライアンスオフィサー（構成員に取締役がいない場合には、このほかに代表取締役を除いた取締役の中から少なくとも1名を構成員として選任します。）

なお、投資委員会においては、外部専門家（弁護士等）及びコンプライアンスオフィサーの各々が議案承認において拒否権を有していること、本資産運用会社の代表取締役が構成員とならないこと等により、組織としての独立性を確保しています。

ii. 開催時期

下記審議項目について重要な決議事項が生じたと議長が判断、若しくは関係各部より請求があった場合、議長を招集権者として開催されます。

iii. 審議項目

投資委員会では、運用資産の運用に関する下記の事項について審議及び法令等遵守状況の確認を行います。

- ・運用方針策定

- ・運用資産の取得・譲渡

- ・ファイナンス方針策定

- ・運用資産の管理運営計画策定

- ・マスターリース会社・プロパティマネジメント会社の選定・リーシング会社への再委託の承認

- ・大規模修繕の計画策定

- ・配当方針・計画策定

- ・情報開示（IR）方針・計画策定

- ・運用業務に関する諸規程の改廃

iv. 審議方法

コンプライアンスオフィサー及び外部専門家1名を含む委員の3分の2以上が出席し、コンプライアンスオフィサー及び外部専門家が賛成し、かつ出席委員の3分の2以上の賛成により決議されます。

b. コンプライアンス委員会

i. 構成員

コンプライアンスオフィサー（議長）、投資部長、運用部長、管理部長（構成員に取締役がいない場合には、このほかに代表取締役を除いた取締役の中から少なくとも1名を構成員として選任します。）

なお、コンプライアンス委員会においては、コンプライアンスオフィサーが議案承認において拒否権を有していること、本資産運用会社の代表取締役が構成員とならないこと等により、組織としての独立性を確保しています。

ii. 開催時期

下記審議項目について重要な決議事項が生じたと議長が判断、若しくは関係各部より請求があった場合、議長を招集権者として開催されます。

iii. 審議項目

コンプライアンス委員会では、運用資産の運用に関する下記の事項について法令等遵守状況の確認を行います。

(a) 関連会社等との取引

- (イ) 関連会社等からの特定資産の取得

- (ロ) 関連会社等への特定資産の譲渡

- (ハ) 関連会社等へのマスターリース業務の委託

- (ニ) 関連会社等へのプロパティマネジメント業務の委託

- (ホ) 上記プロパティマネジメント業務の委託のうちリーシング業務の関連会社等への再委託の承認

- (ヘ) 関連会社等への大規模修繕工事の発注

- (ト) 関連会社等による投資法人債の引受け

- (チ) 関連会社等による投資口の引受け及び募集

- (リ) 関連会社等への信託業務の委託

- (ヌ) 上記(ハ)乃至(ヘ)以外の資産運用関連付随業務の委託

- (ル) その他上記各項目に類する取引

- (b) 関連会社等以外との取引
 - (イ) マスターリース業務の委託
 - (ロ) プロパティマネジメント業務の委託
 - (ハ) プロパティマネジメント業務のうち、リーシング業務の再委託
- (ニ) 大規模修繕工事の発注
 - (ホ) 上記(イ)乃至(ニ)以外の資産運用関連付随業務の委託
 - (ヘ) その他上記各項目に類する取引

(c) 上記以外に、コンプライアンスオフィサーが必要と判断した事項

iv. 審議方法

コンプライアンスオフィサーを含む委員の3分の2以上が出席し、コンプライアンスオフィサーが賛成し、かつ出席委員の3分の2以上の賛成により決議されます。

ニ. コンプライアンスオフィサー

a. 選任方法

コンプライアンスオフィサーは、取締役会で任命・解任されます。またその職責の重大性に鑑み、コンプライアンスオフィサーは、コンプライアンス業務に専任して業務に従事するものとします。また、コンプライアンスオフィサーには、法令・規範の遵守のための十分な審査・監督能力を有する人材が選任されます。

b. 権限

コンプライアンスオフィサーは、各部における業務の内部監査及び法令その他規制の遵守状況の監督指導、各会議体における方針決定事項並びに契約書、規約、報告書、資料、広告宣伝物等に関する法令その他規制の遵守状況（以下「法令等遵守状況」といいます。）の内部監査を実施する権限を有します。かかる権限に基づき法令等遵守状況を確認し、法令等遵守状況に問題がある場合は、関連部署に改善命令を出す権限を有します。また、運用資産の運用にかかる案件につき、投資委員会に諮問する前に、法令等遵守状況を検討したうえで、当該案件を承認又は棄却する権限を有します。また、コンプライアンスオフィサーは前記の定めに従い、コンプライアンス委員会を招集し、運用資産に関する法令等遵守状況の確認を行うことができます。

ホ. 本資産運用会社の意思決定プロセス

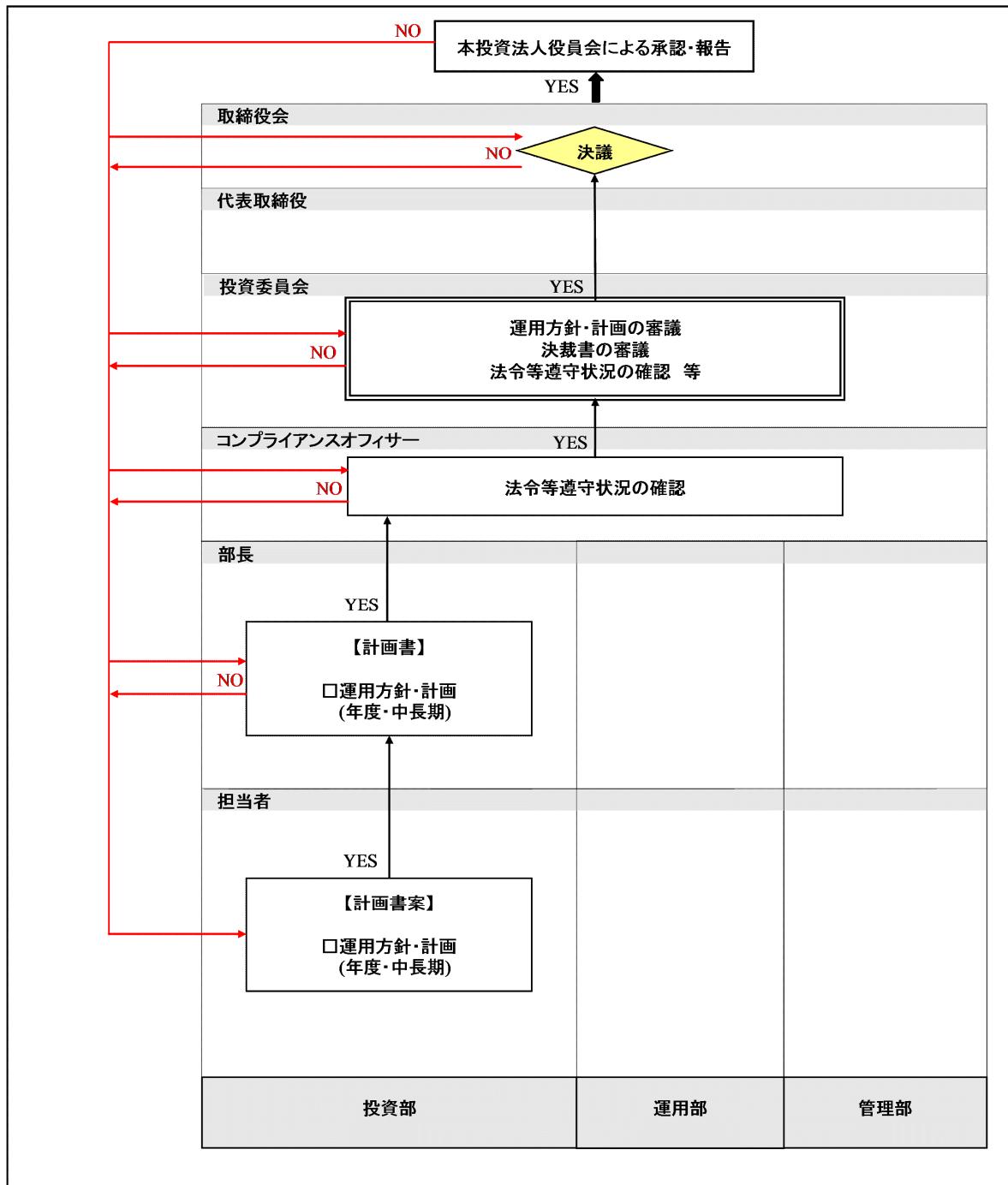
運用資産の運用にかかる決定を行うための決裁書案の作成・提出から議決までのプロセスは、以下のとおりです。

a. 年度・中長期運用方針・計画の策定に関するプロセス

- i. 投資部は運用方針・計画案を作成し、投資部長に提出します。
- ii. 投資部長は運用方針・計画を起案し、コンプライアンスオフィサーに提出します。
- iii. コンプライアンスオフィサーは運用方針・計画について法令等遵守状況の確認を行い、投資委員会に提出します。
- iv. 投資委員会は運用方針・計画及び法的な検討の結果について審議並びに法令等遵守状況の確認を行い、取締役会に提出します。なお、投資委員会での審議方法については、前記「ハ. 委員会 a. 投資委員会 iv. 審議方法」をご参照下さい。
- v. 取締役会は運用方針・計画について決議を行います。運用方針・計画は、取締役会の決議により成立します。投資部長及び運用部長は、運用実績を年4回取締役会へ報告します。

（フローチャート① 「年度・中長期運用方針・計画策定フローチャート」をご参照下さい。）

フローチャート① 「年度・中長期運用方針・計画策定フローチャート（運用ガイドラインを含みます。）」



b. 運用資産取得の意思決定プロセス

<通常の取引>

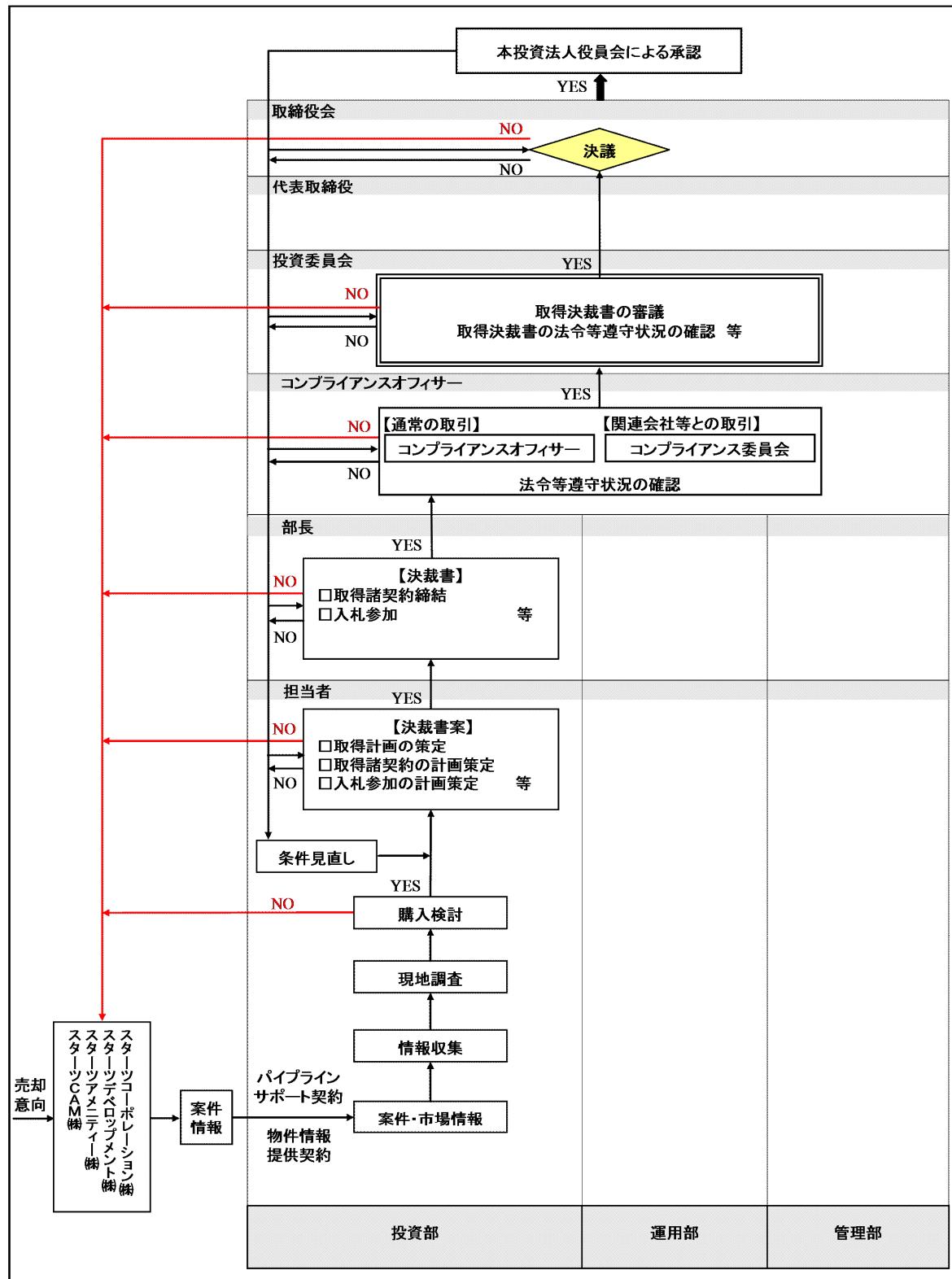
- i. 運用資産の年度・中長期運用方針・計画に基づき、投資部は取得検討の対象となっている運用資産（以下「取得対象運用資産」といいます。）に関する情報を収集したうえで、現地調査を行います。また、取得対象運用資産の購入検討の過程においては、外部の専門家の調査報告や助言を得ながら、デューデリジェンス（不動産鑑定評価書、建物状況調査報告書・地震リスク診断報告書及びマーケットレポート等による分析評価）を行い、法令等遵守状況や収益性を検証します。
- ii. 投資部は、取得対象運用資産の取得が運用資産の年度・中長期運用方針・計画に合致すると判断した場合、取得決裁書案の作成を行い、不動産鑑定評価書等必要な書類を添付して、投資部長に提出します。なお、その際、取得対象運用資産の取得価格については、利害関係者でない不動産鑑定士から不動産鑑定評価書をあらかじめ取得することとし、当該不動産鑑定評価額以下の価格とすることとしています。
- iii. 投資部長は、取得対象運用資産の詳細を記載した運用資産の取得決裁書を起案し、コンプライアンスオフィサーに提出します。コンプライアンスオフィサーは法令等遵守状況の確認を行い、投資委員会に提出します。
- iv. 投資委員会は、取得決裁書についての審議及び法令等遵守状況の確認を行い、取締役会に提出します。なお、投資委員会での審議方法については、前記「ハ. 委員会 a. 投資委員会 iv. 審議方法」をご参照下さい。
- v. 取締役会は取得対象運用資産の取得について決議を行います。取得決裁書は、取締役会の決議をもって成立し、投資法人役員会へ議案として提出されます。
- vi. 投資法人の役員会は、取得対象運用資産の取得の承認決議を行います。役員会の決議は、構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行います。

<関連会社等との取引>

- i. 運用資産の年度・中長期運用方針・計画に基づき、投資部は取得対象運用資産に関する情報を収集したうえで、現地調査を行います。また、取得対象運用資産の購入検討の過程においては、外部の専門家の調査報告や助言を得ながら、デューデリジェンス（不動産鑑定評価書、建物状況調査報告書・地震リスク診断報告書及びマーケットレポート等による分析評価）を行い、法令等遵守状況や収益性を検証します。
- ii. 投資部は、取得対象運用資産の取得が運用資産の年度・中長期運用方針・計画に合致すると判断した場合、取得決裁書案の作成を行い、不動産鑑定評価書等必要な書類を添付して、投資部長に提出します。なお、その際、取得対象運用資産の取得価格については、利害関係者でない不動産鑑定士から不動産鑑定評価書をあらかじめ取得することとし、当該不動産鑑定評価額以下の価格とすることとしています。
- iii. 投資部長は、取得対象運用資産の詳細を記載した運用資産の取得決裁書を起案し、コンプライアンスオフィサーに提出します。コンプライアンスオフィサーは、関連会社等との取引であることを確認し、コンプライアンス委員会を招集します。
- iv. コンプライアンス委員会は、取得決裁書について法令等遵守状況の確認を行い、取得対象運用資産の取得に係る関連会社等との取引について審議を行ったうえで、投資委員会に提出します。なお、コンプライアンス委員会での審議方法については、前記「ハ. 委員会 b. コンプライアンス委員会 iv. 審議方法」をご参照下さい。
- v. 投資委員会は、取得決裁書についての審議及び法令等遵守状況の確認を行い、取締役会に提出します。なお、投資委員会での審議方法については、前記「ハ. 委員会 a. 投資委員会 iv. 審議方法」をご参照下さい。
- vi. 取締役会は取得対象運用資産の取得について決議を行います。取得決裁書は、取締役会の決議をもって成立し、投資法人役員会へ議案として提出されます。
- vii. 投資法人の役員会は、取得対象運用資産の取得の承認決議を行います。役員会の決議は、構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行います。

(フローチャート② 「運用資産取得の意思決定フローチャート」をご参照下さい。)

フローチャート② 「運用資産取得の意思決定フローチャート」



c. 運用資産譲渡の意思決定プロセス

<通常の取引>

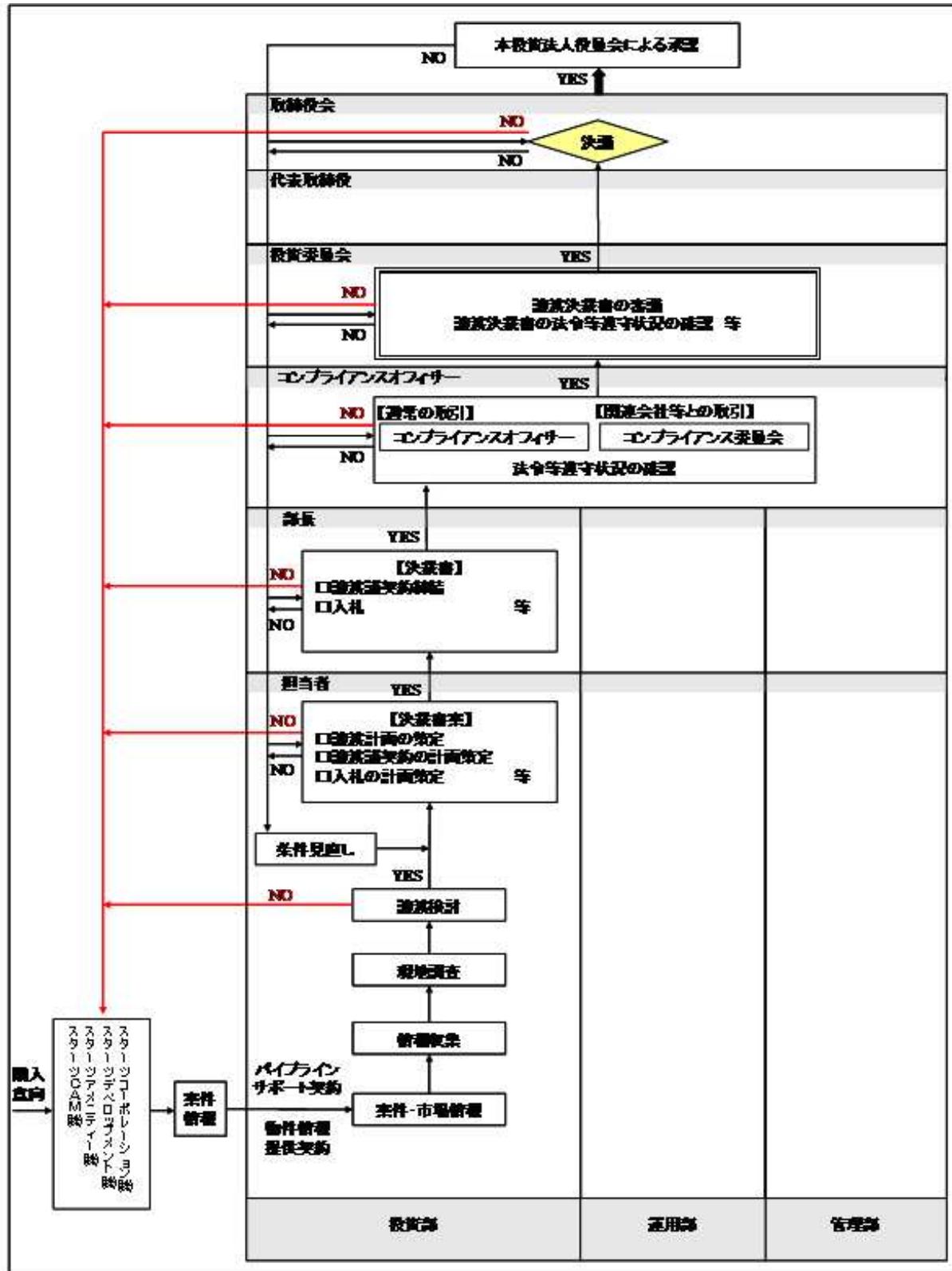
- i. 運用資産の譲渡検討の過程においては、外部の専門家の調査報告や助言を得ながら、不動産鑑定評価書やマーケットレポート等の分析を行い、法令等遵守状況や収益性を検証します。
- ii. 投資部は、譲渡検討の対象となっている運用資産（以下「譲渡対象運用資産」といいます。）の譲渡が運用資産の年度・中長期運用方針・計画に合致すると判断した場合、譲渡決裁書案の作成を行い、不動産鑑定評価書等必要な書類を添付して、投資部長に提出します。
- iii. 投資部長は、譲渡対象運用資産の詳細を記載した運用資産の譲渡決裁書を起案し、コンプライアンスオフィサーに提出します。コンプライアンスオフィサーは法令等遵守状況の確認を行い、投資委員会に提出します。
- iv. 投資委員会は、譲渡決裁書についての審議及び法令等遵守状況の確認を行い、取締役会に提出します。なお、投資委員会での審議方法については、前記「ハ. 委員会 a. 投資委員会 iv. 審議方法」をご参照下さい。
- v. 取締役会は譲渡対象運用資産の譲渡について決議を行います。譲渡決裁書は、取締役会の決議をもって成立し、投資法人役員会へ議案として提出されます。
- vi. 投資法人の役員会は、譲渡対象運用資産の譲渡の承認決議を行います。役員会の決議は、構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行います。

<関連会社等との取引>

- i. 譲渡対象運用資産の譲渡検討の過程においては、外部の専門家の調査報告や助言を得ながら、不動産鑑定評価書やマーケットレポート等の分析評価を行い、法令等遵守状況や収益性を検証します。
- ii. 投資部は、譲渡対象運用資産の譲渡が運用資産の年度・中長期運用方針・計画に合致すると判断した場合、譲渡決裁書案の作成を行い、不動産鑑定評価書等必要な書類を添付して投資部長に提出します。
- iii. 投資部長は、譲渡対象運用資産の詳細を記載した運用資産の譲渡決裁書を起案し、コンプライアンスオフィサーに提出します。コンプライアンスオフィサーは、関連会社等との取引であることを確認し、コンプライアンス委員会を招集します。
- iv. コンプライアンス委員会は、譲渡決裁書について法令等遵守状況の確認を行い、譲渡対象運用資産の譲渡に係る関連会社等との取引について審議を行ったうえで、投資委員会に提出します。なお、コンプライアンス委員会での審議方法については、前記「ハ. 委員会 b. コンプライアンス委員会 iv. 審議方法」をご参照下さい。
- v. 投資委員会は、譲渡決裁書についての審議及び法令等遵守状況の確認を行い、取締役会に提出します。なお、投資委員会での審議方法については、前記「ハ. 委員会 a. 投資委員会 iv. 審議方法」をご参照下さい。
- vi. 取締役会は譲渡対象運用資産の譲渡について決議を行います。譲渡決裁書は、取締役会の決議をもって成立し、投資法人役員会へ議案として提出されます。
- vii. 投資法人の役員会は、譲渡対象運用資産の譲渡の承認決議を行います。役員会の決議は、構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行います。

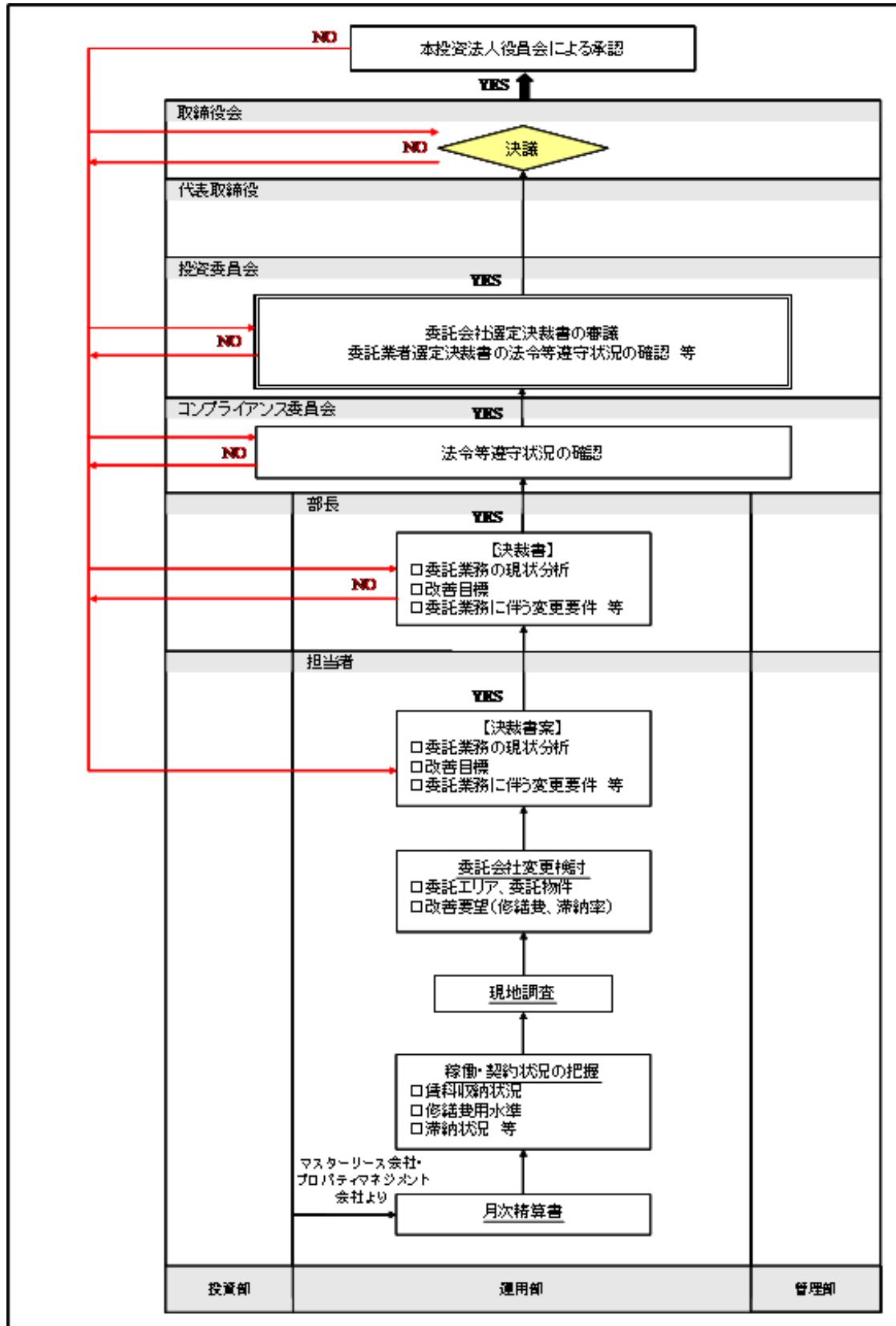
(フローチャート③ 「運用資産譲渡の意思決定フローチャート」をご参照下さい。)

フローチャート③ 「運用資産譲渡の意思決定フローチャート」

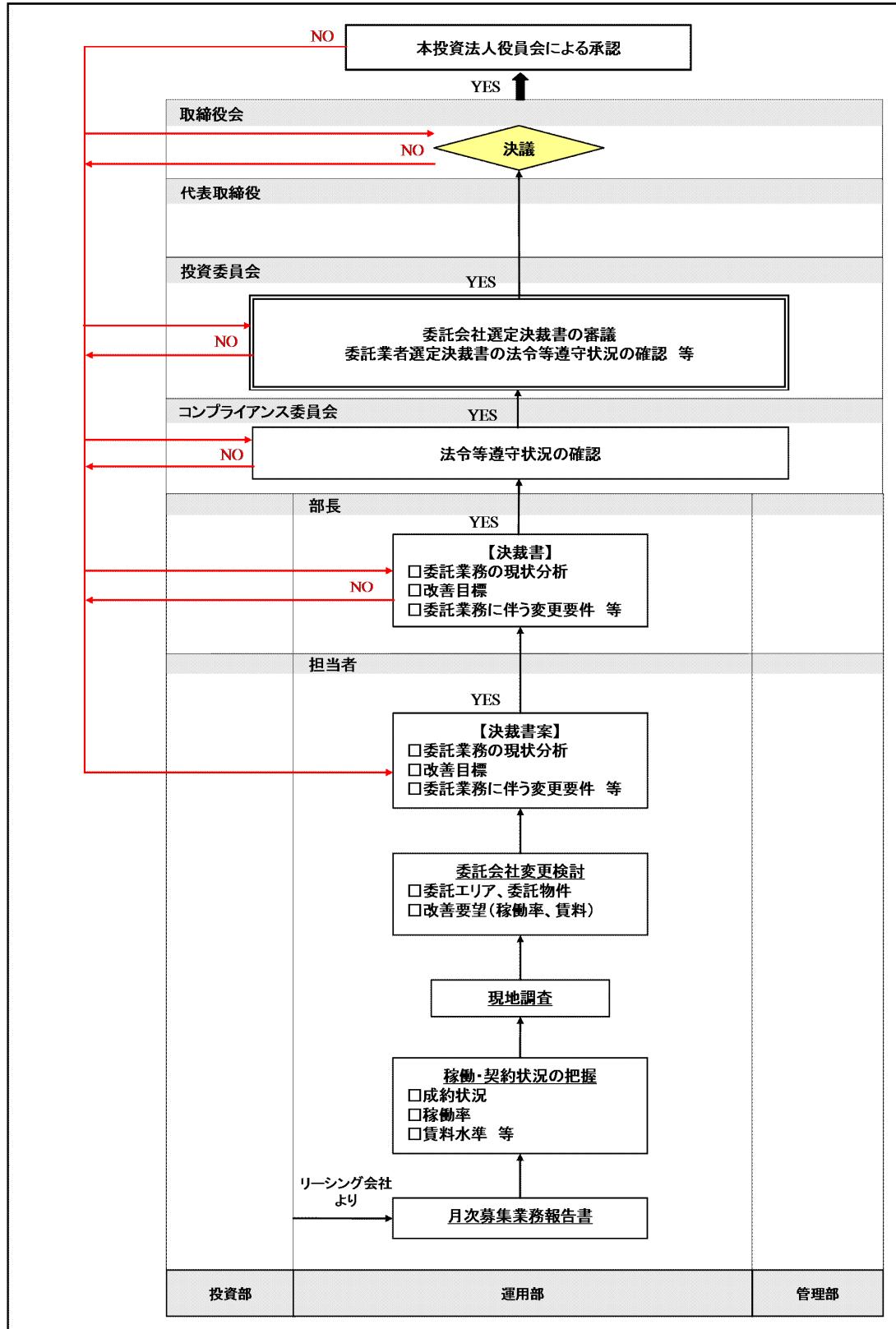


- d. マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定等のプロセス
 - i. マスターリース会社・プロパティマネジメント会社の選定及びプロパティマネジメント会社によるリーシング会社への再委託についての承認は、運用部が決裁書案を作成し、運用部長に提出します。なお、マスターリース会社・プロパティマネジメント会社の選定・リーシング会社への再委託の承認及びこれらの変更（以下「マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定等」といいます。）に際しては、本投資法人に対して最も有利となるような会社を、複数の候補の中から所定の手続に基づき選定・承認するものとします。また、選定又は再委託が承認されたマスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社との委託契約においてはあらかじめ契約期間を定め、契約の満了時には前記の手続を同様に行うものとします。
 - ii. 運用部長は、マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定等の詳細を記載した決裁書を起案し、コンプライアンスオフィサーに提出します。
 - iii. コンプライアンスオフィサーは、マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定等について、コンプライアンス委員会を招集します。コンプライアンス委員会はマスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定等の決裁書についての審議及び法令等遵守状況の確認を行い、投資委員会に提出します。なお、コンプライアンス委員会での審議方法については、前記「ハ. 委員会 b. コンプライアンス委員会 iv. 審議方法」をご参照下さい。
 - iv. 投資委員会は、マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定等の決裁書について審議及び法令等遵守状況の確認を行い、取締役会に提出します。なお、投資委員会での審議方法については、前記「ハ. 委員会 a. 投資委員会 iv. 審議方法」をご参照下さい。
 - v. 取締役会はマスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定等について決議を行います。マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定等の決裁書は、取締役会の決議をもって成立し、投資法人役員会へ議案として提出されます。
 - vi. 投資法人の役員会は、マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定等について承認決議を行います。役員会の決議は、構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行います。
- (フロー・チャート④ 「マスターリース会社・プロパティマネジメント会社の選定フロー・チャート」及び
フロー・チャート⑤ 「リーシング会社の承認フロー・チャート」をご参照下さい。)

フローチャート④ 「マスターリース会社・プロパティマネジメント会社の選定フローチャート」



フローチャート⑤ 「リーシング会社の承認フローチャート」



- e. 運用資産の管理運営・賃貸の計画策定プロセス
 - i. 運用資産の管理運営・賃貸の計画の策定は、運用部がプロパティマネジメント会社及びリーシング会社の作成した管理運営計画書を入手し、運用部にて管理運営計画案を作成し、運用部長に提出します。
 - ii. 運用部長は、管理運営の詳細を記載した運用資産の管理運営計画を起案し、コンプライアンスオフィサーに提出します。コンプライアンスオフィサーは運用資産の管理運営計画について法令等遵守状況の確認を行い、投資委員会に提出します。
 - iii. 投資委員会は、提出された管理運営計画及び法的な検討の結果について審議及び法令等遵守状況の確認を行い、取締役会に提出します。
 - iv. 取締役会は管理運営・賃貸の計画について決議を行います。管理運営計画は、取締役会の決議をもって成立します。

へ. 社内のコンプライアンス体制

a. コンプライアンスオフィサーの役割

本資産運用会社のコンプライアンスを統括する責任者として、コンプライアンスオフィサーを置き、コンプライアンスオフィサーはコンプライアンスに関する業務を担当します。コンプライアンスオフィサーは、以下の事項について企画、実行します。

- i. コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアルの作成及び改訂案の策定
- ii. コンプライアンス・プログラム案の策定とプログラムの進捗管理
- iii. コンプライアンスに関する教育、啓蒙に関する計画の策定、実行
- iv. コンプライアンス案件に対する判断
- v. コンプライアンス遵守状況に関する情報の収集と対応策の検討、関係者への報告
- vi. コンプライアンスに関する問題がある場合の改善指示
- vii. コンプライアンス違反等発生時の調査、事後対策の検討、指示
- viii. 関係当局、外部専門家（弁護士等）への対応

コンプライアンスオフィサーは、関係部長の了承を得て、関係部の担当者に上記各事項の企画、実行について補助を行わせることができます。

b. コンプライアンスの運営

i. コンプライアンスオフィサーへの報告

役職員は、業務執行にあたって以下の事項が発生した場合は、書面により速やかにコンプライアンスオフィサーに報告し、コンプライアンス面からの指示を仰がなければなりません。

- (a) 運用財産の運用として行った取引により本投資法人に損害が生じた案件
- (b) 法令諸規則等に反する行為が行われ、法的リスク・社会的リスクが顕在化している案件
- (c) 取引に際して法令諸規則等に関して明確でない事項が存在し、対応方法にかかる判断が必要な案件
- (d) 顧客等からの苦情
- (e) 顧客等との紛争
- (f) 顧客等からの照会等

ii. 報告事項への対処

コンプライアンスオフィサー又は代表取締役は、報告を受けた上記各報告事項について、コンプライアンス規程に従い以下のいずれかの措置を執ることがあります。

- (a) コンプライアンスオフィサーは、報告を受けた上記 i. (a) 該当事項については、事実関係等を調査・確認しコンプライアンス委員会及び取締役会に報告します。コンプライアンス委員会は当該案件の対応策について審議・決議を行い、代表取締役に提出し、代表取締役は当該提出に基づき対応策を決定します。但し、その対応策において事故による損失補てんの金額が100万円を超えるときその他その内容に照らし必要と認めるときは、代表取締役は取締役会を招集し、取締役会が審議・決議を行うものとします。
- (b) コンプライアンスオフィサーは、報告を受けた上記 i. (b) 乃至 (e) 該当事項のうち取締役会の審議・決議事項と判断されるものについては、速やかに代表取締役に報告し、代表取締役は当該案件について取締役会を招集し、取締役会が審議・決議を行います。またコンプライアンスオフィサーは、事後対策の状況についても取締役会に報告するものとします。
- (c) コンプライアンスオフィサーは、報告を受けた上記 i. (f) 該当事項のうち重要な事項については、速やかに代表取締役に報告するものとします。

c. モニタリング

コンプライアンスオフィサーは以下の状況について定期的（少なくとも半期毎）にモニタリングを実施します。

- i. 各部の業務遂行における法令諸規則等の遵守状況
- ii. コンプライアンス・プログラムの進捗状況

モニタリングの実施の結果について、コンプライアンスオフィサーは、本資産運用会社のコンプライアンス規程に従い、上記 b. の記載に準じて直ちに代表取締役、取締役会又は監査役に報告するものとします。

d. コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスオフィサーは、良好なコンプライアンス態勢を実現するために、本資産運用会社の事業年度毎にコンプライアンス実践のための年度計画として、コンプライアンス・プログラムを策定しなければなりません。

コンプライアンス・プログラムは、以下の事項を含むこととします。

- i. コンプライアンス・マニュアルの整備計画
- ii. 内部統制の実施計画（体制整備、法令諸規則等の遵守状況のモニタリング）
- iii. 教育・研修計画

e. 組織にかかる内部監査体制

i. 内部監査体制

内部監査はコンプライアンスオフィサーが統括・担当し、すべての組織及び職種を対象として行われます。

ii. 内部監査の内容

内部監査の内容は以下のとおりとし、コンプライアンスオフィサーが、年度監査方針・計画を定め、それに基づいて年度内の内部監査を実施します。

- (a) 各組織の業務及び運営が関係諸法令、一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」といいます。）が定める諸規則及び本資産運用会社の諸規程その他規制（以下「法令等」といいます。）に従って適正かつ効率的に行われているかどうかの内部監査
- (b) 各会議体における方針決定事項並びに契約書、規約、報告書、資料、広告宣伝物等が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかどうかの内部監査
- (c) 不正又は重大な過失の発見及び未然防止のための内部監査
- (d) その他必要な事項の内部監査

iii. 内部監査結果に対する対応

法令に反した役職員、あるいは社内規則等につき重大な違反行為を行った役職員に対しては、再研修プログラムを策定し、受講を義務付けます。但し、当該法令違反が軽微であるとコンプライアンスオフィサーが判断した場合は、再研修プログラムの受講を免除することがあります。

上記の他、コンプライアンスオフィサーは代表取締役からの特命により、内部監査を行うことがあります。

ト. 投資運用に関するリスク管理体制の整備状況

後記「3 投資リスク (3) 投資リスクに対する管理体制」をご参照下さい。

(5) 【投資法人の出資総額】

本書の日付現在の本投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数は次のとおりです。

出資総額	30,096,023千円
発行可能投資口総口数	2,000,000口
発行済投資口の総口数	173,777口

本投資法人設立後、本書の日付現在までの出資総額及び発行済投資口の総口数の増減は次のとおりです。

年月日	出資総額（千円）		発行済投資口の総口数（口）	
	増減	合計	増減	合計
平成17年 5月 2日 (注1)	150,000	150,000	750	750
平成17年11月29日 (注2)	4,104,000	4,254,000	21,600	22,350
平成17年12月27日 (注3)	5,130	4,259,130	27	22,377
平成18年 5月 1日 (注4)	2,487,537	6,746,667	13,500	35,877
平成18年 5月31日 (注5)	184,262	6,930,929	1,000	36,877
平成18年11月21日 (注6)	4,469,230	11,400,159	25,700	62,577
平成18年12月19日 (注7)	173,900	11,574,059	1,000	63,577
平成19年11月22日 (注8)	7,136,856	18,710,915	44,400	107,977
平成25年 5月 1日 (注9)	6,607,534	25,318,449	37,000	144,977
平成26年11月 4日 (注10)	4,777,574	30,096,023	28,800	173,777

(注1) 本投資法人は、平成17年5月2日に設立されました。

(注2) 1口当たり発行価格200,000円（発行価額（引受価額）190,000円）にて、新規物件の取得資金の調達を目的として公募により投資口を追加発行しました。

(注3) (注2)に記載した公募増資にあたり、みずほ証券株式会社（当時の商号は新光証券株式会社です。新光証券株式会社は、同社を存続会社として平成21年5月7日付でみずほ証券株式会社と合併し、同日付で商号をみずほ証券株式会社に変更したため、現商号にて記載しています。以下、(注5)及び(注7)について同じです。）が行ったオーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社に対して1口当たり発行価額190,000円にて、第三者割当により投資口を追加発行しました。

(注4) 1口当たり発行価格192,103円（発行価額（引受価額）184,262円）にて、新規物件の取得資金及び借入金の返済の一部等に充当するため、公募により投資口を追加発行しました。

(注5) (注4)に記載した公募増資にあたり、みずほ証券株式会社が行ったオーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社に対して1口当たり発行価額184,262円にて、第三者割当により投資口を追加発行しました。

(注6) 1口当たり発行価格181,300円（発行価額（引受価額）173,900円）にて、新規物件の取得資金及び借入金の返済の一部等に充当するため、公募により投資口を追加発行しました。

(注7) (注6)に記載した公募増資にあたり、みずほ証券株式会社が行ったオーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社に対して1口当たり発行価額173,900円にて、第三者割当により投資口を追加発行しました。

(注8) 1口当たり発行価格167,580円（発行価額（引受価額）160,740円）にて、新規物件の取得資金に充当するため、公募により投資口を追加発行しました。

(注9) 1口当たり発行価格185,035円（発行価額（引受価額）178,582円）にて、新規物件の取得資金に充当するため、公募により投資口を追加発行しました。

(注10) 1口当たり発行価格171,882円（発行価額（引受価額）165,888円）にて、新規物件の取得資金に充当するため、公募により投資口を追加発行しました。

(6) 【主要な投資主の状況】

平成27年10月31日（第20期末）時点における主要な投資主の状況及び投資主構成は以下のとおりです。

① 主要な投資主の状況（注1）

氏名又は名称	住所（注2）	所有投資口数（口）	比率（%）（注3）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	31,448	18.09
スタートコーポレーション株式会社	東京都中央区日本橋三丁目4番10号	22,591	12.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	9,826	5.65
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	6,017	3.46
野村信託銀行株式会社（投信口）	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	5,225	3.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,853	1.06
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	1,437	0.82
NOMURA BANK (LUXEMBOURG) S. A.	BATIMENT A, 33 RUE DE GASPERICH L-5826 LUXEMBOURG	1,065	0.61
吉田商事株式会社	徳島県板野郡藍住町住吉江端151番3号	1,000	0.57
CBNY DFA INTERNATIONAL REAL ESTATE SECURITIES PORTFOLIO	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA	933	0.53
村石 久二	千葉県市川市	800	0.46
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	762	0.43
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	690	0.39
野村證券株式会社自己振替口	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	668	0.38
蔭山 恭一	滋賀県栗東市	600	0.34
福田 大志	佐賀県武雄市	571	0.32
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	5 THE NORTH COLONNADE, CANARY WHARF, LONDON E14 4BB UK	570	0.32
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA	421	0.24
外川 守人	愛知県小牧市	410	0.23
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	400	0.23
合計		87,287	50.22

（注1）記載の情報は、投資主名簿等管理人である三井住友信託銀行株式会社作成の平成27年10月31日現在の本投資法人の投資主名簿に記載されている情報に基づいています。そのため、本書の日付現在、氏名又は名称、住所等が変更されている場合があります。

（注2）個人投資主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しています。

（注3）比率は、発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率をいい、小数第2位未満を切捨てて記載しています。

② 投資主構成

区分	投資口の状況				
	金融機関（証券会社を含みます。）	その他の国内法人	外国法人等	個人その他	合計
投資主数（人）	37	150	57	12,943	13,187
投資主数の割合（%）	0.28	1.14	0.43	98.15	100.00
所有投資口数（口）	61,103	27,263	6,607	78,804	173,777
所有投資口数の割合（%）	35.16	15.69	3.80	45.35	100.00

（注）各区分の投資主数の割合及び所有投資口数の割合は、小数第3位を四捨五入して記載しています。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

イ. 基本方針

本投資法人は、主として不動産等資産（投信法施行規則第105条第1号へに定める不動産等資産をいいます。）、とりわけ賃貸住宅等（賃貸住宅等の詳細については、前記「1 投資法人の概況（1）主要な経営指標等の推移 ② 事業の概況 イ. 当期の概況 a. 投資法人の主な推移」をご参照下さい。）に投資して運用を行うことにより、中長期にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目的として、投資主価値の最大化を目指します。本資産運用会社は、かかる資産運用に関する基本方針を踏まえ、運用ガイドラインを制定し、本投資法人の運用資産に関する運用方針を以下のとおり定めています。

なお、この運用ガイドラインは、現時点において本資産運用会社が、人口や世帯構成の推移、不動産市場の変化や入居者のライフスタイルの変化等を考慮して、最も適切であると考え制定したものです。そのため、将来の環境の変化に応じて、本投資法人の投資の基本方針を最も適切に実現するために、変更されることがあります。

- 本投資法人の名称と基本方針 -

本投資法人の名称の一部である「プロシード（proceed）」は、「前進する」という意味で、本投資法人が、後記「ロ. 賃貸住宅市場における「住まい」の基本概念に基づくポートフォリオ構築」に記載するように、スターツグループの有する賃貸住宅開発・運営におけるノウハウの活用等によって投資を積極的に展開することで、運用資産の着実な成長を目指すという姿勢を表しています。

また、プロシードの名詞形である「プロシーズ（proceeds）」とは、取引・投資等による収入、収益を意味します。これは本投資法人が、賃貸住宅としての需要が最も集中する中小規模の賃貸住宅への投資を積極的に展開することで、中長期的かつ安定的な収益を目指すという姿勢を表しています。

さらに「プロシード（proceed）」には「継続する」という意味もあり、本投資法人が投資対象とする賃貸住宅にお住まいになる方々の快適で楽しい生活の継続が象徴されています。

ロ. 賃貸住宅市場における「住まい」の基本概念に基づくポートフォリオ構築

本投資法人は、賃貸住宅市場における「住まい」の基本概念を「地域毎の経済・社会動向が反映された賃貸住宅市場における多様なライフスタイル、ライフステージに裏付けされた居住空間」として捉えています。そこで、地域毎の賃貸住宅市場の実態分析に加え、多様なライフスタイル、ライフステージに基づく入居者ニーズの分析に注力し、さらにスターツグループとの連携による商品開発やプロパティマネジメント業務の効率性の向上等により、ポートフォリオ構築における競争優位性を確保することを目指します。

地域毎の賃貸住宅市場分析においては、首都圏主要都市を中心に全国的に拠点展開を図るスターツグループの情報収集・分析力を活用します。入居者ニーズの分析においては、スターツアメニティー株式会社におけるリノベーションや營繕工事の実績、またスターツCAM株式会社における入居者ニーズに合致した商品企画・設計（単身女性向け賃貸マンション、免震構造賃貸マンション等）の実績に根差した情報収集・分析力を活用します。かかる分析を踏まえ、地域別ポートフォリオとしては、入居者ニーズが堅調な首都圏主要都市を主たる投資対象地域としつつ、全国的に拠点展開を図るスターツグループのネットワークを活用して政令指定都市及び地方主要都市も投資対象地域としたポートフォリオの構築を目指します。また、住戸タイプ別ポートフォリオとしては、ファミリータイプを中心としつつ、多様な入居者ニーズを分析してその収益特性をポートフォリオに反映させ、特定の入居者層への偏在リスクを軽減することを目指します。

プロパティマネジメント業務においては、管理・運営面での効率性を追求する見地から、すべての物件に対して一貫した業務体制を構築することを目指します。かかる体制の構築のため、当該業務は、原則的にプロパティマネジメント会社への一括委託を予定しています。さらに、プロパティマネジメント業務とリーシング業務の緊密な連携を企図し、プロパティマネジメント会社を通じてリーシング業務を再委託する体制を構築することで、一層の効率性を追求することとします。具体的には、所定の社内手続を経て、スターツアメニティー株式会社がプロパティマネジメント会社として選定された運用資産について、プロパティマネジメント業務における一括管理の経験を有するスターツアメニティー株式会社と不動産仲介事業を行うスターツピタットハウス株式会社の全国店舗網及びネットワークを活用して、より高い効率性が追求されることになります。これによって、オフィスビルや商業施設等よりも相対的に手間がかかる傾向にある賃貸住宅の管理・運営面において競争優位性を確保することを目指します。

以上の賃貸住宅市場・入居者ニーズ分析やスターツグループとの連携を踏まえ、賃貸住宅市場全体へのソーシングアプローチは勿論、取得価格の高騰をもたらす要因の一つである過度な取得競争に晒され難い中小規模の賃貸住宅への投資を積極的に展開することで、資産規模の着実な成長を目指します。さらに本投資法人においては、スターツグループの実績・ノウハウが活用できる「住まい」の周辺領域として、マンスリーマンション、サービスアパートメント、ホテル及び高齢者向け住宅施設等への投資も企図しており、賃貸住

宅等の各用途の収益特性を的確に反映させ、かつ賃貸住宅中心のポートフォリオにおける特定の用途への偏在リスクを軽減することを目指します。

以上のように、本投資法人においては、賃貸住宅市場における「住まい」の基本概念に基づくポートフォリオ構築において、スターツグループを活用することで不動産市場の中での競争優位性を実現し、もって運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

ハ. ポートフォリオの特徴

a. 賃料変動、入居者層の需要の変動に対応したポートフォリオの構築

賃貸住宅等の需要は、オフィスビルや商業施設等の他の用途に供される建物の賃貸借より相対的に経済・社会情勢の変動の影響を受けにくく、賃料相場の変動リスクが相対的に低いことが特徴として挙げられます（詳しくは、後記「ニ. ポートフォリオ構築の背景／賃貸住宅市場の動向 b. 賃貸住宅市場の動向」をご参照下さい。）。このような賃貸住宅等における賃料相場の相対的な安定性が確保されているという特徴を活かして、本投資法人は、安定した収益の確保に留意したポートフォリオ構築を目指します。また、賃貸住宅等の需要構造の変化に配慮しつつ、単身者、DINKS、ファミリー等の様々なライフステージの入居者向けの賃貸住宅を投資対象資産に組入れることで、特定の入居者層における需要の変動による影響を可及的に低減することを目指します。

さらに、主たる投資対象を賃貸住宅に据えつつ、賃貸住宅等の市場全体の賃料変動、入居者層の需要の変動を考慮し、「住まい」の周辺領域であるマンスリーマンション、サービスアパートメント、ホテル及び高齢者向け住宅施設等も投資対象に組入れ、特定の用途への偏在リスクの軽減を目指します。

b. 空室リスク・賃料未収リスクを考慮したポートフォリオの構築

賃貸住宅等の特徴として、オフィスビルや商業施設等の他の用途に供される不動産と比較して物件規模、テナント規模がともに小さいことが挙げられます。投資対象をかかる賃貸住宅等に特化することで、オフィスビルや商業施設等の他の用途に供される不動産への投資より総資産に対する物件数、テナント数が相対的に多くなり、総資産に対する個々のテナントの占める割合が相対的に低くなることを想定しています。本投資法人は、かかる特徴を活かしつつ、プロパティマネジメント業務において一貫した業務体制の構築等による効率性の追求、空室リスクや賃料未収リスクが相対的に低いポートフォリオの構築を目指します。

c. 入居者ニーズを考慮した投資対象地域の選定

本投資法人は、人口及び産業の集中度や経済基盤の確立度の高さから賃貸住宅需要が他都市と比較して堅調に推移していることを背景として、入居者ニーズが堅調な首都圏主要都市を主たる投資対象地域とします。他方、政令指定都市及び地方主要都市における収益性の高い物件も投資対象とすることで、特定の地域に偏在することによるリスク（地震による被災リスク、不動産市況変動リスク等）を軽減するとともに、収益性の向上を目指します。

ニ. ポートフォリオ構築の背景／賃貸住宅市場の動向

a. 賃貸住宅市場を取り巻く社会経済の動向

i. 人口と世帯数の動向

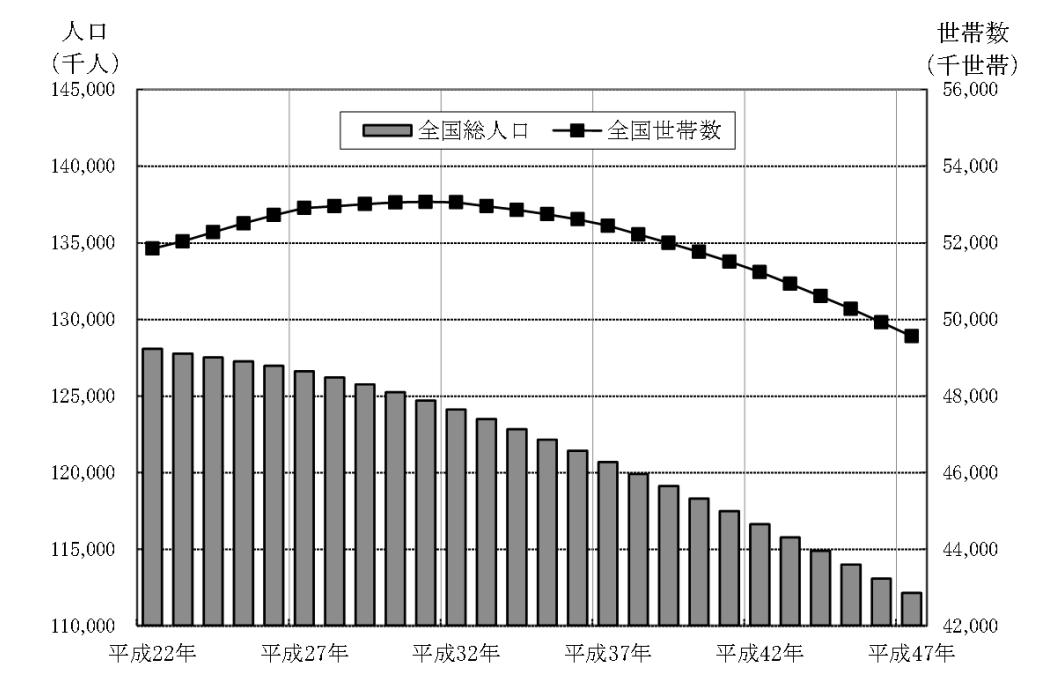
全国の人口は平成20年12月にピークを迎え（総務省「平成17年及び22年国勢調査結果による補間補正人口」平成24年1月公表）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成24年1月公表）によると、今後、緩やかに減少していくことが推計されています。

また、同研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月公表）によると、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び茨城県をいいます。以下同じです。）の人口は、当面上昇・横ばい傾向が続くものと推計されています。

一方、世帯数については、同研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成25年1月公表）によると、全国の世帯数は平成31年頃にピークを迎える、その後緩やかに減少していくことが推計されています。また、東京圏の世帯数は、同研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（平成26年4月公表）によると平成37年頃にピークを迎える、その後緩やかに減少していくものと推計されています。

以上より、全国及び東京圏の人口がピークになる時期と全国及び東京圏の世帯数がピークになる時期とを比較すると、全国及び東京圏のいずれにおいても世帯数がピークになる時期は若干遅行するものと推測されています。

[図一1 全国の総人口及び世帯数の推移（推計値）]

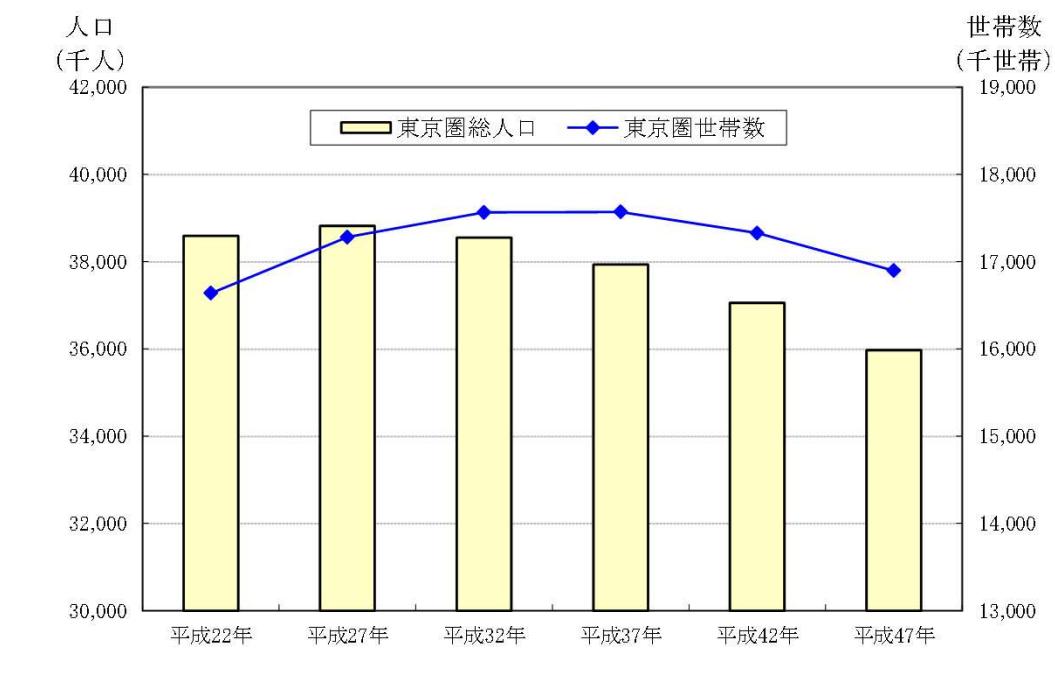


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成24年1月公表）及び「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成25年1月公表）に基づき作成

(注1) 世帯数は、一般世帯数（施設等の世帯を含みません。）の値です。

(注2) 将来推計人口の算出の前提となる出生率の推計については、高位推計、中位推計、低位推計の3つの推計のうち、中位推計を用いています。なお、当推計の前提となっている仮定等が変化した場合は、現実の人口及び世帯数の推移は上記グラフと異なる場合があります。

[図一2 東京圏の総人口及び世帯数の推移（推計値）]



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月公表）及び「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（平成26年4月公表）に基づき作成

(注1) 世帯数は、一般世帯数（施設等の世帯を含みません。）の値です。

(注2) 将来推計人口の算出の前提となる出生率の推計については、高位推計、中位推計、低位推計の3つの推計のうち、中位推計を用いています。なお、当推計の前提となっている仮定等が変化した場合は、現実の人口及び世帯数の推移は上記グラフと異なる場合があります。

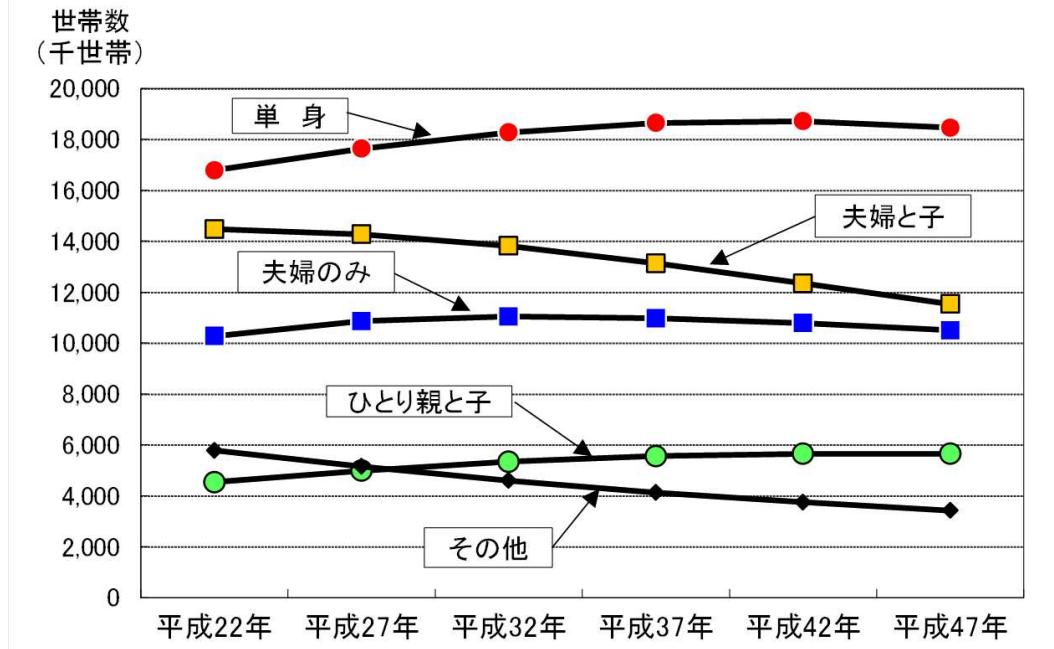
ii. 世帯構成の構造的な変化

本投資法人は、賃貸住宅のテナント需要は顧客単位である世帯構成毎の世帯数の変化による影響を受けやすいものと判断しています。今後の世帯構成の推移については、単身者や夫婦のみの世帯等、小人数の世帯の増加が長期的に続くことが想定されます。特に、単身者の増加は、賃貸住宅の最も大きな需要拡大の要因になると考えています。

また、厚生労働省「平成15年人口動態統計（確定数）の概況」（平成16年9月公表）及び「平成26年人口動態統計月報年計（概数）の概況」（平成27年6月公表）によると、昭和50年頃から男女ともに晩婚化の傾向を示し始め、平成26年度の全国平均初婚年齢は男性31.1歳（対前年比+0.2歳、対昭和50年比+4.1歳）、女性29.4歳（対前年比+0.1歳、対昭和50年比+4.7歳）となっています。このような晩婚化の傾向は、一般に独居期間の延長及び単身者の増加につながるものと推測されます。

さらに、総務省「労働力調査」（平成18年9月公表及び平成27年5月公表）によると、近年の雇用者数は微増傾向にありますが、これは、主として女性の雇用者の増加によるものであって、雇用者総数に占める女性の割合は、平成13年に初めて40%台に乗り、平成26年では43.6%となっています。このような働く女性の増加傾向は、その晩婚化傾向と相まって、女性の単身者向け賃貸住宅に対する需要の安定的な推移につながるものと考えています。

[図-3 全国の世帯タイプ別にみた世帯数の推移（推計値）]



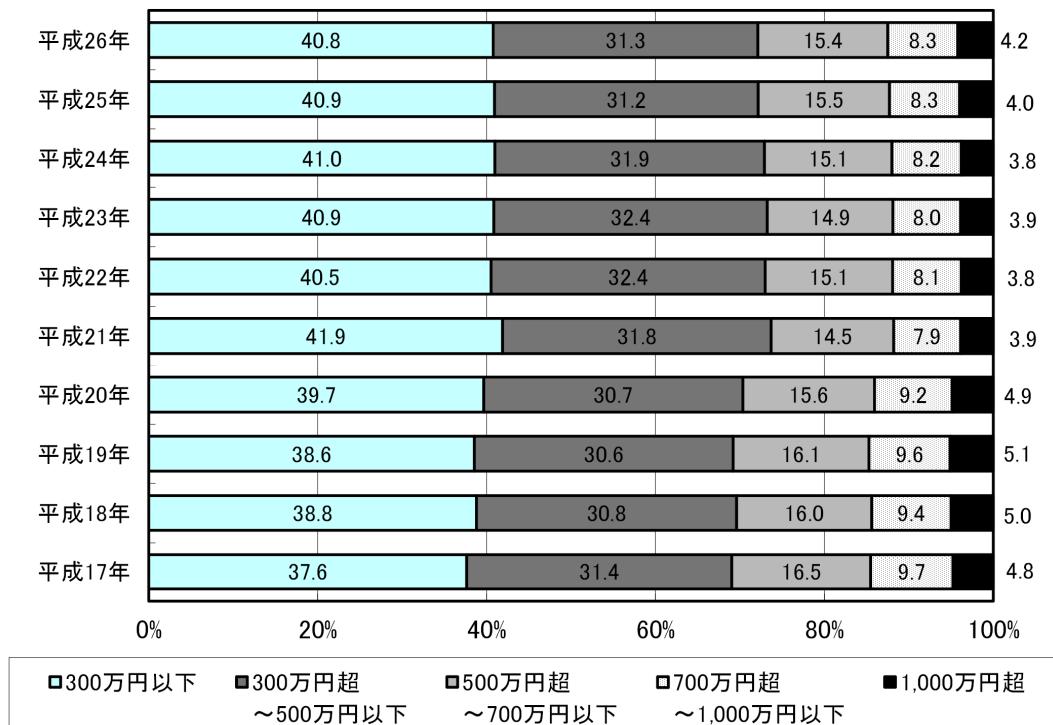
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（平成26年4月公表）に基づき作成

(注) 世帯数は、一般世帯数（施設等の世帯を含みません。）の値です。

iii. 雇用及び家計の動向

また、国税庁「民間給与実態統計調査」（平成27年9月公表）より年間給与700万円以下の給与所得者の割合をみると、その占める割合は増加傾向を辿り、平成17年の85.5%から平成26年には87.5%になっています。本投資法人は、こうした大多数の勤労者が属する年間給与700万円以下の収入水準に対して適切な家賃負担で入居できる賃貸住宅は市場規模が大きいと考えています。

〔図－4 全国における給与所得者数の給与階級別割合の推移〕



(出所) 国税庁「民間給与実態統計調査」（平成27年9月公表）に基づき作成
(注) 給与所得者は、1年以上続けて勤務した者（1年勤続者）をいいます。

b. 賃貸住宅市場の動向

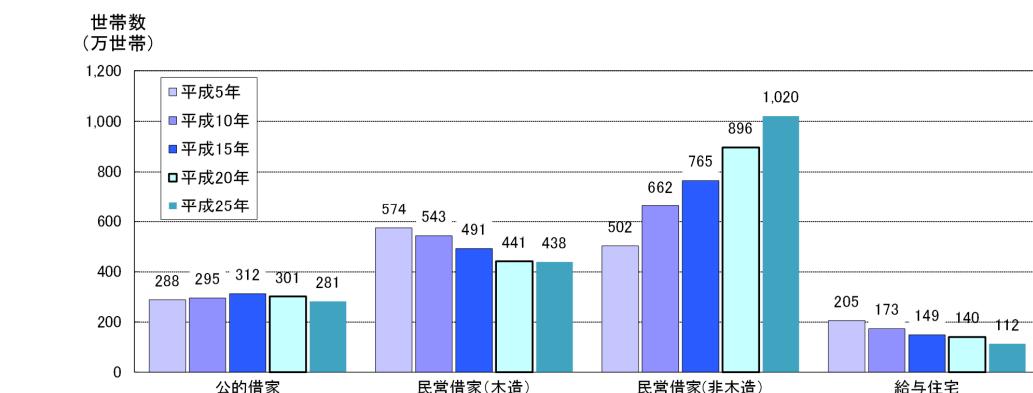
i. 賃貸住宅に住む世帯数の推移

総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査」（平成27年2月公表）によると、全国の住宅に住む世帯は5,210万世帯で、そのうち賃貸住宅（借家）に住む世帯は1,852万世帯（35.5%）、賃貸マンション等の非木造の民営賃貸住宅に住む世帯は、1,020万世帯（19.6%）となっています。

非木造の民営賃貸住宅に住む世帯は、平成5年の502万世帯から平成25年の1,020万世帯へと、この20年間で二倍以上に増加しています。一方、同じ20年間に、木造の民営賃貸住宅の世帯は136万世帯減少し、給与住宅（会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築した住宅をいいます。）の世帯は93万世帯減少しています。

これらの動向から、非木造の民営賃貸住宅に住む世帯数が増加している背景として、世帯数自体が増加していることがあげられると同時に、木造の民営賃貸住宅や給与住宅からの住み替えが進んでいることが考えられます。

[図-5 借家の種類別にみた世帯数の推移（全国）]



(出所) 総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査」（平成27年2月公表）に基づき作成

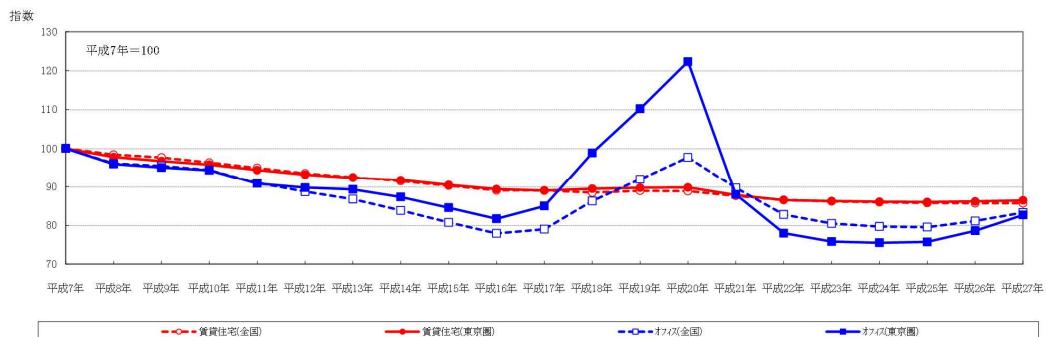
ii. 賃料水準の推移

一般財団法人日本不動産研究所「全国賃料統計」（平成27年11月公表）によると、賃貸住宅賃料指数及びオフィス賃料指数を比較すると、平成7年から平成27年までの期間で確認した場合、全国及び東京圏の賃貸住宅の賃料水準は、横這い傾向で推移しています。オフィスの賃料水準は、賃貸住宅の場合に比べて大きな動きで推移しており、社会情勢に左右される傾向があります。

また、全国と東京圏において賃料水準を比較した場合、オフィス賃料においては乖離幅が大きい一方で、賃貸住宅賃料においては小さいことが分かります。

以上より、本投資法人は、賃貸住宅の賃料水準については、オフィスの賃料水準に比べて安定的に推移するものと考えています。

[図-6 賃貸住宅とオフィスの賃料水準の推移]



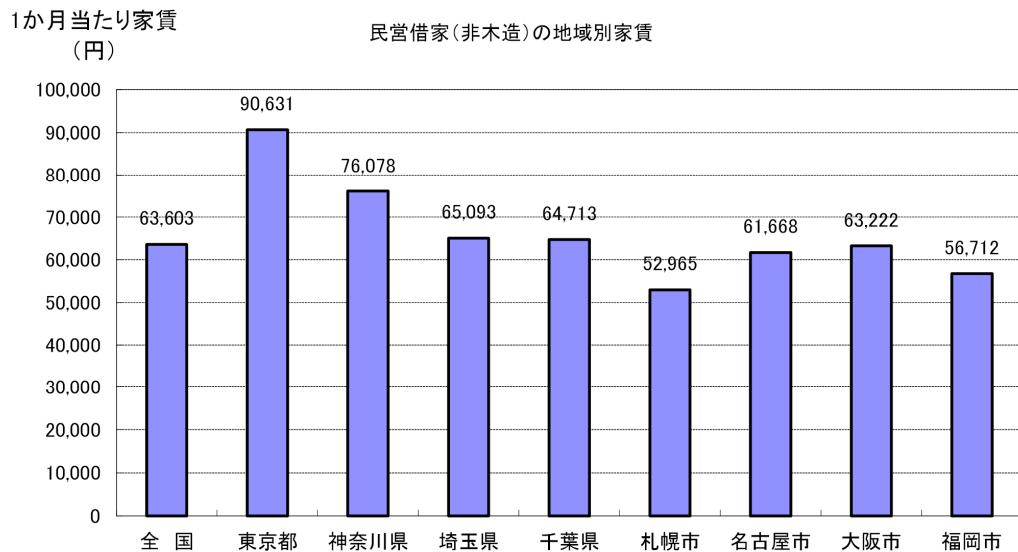
(出所) 一般財団法人日本不動産研究所「全国賃料統計（平成27年9月末現在）」（平成27年11月公表）に基づき作成

(注) 上記グラフは、平成7年の数値を100として指数化したものです。

iii. 賃貸住宅の全国平均家賃

総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査」（平成27年2月公表）によると、以下のグラフのとおり、民営借家（非木造）の全国平均賃料は63,603円となっています。本投資法人では、投資対象の賃貸住宅の各エリアにおける賃料水準の見極めに最大限の配慮を行います。そして、各エリアにおける適正な賃料設定がなされた平均的な賃貸住宅に投資を行うことにより、将来における賃料の変動リスクを軽減できるものと考えています。

〔図-7 民営借家（非木造）の地域別平均家賃〕



(出所) 総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査」（平成27年2月公表）に基づき作成

(注) 非木造の民営借家（居住以外の用途を併用する住宅を含みません。）の平均家賃で、家賃0円の住宅は集計対象に含まれません。

c. 賃貸住宅市場における需要・賃料水準の安定性

前記a. 及びb. で述べたとおり、全国の人口は緩やかに減少していくものの、東京圏の人口は漸増で推移し、さらに賃貸住宅の需要においては、当面の世帯数の増加傾向が予測されています。また、オフィスビル等と比較して、賃貸住宅市場は、賃料水準が安定して推移するものと推測しています。

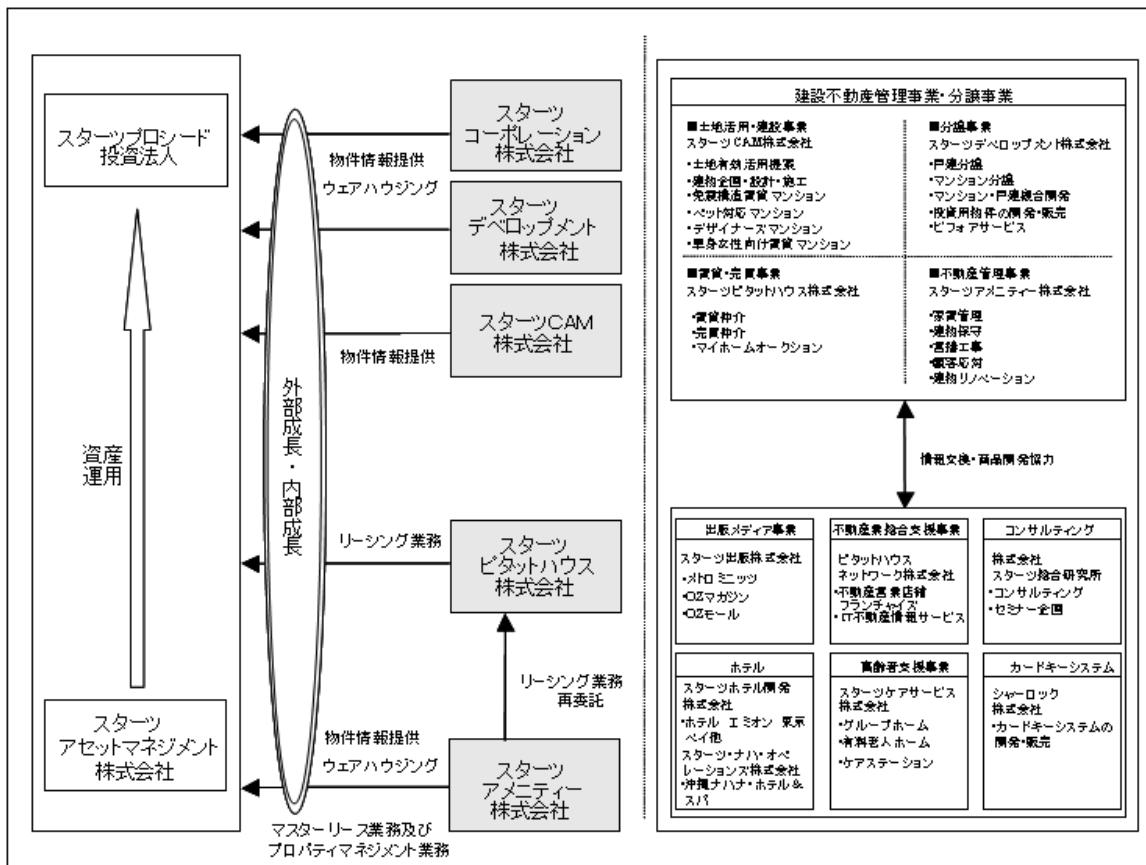
このような背景のもと、本投資法人は、賃貸住宅の需要及び賃料水準の安定性というメリットを享受しつつ、人口や世帯構成の推移、不動産市場の変化、入居者のライフスタイルの変化等を考慮して、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

② 成長方針

イ. スターツグループとの協力関係による成長性

本投資法人は、本資産運用会社を通じて、パイプラインサポート契約及び物件情報提供契約等に基づき、スターツグループとの広範な協力関係を構築しています（パイプラインサポート契約及び物件情報提供契約の内容に関しては、後記「ロ. 外部成長戦略 b. スターツグループとの協力関係による外部成長戦略」をご参照下さい。）。かかる協力関係の下で、本投資法人は、前記「1 投資法人の概況 （4）投資法人の機構 ②投資法人の運用体制 ホ. 本資産運用会社の意思決定プロセス」を遵守しつつ、以下に詳述するスターツグループ各社の役割・特徴を活かし、資産規模の着実な成長と運用資産の管理運営コストの削減、稼働率の向上や賃料単価の上昇等を目指します。

<スターツグループとの協力関係及びスターツグループの概要>



(注) 本図に記載のスターツグループ各社との連携については、本資産運用会社の所定の社内手続を経て行われています（社内手続の詳細については、前記「1 投資法人の概況 （4）投資法人の機構 ② 投資法人の運用体制 ホ. 本資産運用会社の意思決定プロセス d. マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定等のプロセス」をご参照下さい。なお、物件情報提供契約及びパイプラインサポート契約の締結についても、マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定等のプロセスと同様に、本資産運用会社のコンプライアンス委員会及び投資委員会による審議及び法令等遵守状況の確認並びに取締役会決議を経て行われています。）。

スターツグループは、スターツコーポレーション株式会社を持株会社とし、遊休地を中心とした資産有効活用コンサルティングに伴う賃貸住宅等の建築請負、設計・企画及び施工監理等を行うスターツCAM株式会社、不動産営業店舗「ピタットハウス」を中心に不動産の売買及び賃貸の媒介を行うスターツピタットハウス株式会社、分譲住宅（戸建又はマンション）の企画・開発及び販売等を行なうスターツデベロップメント株式会社並びに企業の社宅管理業務の受託事業等を主たる事業とするスターツコーポレートサービス株式会社を中心、建設不動産管理事業、分譲事業、注文住宅事業、出版事業、証券事業、ホテル事業、高齢者介護事業及び信託業等を営む会社で構成される企業グループです。スターツグループは、「総合生活文化企業」を標榜し、地域に根ざした営業展開をその特徴としています。かかる地域密着型営業展開を基軸として、昭和44年の創業（会社設立は昭和47年）以来、着実に不動産営業店舗網を拡大し、ピタットハウス店舗網として全国499店舗（平成27年9月30日現在。フランチャイズ店舗（注）を含みます。）を有するに至っており、不動産仲介事業において全国規模の地域密着型ネットワークを構築することを目指しています。

商品開発においては、スターツCAM株式会社と女性向け情報誌「OZ（オズ）マガジン」を発行しているスターツ出版株式会社との連携により、入居者ターゲットを単身女性に特化した賃貸住宅の開発を行う等、エンドユーザーの嗜好を的確に反映できるよう努めています。なお、（C-25）プロシード本所吾妻橋や（C-41）プロシード西新井オザリア棟は、このような単身女性向け賃貸マンションの商品企画・開発を

通じてスターツグループが得た入居者ニーズを反映させて開発された物件です。また、建物の耐久性の向上に加えて入居者の生命や財産を守る目的で、免震構造の賃貸住宅の開発も行っています。（C-41）プロシード西新井、（C-56）プロシード篠崎2、（C-65）プロシードT X流山セントラルパーク等が免震構造物件です。

ホテル事業では、スターツホテル開発株式会社が「ホテル ルミエール葛西」（客室数152室）、東京ディズニーリゾート・パートナーホテル「ホテル エミオン 東京ベイ」（客室数380室）及び「ホテル ルミエール西葛西」（客室数192室）の運営を、スターツ・ナハ・オペレーションズ株式会社が「沖縄ナハナ・ホテル&スパ」（客室数200室）の運営を行っています。

高齢者介護事業では、スターツケアサービス株式会社が首都圏においてグループホーム等の高齢者介護施設の運営を行っています。但し、本投資法人が保有する高齢者向け住宅施設（G-23）グループホームたのしい家 大正については、株式会社ケア21がオペレーターとなっており、スターツアメニティー株式会社は株式会社ケア21に対し本物件を一括賃貸しています（なお、本書の日付現在において、（G-23）グループホームたのしい家 大正のバックアップオペレーターはありません。）。同社との賃貸借契約の概要は後記「2 投資対象 (3) ポートフォリオ全体の概要 ① 信託不動産の概要 チ. 主要なテナントの概要 ii. 主要なテナントへの賃貸条件」の（注8）をご参照下さい。また、同社の事業内容や運営状況等については、同社の最新の有価証券報告書その他の同社の開示資料をご参照下さい（なお、株式会社ケア21の介護保険料への収入依存度については、同社から同意を得られていないため非開示としています。）。

不動産管理事業においては、スターツアメニティー株式会社はじめ、スターツグループ各社が管理を行っている住宅の管理戸数（賃貸人からの管理受託戸数及び借上社宅等を目的とした法人賃借人の賃借代理戸数をいい、オフィスビル・駐車場等の戸数は含みません。）は平成27年3月31日の時点でおよそ47万戸の実績を有し、スターツグループの建築案件をはじめとし、他社建築案件・管理物件を対象に管理戸数を拡大しています。近年では、不動産管理事業により確立した地域密着型の営業体制によって、中古物件の資産価値を高めるリノベーション等の賃貸住宅管理から派生するビジネスに事業領域を拡大しています。

（注）フランチャイズ店舗とは、ピタットハウスネットワーク株式会社との間でフランチャイズ契約を締結したスターツグループ以外の会社が不動産営業を行っている店舗をいいます。以下同じです。

四、外部成長戦略

a. 外部成長戦略の基本方針

本投資法人は、上記で述べた賃貸住宅を取り巻く経済・社会動向を踏まえ、本資産運用会社を通じて、パイプラインサポート契約及び物件情報提供契約等に基づき、スターツグループとの広範な協力関係を構築し、スターツコーポレーション株式会社、スターツデベロップメント株式会社、スターツアメニティー株式会社及びスターツCAM株式会社による情報提供並びに情報提供会社の拡充をはじめとして、スターツグループ各社の協力のもと、運用資産の取得機会の拡大を図り、資産規模を着実に成長させることを目指します。

b. スターツグループとの協力関係による外部成長戦略

i. 物件情報の提供及びウェアハウジング機能

本資産運用会社は、本投資法人の資産運用業務に関連して、スターツコーポレーション株式会社、スターツデベロップメント株式会社及びスターツアメニティー株式会社からのウェアハウジング機能（以下に定義されます。）の提供や物件情報の取得等を目的としてパイプラインサポート契約を締結し、また、スターツCAM株式会社からの物件情報の取得を目的として物件情報提供契約を締結し、もって、スターツコーポレーション株式会社、スターツデベロップメント株式会社、スターツアメニティー株式会社及びスターツCAM株式会社による協力体制を構築しています。具体的には、パイプラインサポート契約及び物件情報提供契約に基づき、運用資産の取得に関連してスターツコーポレーション株式会社、スターツデベロップメント株式会社、スターツアメニティー株式会社及びスターツCAM株式会社の保有する物件情報のすべてを本資産運用会社が優先的に受領することが可能となっており、これにより、スターツコーポレーション株式会社及びスターツデベロップメント株式会社の分譲住宅事業における物件情報を活用し、また、スターツCAM株式会社が土地の有効活用事業で培った賃貸住宅開発のノウハウを傾注して、様々な物件を安定的に取得することを目指しています。さらに、スターツコーポレーション株式会社、スターツデベロップメント株式会社又はスターツCAM株式会社がPFI（注）や公募プロポーザルコンペ等により優先交渉権等を獲得した開発事業を通じて、大型賃貸住宅物件を取得することが可能となっています。かかる大型賃貸住宅物件の候補として現在開発中の物件につきましては、後記「ii. スターツグループが有する開発ノウハウの有効活用」をご参照下さい。

また、スターツグループは土地仕入から建物の企画・設計・施工・リーシングまでを一貫して実施しており、スターツグループの開発物件について本投資法人が取得を検討する場合には、パイプラインサポート契約に基づき、稼働率が一定の基準に達するまでスターツコーポレーション株式会社、スターツデベロップメント株式会社、スターツアメニティー株式会社又はスターツコーポレーション株式会社、スターツデベロップメント株式会社若しくはスターツアメニティー株式会社が設立した特別目的会社が

物件を取得して保有する機能（以下「ウェアハウジング機能」といいます。開発物件以外の物件については、本投資法人が取得を検討する場合に、パイプラインサポート契約に基づき、スターツコーポレーション株式会社、スターツデベロップメント株式会社、スターツアメニティー株式会社又はスターツコープレーション株式会社、スターツデベロップメント株式会社若しくはスターツアメニティー株式会社が設立した特別目的会社が物件を取得したうえで、本投資法人が取得するまでの間、当該物件を保有する機能をいいます。以下同じです。）を利用することが可能であり、かかるウェアハウジング機能により、完工及び稼働率安定までの物件保有リスクを回避することが可能となっています。

そして、本投資法人が増資による物件取得資金を調達するまでの間、かかるウェアハウジング機能を利用することにより、資産取得時の総資産に対する有利子負債の比率を安定的に推移させることができます。

（注）PFI（Private Finance Initiative）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間事業者の持つ資金力、経営能力及び技術的能力を導入する事業方法をいいます。以下同じです。

ii. スターツグループが有する開発ノウハウの有効活用

スターツグループの「住まい」に関する開発ノウハウを活かした物件への投資により、投資物件の多様性を確保します。また、スターツグループの地域密着型の事業展開によるネットワークを通じたきめ細かな物件情報を入手、分析することによって、地域内で安定的に稼働が見込める物件に投資し、もって資産規模の着実な成長を目指します。

スターツグループの「住まい」に関する開発ノウハウとしては、具体的には以下の4点が期待され、このような開発ノウハウにより多様な物件への投資を目指します。

- (a) スターツCAM株式会社が開発した「高床免震工法」（特許取得済）を用いた免震構造賃貸マンション、ペット対応マンションやデザイナーズマンション等の商品開発により、競合賃貸住宅との差別化を図り、賃貸住宅市場における競争力を維持すること
- (b) スターツ出版株式会社が発行する女性向け情報誌「OZ（オズ）マガジン」とのタイアップにより、働く女性が安心して快適に住むことのできる女性向け賃貸マンション「オザリア」を開発する等、ライフスタイルの変化に柔軟に対応した賃貸住宅を提案すること
- (c) PFI、独立行政法人都市再生機構等の案件における事業プロポーザルを通じ、事業者に選定され、大規模住宅の整備を行うこと
- (d) 「住まい」の周辺領域にあるホテル等に対する開発、運営能力を有していること

iii. 利益相反回避のための施策

なお、本資産運用会社では、物件取得の方法に関して、スターツグループとの利益相反を回避するため、取締役会に加えて、コンプライアンス委員会及び外部専門家を加えた投資委員会を組織して、取締役会決議に加えて、コンプライアンス委員会及び投資委員会での決議を経なければならないものとされています（詳しくは、前記「1 投資法人の概況 （4）投資法人の機構 ② 投資法人の運用体制 ハ. 委員会」及び後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 （2）本投資法人の自主ルール ② 本自主ルールの適用範囲」をご参照下さい。）。

ハ. 内部成長戦略

a. 内部成長戦略の基本方針

本投資法人は、後記「⑧ 運営管理方針」の記載に従い所定の社内手続により、マスターリース会社・プロパティマネジメント会社を選定し、運用資産の管理運営コストの削減、稼働率の上昇や賃料単価の上昇を図り、安定した収益の確保を目指します。

b. スターツグループとの協力関係による内部成長戦略

i. プロパティマネジメント会社の一元管理による業務の効率化

本投資法人は、前記「a. 内部成長戦略の基本方針」に基づき、所定の社内手続によりスターツアメニティー株式会社がマスターリース会社・プロパティマネジメント会社として選定された取得済資産に関しては、スターツアメニティー株式会社と締結している各種のマスターリース契約に基づき、当該取得済資産のすべての信託受益権の受託者（以下「信託受託者」といいます。）に対して同社がプロパティマネジメント会社としてプロパティマネジメント業務を提供する関係にあります。同社にプロパティマネジメント業務を一括委託することにより、一貫した業務体制をとることが可能となり、その結果、物件の稼働状況や家賃の収納等の情報を各物件間で統一管理することができるとともに、プロパティマネジメント会社に対する指図の迅速化、スケールメリットを活かした修繕費用の低減、システム化された修繕業務による工期の短縮と費用の削減等を通じて、管理運営コストの削減を図ることが可能となると考えています。

《スターツアメニティー株式会社による管理の特徴》

- ・地域密着型の営業体制に基づく情報力
- ・24時間365日の顧客応対コールセンター
- ・滞納の未然防止の徹底を目指した滞納管理システムの活用
- ・システム化された退去業務、巡回業務による費用の削減
- ・システム化された修繕業務による工期の短縮と費用の削減
- ・金融機関と直結した精算管理
- ・入居者ニーズを反映した修繕工事による資産価値の維持
- ・リノベーション工事による資産価値の向上

ii. マスターリース契約を活用した収益の安定化

本投資法人は、信託受託者及びスターツアメニティー株式会社と締結している各種のマスターリース契約の形態を組み合わせて活用することで、物件が所在する地域の賃貸市場やその中で当該物件が有する競争力を勘案して収益の向上を目指しつつ、一時的な賃貸市場の変動や新築時の稼働率の変動を回避し、本投資法人の収益の向上及び安定化を目指します。主なマスターリースの形態は下記(a)から(c)のとおりです。なお、物件の個別状況に応じ、事務所・店舗部分と住居部分で別形態のマスターリース契約を採用する等、同一の物件において下記(a)から(c)を併用することがあります。

(a) パス・スルー型マスターリース契約

マスターリース会社とマスターリース契約に基づく転借人たるテナント（以下「エンドテナント」といいます。）との間で締結されている転貸借契約に基づき現にエンドテナントから支払われた賃料等と同額の金銭がマスターリース賃料となり、これを、信託受託者を通じて本投資法人が收受し、修繕費や定期保守代金等の一般的に賃貸事業に必要な費用はすべて信託受託者及び本投資法人が負担する契約形態です。稼働が順調な場合は、収入の上昇分を得られる可能性がありますが、稼働が低迷した場合や退去工事等が重なり修繕費の支払いが集中した場合には、不動産賃貸事業損益が減少する可能性があり、不動産賃貸事業損益の変動が比較的大きい契約形態となっています。

本投資法人では、原則としてこの形式のマスターリース契約を採用しています。

(b) 固定賃料型マスターリース契約

マスターリース会社とエンドテナントとの間で締結されている転貸借契約に基づき現にエンドテナントから支払われた賃料等にかかわらず、マスターリース会社と信託受託者及び本投資法人の間であらかじめ約定した固定賃料を、信託受託者を通じて本投資法人が收受する契約形態です。収入の変動が限定的になり、修繕費や定期保守代金等の一般的に賃貸事業に必要な費用のほとんどはマスターリース会社が負担をしますので、収入の上昇分を得られる可能性はありませんが、稼働が低迷した場合や退去工事等が重なり修繕費の支払いが集中した場合でも、不動産賃貸事業損益が減少する可能性が極小化されている契約形態となっています。本投資法人では、物件周辺の賃貸住宅市場における物件供給状況や人口動態等の一時的な変動による影響を回避する目的で、この形式のマスターリース契約を採用することができます。

(c) 最低賃料保証型マスターリース契約

「パス・スルー型マスターリース契約」の持つ収入の上昇分を得られる可能性と「固定賃料型マスターリース契約」の不動産賃貸事業損益の安定化という両契約の特長をあわせた契約形態で、エンドテナントから支払われた賃料等がマスターリース会社と信託受託者及び本投資法人の間であらかじめ約定した賃料を下回る場合には、本投資法人は信託受託者を通じて当該約定賃料を收受し、エンドテナントから支払われた賃料等があらかじめ約定した賃料を上回る場合には、当該賃料等と同額の金銭を信託受託者を通じて本投資法人が收受することができる契約形態です。具体的には、新築物件で稼働が安定するまでの間の収入が不安定な期間は、約定した賃料を收受し、稼働が安定し、実際の賃料収入が約定賃料を上回った場合には、実際の賃料収入を收受することができる契約形態です。

iii. リーシング業務の再委託による業務の緊密化

本資産運用会社では、スターツアメニティー株式会社がリーシング業務の再委託先を選定するに際して、本投資法人の運用にとって有利となると判断する場合には、所定の社内手続によりスターツピタットハウス株式会社を再委託先として選定することを承認しています。スターツアメニティー株式会社とスターツピタットハウス株式会社との間の転貸借代理委託契約に基づき、リーシング業務を同社に再委託することにより、プロパティマネジメント業務とリーシング業務の緊密化を図ることが可能となり、稼働率の向上を目指します。

また、本投資法人は、リーシング業務に関して、入居者ニーズにあった商品設定やサービスシステムの開発能力、地域毎の賃貸住宅市場の把握等を実現できる能力を備えた会社を再委託先として採用することが重要と考えています。スターツピタットハウス株式会社は、その特徴としては、広範な店舗網を活かした相互顧客紹介、多様な情報媒体による募集体制、テレビコマーシャルや看板

等による宣伝広告、ホスピタリティーを重視した接客等があり、十分なリーシング能力を有しているものと考えています。

iv. 「プロシード」ブランドの統一

本投資法人は、ブランドによる知名度の向上と差別化も重要な戦略と考えています。そこで、本投資法人は、今後は一般の不動産流通市場から取得する物件について、本投資法人の名称の一部である「プロシード」という名称を付与したうえで、長期的安定的投資運用を前提としたプロパティマネジメント業務として、資本的支出を計画的に行うことで、物件のグレード、美観の維持・向上に努め、入居者にも「プロシード」ブランドの優位性を訴求していくことを目指します。本投資法人は、かかるプロパティマネジメント業務を通じて入居者にとって快適で安全なレベルまで建物の管理状況を引き上げることにより、「プロシード」ブランドのブランドイメージを高めつつ、かかるブランド統一の相乗効果として稼働率の向上と賃料収入等の向上を実現することを目的として、内部成長の実現に取り組みます。また、スターツグループとの協力関係により、開発段階からブランド名を冠し、より強くブランドイメージを訴求する方法にも取り組みます。

v. 利益相反回避のための施策

本資産運用会社は、前記「ロ. 外部成長戦略 b. スターツグループとの協力関係による外部成長戦略 iii. 利益相反回避のための施策」に記載したとおり、マスターイース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定等に関して、スターツグループとの利益相反を回避する施策を講じています。

③ ポートフォリオ構築方針

本投資法人は、ポートフォリオ構築に際して、賃貸住宅市場の動向（詳しくは、前記「① 基本方針 ニ. ポートフォリオ構築の背景／賃貸住宅市場の動向」をご参照下さい。）を踏まえつつ、各用途・住戸タイプにおける賃料相場の変動リスク、空室リスク、及び賃料未収リスクの軽減並びに地域毎の賃貸住宅需要における人口及び産業の集中度や経済基盤の確立度の高さに留意し、以下に定める事項を総合的に勘案したうえで、下記の割合によるポートフォリオの構築を行います。

- a. 賃貸住宅等の各用途が有する収益特性を的確にポートフォリオに反映させ、かつ特定の用途への偏在リスクを軽減させること（用途別ポートフォリオ方針）
- b. 入居者ニーズが堅調な首都圏主要都市を主たる投資対象地域としつつ、特定の地域に集中することによる偏在リスクを軽減すること（地域別ポートフォリオ方針）
- c. ライフスタイルを分析し、各住戸タイプの収益特性を的確にポートフォリオに反映させ、かつ特定の入居者層への偏在リスクを軽減させること（住戸タイプ別ポートフォリオ方針）

イ. 用途別ポートフォリオ方針

用途別のポートフォリオの目標は以下のとおりです。

投資対象	特徴	価格比率 (注2) (注3)
① 賃貸住宅	単身向け、DINKS向け、ファミリー向け等、通常の賃貸住宅です。専門のオペレーターに運営を委託することを想定した学生向けマンションや、法人による数部屋単位の借上げを想定した社宅（又は寮）もこの中に含みます。（注1）	80%以上
② マンスリーマンション （＝短期滞在マンション）	家具付きで月単位等の短期契約が可能な賃貸住宅です。独自の運営組織とノウハウが必要なため、専門のオペレーターとマスターリース契約を締結し、一括賃貸することを想定しています。	15%以内
③ サービスアパートメント	家具付きで寝具交換、フロントサービス等のサービス提供がある賃貸住宅です。独自の運営組織とノウハウが必要なため、専門のオペレーターとマスターリース契約を締結し、一括賃貸することを想定しています。	
④ ホテル	宿泊特化型のビジネスホテルです。独自の運営組織とノウハウが必要なため、専門のオペレーターとマスターリース契約を締結し、一括賃貸することを想定しています。	10%以内
⑤ 高齢者向け住宅施設	有料老人ホーム等の形式の賃貸住宅です。独自の運営組織とノウハウが必要なため、専門のオペレーターとマスターリース契約を締結し、一括賃貸することを想定しています。	

（注1）原則として賃貸住宅専用の物件に投資しますが、店舗併用共同住宅についても投資できるものとします。但し、店舗併用共同住宅については、賃貸住宅の面積が建物全体（駐車場、駐輪場等の面積は除きます。）の50%以上を占める物件であることを基準とします。

（注2）「価格比率」は、「各区分の物件の取得価格の小計」÷「全物件の取得価格の合計」により算出します。

（注3）経済情勢及び不動産市況等により、本投資法人が保有する賃貸住宅等の用途別価格比率が一定の期間目標値と整合しない場合があります。

ロ. 地域別ポートフォリオ方針

地域別のポートフォリオの目標は以下のとおりです。

地域区分（注1）	価格比率（注2）（注3）
首都圏主要都市	70%以上
政令指定都市（上記に含まれる都市を除きます。）	20%以内
地方主要都市（上記に含まれる都市を除く県庁所在地等）	10%以内

（注1）この表にない地域であっても、政令指定都市又は地方主要都市への通勤圏と判断できる場合（概ね半径20km圏内）はそれぞれの地域に組入れ可能とします。以下同じです。

（注2）「価格比率」は、「各区分の物件の取得価格の小計」÷「全物件の取得価格の合計」により算出します。

（注3）経済情勢及び不動産市況等により、本投資法人が保有する賃貸住宅等の地域別価格比率が一定の期間目標値と整合しない場合があります。

ハ. 住戸タイプ別ポートフォリオ方針

住戸タイプ別のポートフォリオの目標は以下のとおりです。

住戸タイプ区分	特徴	面積比率 (注3)
シングルタイプ	<主な想定入居者像> 学生や社会人を中心とした単身者 <想定入居人員> 1人 <専有面積> 18m ² ～28m ² 程度 <間取り> ワンルーム、1K、1DK	20%～50%
DINKSタイプ	<主な想定入居者像> ゆとりを求める単身者や利便性を重視するDINKS や幼児1人程度がいる家族 <想定入居人員> 1人～3人 <専有面積> 28m ² ～45m ² 程度 <間取り> 1LDK、2DK	5%～25%
ファミリータイプ	<主な想定入居者像> 利便性とともに住環境の良さを重視する、子供がいる 家族世帯 <想定入居人員> 2人以上 <専有面積> 45m ² 程度以上 <間取り> 2LDK、3DK、3LDK以上	40%～60%

(注1) 物件毎に周辺のエリア性を考慮して検討の上、個別物件の選定の適否を判断します。なお、住戸毎の面積比率の計算根拠は専有面積に基づくものとします。

(注2) 住戸タイプ別ポートフォリオ方針には、前記「イ. 用途別ポートフォリオ方針」所定の「④ ホテル、⑤ 高齢者向け住宅施設」については含まれていません。

(注3) 中長期的なポートフォリオ構築の観点から必要な運用資産を取得する場合には、ポートフォリオ構築の過程において一定の期間、住戸タイプ区別の面積比率が上記比率と乖離する場合があります。

④ 個別物件の選定方針

個別物件の取得に当たっては、賃貸住宅を中心とし、収益性とリスクを総合的に勘案して安定的収入が見込める物件を選定することとしています。かかる物件を選定するための基準は以下のとおりです。

項目	物件選定方針
構造	木造（但し、耐火建築物であるものは除きます。）及び軽量鉄骨造以外の構造であること
築年数	新耐震設計基準に適合する物件であること
立地	地域性に鑑み賃貸需要が見込めると判断できる立地であり、中長期的に良好な住環境が維持される見込みがある物件であること
耐震性	取得時におけるPML（注）は20%以下であること

(注) PML (Probable Maximum Loss) の数値は、対象施設あるいは施設群に最大の損失をもたらす50年間の超過確率が10%であるような地震（再現期間475年相当の地震）が発生し、その場合の90%非超過確率に相当する物的損失の再調達価格に対する割合で表されます。

⑤ デューデリジェンス基準

運用資産の選定に際しては、投資家の利益を最大化することを目的として、外部の第三者である専門家に対し、不動産鑑定評価書、建物状況調査報告書及び地震リスク診断報告書等の各種デューデリジェンスレポートの作成を委託する等、外部の専門家の調査や助言を得ながら、当該物件に存在するリスクを明確にしたうえで、収益性とリスクを総合的に勘案して的確な判断を行うものとします。具体的な調査項目は以下のとおりです。

調査項目	内容
物理的調査	
建物調査	建物主要構造・規模・築年数・設計・施工業者等
	主要仕上（屋根、外壁、床、壁、天井等）
	電気設備、給排水衛生設備、空調設備、昇降機、搬送機、防災設備、駐車場等の状況
	都市計画法（昭和43年法律第100号、その後の改正を含みます。以下「都市計画法」といいます。）・建築基準法（昭和25年法律第201号、その後の改正を含みます。以下「建築基準法」といいます。）等関連法令に対する遵法性
	大規模修繕計画及び管理計画の良否及びその実施の状況
	緊急修繕項目及び費用、大規模修繕計画の見込み
環境・土壤等	敷地使用履歴・周辺地域の状況調査
	ホルムアルデヒド・VOC（揮発性有機化合物）、フロン・ハロン、耐火被覆用吹付け石綿（アスベスト）、PCB（ポリ塩化ビフェニル）等の有害物質の使用状況
地震リスク調査	新耐震設計基準に適合する物件であること
	PMLが、ポートフォリオ全体で10%以下、個別物件に対するもので20%以下であること
法律的調査	
権利関係調査	所有権及び所有権以外の権利関係
	信託受益権については信託契約の内容
	土地の境界確認書や越境に係る覚書等の内容
	賃貸借契約・転貸借契約等の状況
	借地権設定者、区分所有者及び共有者等と締結された規約・特約・協定等の内容
	借地権に関する対抗要件具備の状況、借地権譲渡時の承諾料の有無及び金額
	共有物不分割特約及びその旨の登記の有無、共有者間における債権債務関係
	敷地権登記の有無、建物と敷地権の分離処分禁止の措置
境界調査	境界標の有無、隣接地との境界確定の状況
経済的調査	
市場調査	一般的要因（人口の状態、経済動向、土地利用計画及び規制等）
	地域要因（交通利便性、住環境、生活利便施設との近接性、公共施設との近接性等）
	取引市場の動向（地価水準、利回り等）
	賃貸市場の動向（賃料水準、賃貸条件、稼働率等）
テナント調査	各テナントの契約内容（賃貸面積、賃料、共益費等）
	賃料支払状況及びその他の契約内容の履行状況
	各テナントの信用力（反社会的勢力との関わりがないことの調査を含みます。）
キャッシュ・フロー調査	収益（賃料、一時金、共益費、その他の収入）の適正性
	大規模修繕計画に基づく積立金の方針・措置
	費用（委託管理費、水道光熱費、修繕費等）の適正性
	テナント誘致の競争力の有無
	対象不動産の処分可能性

なお、高齢者向け住宅施設のオペレーターに選定するにあたっては、上記通常の不動産取得の際のデューデリジェンスに加え、本資産運用会社が自ら同施設に赴き、施設長等運営責任者へのヒアリングを通じて、オペレーターの運営実績及び信用力等に関する事項を検討し、オペレーターが適切に高齢者向け住宅施設の運営を行うことが可能であるかを調査・確認します。

⑥ 開発案件への投資方針

本投資法人は、取得時において安定的に賃貸収入を生み出している物件の取得を原則としますが、建築中の物件について、竣工後のテナント確保が十分可能と判断され、かつ完工・引渡しリスクが極小化されていると判断できる場合には、当該物件の竣工前に、当該物件の竣工を停止条件の内容とする取得契約の締結も検討することができるものとします。

⑦ 保険付保方針

イ. 地震保険の付保

本投資法人は、地震の発生により生じる予期せぬ損害に対応するために、運用資産のすべての物件につき地震保険の付保を行います。但し、保険会社による地震保険の引き受けが困難となった場合や地震保険の料率が合理的でないと本資産運用会社が判断した場合は、地震保険の付保を行わない場合もあります。

ロ. 損害保険の付保

本投資法人は、火災等の災害や不慮の事故等により生じる建物の損害又は対人対物事故を原因とする第三者からの損害賠償請求による損害等に対応するため、各物件の特性に応じた適切な内容の火災保険（破損・汚損特約、家賃保険特約）、機械保険及び施設管理者賠償責任保険の付保を行います。

⑧ 運営管理方針

イ. 運用及び維持管理の方針

運用及び維持管理の基本方針は運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指すものとします。

ロ. リーシング方針

運用資産の賃貸に際しては、中長期的に安定的な収益を確保するために、良質な賃貸入居者を確保することを目指して運用を行うことを目的として、以下の方針を踏まえ適切な運営を図るものとします。

- a. 周辺相場の動向や市場環境の変化に対応するよう積極的に情報を収集し、適正な賃料水準を設定、維持するものとします。
- b. 良質な入居者を確保するために入居審査項目を明確化し、リーシング会社に遵守させるものとします。
- c. リーシング会社の選定にあたっては、次項に定める選定方針のとおり、本投資法人の利益の最大化に寄与する会社を選定するものとします。

ハ．マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定方針

プロパティマネジメント業務については、入居者に対する24時間体制での対応が行える等のきめ細やかな対応を広範な物件所在地において均質かつ適切な運営管理コストで行えるよう、一貫した業務体制の構築を目指します。そのため、プロパティマネジメント会社へ物件の用途に応じて一括委託するものとします。また、原則として、プロパティマネジメント業務のうちリーシング業務については、募集力があり、リーシングコストが適切なリーシング会社にプロパティマネジメント会社から再委託させることで、プロパティマネジメント会社とリーシング会社の緊密な連携を図り、効率的な集客等による稼働率の上昇を実現することを目指します。このように運営経費を低コスト化し、高稼働率を確保することで収益性を高めることを目指します。プロパティマネジメント会社の選定における意思決定プロセスについては、前記「1 投資法人の概況（4）投資法人の機構 ② 投資法人の運用体制 ホ. 本資産運用会社の意思決定プロセス d. マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定等のプロセス」及び後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（2）本投資法人の自主ルール② 本自主ルールの適用範囲」をご参照下さい。

また、本投資法人とプロパティマネジメント会社は、契約事務の簡素化等を目的として、原則としてマスターリース契約を締結することとします、そのため、マスターリース業務を行うプロパティマネジメント会社に求める要件は下記の選定基準のとおりとし、この要件を満たす会社の中から、本投資法人に対して最も有利となるような会社を選定するものとします。

＜選定基準＞

会社規模	資本金3億円以上、売上高150億円以上
従業員数	200名以上
組織体制	マスターリース契約に関して、契約事務等をとり行う社内体制が構築されていること
資格者の人数	宅地建物取引士50名以上 マンション管理士20名以上 一級建築士2名以上 等
管理戸数	50,000件以上（応募時点）
マスターリースの実績	5,000件以上（応募時点）

二．マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定プロセス

マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定に際しては、運用ガイドラインその他の本資産運用会社の社内規程に定める基準に従い、複数の候補先（但し、取得予定物件について既にプロパティマネジメント業務を行っている会社がある場合には、当該会社を含みます。）から、見積りの取得やヒアリング等の情報収集を通じて、下記の条件について比較検討を行います。

- a. 前項の選定基準
- b. プロパティマネジメント業務の受託可能エリア
- c. プロパティマネジメント業務の内容（報酬水準、レポート作成業務、プロパティマネジメント業務、建物管理業務、一般修繕対応、大規模修繕対応、最小引受手数料等）
- d. 滞納保証業務（報酬水準、保証範囲（賃料、共益費、更新料、退去修繕費）等）
- e. マスターリース契約（マスターリース形態、料率水準、期間、費用負担等）
- f. リーシング業務（リーシング会社の募集体制、募集可能エリア、広告料等）

本資産運用会社は、上記のとおり確認した条件について総合的に分析を行い、かかる分析に基づきマスターリース会社・プロパティマネジメント会社の候補先を選定します。あわせて、プロパティマネジメント会社からリーシング業務を再委託するリーシング会社の候補先を選定します。

ホ. マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定等の意思決定プロセス
マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社選定等の意思決定プロセスについては前記
「1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 ② 投資法人の運用体制 ホ. 本資産運用会社の意思決定プロ
セス d. マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の選定等のプロセス」、及
び後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資
法人の自主ルール ② 本自主ルールの適用範囲」をご参照下さい。

本書の日付現在、本投資法人及び本資産運用会社は取得資産のマスターリース会社・プロパティマネジメ
ント会社の選定について、上記手続を経ており、利害関係人であるスターツアメニティー株式会社にマスター
リース業務・プロパティマネジメント業務を委託し、スターツアメニティー株式会社から利害関係人である
スターツピタットハウス株式会社にリーシング業務を再委託しています。スターツアメニティー株式会社
をマスターリース会社・プロパティマネジメント会社として、スターツピタットハウス株式会社をリーシン
グ業務の再委託先として、それぞれ選定及び承認した主な理由は以下のとおりです。

a. スターツアメニティー株式会社について

- i. 資本金・売上高・従業員数・組織体制・資格者の人数・管理戸数・マスターリースの実績等から管理
水準、業務受託、内部管理体制、業績動向等に懸念がないこと
 - ii. 滞納立替を行う対象が、賃料・共益費・更新料・退去修繕費とすべての債権を広範囲にカバーしてい
ることで、賃料不払いリスクを軽減できること
 - iii. 手数料に滞納立替手数料が含まれており、他社に比べ、管理コスト面が優位であること
- b. スターツピタットハウス株式会社について
- i. ホームページや、駅前を中心とした店舗網等の募集手段を通じて、入居者を直接集客することが可能
となるため、広告料を抑制することができること
 - ii. 他の賃貸仲介専門業者等とも緊密に連携を取ることで、安定的に入居者の確保を見込めるこ

ヘ. マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社の管理・監督方針

a. マスターリース会社・プロパティマネジメント会社との一体的な管理運営

本資産運用会社は、管理運営計画に基づき、マスターリース会社・プロパティマネジメント会社と、個々
の運用資産毎に、以下の事項に関する確認及び対応について協議を行います。

- i. 前月までの収支状況と予算対比
- ii. 既存テナントの動向（賃料等債権回収状況、テナントからの要請や苦情の有無、その対処状況、賃貸
借契約更改状況等）
- iii. 賃貸市場の動向に関する検討及び新規テナント募集のための営業活動の状況
- iv. 建物管理状況（躯体や設備のメンテナンス状況、修繕工事の実施状況、その必要性の検討等）
- v. 遵法性に関する状況
- vi. 居住環境や近隣等周辺環境の状況
- vii. 管理経費削減を含む収益性向上の検討
- viii. その他、本投資法人において協議が必要と考える事項

b. マスターリース会社・プロパティマネジメント会社・リーシング会社のモニタリング

本資産運用会社は、原則として6ヶ月毎に、マスターリース会社・プロパティマネジメント会社の運営実
績に関し、以下の業務毎にモニタリングを行い、マスターリース会社・プロパティマネジメント会社に対
し、業務内容の変更や改善の指示を行うほか、必要に応じてマスターリース会社・プロパティマネジメント
会社の変更を行います。

- i. 建物保守管理業務
- ii. リーシング業務
- iii. 修繕・資本的支出等
- iv. 入出・口座・台帳管理
- v. 立ち上げ・引継ぎ（物件組入れ時、売却時対象）
- vi. 受託者負担内容見積業務
- vii. その他（関係官庁等との折衝・事務・報告等）
- viii. 再委託業務の内容（入居審査業務、賃貸借契約の締結業務、契約金受領業務、更新契約締結業務、更
新料等の受領業務）

⑨ 謙渡方針

運用資産については、原則として短期での謙渡は行わず、中長期的に保有することとします。運用資産を謙渡する場合は、不動産市況、当該運用資産が所在するエリアの将来的な不動産市況、当該運用資産の将来的な収益の予測、当該運用資産について今後発生する大規模修繕に関する計画、ポートフォリオ構成を考慮して総合的に判断したうえで、謙渡の是非を決定するものとします。

⑩ 財務戦略

イ. 基本方針

金利環境を的確に把握し、資産規模の着実な成長と投資主への安定的な金銭の分配を維持することを基本的な方針とします。

ロ. エクイティ・ファイナンス

運用資産の長期的かつ安定的な成長を目指し、金利環境を的確に把握し、投資口の希薄化に配慮しつつ、投資口の追加発行を実行します。

ハ. デット・ファイナンス

a. 借入の方針

資金調達コストの低減と金利変動リスクの最小化を図り、金利環境を的確に把握しつつ、長期・短期の借入期間、固定・変動の金利形態等、資金調達方法のバランスを考慮したうえで、以下の方針に従って借入又は投資法人債の発行を行います。

i. 借入先は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。）第67条の15第1項第1号ロ（2）に規定される機関投資家（以下「機関投資家」といいます。）に限るものとします。

ii. 資金調達コスト及び金利変動リスクを低減し、固定・変動の金利形態、期間、担保設定の有無等の諸条件を、複数の機関投資家と交渉の上、比較し決定するものとします。

b. 有利子負債比率

原則として有利子負債の総資産に対する比率の上限を60%とし、安定的に推移させることを目標とします。但し、資産の取得に伴い、一時的に60%を超えることがあります。

c. 投資法人債の発行

安定的な資金調達の手段として投資法人債を発行することができます。

d. コミットメントライン

必要資金の機動的な資金調達を目的として、コミットメントライン契約等の事前の融資極度設定又は隨時借入の予約契約を締結する場合があります。

⑪ 開示方針

本投資法人は、常に投資家の立場に立った、正確、迅速かつ公平な情報開示に努めることを開示についての基本的な方針とします。具体的には以下のとおりです。

イ. 本投資法人は、資産運用に関する情報、投資家に対して開示すべき情報について、正確、迅速かつ公平な情報開示を行うことができるよう、情報の集約体制を整え、これを維持することに努めます。

ロ. 本投資法人は、前記イ. に従って集約された情報についての開示の要否、内容及び時期等について、これを速やかに検討し、決定するものとします。

ハ. 本投資法人が行う情報開示は、投信法、金融商品取引法、東京証券取引所、投資信託協会等がそれぞれ定める方法、様式に従って行います。

ニ. 本投資法人は、上記法令規則等が要請する開示事項以外にも、可能な限り迅速かつ正確な情報開示を行うよう努めます。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

イ. 主たる投資対象とする特定資産（規約第28条）

本投資法人は、規約第26条に定める基本方針に従い、主として以下の特定資産に投資するものとします。なお、金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして本イの規定を適用するものとします（以下、ロ及びハにおいて同じです。）。

a. 不動産

b. 不動産の賃借権

c. 地上権

d. 次に掲げるものを信託する信託の受益権

i. 金銭（信託財産を主として上記a. からc. に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。）

ii. 不動産

iii. 不動産の賃借権及び地上権

e. 匿名組合出資持分（当事者の一方が相手方の行う上記a. からd. までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。））

f. 金銭の信託の受益権であって、信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの

g. 裏付けとなる資産の2分の1を超える金額を上記a. からf. に掲げる資産（以下「不動産等」といいます。）に投資することを目的とする以下の資産対応証券等（以下、本号i. 乃至iv. の特定資産をあわせて「不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等」といいます。なお、裏付けとなる資産の2分の1を超える金額とは、原則として当該財産の総額に不動産等及び他の資産の評価損益を加減した金額から規約第32条第2項に定める敷金等を控除した金額の2分の1を超える金額をいいます。）

i. 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。以下「資産流動化法」といいます。）第2条第9項に定める優先出資証券

ii. 資産流動化法第2条第13項及び第15項に定める特定目的信託の受益証券（上記d. 及びf. に掲げる信託の受益権を除きます。）

iii. 投信法第2条第7項に定める受益証券

iv. 投信法第2条第15項に定める投資証券

ロ. 主たる投資対象以外の特定資産（規約第29条）

本投資法人は、規約第26条に定める基本方針に従い、上記イ. に掲げる特定資産の他、以下に掲げる特定資産に投資することができます。

a. 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）第3条第2号に定めるデリバティブ取引に係る権利

b. 預金（下記j. に定める譲渡性預金を除きます。）

c. 投信法施行令第3条第7号に定める金銭債権

d. コール・ローン

e. 金融商品取引法第2条第1項第1号に定める国債証券

f. 金融商品取引法第2条第1項第2号に定める地方債証券

g. 金融商品取引法第2条第1項第3号に定める特別の法律により法人の発行する債券

h. 金融商品取引法第2条第1項第4号に定める資産流動化法に規定する特定社債券

i. 金融商品取引法第2条第1項第5号に定める社債券（但し、転換社債券及び新株予約権付社債券を除きます。）

j. 譲渡性預金

k. 金融商品取引法第2条第1項第12号に定める貸付信託の受益証券

l. 金融商品取引法第2条第1項第15号に定めるコマーシャル・ペーパー

m. 信託財産を主として上記b. 乃至l. に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

n. 有価証券（規約第28条及び上記a. 乃至m. に該当するものを除きます。）

ハ. 主要投資対象の特定資産に付随する資産（規約第30条）

本投資法人は、規約第26条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合に限り以下に掲げる主要投資対象の特定資産に付随する資産に投資することがあります。

- a. 商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含みます。）に基づく商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいいます。）
- b. 温泉法（昭和23年法律第125号、その後の改正を含みます。）において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備
- c. 著作権法（昭和45年法律第48号、その後の改正を含みます。）に基づく著作権等
- d. 民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。以下「民法」といいます。）第280条に規定される地役権
- e. 動産（民法で規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加されたものをいいます。）
- f. 上記a. 乃至e. に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- g. 資産流動化法第2条第6項に規定する特定出資
- h. 民法第667条に規定される組合の出資持分（不動産、不動産の賃借権及び地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限ります。）
- i. 各種保険契約に係る権利（不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等への投資によるリスクを軽減することを目的とする場合に限ります。）
- j. 不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に付隨して取得するその他の権利

② 投資基準及び用途別、地域別、住戸タイプ別等による投資割合

投資基準及び用途別、地域別、住戸タイプ別等による投資割合については、前記「（1）投資方針」をご参照下さい。

(3) 【分配方針】

① 金銭の分配（規約第35条第1号、第2号、第3号）

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとします。

イ. 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、投信法第137条第1項及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に準拠して決算期毎に計算される利益の金額とします。なお、損失が生じた場合は次期へ繰り越すものとします。

ロ. 分配金額は、租税特別措置法第67条の15及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含みます。）第39条の32の3（以下、両規定を「投資法人に係る課税の特例規定」といいます。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益」といいます。）の100分の90に相当する金額（但し、法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とします。以下同じです。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします（但し、分配可能金額を上限とします。）。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払い準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金及び引当金等を積立てができるものとします。

ハ. 分配可能金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとします。

② 利益を超えた金銭の分配（規約第35条第4号）

本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が最適と判断する場合、投信法第137条第1項に定めるところにより、規約第35条第2号に定める分配金額に、法令等の定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとします。

③ 分配金の分配方法（規約第35条第5号）

分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配するものとします。

④ 分配金の除斥期間（規約第36条）

分配金は支払い開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息をつけないものとします。

⑤ 本投資法人は、上記①から④のほか、金銭の分配に当たっては、投資信託協会の定める規則等に従うものとします。

(4) 【投資制限】

① 規約に基づく投資制限

本投資法人の規約に基づく投資制限は以下のとおりです。

イ. 借入金及び投資法人債にかかる制限（規約第41条）

- a. 本投資法人は、資産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、運用資産の取得資金、貸貸を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金の支払、運転資金若しくは債務の返済（敷金及び保証金の返還、借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。）等を使途とし、借入又は投資法人債の発行を行うことができます。
- b. 上記 a. の場合、本投資法人は運用資産を担保として提供することができるものとします。
- c. 本投資法人の借入金と投資法人債の限度額は各々5,000億円を上限とします。但し、借入金と投資法人債とをあわせて、その合計額が5,000億円を超えないものとします。
- d. 借入を行う場合、借入先は、機関投資家に限るものとします。

ロ. 他のファンドへの投資（規約第28条第7号）

本投資法人は、資産流動化法第2条第9項に定める優先出資証券、資産流動化法第2条第13項及び第15項に定める特定目的信託の受益証券（但し、金銭（信託財産を主として不動産、不動産の賃借権及び地上権、不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。）、不動産、不動産の賃借権及び地上権に係る信託の受益権を除きます。）、投信法第2条第7項に定める受益証券並びに投信法第2条第15項に定める投資証券に投資することができます。但し、上記については、不動産等を主たる投資対象とし、上記それぞれの財産（当該財産の総額に不動産等及びその他の資産の評価損益を加減した金額から敷金又は保証金等これらに準じる金銭を控除した金額）の2分の1を超える金額を不動産等に投資することを目的とするものに限ります。

ハ. その他の投資制限（規約第31条）

本投資法人は、投資主の利益を最優先し、特定の第三者に利益を供することを意図した投資は行いません。

前記「（2）投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 ロ. 主要投資対象以外の特定資産」に掲げる金銭債権及び有価証券は、積極的に投資を行うものではなく、安全性又は換金性を勘案した運用を図るものとします。

前記「（2）投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 ロ. 主要投資対象以外の特定資産」に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします。

② 金融商品取引法及び投信法に基づく投資制限

本投資法人は、金融商品取引法及び投信法による投資制限に従います。主なものは以下のとおりです（なお、以下は本投資法人に課せられる投資制限のすべてを網羅するものではありません。）。

イ. 資産運用会社による運用の制限

登録投資法人は資産運用会社にその資産の運用に係る業務の委託をしなければなりませんが、資産運用会社は、資産の運用に係る業務に関して一定の行為を行うことが禁止されており、結果的に、投資法人が一定の投資制限に服することになります。かかる資産運用会社に対する禁止行為のうち、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」に記載の利害関係人との取引制限を除き、主なものは以下のとおりです。

a. 自己取引等

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第1号）。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号、その後の改正を含みます。以下「業府令」といいます。）第128条で定めるものを除きます。

b. 運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第2号）。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第129条で定めるものを除きます。

c. 第三者の利益を図る取引

特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第3号）。

d. 投資法人の利益を害する取引

通常の取引の条件と異なる条件で、かつ当該条件での取引が投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第4号）。

e. 分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止

以下の権利又は有価証券について、当該権利又は有価証券に関して出資され、又は拠出された金銭（これに類するものとして金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。以下「金商法施行令」といいます。）で定めるものを含みます。）が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでない場合に、当該権利についての取引（金融商品取引法第2条第8項第1号、第2号又は第7号から第9号までに掲げる行為をいいます。）を行うこと（金融商品取引法第40条の3）。

i. 金融商品取引法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利

ii. 金融商品取引法第2条第1項第21号に掲げる有価証券（金商法施行令で定めるものに限ります。）

iii. 金融商品取引法第2条第2項第7号に掲げる権利（金商法施行令で定めるものに限ります。）

f. その他業府令で定める取引

上記のほか、資産運用会社が行う運用行為のうち、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして業府令で定める以下の行為（金融商品取引法第42条の2第7号、業府令第130条）。

i. 自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。）（業府令第130条第1項第1号）

ii. 自己又は第三者の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第130条第1項第2号）

iii. 第三者の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第44条の3第1項第3号に掲げる行為を除きます。）（業府令第130条第1項第3号）

iv. 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと（業府令第130条第1項第4号）

v. 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第130条第1項第5号）

vi. 第三者の代理人となって当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（資産運用会社が、あらかじめ個別の取引毎にすべての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除きます。）（業府令第130条第1項第6号）

vii. その他業府令に定める内容の運用を行うこと

口. 同一株式の取得制限

登録投資法人は、同一の法人の発行する株式を、当該株式に係る議決権の総数の100分の50を超えて取得することができません（投信法第194条第1項、投信法施行規則第221条）。但し、国外の特定資産について、当該特定資産が所在する国の法令の規定その他の制限により、不動産の取得若しくは譲渡、貸借又は管理の委託に係る取引を行うことができないものとして投信法施行令に定める場合において、専らこれらの取引を行うことを目的とする法人の発行する株式を取得する場合はこの限りではありません（投信法第194条第2項、投信法施行令第116条の2）。

ハ. 自己投資口の取得及び質受けの制限

投資法人は、自らが発行した投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができません。但し、次に掲げる場合において自らが発行した投資口を取得するときは、この限りではありません（投信法第80条第1項）。

- a. その資産を主として投信法施行令に定める特定資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人が、投資主との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を規約で定めた場合
- b. 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合
- c. 投信法の規定により当該投資口の買取りをする場合
- d. その他投信法施行規則で定める場合

ニ. 子法人による親法人投資口の取得制限

他の投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資法人（親法人）の投資口については、次に掲げる場合を除くほか、当該他の投資法人（子法人）は、取得することができません（投信法第81条第1項及び第2項）。なお、他の投資法人の発行済投資口の過半数の投資口を、親法人及び子法人又は子法人が有するときは、当該他の投資法人はその親法人の子法人とみなされます（投信法第81条第4項）。

- a. 合併後消滅する投資法人から親法人の投資口を承継する場合
- b. その他投信法施行規則で定める場合

③ その他

イ. 有価証券の引受け

本投資法人は、有価証券の引受けは行いません。

ロ. 信用取引

本投資法人は、信用取引は行いません。

ハ. 集中投資

集中投資について制限はありません。但し、ポートフォリオの投資比率に関する本投資法人の運用方針については、前記「（1）投資方針 ③ ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。

3 【投資リスク】

(1) 本投資口への投資に関するリスク要因

以下には、本投資口への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。但し、以下は本投資口への投資に関するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。以下における不動産に関する記述は、不動産信託受益権その他の資産についてもほぼ同様に当たりますが、資産としての種類の違いに応じて追加で発生するリスクもあります。また、本投資法人の取得済資産に特有のリスクについては、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ③その他投資資産の主要なものへ、取得済資産にかかる信託不動産の個別概要」をあわせてご参照下さい。

本投資法人は、可能な限りこれらリスクの発生の回避及びリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分である保証はありません。

以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資口の市場価格は下落し、発行価格に比べ低くなることもあると予想され、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。また、本投資法人の純資産額の低下その他財務状況の悪化により、分配率の低下が生じる可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本項及び本書の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで本投資口に関する投資判断を行う必要があります。

本項に記載されているリスク項目は以下のとおりです。

① 本投資口の性格に関するリスク

- イ. 投資口・投資証券の商品性に関するリスク
- ロ. 本投資口の払戻しがないことに関するリスク
- ハ. 本投資口の市場性に関するリスク
- ニ. 本投資口の価格変動に関するリスク
- ホ. 投資口の希薄化に関するリスク
- ヘ. 投資法人の法律上、税制上、その他諸制度の取扱いに関するリスク
- ト. 本投資主の権利が必ずしも株主の権利と同一でないことに関するリスク

② 本投資法人の仕組み又は関係者に関するリスク

- イ. 本投資法人が倒産し又は登録を取消されるリスク
- ロ. 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
- ハ. 収入、費用及びキャッシュ・フローの変動に関するリスク
- ニ. 資金調達に関するリスク
- ホ. 有利子負債比率に関するリスク
- ヘ. 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者に関するリスク
- ト. 資産運用会社の兼業業務によるリスク
- チ. プロパティマネジメント会社に関するリスク
- リ. 本投資法人及び本資産運用会社の人材に依存しているリスク
- ヌ. スターツグループに依存しているリスク
- ル. インサイダー取引規制に関するリスク
- ヲ. 本投資法人の資産規模が小規模であることに関するリスク

③ 不動産に関するリスク

- イ. 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク
- ロ. 不動産の欠陥・瑕疵等に関するリスク
- ハ. 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- ニ. 不動産にかかる行政法規・条例等に関するリスク
- ホ. 法令の制定・変更に関するリスク
- ヘ. 売主の倒産等の影響を受けるリスク
- ト. 共有に関するリスク
- チ. 区分所有建物に関するリスク
- リ. 借地物件に関するリスク
- ヌ. 開発物件に関するリスク
- ル. 有害物質に関するリスク
- ヲ. 賃料収入に関するリスク
- ワ. 不動産にかかる所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

カ. 転貸借に関するリスク
ヨ. テナント等による不動産の利用状況に関するリスク
タ. マスターリースに関するリスク
レ. 不動産の地域的な偏在に関するリスク
ソ. 不動産鑑定評価額に関するリスク
ツ. テナント集中に関するリスク
ネ. 投資対象を主として中小規模の居住用不動産としていることによるリスク
ナ. フォワード・コミットメント等にかかるリスク
ラ. 高齢者向け住宅施設に関するリスク

- ④ 信託受益権に関するリスク
イ. 信託受益者として負うリスク
ロ. 信託受益権の流動性リスク
ハ. 信託受託者の破産等にかかるリスク
ニ. 信託受託者の不当な行為に伴うリスク

- ⑤ 会計、税制に関するリスク
イ. 減損会計の適用に関するリスク
ロ. 導管性要件に関するリスク
ハ. 利益が計上されているにもかかわらず資金不足により配当が十分できないリスク
ニ. 支払配当要件が満たされなくなることにより、次年度以降も通常の法人税率により課税が行われるリスク
ホ. 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
ヘ. 同族会社に該当するリスク
ト. 借入にかかる導管性要件に関するリスク
チ. 投資口を保有する投資主数に関するリスク
リ. 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
ヌ. 一般的な税制の変更に関するリスク

- ⑥ その他
イ. 専門家報告書等に関するリスク

(2) 各リスク項目についての詳細は、以下のとおりです。

- ① 本投資口の性格に関するリスク

イ. 投資口・投資証券の商品性に関するリスク

投資口又は投資証券は、株式会社における株式又は株券に類似する性質を持ち、投資金額の回収や利回りの如何は、経済状況や不動産及び証券市場等の動向、本投資法人の業務又は財産の状況に影響されるものであり、譲渡による換価時に投資金額以上の回収を図ができるとの保証はありません。本投資法人は前記「2 投資方針 (3) 分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。また本投資口に対して投下された投資主からの投資金額については、いかなる保証も付されておらず、金融機関の預金と異なり預金保険等の対象でもありません。本投資法人について破産その他の倒産手続が開始された場合や本投資法人が解散を命ぜられた場合には、投資主は配当・残余財産の分配等において最劣後の地位に置かれ、投資金額の全部又は一部の回収が不可能となる可能性があります。

ロ. 本投資口の払戻しがないことに関するリスク

本投資口は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型です（規約第7条）。従って、投資主が本投資口を換価する手段は、原則として第三者に対する売却（金融商品取引所に上場されている場合には金融商品取引所を通じた売却を含みます。）に限られます。但し、本投資法人が、投資主との合意により本投資口を有償で取得することは可能です。また、金融商品取引所における本投資口の流動性の程度によっては、本投資口を投資主の希望する時期及び条件で取引できなかったり、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額に比して相當に廉価で譲渡せざるを得ない場合や、本投資口の譲渡自体が事实上不可能となる場合があります。

ハ. 本投資口の市場性に関するリスク

本投資口は、東京証券取引所に上場されていますが、本投資口を投資主の希望する時期及び条件で取引できることは保証されていません。従って、本投資法人の純資産額に比して相當に廉価で譲渡せざるを得ない場合や本投資口の譲渡自体が不可能な場合があり得ます。

さらに、本投資法人の資産総額の減少、本投資口の売買高の減少その他の東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に抵触する場合には、本投資口の上場が廃止される可能性があります。上場廃止後は東京証券取引所における本投資口の売却は不可能となり、投資主は保有する本投資口を第三者に対して相対で譲渡する他に換価手段がないため、投資主の換価手段が大きく制限されることとなります。

ニ. 本投資口の価格変動に関するリスク

本投資口の市場価格は、金融商品取引所における需給関係や、不動産関連資産への投資の動向、他の資産への投資との比較、証券市場の状況、金利情勢、経済情勢等様々な要因の影響を受けます。また、地震等の天災その他の事象を契機として、不動産への投資とそれ以外の資産への投資との比較により、不動産投資信託全般の需給が崩れない保証はありません。

本投資法人は、不動産及び不動産信託受益権（以下「投資対象不動産等」といいます。）を主な投資対象としていますが、投資対象不動産等の価格は、不動産市況、社会情勢等の影響を特に受けやすいといえます。さらに、投資対象不動産等の流動性は一般に低いので、望ましい時期及び価格で投資対象不動産等を売却することができない可能性があり、そのために実際の売却時までに価格が下落する可能性等もあります。これらの要因により本投資法人の保有する資産の価値が下落すれば、本投資口の価値の下落をもたらす可能性があります。その他、本投資法人若しくは本資産運用会社、又は他の投資法人若しくは他の資産運用会社に対して監督官庁による行政処分の勧告や行政処分が行われた場合にも、本投資口の市場価格が下落することがあります。これらの要因により本投資法人の保有する資産の価値が下落すれば、本投資口の市場価格の下落をもたらす可能性があります。

また、東京証券取引所の不動産投資信託証券に係る市場の将来的な規模並びに同市場における流動性の不確実性、法制や税制の変更等が本投資口の価格形成に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本投資口が金融商品取引所において一時的に大量に売却される場合、本投資口の市場価格が大幅に下落する可能性があります。

ホ. 投資口の希薄化に関するリスク

本投資法人は、資産の取得若しくは修繕等、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（預り敷金及び保証金の返還、借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。）等の資金の手当てのために必要に応じて規約に定める200万口を上限として、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額（投信法第82条第6項）で投資口を隨時追加発行する予定です。投資口が追加発行された場合、既存の投資主が有する投資口の本投資法人の発行済投資口の総口数に対する割合は当該既存の投資主が必要口数を新規に取得しない限り、希薄化します。また、本投資法人の営業期間中において追加発行された投資口に対して、その保有期間にかかわらず、既存の投資主が有する投資口と同額の金銭の分配が行われるため、既存の投資主が有する投資口への分配額に影響を与える可能性があります。さらに、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額が影響を受けることがあります。また、追加発行が市場における投資口の需給バランスに影響を与えることもあります、本投資口の市場価格が悪影響を受ける可能性があります。

これら諸要因により既存の投資主が悪影響を受ける可能性があります。

ヘ. 投資法人の法律上、税制上、その他諸制度の取扱いに関するリスク

不動産又は不動産信託受益権等を主な運用対象とする投資法人の設立は、投信法並びに投信法施行令及び投信法施行規則の改正により平成12年11月以降可能になりました。今後かかる投資法人に関する法律上、税制上その他諸制度上の取扱い及び解釈が大幅に変更され、又は新たな法律が制定される可能性があり、それに伴い、本投資法人の現在の運用方針、運営形態等の変更が必要となる可能性があります。その結果、本投資法人の存続、収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

ト. 本投資主の権利が必ずしも株主の権利と同一でないことに関するリスク

本投資法人の投資主は、投資主総会を通じて、本投資法人の意思決定に参画できるほか、本投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利とは必ずしも同一ではありません。例えば、金銭の分配に係る計算書を含む本投資法人の計算書類等は、役員会の承認のみで確定し（投信法第131条第1項及び第2項）、投資主総会の承認を得る必要はないことから、投資主総会は、必ずしも、決算期毎に招集されるわけではありません。また、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。さらに、本投資法人は、資産の運用に係る業務その他の業務を本資産運用会社その他の第三者に委託しています。これらの要因により、投資主による資産の運用に係る業務その他の業務に対する統制が効果的に行えない可能性もあります。

② 本投資法人の仕組み又は関係者に関するリスク

イ. 本投資法人が倒産し又は登録を取消されるリスク

本投資法人は、破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。以下「破産法」といいます。）、民事再生法（平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。以下「民事再生法」といいます。）及び投信法上の特別清算手続（投信法第164条）に服します。また、本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取消される可能性があります（投信法第216条）。その場合には、本投資口の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。上記のように本投資法人が清算される場合、投資主は、すべての債権者への弁済（投資法人債の償還を含みます。）後の残余財産による分配からしか投資金額を回収することができません。このため、投資主は、投資金額の全部又は一部について回収を得ることができない可能性があります。

ロ. 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

本投資法人の規約に定められている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び本資産運用会社の取締役会が定めたより詳細な投資方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらが変更される可能性があります。

ハ. 収入、費用及びキャッシュ・フローの変動に関するリスク

本投資法人は、投資対象不動産等を主な投資対象としています。投資対象たる不動産及び不動産信託受益権の信託財産たる不動産（以下「投資対象不動産」といいます。）からの収入が減少し、又は投資対象不動産に関する費用が増大することにより、投資主への分配がなされず又は分配金額が減少することがあります。

a. 収入に関するリスク

本投資法人の収入は、最終的には投資対象不動産の賃料収入に主として依存しています。投資対象不動産にかかる賃料収入は、投資対象不動産の稼働率の低下、賃料水準の低下、テナントによる賃料の支払債務の不履行・遅延等により大きく減少し、キャッシュ・フローを減ずる要因となります。本書において開示されている過去の収支の状況や賃料総額は、当該資産の今後の収支と必ずしも一致するものではありません。また、新築物件については稼働率、収益率を過去の収支状況等から合理的に予測することが不可能であり、近隣物件の稼働実績や近隣の賃料相場等を参考に決定された想定賃料を用いて予測せざるをえず、かかる近隣の稼働率・想定賃料に基づく収支予測は当該資産の今後の収支と必ずしも一致するものではありません。また、当該投資対象不動産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

b. 費用に関するリスク

収入の減少だけでなく、退去するテナントへの預り敷金・保証金の返還、多額の資本的支出、投資対象不動産等の取得等にかかる費用の増大もキャッシュ・フローを減ずる要因となります。また、投資対象不動産に関する費用としては、減価償却費、租税公課、保険料、水道光熱費、管理委託費用、修繕費用等があり、かかる費用の額は状況により増大する可能性があります。

ニ. 資金調達に関するリスク

本投資法人は、本書記載の投資方針に従い、機関投資家からの金銭の借入及び投資法人債の発行による資金調達を行うことがあります。その限度額は、金銭の借入及び投資法人債についてそれぞれ5,000億円（但し、合計して5,000億円を超えないものとします。）としています（規約第41条）。また、本投資法人が資金を調達しようとする場合、投資口の追加発行の方法によることもあります。

a. 調達条件に関するリスク

金銭の借入及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後、本投資法人の希望する時期及び条件で金銭の借入及び投資法人債の発行を行うことができる保証はありません。借入及び投資法人債の金利は、借入時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合、その後の市場動向にも左右されます。一般的に、市場金利が上昇傾向にある場合、本投資法人の利払額は増加します。また、投資口が追加発行された場合、投資口の発行時期及び発行価格はその時の市場環境に左右され、場合により、本投資法人の希望する時期及び条件でこれを発行することができないこともあります。さらにこの場合、前記「① 本投資口の性格に関するリスク ホ. 投資口の希薄化に関するリスク」に記載のとおり、本投資口の市場価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

b. 財務制限条項に関するリスク

本投資法人が金銭の借入又は投資法人債の発行を行う場合において、当該金銭の借入又は投資法人債の発行の条件として、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、規約の変更が制限される等の可能性があり、このような制約が本投資法人の運営に支障をもたらし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、金銭の借入若しくは投資法人債の発行の際に（又はその後において）運用資産に担保を設定した場合には、本投資法人が当該担保の設定された運用資産の譲渡を希望する際に、担保の解除の手続等を要することが考えられ、希望どおりの時期又は価格で売却できない可能性があります。

c. 弁済資金調達に関するリスク

本投資法人のキャッシュ・フロー、金利情勢その他の理由により（投資対象不動産からのキャッシュ・フローの減少、評価額の下落等を理由として、借入金又は投資法人債の早期返済を強制される場合を含みます。）、本投資法人が保有する運用資産を処分しなければ金銭の借入及び投資法人債にかかる債務の返済ができなくなる可能性があります。この場合、本投資法人の希望しない時期及び条件で運用資産を処分せざるを得ないこととなる場合があり、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

d. 債務不履行に関するリスク

本投資法人が金銭の借入又は投資法人債にかかる債務について債務不履行となった場合、それらの債務の債権者により本投資法人の資産に対して仮差押え等の保全処分、差押え等の強制執行又は担保権の実行としての競売等が行われることがあるとともに、本投資法人に対して破産等の倒産手続の申立てが行われる可能性があります。

e. 余裕資金の運用に関するリスク

本投資法人は、余裕資金を投資資金として運用する場合があります。このような場合には、想定した運用利益を上げることができず、又は元本欠損が生じる可能性があります。その結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

f. 借入金の期限前返済及び投資法人債の期限前償還に関するリスク

本投資法人の資産の売却等に伴って、借入金の期限前返済又は投資法人債の期限前償還を行う場合には、期限前返済コスト（ブレークファンディングコスト等）が発生します。このコストは、その発生時点における金利情勢によって決定されることがあります。予測し得ない経済状況の変動によりコストが増大する可能性があります。

ホ. 有利子負債比率に関するリスク

低金利水準が続くと、一般的には投資法人の有利子負債比率（純資産に対する有利子負債の割合）が高くなり、レバレッジ効果が働いて投資法人の配当可能利益は増加します。しかしながら、金利が上昇すると支払利息が増加し、本投資法人の分配額が減少するおそれがあります。

ヘ. 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者に関するリスク

a. 任務懈怠等に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基礎等を必ずしも維持できる保証はありません。資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者は、金融商品取引法及び投信法に基づき委託を受けた業務の執行について善良な管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」といいます。）を負い、投資法人に対し忠実に職務を遂行する義務（以下「忠実義務」といいます。）を負っています（金融商品取引法第42条、投信法第118条、第209条）が、これらの者による業務の懈怠その他義務違反があった場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

b. 利益相反に関するリスク

本投資法人の一般事務受託者、資産保管会社、資産運用会社又は資産運用会社の株主等、本投資法人に現在関与し又は将来関与する可能性がある法人は、それぞれの立場において本投資法人の利益を害し、自己又は第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。これらの関係法人がそれぞれの立場において自己又は第三者の利益を図った場合は、本投資法人の利益が害される可能性があります。本資産運用会社は、本投資法人に対し善管注意義務と忠実義務を負うほか（金融商品取引法第42条）、金融商品取引法及び投信法において業務遂行に関して行為準則が詳細に規定されており、さらに自主的なルールとして「関連会社等との取引に関するルール」も定めています。しかし、本資産運用会社が、上記に反して、自己又は第三者の利益を図るため、本投資法人の利益を害することとなる取引を行った場合には、投資主に損害が発生する可能性があります。なお、本資産運用会社が、将来において別の投資法人等の資産運用を受託した場合、本投資法人と当該投資法人等との間でも、利益相反の問題が生じる可能性があります。

金融商品取引法は、このような場合に備えて、金融商品取引業者等がその行う投資運用業に関して、その資産の運用を行う運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うことを原則として禁止する等の規定（金融商品取引法第42条の2第2号）を置いています。また、本資産運用会社においても、他の投資法人等の資産を運用することとなる場合には、当該他の投資法人等との間の利益相反の問題に対処するために必要な自主的なルールを策定することも想定されます。しかしながら、この場合に他の投資法人等の利益を図るため、本投資法人の利益が害されるリスクが現実化しないという保証はありません。なお、本投資法人の執行役員は、本資産運用会社の代表取締役と本投資法人の執行役員を兼務していますが、平成16年12月20日付で、当時の投信法第13条に基づき、金融庁長官から兼職の承認を得ています。

c. 解除に関するリスク

一定の場合には、資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者との契約が解約されることがあります。投信法上、資産の運用、資産の保管及び一般事務に関して第三者へ委託することが要求されているため（投信法第117条、第198条、第208条）、各契約が解約された場合には、本投資法人は新たな第三者に委託する必要があります。しかし、本投資法人の希望する時期及び条件で現在と同等又はそれ以上の能力と専門性を有する新たな受託者を選任できる保証はなく、速やかに選任できない場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

d. 倒産等に関するリスク

資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者のそれぞれが、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続その他の倒産手続等により業務遂行能力を喪失する可能性があるほか、本投資法人は、これらの者に対する債権の回収に困難が生じるおそれがあり、さらに資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者との契約を解除されることがあります。これらにより、本投資法人の日常の業務遂行に影響を及ぼすことになり、また、場合によっては本投資口の上場が廃止される可能性もあります。そのような場合、投資主が損害を受ける可能性があります。

ト. 資産運用会社の兼業業務によるリスク

本資産運用会社が行っている兼業業務のうち、金融商品取引法第35条第4項に基づき承認を受けて行っている不動産コンサルティング業務については、顧客からの受託業務が本投資法人の取得又は处分の対象とする不動産に関するものである場合に、本資産運用会社が本投資法人の利益を優先せず、不動産コンサルティング業務における顧客の利益を優先する等の利益相反の問題が発生し、その結果、本投資法人の利益を害する可能性があります。また、不動産コンサルティング業務における予期せぬ損失の発生により資産運用会社の経営状況が悪化することによって本投資法人の資産の運用に悪影響が生じ、その結果、本投資法人の利益を害する可能性があります。

本資産運用会社では、それらに対する防止策として、社内規程において、不動産コンサルティング業務の顧客との間で「コンサルティング業務の業務範囲に関する確認書」を取り交わし、顧客と本投資法人との間での物件売買及びそのための売買価格の査定業務等の利益相反が生じる可能性がある取引については業務の範囲に含まないことを事前に約したうえで不動産コンサルティング業務を受託すること、また、不動産コンサルティング業務にかかる損失の危険相当額及びその限度枠の設定・適用方法を定めてコンプライアンスオフィサーが定期的に検査を行い、コンプライアンス委員会への報告を行うこと等の措置を定めています。しかし、本資産運用会社がこれらの措置を適切にとらない場合には、上記のリスクが生じる可能性があります。

チ. プロパティマネジメント会社に関するリスク

a. 能力に関するリスク

投資対象不動産に関しては、プロパティマネジメント会社が信託受託者又は投資法人との間でマスターリース契約を締結し、プロパティマネジメント会社として賃借人の管理、建物の保守管理等を行いますが、不動産の管理全般の成否は、プロパティマネジメント会社の能力、経験及びノウハウに大きく依存しています。会社の能力、経験及びノウハウを十分考慮して、プロパティマネジメント会社を選定しているが、その人的・財産的基盤が維持される保証はありません。

b. 利益相反に関するリスク

本投資法人の投資対象不動産にかかるプロパティマネジメント会社が、他の顧客（他の不動産投資法人を含みます。）から当該顧客の不動産の管理及び運営業務を受託し、本投資法人の投資対象不動産にかかる管理受託業務と類似又は同種の業務を行う可能性があります。これらの場合、プロパティマネジメント会社は、本投資法人以外の者の利益を優先することにより、本投資法人の利益を害する可能性があります。

c. 解除に関するリスク

一定の場合には、プロパティマネジメント会社との契約が解約されることがあります。後任のプロパティマネジメント会社が選任されるまではプロパティマネジメント会社不在又は機能不全のリスクが生じるため、一時的に当該投資対象不動産の管理状況が悪化する可能性があります。また、本投資法人の希望する時期及び条件で現在と同等又はそれ以上の能力と専門性を有する新たなプロパティマネジメント会社を選任できる保証はなく、速やかに選任できない場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

d. 倒産等に関するリスク

プロパティマネジメント会社が、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続その他の倒産手続等により業務遂行能力を喪失する可能性があるほか、本投資法人は、プロパティマネジメント会社に対する債権の回収に困難が生じるおそれがあり、さらに、プロパティマネジメント会社との契約を解約されることがあります。これらにより、本投資法人の日常の業務遂行に影響が及ぶことになり、投資主が損害を受ける可能性があります。また、テナントの募集及び管理その他プロパティマネジメント会社としての機能に支障を来たす事由が発生した場合、投資対象不動産の稼働率が大きく低下し、本投資法人の収入が減少する可能性があります。

リ. 本投資法人及び本資産運用会社の人材に依存しているリスク

本投資法人の運営は、本投資法人及び本資産運用会社の人材の能力、経験及びノウハウに大きく依存しており、これらの人材が失われた場合、本投資法人の運営に重大な悪影響をもたらす可能性があります。投信法上、投資法人を代表し、その業務執行を行う執行役員及び執行役員の業務を監督する監督役員は、善管注意義務及び忠実義務を負いますが、職務遂行上、本投資法人の執行役員又は監督役員が善管注意義務又は忠実義務に反する行為を行った場合は、結果として投資主が損害を受ける可能性があります。

ヌ. スターツグループに依存しているリスク

本資産運用会社は、スターツコーポレーション株式会社、スターツデベロップメント株式会社及びスターツアメニティー株式会社とパイプラインサポート契約を、またスターツCAM株式会社と物件情報提供契約を締結し、以上の4社（以下「パイプラインサポート会社等」と総称します。）から、情報の提供、助言等を受けています。このため、本投資法人の運営は、パイプラインサポート会社等の能力、経験及びノウハウに大きく依存しています。

また、本投資法人は、現状、取得済資産の全物件について本資産運用会社の所定の社内手続を経たうえで、不動産のマスターリース業務・プロパティマネジメント業務をスターツアメニティー株式会社に委託しています。さらに、スターツアメニティー株式会社は、本資産運用会社の所定の社内手続を経たうえで、リーシング業務をスターツピタットハウス株式会社に再委託しています。このため、リーシング業務を含むプロパティマネジメント業務の成否は、スターツアメニティー株式会社及びスターツピタットハウス株式会社の能力、経験、ノウハウに大きく依存しています。

従って、スターツグループとの協力関係が失われた場合、物件情報の提供、ウェアハウジング機能の提供、優先的な物件取得機会の提供、助言等を受けることが不可能又は著しく困難となり、かつ、スターツアメニティー株式会社及びスターツピタットハウス株式会社への業務委託を継続することが困難となり、本投資法人の運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、パイプラインサポート会社等が、本書の日付現在有している情報収集能力、助言能力、人的資源等を維持できなくなった場合や、スターツアメニティー株式会社又はスターツピタットハウス株式会社が、本書の日付現在有しているプロパティマネジメント業務又はリーシング業務にかかる能力、経験、ノウハウを維持できなくなった場合には、本投資法人の運営に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、パイプラインサポート会社等の利益は本投資法人の投資主の利益と相反する可能性があります。例えば、パイプラインサポート会社等は、他の投資法人を含む不動産関連事業に投資を行い、又は行う可能性があることから、これらの事業と本投資法人との取引又は競合において利益相反が起こる可能性があります。また、スターツアメニティー株式会社の利益並びにリーシング業務を行うスターツピタットハウス株式会社の利益も、前記「チ. プロパティマネジメント会社に関するリスク b. 利益相反に関するリスク」に記載のとおり、本投資法人の投資主の利益と相反する可能性があります。

ル. インサイダー取引規制に関するリスク

本投資法人の発行する投資口は、投資法人の発行する投資口へのインサイダー取引規制の導入等を定めた金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号。以下「金融商品取引法等の一部を改正する法律」といいます。）が、平成26年4月1日より施行されたことにより、上場株式等と同様に、金融商品取引法第166条に定める会社関係者の禁止行為（いわゆるインサイダー取引規制）の対象となっています。当該改正においては、発行者である投資法人の役員だけでなく、資産運用会社及びその特定関係法人の役職員が会社関係者として上記規制の対象者に含まれることになるとともに、投資法人及び資産運用会社に関連する事が重要事実として新たに規定されており、同様に新たに導入された情報提供行為・取引推奨行為の規制も併せて法令解釈・運用が定着していないことに伴い、本投資法人の円滑な資産運用に悪影響が生じる可能性があります。

本投資法人及び本資産運用会社は、社内規則として「内部者取引管理規程」を制定し、役職員等によるインサイダー取引の禁止・本投資法人の発行する投資口の取得及び譲渡の禁止等を定めています。しかし、こうしたインサイダー取引規制の遵守のための体制整備等にかかわらず、本投資法人及び本資産運用会社の役職員等がかかる規則に違反した場合には、取引市場における本投資口に対する投資家の信頼を害し、ひいては本投資口の流動性の低下や市場価格の下落等の悪影響をもたらす可能性があります。

ヲ. 本投資法人の資産規模が小規模であることに関するリスク

本投資法人の資産規模は比較的小さいため、各種費用が資産規模との関係で相対的に高くなり、結果として本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

③ 不動産に関するリスク

投資対象不動産の価格や流動性等の要因により本投資法人の運用資産である投資対象不動産等の価値が下落した場合、本投資口の市場価格の下落をもたらす可能性があります。

イ. 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク

a. 流動性及び取引コストに関するリスク

不動産は、一般的に代替性がない上、流動性が低く、また、それぞれの物件の個別性が強いため、その売買の際には、不動産鑑定士による不動産鑑定評価、関係者との交渉や物件精査等が必要となり、譲渡及び取得に多くの時間と費用を要するため、取得又は譲渡を希望する時期に、希望する物件を取得又は譲渡することができない可能性があります。特に、不動産が共有物件又は区分所有物件である場合や土地と建物が別人の所有に属する場合等、権利関係の態様によっては、取得及び譲渡により多くの時間と費用を要することがあり、場合によっては取得又は譲渡ができない可能性があります。

b. 取得競争に関するリスク

今後の政府の政策や景気の動向等の如何によっては、不動産投資信託その他のファンド及び投資家等による不動産に対する投資が本書の日付現在に比べより活発化する可能性があり、その結果、不動産の取得競争が激化し、本投資法人が取得を希望した不動産の取得ができない可能性があります。また、取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格・時期・条件で取引を行えない可能性もあります。

その結果、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があります。

c. 投資対象不動産の取得方法に関するリスク

税制上の軽減措置に要する手続との関係で、本投資法人が今後不動産を取得するに当たり、譲渡代金支払日後直ちには当該不動産についての所有権等の移転本登記申請を行わない場合があり得ます。この場合、売主が譲渡代金支払後本登記申請までの間に当該不動産を二重譲渡し、担保提供し、又は売主が倒産すること等により、本投資法人が投資対象不動産の完全な所有権を取得できなくなる可能性があり、また、同時に支払済みの譲渡代金の全部又は一部につき返還を受けられなくなる可能性があります。なお、本投資法人は、将来取得する投資対象不動産については、上記軽減措置に関する手続きのために10日程度要する場合がありますが、このような場合においては、投資対象不動産の購入実行時（代金支払時）から上記軽減措置に関する手続き終了時（終了後直ちに移転本登記申請を行います。）までの間は仮登記を経ることにより本登記の順位を保全して上記のリスクを可能な限り回避する方針でいます。但し、仮登記はそれに基づく本登記がなされるまでは順位保全効果しかなく、仮登記に基づき本登記がなされる前に売主が倒産した場合において本投資法人が保護されない可能性もあり、上記のリスクを完全に排除できるとは限りません。

ロ. 不動産の欠陥・瑕疵等に関するリスク

a. 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

一般に不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥・瑕疵等（隠れたるものも含みます。）が存在している可能性があります。また、適用される法令上の規制に対する遵守や、周辺の土地利用状況等によっても、その瑕疵や欠陥となる可能性となるものが含まれています。そこで、本資産運用会社が投資対象不動産等の選定・取得の判断を行うに当たっては、原則として定評のある専門業者から投資対象不動産について建物状況調査報告書等を取得することとしており、特に建物の耐震性能の評価に当たっては、建物地震リスク調査レポートを取得することによるPMLの数値の評価を行うこととし、本投資法人の投資対象として特段の問題がないことの確認を行ったうえで取得を決定しています。また、当該投資対象不動産等の元所有者から譲渡の時点における一定の表明及び保証を取得することとしています。さらに、状況に応じて、元所有者に対し一定の瑕疵担保責任を負担させる場合もあります。

しかし、建物状況調査報告書等の作成者である専門業者の調査には、提供される資料の内容やその調査範囲及び時間的な制約等から一定の限界があり、投資対象不動産に関する欠陥・瑕疵について完全に報告が行われているとは限りません。

さらに、建物状況調査報告書で指摘されなかった事項であっても、本投資法人が不動産又は不動産信託受益権を取得した後に欠陥・瑕疵、不適正な設計・施工等の存在が判明する可能性があります。

なお、建物の構造計算書偽造等の事件が発覚した際に、取得済資産について、建物地震リスク調査レポートの取得によるPMLの数値の評価の実施という一般的のプロセスに加え、構造計算に関する検証を目的とした第三者機関による追加的な調査を依頼しました。かかる追加的調査の結果、取得済資産について、各建物の構造計算書又は構造計算概要書が適正に計算されていること（国土交通省大臣認定の一貫構造設計プログラム又は手計算による構造計算の適否等）を確認しており、さらに構造図が存在する物件について

は、構造計算書又は構造計算概要書との整合性を検証し、各建物において構造計算上の瑕疵が存在しないとの報告を受け、これを確認しています。

但し、事後的な検証には限界があるため、構造計算の過程にまったく問題がないと言いつけることはできません。また、取得済資産の中には、構造図等の図面が入手できなかったものがあり、かかる物件については、構造計算書と構造図等の図面が整合していることについて確認できていません。なお、平成25年5月1日以降取得した取得済資産については、構造計算に関する検証を目的とした第三者機関による追加的な調査は行っていません。

また、元所有者の表明及び保証がすべての欠陥・瑕疵等をカバーしている保証はなく、瑕疵担保責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例です。これらの場合には、買主である本投資法人が当該欠陥・瑕疵等の補修その他にかかる予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあります。

b. 権利関係等に関するリスク

不動産を巡る権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、元所有者が表明及び保証した事実が真実でなかったことを理由とする損害賠償責任や元所有者が負担する瑕疵担保責任を追及しようとしても、元所有者の損害賠償責任又は瑕疵担保責任の負担期間が限定されていたり、元所有者の資力が不十分であったり、元所有者が解散等により存在しなくなっている等の事情により、実効性がない可能性があります。契約上瑕疵担保責任を負うこととされている場合であっても瑕疵担保責任を負担するに足りる資力を有しない可能性があります。さらに、売主が表明及び保証を行わない場合又は瑕疵担保責任を負担しない場合であっても、本投資法人が当該不動産を取得する可能性があります。例えば、本投資法人は、競売されている不動産を取得することがありますが、かかる不動産に瑕疵等があった場合には瑕疵担保責任を追及することができません。

c. 瑕疵担保責任を負担するリスク

本投資法人は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号、その後の改正を含みます。以下「宅地建物取引業法」といいます。）上、みなし宅地建物取引業者となるため（宅地建物取引業法上の登録をした信託受託者たる信託銀行も同様です。）、不動産の売却の相手方が宅地建物取引業者でない場合、不動産の売主として民法上負う瑕疵担保責任を原則として排除できません。従って、本投資法人又は信託受託者が不動産の売主となる場合には、一定限度の瑕疵担保責任を負うこととなる場合があります。

d. 登記に公信力がないことに関するリスク

我が国の法制度上、不動産登記にはいわゆる公信力がありません。従って、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産にかかる権利を取得できることや予想に反して当該不動産上に第三者の権利が設定されていることがあります。また、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿中の不動産の表示に関する事項が現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上許容される限度で責任を追及することとなります。その実効性があるとの保証はありません。

e. 境界の確定に関するリスク

物件を取得するまでの時間的制約等から、一般に隣接地所有者からの境界確定同意が取得できず又は境界標の確認ができないまま、当該物件を取得する事例が少なからず見られます。本投資法人がこれまでに取得した投資対象不動産にもそのような事例が存在し、今後取得する投資対象不動産についてもその可能性は小さくありません。また、隣接地所有者等から境界確定同意を取得していた場合も、当該同意が有効ではないことが事後的に判明することがあります。このような場合、状況次第では、後日これを処分するときに事実上の障害が発生し、また、境界に関して紛争が発生して、所有敷地の面積の減少、訴訟費用、損害賠償責任の負担を余儀なくされる等、投資対象不動産について予定外の費用又は損失を負担する可能性があります。同様に、越境物の存在により、投資対象不動産の利用が制限され賃料に悪影響を及ぼす可能性や、越境物の除去等のために追加費用を負担する可能性があります。

ハ. 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、破裂爆発、落雷、風、ひょう、雪災、水災、地震火災、地震破裂、地震倒壊、噴火、液状化、竜巻、暴風雨及び津波並びに電気的事故、機械的事故その他偶然不測の事故並びに戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」といいます。）により投資対象不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物が不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し、又は当該投資対象不動産の価値が下落する結果、投資主に損害を与える可能性があります。但し、本投資法人は、災害等による損害を補填する火災保険、地震保険、賠償責任保険等を付保する方針であり（前記「2 投資方針（1）投資方針⑦ 保険付保方針」をご参照下さい。）、このような複数の保険を手配することによって、災害等のリスクが顕在化した場合にも、かかる保険による保険期間及び保険金の範囲内において、原状回復措置が期待できます。もっとも、投資対象不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で補填されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、災害等によりテナントの支払能力等が悪影響を受ける可能性があります。付保方針は、災害等の影響と保険料負担を比較考量して決定されます。また、保険金が支払われた場合であっても、行政規制その他の理由により当該投資対象不動産を災害等の発生前の状態に回復させることが不可能となることがあります。

ニ. 不動産にかかる行政法規・条例等に関するリスク

a. 既存不適格に関するリスク

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際、これらの規定に適合しない現に存する建物（現に建築中のものを含みます。）又はその敷地については、原則として当該規定が適用されないとされています（いわゆる既存不適格）。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があり、費用等追加的な負担が必要となる可能性があり、また、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

b. 行政法規・条例に関するリスク

不動産にかかる様々な行政法規や、各地の条例による規制が投資対象不動産に適用される可能性があります。例えば、文化財保護法（昭和25年法律第214号、その後の改正を含みます。）に基づく試掘調査義務や、一定割合において住宅を付置する義務、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務及び雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該投資対象不動産を処分するときや建替え等を行うときに、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な負担が生じたりする可能性があります。

c. 都市計画に関するリスク

投資対象不動産を含む地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少し、当該投資対象不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

ホ. 法令の制定・変更に関するリスク

環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染にかかる調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。これに関して土壌汚染対策法（平成14年法律第53号、その後の改正を含みます。以下「土壌汚染対策法」といいます。）、消防法（昭和23年法律第186号、その後の改正を含みます。以下「消防法」といいます。）その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、投資対象不動産の管理費用等が増加する可能性があります。さらに、建築基準法、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等により投資対象不動産に関する権利が制限される可能性があります。このような法令若しくは行政行為又はその変更等が本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

ヘ. 売主の倒産等の影響を受けるリスク

本投資法人が、債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にあると認められる又はその疑義がある者から投資対象不動産等を取得した場合に、破産管財人、監督委員又は管財人（以下「管財人等」といいます。）により当該取引が否認されるリスクを完全に排除することは困難です。

a. 詐害行為取消・否認に関するリスク

万一、売主が債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にある状況を認識できずに本投資法人が投資対象不動産等を取得した場合には、当該投資対象不動産等の売買が売主の債権者により取消される可能性が生じます（詐害行為取消権。民法第424条）。また、本投資法人が投資対象不動産等を取得した後、その売主について破産手続、民事再生手続又は会社更生手続が開始された場合には、投資対象不動産等の売買が管財人等により否認される可能性が生じます（破産法第160条以下、民事再生法第127条以下、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。以下「会社更生法」といいます。）第86条以下）。

b. 悪意による取消・否認に関するリスク

本投資法人が、ある売主から投資対象不動産等を取得した者（以下、本項において「買主」といいます。）からさらに投資対象不動産等の転売を受けた場合において、本投資法人が、当該投資対象不動産等の取得時において、売主と買主間の当該投資対象不動産等の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となり得る事実関係を知っている場合には、本投資法人に対しても、売主・買主間の売買が否認され、その効果を主張される可能性があります。

c. 真正売買でないとみなされるリスク

売主と本投資法人との間の投資対象不動産等の売買が、担保取引であると判断され、売主につき破産手続、民事再生手続又は会社更生手続が開始された場合には、当該投資対象不動産等は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は再生債務者若しくは更生会社である売主の財産に属するとみなされる可能性（いわゆる真正売買でないとみなされるリスク）があります。

ト. 共有に関するリスク

運用資産である投資対象不動産等が第三者との間で共有されている場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。なお、（C-58）プロシード篠崎タワーの土地について、本投資法人は信託受益権を通して転定期借地権及び定期借地権の準共有持分を取得しており、また、（C-65）プロシードT X流山セントラルパークの土地について、本投資法人が信託受益権を通して取得した権利は転定期借地権の準共有持分ですが、民法上、準共有の規定は共有権に関する民法の規定を準用するとされており（民法第264条）、転定期借地権及び定期借地権の保存・利用・処分等について、投資対象不動産等が共有されている場合に準じた問題が生じる可能性があります。

a. 持分の過半数を有していない場合のリスク

共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため（民法第252条）、持分の過半数を有していない場合には、当該投資対象不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため（民法第249条）、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該投資対象不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

b. 分割請求権に関するリスク

共有の場合、単独所有の場合と異なり、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性があります（民法第256条）。分割請求が権利濫用として排斥されない場合には、裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性もあります（民法第258条第2項）。このように、共有不動産については、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。この分割請求権行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超えては効力を有しません。また、不動産共有物全体に対する不分割特約は、その旨の登記をしなければ、対象となる共有持分を新たに取得した譲受人に対抗することができません。仮に、特約があった場合でも、特約をした者について破産手続、民事再生手続又は会社更生手続の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができるものとされています。但し、共有者は、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法第52条、民事再生法第48条、会社更生法第60条）。

c. 抵当権に関するリスク

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。従って、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて当該抵当権の効力が及ぶこととなります。

d. 優先的購入権に関するリスク

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権の合意をした場合には、共有者がその共有持分を第三者に売却する場合に他の共有者が優先的に取得できる機会を与えるようにする義務を負います。

e. 共有者の信用に関するリスク

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されており、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。即ち、他の共有者の債権者により当該共有者の持分を超えて賃料収入全部が差押えの対象となる可能性や、賃借人からの敷金返還債務を他の共有者がその持分等に応じて履行できない際に当該共有者が敷金全部の返還債務を負う可能性があります。ある共有者が他の共有者の債権者から自己の持分に対する賃料を差押えられたり、他の共有者が負担すべき敷金返還債務を負担した場合には、自己の持分に対する賃料相当額や他の共有者のために負担した敷金返還債務の償還を他の共有者に請求することができますが、他の共有者の資力がない場合には償還を受けることができません。また、共有者間において、他の共有者に共有物の賃貸権限を付与し、当該他の共有者からその対価を受領する旨の合意をする場合があります。この場合、共有者の収入は賃貸人である他の共有者の信用リスクに晒されます。これを回避するために、テナントからの賃料を、賃貸人でない共有者の口座に払い込むよう取決めをすることがあります、かかる取決めによっても、賃貸人である他の共有者の債権者により当該他の共有者の各テナントに対する賃料債権が差押えられるということ等もあり得ますので、他の共有者の信用リスクは完全には排除されません。

f. 減価要因となるリスク

前記のリスクが実現しない場合であっても、共有不動産については、単独所有の場合と比べて前述のような制限やリスクがあるため、前述の流動性のリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

チ. 区分所有建物に関するリスク

投資対象不動産が区分所有建物である場合には、以下のリスクがあります。

a. 管理・処分に関するリスク

区分所有建物とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号、その後の改正を含みます。以下「区分所有法」といいます。）の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分（居室等）と共有となる共用部分（エントランス部分等）及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び管理規約（管理規約の定めがある場合）によって管理方法が定められます。管理規約は、原則として区分所有者及びその議決権（管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合）の各4分の3以上の多数決によって変更できるため（区分所有法第31条第1項）、本投資法人が議決権の4分の3を有していない場合には、区分所有建物の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、建替え決議等をする場合には集会において区分所有者及び議決権（管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合）の各5分の4以上の多数の建替え決議が必要とされる等（区分所有法第62条）、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権の合意をすることがあることは、共有物件の場合と同様です。

b. 敷地に関するリスク

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなりスクがあります。区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれにかかる敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています（区分所有法第22条）。但し、敷地権の登記がなされていない場合

には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、分離処分が有効となります（区分所有法第23条）。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、この敷地のうちの一筆又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権等を敷地利用権（いわゆる分有形式の敷地利用権）として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように専有部分とそれにかかる敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。また、敷地利用権が使用貸借及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可能性があります。

c. 減価要因となるリスク

前記のリスクが実現しない場合であっても、このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、前述の不動産にかかる流動性のリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

リ. 借地物件に関するリスク

投資対象不動産が借地物件である場合には、以下のリスクがあります。

a. 借地権消滅のリスク

借地権（転借地権を含みます。以下本「リ. 借地物件に関するリスク」において同じです。）とその借地上に存在する建物については、自己が所有権を有する土地上に存在する建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限の到来により当然に消滅し（定期借地権の場合）又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します（普通借地権の場合）。また、借地権が地代の不払その他により解除その他の理由により消滅してしまう可能性もあります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合（借地借家法（平成3年法律第90号、その後の改正を含みます。以下「借地借家法」といいます。）第13条、借地法（大正10年法律第49号、その後の改正を含みます。）第4条）を除き、借地上に存在する建物を取壊したうえで、土地を返還しなければなりません。このような、建物買取請求権が行使できない場合には、取壊し費用が発生し、配当が減少する可能性があります。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、借地権設定者による買取価格が本投資法人の希望する価格以上となる保証はありません。なお、（C-41）プロシード西新井の土地に対して本投資法人が信託受益権を通して取得した権利は定期借地権です。従って、当該物件の借地権は、期限（平成66年11月30日）の到来により消滅します。また、同借地権の設定契約上、借地人は、建物買取請求権を行使することはできず、同契約の規定に従い借地人が土地の所有権を取得する等の場合を除き、建物取壊費用を負担することになり、配当が減少する可能性があります。また、（C-58）プロシード篠崎タワーの土地に対して本投資法人が信託受益権を通して取得した権利は転定期借地権及び定期借地権の準共有持分です。従って、当該物件の借地権は、期限（平成88年3月31日）の到来により消滅します。また、同転借地権及び借地権の設定契約上、借地人は、建物買取請求権を行使することはできず、同契約の規定に従い土地所有者、土地賃借人及び土地転借人の間の協議により別途の合意が形成される場合を除き、建物取壊費用を負担することになり、配当が減少する可能性があります。また、（C-65）プロシードTX流山セントラルパークの土地に対して本投資法人が信託受益権を通して取得した権利は転定期借地権の準共有持分です。従って、当該物件の借地権は、期限（平成78年3月31日）の到来により消滅します。また、同転借地権の設定契約上、転借地人は、建物買取請求権を行使することはできず、同契約の規定に従い土地所有者、土地賃借人及び土地転借人の間の協議により別途の合意が形成される場合を除き、建物取壊費用を負担することになり、配当が減少する可能性があります。更に、（C-65）プロシードTX流山セントラルパークについては、当該物件の開発段階において流山市、学校法人暁星国際学園及びスターツコーポレーション株式会社との間で平成25年1月9日付「流山セントラルパーク駅前市有地活用事業」事業契約書が締結されています。同事業契約上、スターツコーポレーション株式会社は、当該物件の運用及び維持管理にかかる義務を負担しており、また、学校法人暁星国際学園は、（C-65）プロシードTX流山セントラルパークと同敷地内における幼稚園の運営並びに隣接地における小学校の建設及び運営その他の義務を負担していますが、かかる学校法人暁星国際学園又はスターツコーポレーション株式会社の義務の不履行によって流山市は当該物件に係る土地所有者である流山市と土地賃借人である学校法人暁星国際学園との間の借地契約を解除することができるとされています。従って、当該物件には、かかる義務の不履行によって学校法人暁星国際学園の借地権が消滅し、その結果、本投資法人が取得した信託受益権の信託財産を構成する転借地権が消滅するリスクが存在し、この場合、借地人は、建物買取請求権を行使することはできず、建物取壊費用を負担することになり、配当が減少する可能性があります。

b. 借地権を第三者に対抗できないリスク

本投資法人が借地権を有している土地の所有権が、転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等の実行により第三者に移ってしまう可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件が具備されていないとき（借地上の登記済みの建物を所有している場合において、当該建物が滅失した場合を含みます。）は、本投資法人は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。なお、（C-41）プロシード西新井については、建物について所有権保存登記がなされており、借地権の対抗力を有していますが（借地借家法第10条第1項）、借地権については登記がなされていないため、建物の滅失等が生じた場合には、借地権の対抗力を失う可能性があります（借地借家法第10条第2項）。（C-58）プロシード篠崎タワー及び（C-65）プロシードTX流山セントラルパークについては、転借地権及び借地権について登記による第三者対抗要件を具備しています。

c. 借地権の譲渡に関するリスク

借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地にかかる借地権も一緒に譲渡することとなるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払があらかじめ約束されていましたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求してくる場合があります（法律上借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められているわけではありません。）。

d. 借地権設定者の信用に関するリスク

借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差入れた敷金・保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金・保証金等の返還請求権については担保設定や保証はなされないのが通例です。

e. 借地の地代等の変動に関するリスク

契約の更新の際又は地代等の見直しの際には、その時々における賃料相場も参考にして、地代が所有者との協議に基づき改定されることがありますので、借地契約締結時の地代がその後も維持される保証はありません。

また、地代・差入保証金等について、公租公課の額や消費者物価指数等の変動に応じて、一定の計算式により地代・差入保証金等の変更が行われる旨の規定がおかれることがあります。かかる地代・差入保証金等の変更により地代・差入保証金等が増額された場合、本投資法人の収益の減少をもたらす可能性があります。（C-41）プロシード西新井、（C-58）プロシード篠崎タワー及び（C-65）プロシードTX流山セントラルパークがこれに該当します。

f. 減価要因となるリスク

前記のリスクが実現しない場合であっても、借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、前記のような制限やリスクがあるため、上記の不動産の流动性、取引コスト等に関するリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

ヌ. 開発物件に関するリスク

本投資法人が、竣工後の物件を取得するためにあらかじめ開発段階で売買契約を締結した場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合に比べて、固有のリスクが加わります。即ち、（i）開発途中において、地中障害物、埋蔵文化財、土壤汚染等が発見された場合、（ii）工事請負業者の倒産又は請負契約の不履行が生じた場合、（iii）開発コストが当初の計画を大きく上回ることになった場合、（iv）天変地異が生じた場合、（v）予期せぬ行政上の許認可手続が必要となった場合、（vi）開発過程において事故が生じた場合その他予期せぬ事情が発生した場合には、開発の遅延、変更若しくは中止又は売買契約に定められたとおりの引渡しを受けられない可能性があります。また、竣工後のテナントの確保が当初の期待を下回り、見込みどおりの賃料収入を得られない可能性があります。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかつたり、予定されていない費用、損害又は損失を本投資法人が被る可能性があり、その結果本投資法人の収益等に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

ル. 有害物質に関するリスク

a. 土地に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物や放射性物質等の有害物質が埋蔵されている可能性があり、かかる有害物質が埋蔵されている場合には当該土地の価格が下落する可能性があり、また、かかる有害物質を除去するために土壤の入替えや洗浄が必要となる場合には、これにかかる予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。なお、土壤汚染対策法によれば、土地の所有者・管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壤の汚染の状況について、都道府県知事より調査・報告を命ぜられることがあります（土壤汚染対策法第4条第2項）、また、土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康にかかる被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都道府県知事よりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります（土壤汚染対策法第7条第1項）。本投資法人がこれらの調査・報告又は措置を命ぜられた場合には、本投資法人ひいては投資主が損害を受ける可能性があります。

b. 建物に関するリスク

本投資法人が建物又は建物を信託する信託の受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されている可能性やポリ塩化ビフェニル（PCB）が保管されている可能性があり、かかる有害物質が使用又は保管されている場合には、当該建物の価値が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的又は部分的交換が必要となる場合にはこれにかかる予想外の費用や時間が必要となります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

ヲ. 賃料収入に関するリスク

a. 不動産の稼働リスク

一般に、不動産の稼働率は、事前に予測することが困難であり、予想し得ない事情により稼働率が低下する可能性があります。賃貸借契約において期間中の解約権を制限していない場合等には、契約期間中であっても賃貸借契約を解約することが可能であるため（定期建物賃貸借契約の場合を除きます。）、賃借人から賃料が得られることは将来にわたって確定されているものではありません。また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあります。特に、複数の賃貸借契約の期間満了時期が短期間に集中した場合において多くの賃借人が契約を更新しなかった場合は、物件の稼働率が大きく低下する可能性があります。その上、通常の場合において、不動産について一定の稼働率又は稼働状況について保証を行っている第三者は存在しません。以上のような事由により稼働率が低下した場合、不動産にかかる賃料収入が低下することとなります。なお、解約ペナルティ条項等を置いて期間中の解約権を制限している場合でも、裁判所によって解約ペナルティが減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

b. 賃料不払に関するリスク

賃借人が特に解約の意思を示さなくても、賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続その他の倒産手続の対象となった場合その他の事情により、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があります。また、賃料不払いに伴い明渡訴訟等に発展した場合には訴訟費用や立退費用等の費用負担が発生する可能性があります。敷金若しくは保証金を受領していない場合、又は延滞賃料その他の費用にかかる賃借人の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える場合、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、賃貸人の義務違反を理由とする不払いのリスクもあります。

c. 賃料改定にかかるリスク

契約の更新の際又は賃料等の見直しの際には、その時々における賃料相場も参考にして、賃料が賃借人との協議に基づき改定されることがありますので、取得済資産について、本書の日付現在の賃料が今後も維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、賃料収入が減少することとなります。

d. 貸借人による賃料減額請求権の行使に関するリスク

建物の貸借人は、定期建物賃貸借契約において賃料減額請求権を排除する旨の特約がある場合を除き、借地借家法第32条に基づいて賃料減額請求をすることができ、その結果裁判上又は事実上賃料収入の減少をもたらす可能性があります。

e. 定期賃貸借契約における賃料減額請求権排除特約に関するリスク

定期建物賃貸借契約の場合には、その有効期間中は契約中に定められた賃料をテナントに対して請求できるのが原則です。しかし、定期賃貸借契約においてテナントが早期解約した場合でも、テナントに対する残存期間全体についての賃料請求が認められない可能性があります。なお、定期建物賃貸借契約において契約期間中は賃料改定を行わない約束がなされた場合、その後一般的な賃料水準が上昇してもそれに応じた賃料の改定は困難となる可能性があります。

f. 敷金返還債務に関するリスク

賃貸人が敷金の一部については返還債務を負わないいわゆる敷引特約がある賃貸借契約については、当該敷引特約の全部又は一部の有効性が否定され、本投資法人が承継した敷金額より多額の敷金返還債務を負う可能性があります。

ワ. 不動産にかかる所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

a. 所有者責任に関するリスク

投資対象不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、本投資法人が予期せぬ損害を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上無過失責任を負うこととされています。投資対象不動産には本投資法人が適切と考える保険を付保しています。今後取得する投資対象不動産に関しても、原則として適切な保険を付保する予定ですが、投資対象不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約でカバーされない事故が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

b. 修繕費用に関するリスク

投資対象不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、投資対象不動産からの収入が減少し、又は投資対象不動産の価格が下落する可能性があります。

c. 管理費用に関するリスク

経済状況によっては、インフレーション、水道光熱費等の費用の高騰、不動産管理や建物管理にかかる費用、備品調達等の管理コスト及び各種保険料等のコストの上昇、租税公課の増大その他の理由により、投資対象不動産の運用に関する費用が増加する可能性があります。

カ. 転貸借に関するリスク

a. 転借人に関するリスク

賃借人に、投資対象不動産の全部又は一部を転貸させる権限を与えた場合、本投資法人は、投資対象不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があります。また、賃借人の賃料が、転借人から賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

b. 敷金等の返還義務に関するリスク

賃貸借契約が合意解約された場合その他一定の場合には賃貸人が転貸人の地位を承継し、転貸人のテナントに対する敷金等の返還義務が賃貸人に承継される可能性があります。

ヨ. テナント等による不動産の利用状況に関するリスク

本投資法人は、テナントの属性や資力に留意しつつ賃貸借契約を締結し、プロパティマネジメント会社を通じてその利用状況を管理していますが、個々のテナントの利用状況をつぶさに監督できるとの保証はなく、テナントの利用状況により、当該不動産の資産価値や、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、建物そのものが法令や条例等の基準を満たす場合であっても、テナントによる建物への変更工事、内装の変更、その他利用状況等により、建築基準法・消防法その他の法令や条例等に違反する状態となり、本投資法人が、その改善のための費用を負担する必要が生じ、又は法令上不利益を被る可能性があります。また、賃貸借契約における規定の如何にかかわらず、テナントによる転貸や賃貸借の譲渡が本投資法人の承諾なしに行われる可能性があります。その他、転借人や賃借権の譲受人の属性によっては、運用資産である投資対象不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。

タ. マスターリースに関するリスク

投資対象不動産においては、プロパティマネジメント会社が投資対象不動産の所有者である信託受託者との間で、契約事務の簡素化等を目的としてマスターリース契約を締結したうえでテナントに対して転貸しており、今後も同様の形態を用いる予定です。

この場合、マスターリース会社であるプロパティマネジメント会社の財務状態の悪化により、テナントからマスターリース会社に対して賃料が支払われたにもかかわらず、マスターリース会社から賃貸人である信託受託者への賃料の支払いが滞る可能性があります。

マスターリース契約上、マスターリース会社の倒産又は契約期間満了等によりマスターリース契約が終了した場合には、本投資法人が信託受託者との間で新たなマスターリース契約（以下「新マスターリース契約」といいます。）を締結し、それまでのマスターリース会社（以下「旧マスターリース会社」といいます。）とテナントの間の転貸借契約及び旧マスターリース会社のテナントに対する権利及び義務等を承継することが規定されている場合があります。この場合において、本投資法人は、賃貸人である信託受託者に対して、新マスターリース契約に基づいて請求し得る敷金返還請求権等に比して過重な敷金返還債務等をテナントに対して負担しなければならなくなる可能性があります。

また、本投資法人がテナントに対して、賃貸人たる地位を承継した旨を通知する前に、テナントが旧マスターリース会社に賃料等を支払った場合、本投資法人は賃貸人たる信託受託者に対して賃料を支払う必要があるにもかかわらず、テナントに対して賃料を請求できなくなります。

これらの場合、旧マスターリース会社に対して求償権又は不当利得返還請求権行使することは可能ですが、旧マスターリース会社が破綻状態に陥っており、十分に損害を回復できない場合には、本投資法人は損失を被ることになります。

レ. 不動産の地域的な偏在に関するリスク

本投資法人は、首都圏を中心として、政令指定都市をはじめとする全国の主要都市の不動産に投資する予定です。特に、ポートフォリオ全体の70%以上を首都圏主要都市の不動産に投資することを基本方針としています。従って、これらの地域における人口、人口動態、世帯数、世帯構造の変化、平均所得等の変化、地震その他の災害、地域経済の悪化、稼働率の低下、賃料水準の下落等により、本投資法人の収益が著しい悪影響を受ける可能性があります。

また、テナント獲得に際し不動産賃貸市場における競争が激化し、結果として、空室率の上昇や賃料水準の低下により賃料収入が減少し、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

ソ. 不動産鑑定評価額に関するリスク

不動産鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものにとどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について不動産鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって不動産鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる不動産鑑定等の結果は、現在及び将来において当該不動産鑑定評価額や調査価格による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。

ツ. テナント集中に関するリスク

投資対象不動産のテナント数が少なくなればなるほど、本投資法人は特定のテナントの支払能力、退去その他の事情による影響を受けやすくなります。特に、一テナントしか存在しない投資対象不動産においては、本投資法人の当該投資対象不動産からの収益等は、当該テナントの支払能力、当該投資対象不動産からの転出・退去その他の事情により大きく左右されます。また、賃貸面積の大きなテナントが退去したときに、大きな空室が生じ、他のテナントを探しその空室を回復させるのに時間を要することがあり、その期間が長期になればなるほど、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。また、本投資法人の運用資産における特定の少数のテナントの賃借比率が増大したときは、当該テナントの財務状況や営業状況が悪化した場合、本投資法人の収益も悪影響を受ける可能性があります。

ネ. 投資対象を主として中小規模の居住用不動産としていることによるリスク

本投資法人は、中小規模の賃貸住宅に積極的に投資することを考えていますが、これらの中小規模の賃貸住宅は大規模の居住用不動産と比較して、取得に要する調査費用及び取得後の管理費用が不動産価格に比して割高となり、本投資法人の収益に悪影響を与える可能性があります。

ナ. フォワード・コミットメント等にかかるリスク

本投資法人は、投資対象不動産等を取得するにあたり、いわゆるフォワード・コミットメント等（先日付の売買契約であって、契約締結から一定期間経過した後に決済・物件引渡しを行うとしているものその他これに類する契約をいいます。以下同じです。）を行うことがあります。一般的に不動産等にかかる売買契約においては、買主がその都合により不動産等の売買契約を解約し又は履行しない場合には、買主は違約金や債務不履行による損害相当額の支払義務を負担します。この点は契約後速やかに決済される売買契約についても同様ですが、フォワード・コミットメント等の場合には、契約締結後、決済・物件引渡しまでに一定の期間があることから、その間に市場環境等が変化し、決済・物件引渡し時において、当初の想定と異なる事情が生ずる可能性があります。従って、フォワード・コミットメント等を行った後に、例えば、金融市場に予想できない変動があり、不動産等の取得資金を調達できなくなる等の事由によって、売買契約を解約せざるを得なくなり、売買代金の支払いは免れるものの、違約金又は損害賠償金の支払義務を負担し、結果として本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

ラ. 高齢者向け住宅施設に関するリスク

本投資法人が投資する高齢者向け住宅施設は、テナントがオペレーターとして介護サービス等の一定のサービスを提供しますが、かかるサービスの提供においては、固有のノウハウ等が必要となるため、高齢者向け住宅施設の運用においては、プロパティマネジメント会社のみならず、オペレーターの業務遂行能力にも強く依拠することとなります。従って、オペレーターの変更に関して、前記「② 本投資法人の仕組み又は関係者に関するリスク チ. プロパティマネジメント会社に関するリスク」に記載のリスクと同様のリスクが存在することとなります。また、かかる固有のノウハウを有するオペレーターやプロパティマネジメント会社の代替性は限定的であるため、そのリスクの程度は、他の類型よりも大きくなる可能性があります。

また、高齢者向け住宅施設においては、入居対象者が高齢者であることから、入居契約締結時における入居者の意思能力等に関するリスクについても、他の類型の物件よりも大きくなる可能性があります。

加えて、高齢者向け住宅施設においては、入居契約並びに敷金及び保証金に相当する入居一時金の法的性質が必ずしも明らかではないことから、本投資法人が高齢者向け住宅施設を取得する際に、入居契約及び（これに随伴して）入居一時金の返還債務を本投資法人が承継したものとみなされるリスクもあります。

その他、高齢者向け住宅施設においては、間取り、付帯設備、立地、建築基準法による用途制限等の点で、他の一般的な賃貸住宅とは異なる構造や設備を有する場合があります。そのため、将来テナントが退去了際に、他の用途への建物への転用に費用がかかったり、一般的な賃貸住宅への転用ができない可能性があり、また、売却をしようとした際に、建物の用途が限定されているために購入先が限られ処分ができなかったり、想定した価格で処分することができない等の可能性があり、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。また、高齢者向け住宅施設において提供されるサービスのうち介護サービスの事業性は、社会保障制度、特にその中でも介護保険制度の動向の影響を受けることになりますが、介護付き高齢者向け住宅施設の場合、テナントである介護事業者が介護サービスを自ら提供するため、介護保険制度の変更による影響が介護事業者の売上水準に及ぶ可能性があり、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

④ 信託受益権に関するリスク

以下、平成19年9月30日施行の信託法（平成18年法律第108号、その後の改正を含みます。）を「新信託法」といい、新信託法施行と同時に廃止された信託法（大正11年法律第62号、その後の改正を含みます。）を「旧信託法」といいます。信託契約に別段の定めがない限り、平成19年9月30日より前に効力を生じた信託契約については、信託財産についての対抗要件に関する事項を除き、旧信託法が適用されます（信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第2条）。

イ. 信託受益者として負うリスク

信託受益者とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産にかかる給付をすべきものにかかる債権及びこれを確保するために受託者その他のものに対し一定の行為を求めることができる権利を有する者をいいます（新信託法第2条第6項、同条第7項）。

旧信託法の下では、信託受託者による信託事務の処理上発生した信託財産に関する租税等の費用、信託受託者の報酬、信託財産に瑕疵があることを原因として第三者が損害を被った場合の賠償費用等の信託費用については、最終的に信託受益者が負担することになっています（旧信託法第36条第2項、第37条）。従つて、本投資法人が、一旦、信託の受益権を保有するに至った場合には、信託受託者を介して、運用資産が不動産である場合と実質的にはほぼ同じリスクを受益者たる本投資法人が負担することになります。かかる信託の受益権を取得する場合には、信託財産に関する物件精査を実施させ、保険金支払能力を有する保険会社を保険者、信託受託者を被保険者とする損害保険を付保させる等、本投資法人自ら不動産、不動産の賃借権又は地上権を取得する場合と同等の注意をもって取得する必要がありますが、それにもかかわらず、上記のような信託費用が発生したときは、その結果、本投資法人ひいては投資主に損害を与える可能性があります。

新信託法の下では、旧信託法第36条第2項が廃止され、原則として受益者が上記のような責任を負うことになりましたが、受益者と信託受託者の間で信託費用等に関し別途の合意をした場合には、当該合意に従い、受益者が信託費用等を負担することがあります（新信託法第48条第5項、第54条第4項）。

また、新信託法第165条第1項に基づき、受益者の意図せざる事情により信託関係が終了する場合があります。その結果、不動産を直接保有することとなり、想定せざる費用負担や譲渡制限等により、本投資法人の収益に悪影響を与える可能性があります。

ロ. 信託受益権の流動性リスク

本投資法人が信託の受益権を運用の対象とする場合で、信託受託者を通じて信託財産としての不動産を处分する場合には、既に述べた不動産の流動性リスクが存在します。また、信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を契約上要求されるのが通常であり、上場有価証券等と比較して相対的に流動性が低いというリスクが存在します。また、信託受託者は原則として瑕疵担保責任を負っての信託不動産の売却を行わないため、本投資法人の意思にかかわらず、信託財産である不動産の売却ができなくなる可能性があります。

ハ. 信託受託者の破産等にかかるリスク

新信託法上、信託受託者が破産手続、民事再生手続又は会社更生手続その他の倒産手続の対象となった場合であっても、信託財産は、信託受託者の破産財団又は再生会社債務者財産若しくは更生会社の財産に帰属することはありません（新信託法第25条）。また、新信託法第23条によれば、信託財産に帰属すべき信託財産責任負担債務として新信託法第21条第1項各号に定める債務にかかる債権に基づく場合を除き、信託財産に対する信託受託者自身の債権者による差押えは禁止されており、信託財産は信託受託者の債権者との関係では信託受託者自身の債務の引当財産にならないと考えられます。但し、不動産について信託財産であることを管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要がありますので、主として不動産を信託財産とする信託の受益権について、本投資法人は信託設定登記がなされるものに限り取得する予定です。しかしながら、必ずこのような取扱いがなされるとの保証はありません。

旧信託法においては、信託受託者が破産手続、民事再生手続又は会社更生手続その他の倒産手続の対象となつた場合に、信託財産が破産財団又は再生債務者財産若しくは更生会社財産その他信託受託者の固有財産に帰属するか否かに関しては明文の規定はないものの、旧信託法の諸規定、とりわけ信託財産の独立性という観点から、信託財産が信託受託者の破産財団又は再生債務者財産若しくは更生会社財産その他信託受託者の固有財産に帰属するものとされるリスクは極めて低いと判断されます。また、旧信託法第16条によれば、信託財産に対する信託受託者自身の債権者による差押えは禁止されており、信託財産は信託受託者の債権者との関係では信託受託者自身の債務の引当財産にならないと考えられます。

ニ. 信託受託者の不当な行為に伴うリスク

信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。かかるリスクに備え、新信託法上、受託者が信託財産のためにした行為がその権限に属しない場合、当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が受託者の権限に属しないことを知っていた等の一定の要件に該当するときは、当該行為の取消権が受益者に認められています（新信託法第27条）。また、旧信託法も、信託の本旨に反した信託財産の処分行為の取消権を受益者に認めています（旧信託法第31条）。しかし、本投資法人は、常にかかる権利の行使により損害を回復することができるのは限りません。また、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託受託者に対し一定の瑕疵担保責任を負担する場合に、信託受託者が、かかる瑕疵担保責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被り、投資主に損害を与える可能性があります。

⑤ 会計、税制に関するリスク

イ. 減損会計の適用に関するリスク

平成17年度から適用されている「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日））は、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった固定資産等の帳簿価額を、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように減額する会計処理です。当該基準の適用に伴い、地価の動向と収益状況によっては、本投資法人の業績に影響を与える可能性があります。なお、減損損失は、税務上の損失として認められないことから、本投資法人の税負担が増大し、結果として投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

ロ. 導管性要件に関するリスク

租税特別措置法第67条の15は、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、一定の要件（以下「導管性要件」といいます。）を満たした投資法人が支払う利益の配当等を投資法人の損金に算入することを認めています。本投資法人は、かかる導管性要件を満たすよう継続して努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の異動、分配金支払原資の制限・不足、会計処理と税務処理との不一致（以下「税会不一致」といいます。）に基づく法人税額等の発生（なお、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、交際費、寄附金、法人税等を除く税会不一致については、一時差異等調整引当額の分配により法人税額等の発生を抑えることができるようになりました。）、税務当局と本投資法人との見解の相違、法律の改正、その他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が、導管性要件を満たすことができなかつた場合、利益の配当等を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があり、本投資ロの市場価格に影響を及ぼす可能性があります。なお、課税上の取扱いについては、後記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照下さい。

ハ. 利益が計上されているにもかかわらず、資金不足により配当が十分できないリスク

本投資法人において利益が生じているにもかかわらず配当原資が不足する場合、借入金や資産の処分により原資を確保する可能性があります。しかし、導管性要件を満たすための借入先の制限や資産処分の遅延等により機動的な資金調達ができない場合には、導管性要件のうち、会計上の配当可能利益の額（税引前当期純利益に一定の調整を加えた後の額）の90%超の分配を行うべきとする要件（以下「支払配当要件」といいます。）を満たせなくなる可能性があります。この場合、通常の法人同様の法人税等の課税を受けることとなり、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

ニ. 支払配当要件が満たされなくなることにより、次年度以降も通常の法人税率により課税が行われるリスク

本投資法人において、特定の事業年度に支払配当要件を満たさないこととなる場合、当該年度にかかる多額の租税債務が生じる可能性がありますが、当該租税債務の会計上の認識時期によっては、次年度以降の支払配当要件へも影響を及ぼすこととなる場合があります。即ち、会計上の租税債務の認識が次年度以降になる場合には、次年度以降も支払配当要件を満たすことが困難となり、通常の法人と同様に法人税等の課税を受け、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

ホ. 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により更正処分を受け、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において損金算入した配当金が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

ヘ. 同族会社に該当するリスク

導管性要件のうち、事業年度終了時に同族会社のうち一定のものに該当していないこと（発行済投資口の総口数又は一定の重要な事項に関する議決権の50%超が上位1位の投資主グループによって保有されていないこと）とする要件については、本投資口が市場で流通することにより、本投資法人の意思にかかわらず、結果として満たされなくなるリスクがあります。かかる場合、利益の配当等を損金算入することができなくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

ト. 借入にかかる導管性要件に関するリスク

導管性要件のうち、借入を行う場合には機関投資家のみから行うこととする要件については、本投資法人が何らかの理由により機関投資家以外からの借入を行わざるを得ない場合、又は保証金若しくは敷金等の全部若しくは一部がテナントからの借入金に該当すると解釈された場合においては、要件を満たせないことがあります。この場合には、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

チ. 投資口を保有する投資主数に関するリスク

導管性要件のひとつに、事業年度末において投資法人の投資口が50人以上の者に所有されていること、又は機関投資家のみによって所有されていることという要件があります。しかし、本投資法人は投資主による投資口の売買をコントロールすることができないため、本投資法人の投資口が50人未満の者に所有される（機関投資家のみに所有される場合を除きます。）こととなる場合もありえ、そのため、導管性要件を満たせないこととなる可能性があります。この結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

リ. 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約において、特定不動産（不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。以下同じです。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とすること（規約第27条第6項）としています。本投資法人は、上記内容の規約の定め及びその他の税制上の要件を充足することを前提として、不動産を取得する場合の不動産流通税の軽減措置（後記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照下さい。）の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更され若しくは軽減措置が廃止された場合において、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

ヌ. 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、信託受益権その他本投資法人の資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資口にかかる利益の配当、出資の払戻し（資本の払戻し）、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資口の所有又は売却による投資主の手取金の額が減少したり、税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

⑥ その他

イ. 専門家報告書等に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものにとどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について不動産鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって不動産鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる不動産鑑定等の結果は、現在及び将来において当該不動産鑑定評価額や調査価格による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。

建物状況調査報告書についても、建物の評価に関する専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、不動産に欠陥や瑕疵が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

さらに、第三者機関による建築基準法上の構造計算に関する検証結果を記載した報告書についても、個々の専門家が既存の構造計算書又は構造計算概要書等に基づいて再計算した結果についての意見を示したものにとどまり、当該建物について欠陥や瑕疵が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、不動産に関して算出されるPMLの数値も個々の専門家の分析に基づく予想値にすぎません。PMLの数値は、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制

① 本投資法人の体制

本投資法人は、以上のような投資リスクがあることを認識しており、そのうえでこのようなリスクに最大限対応できるよう、以下の実効性あるリスク管理体制を整備しています。

イ. 執行役員、監督役員及び役員会

本投資法人は、本書の日付現在、執行役員1名及び監督役員2名から構成される役員会により運営されています。本投資法人は、業務執行の意思決定及び執行役員に対する監督機関としての役員会が十分に機能し、執行役員が本投資法人のために忠実にその職務を遂行するよう努めています。役員会においては、本資産運用会社が執行する資産運用に係る重要な事項を本資産運用会社からの報告事項とすることにより、本資産運用会社への一定の牽制体制を構築しています。

ロ. 内部者取引

本投資法人は、役員会において「内部者取引管理規程」を採択し、執行役員及び監督役員が、本資産運用会社がその資産の運用の委託を受けている上場投資法人（本投資法人を含む。）の投資口及び投資法人債の売買を行うことを禁止し、インサイダー取引及びインサイダー類似取引の防止に努めています。

② 本資産運用会社の体制

本投資法人の資産運用に関し、リスクの回避及び最小化を図るべく以下の実効性あるリスク管理体制を敷いています。

イ. 運用資産運用管理規程等の整備

a. 本資産運用会社は、本投資法人の規約に定める資産運用の基本方針及び投資態度を踏まえたうえで、運用ガイドラインにおいて投資不動産の投資方針等を定め、運用資産運用管理規程に定める意思決定プロセスを遵守することにより、リスクの管理に努めています。

b. 本資産運用会社は、「関連会社等との取引に関するルール」において本投資法人と利害関係人と取引を行う場合の方法及び体制並びに取引の内容の開示について定め、これを遵守することにより、利害関係人との取引にかかるリスクの管理に努めています。「関連会社等との取引に関するルール」の概要については後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（2）本投資法人の自主ルール」をご参照下さい。

ロ. 意思決定プロセスの明確化及びコンプライアンス委員会

本投資法人の資産の運用に係る下記の事項について、投資委員会において審議が行われる前に、法令遵守の観点から、コンプライアンス委員会の判断を経るものとしています。なお、コンプライアンス委員会での審議方法については、前記「1 投資法人の概況 （4）投資法人の機構 ② 投資法人の運用体制 ハ. 委員会 b. コンプライアンス委員会 iv. 審議方法」をご参照下さい。

a. 関連会社等との取引

- i. 関連会社等からの特定資産の取得
- ii. 関連会社等への特定資産の譲渡
- iii. 関連会社等へのマスターリース業務の委託
- iv. 関連会社等へのプロパティマネジメント業務の委託
- v. 上記プロパティマネジメント業務の委託のうち、リーシング業務の関連会社等への再委託の承認
- vi. 関連会社等への大規模修繕工事の発注
- vii. 関連会社等による投資法人債の引受け
- viii. 関連会社等による投資口の引受け及び募集
- ix. 関連会社等への信託業務の委託
- x. 上記viii. 乃至xi. 以外の資産運用関連付随業務の委託
- xi. その他上記各項目に類する取引

b. 関連会社等以外との取引

- i. マスターリース業務の委託
- ii. プロパティマネジメント業務の委託
- iii. プロパティマネジメント業務のうち、リーシング業務の再委託
- iv. 大規模修繕工事の発注
- v. 上記 i. 乃至 iv. 以外の資産運用関連付随業務の委託
- vi. その他上記各項目に類する取引

c. 上記以外にコンプライアンスオフィサーが必要と判断した事項

本資産運用会社の組織及び業務分掌体制並びに意思決定手続については、前記「1 投資法人の概況（4）投資法人の機構 ② 投資法人の運用体制」をご参照下さい。

ハ. コンプライアンスオフィサーによるコンプライアンス及び内部者取引管理規程

コンプライアンスオフィサーによる法令遵守状況の監査実施権限については、前記「1 投資法人の概況（4）投資法人の機構 ② 投資法人の運用体制」をご参照下さい。また、本資産運用会社では、内部者取引管理規程を制定し、本資産運用会社の役職員等によるインサイダー取引及びインサイダー類似取引の防止に努めています。

ニ. 利害関係人との取引規制

後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 （1）法令に基づく制限 ① 利害関係人との取引制限」をご参照下さい。

(4) 重要事象等に関するリスク

本投資法人は、本書の日付現在、本投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他本投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」といいます。）は存在しないと判断しています。なお、一般的には、投資法人においては、以下のようないくつかの事象が重要事象等に該当します。

- ① 借入金の返済資金又は投資法人債償還のための資金調達ができない場合
- ② 投資法人の登録が取り消されるような事象が発生し、その解消ができない場合
- ③ 資産運用会社の金融商品取引業者としての登録が取り消されるような事象が発生し、その解消ができず、代わりの資産運用会社が容易には見つからない場合
- ④ 訴訟の提起を受け投資法人の存立を脅かすような巨額の損害賠償支払いの責務が発生した場合
- ⑤ 資産運用会社あるいは資産運用会社のスポンサー会社が破産手続の開始等の倒産手続に入り、その影響を受け投資法人の存立が危うくなる場合
- ⑥ その他の重要事象等

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(2) 【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない（規約第7条第1項）ため、該当事項はありません。但し、本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとしていますので（規約第7条第2項）、その場合、所定の手数料が課されることがあります。

(3) 【管理報酬等】

① 役員報酬（規約第23条）

イ. 執行役員

執行役員の報酬は、役員会で決定される金額（一人あたり月額100万円を上限とします。）とし、毎月、当月分を当月末日までに支払います。

ロ. 監督役員

監督役員の報酬は、役員会で決定される金額（一人あたり月額50万円を上限とします。）とし、毎月、当月分を当月末日までに支払います。

② 会計監査人報酬（規約第40条）

会計監査人の報酬は、1営業期間につき1,500万円を上限として、役員会で決定される金額とし、当該決算期分を、必要とされるすべての監査報告書受領後1ヶ月以内に支払います。

③ 本資産運用会社への支払報酬（規約第43条）

本投資法人が資産の運用を委託する本資産運用会社に対する委託報酬は、運用報酬、取得報酬、譲渡報酬から構成され、それぞれの具体的な金額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を本資産運用会社の指定する口座に振込むものとします。なお、上限料率が定められている報酬については、本投資法人の役員会の承認を経たうえで決定した料率によるものとします。

イ. 運用報酬 I

以下の算定式に従って算出される金額を、1月末日、4月末日、7月末日及び10月末日を最終日とする各四半期毎に、当該四半期末日経過後翌月末日までに支払うものとします。

運用報酬 I

=報酬算定基礎資産額×運用報酬 I 料率×当該四半期の日数／365（1円未満切捨て）

（注1）上記算定式において、報酬算定基礎資産額は、 $a + b - c$ の計算式で求めるものとします。

（注2）上記報酬算定基礎資産額の計算式において、 a 、 b 及び c は以下のように定義します。

a ：本投資法人の当該決算期間の直前の決算期間に係る決算期（以下「基準決算日」といいます。）における貸借対照表上の総資産額

b ：基準決算日以降、本投資法人が取得した運用資産の累積取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除きます。）の当該四半期の毎月末残高を平均した金額

c ：基準決算日以降、本投資法人が売却した運用資産の累積売却価額（但し、消費税及び地方消費税並びに売却に伴う費用は除きます。）の当該四半期の毎月末残高を平均した金額

（注3）上記算定式において、運用報酬 I 料率は、下記段階に応じ区分します。

報酬算定基礎資産額	上限料率 (%)
250億円以下の部分に対して	0.7
250億円超500億円以下の部分に対して	0.6
500億円超の部分に対して	0.5

ロ. 運用報酬 II

本投資法人の各営業期間毎に算定される運用報酬 II 控除前の税引前当期純利益金額の3.0%に相当する金額（1円未満切捨て）を当該金額が確定した日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。

ハ. 取得報酬

不動産等の特定資産を取得した場合において、その売買代金（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除きます。）に0.6%（但し、本資産運用会社の株主及びその連結対象会社からの取得は0.55%）を上限とする料率を乗じた金額を上限として、取得した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日をいいます。）の属する月の翌月末日までに支払うものとします。

ニ. 譲渡報酬

不動産等の特定資産を譲渡した場合において、その売買代金（但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用は除きます。）に0.6%（但し、本資産運用会社の株主及びその連結対象会社への譲渡は0.55%）を上限とする料率を乗じた金額を上限として、譲渡した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日をいいます。）の属する月の翌月末日までに支払うものとします。

④ 経理に関する事務の一般事務受託者への支払報酬

本投資法人は、経理に関する事務の一般事務受託者（以下、本④において「経理事務受託者」といいます。）に対して、投信法第117条に基づき委託した一般事務の対価として、以下に定める報酬を支払います。

イ. 報酬額の計算方法

報酬は、基本報酬及び残高比例報酬から構成され、それぞれの報酬の金額又は計算方法は以下のとおりです。

i 基本報酬 年額2百万円

ii 残高比例報酬は、各月末時点における本投資法人の月末総資産額に0.1%を乗じて12で除した金額を月額報酬の上限額として、別途本投資法人及び経理事務受託者の書面により合意するところに従い、月末資産総額に比例して定める計算式に基づき算出する金額とします。

ロ. 報酬の支払時期及び方法

上記報酬の支払時期については、経理事務受託者は、本投資法人の各決算期間毎に算出された報酬額並びに当該報酬額に係る消費税及び地方消費税額を計算し、各決算期の末日の属する月の翌月末日までに本投資法人に対して請求するものとし、本投資法人は経理事務受託者からの請求を受けた日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。

⑤ 機関の運営に関する事務の一般事務受託者への支払報酬

本投資法人は、機関の運営に関する事務の一般事務受託者（以下、本⑤において「機関運営事務受託者」といいます。）に対して、投信法第117条に基づき委託した一般事務の対価として、以下に定める報酬を支払います。

イ. 報酬額

i 投資主総会の運営に関する事務に係る委託報酬

投資主総会1回の開催について50万円並びに当該報酬に係る消費税及び地方消費税

ii 役員会の運営に関する事務に係る委託報酬

役員会1回の開催について5万円並びに当該報酬に係る消費税及び地方消費税

iii 本投資法人と機関運営事務受託者が別途合意する事務に係る委託報酬

別途合意する金額

ロ. 報酬の支払時期及び方法

機関運営事務受託者は、上記イ i 及び ii の委託報酬を本投資法人の各決算期の属する月の翌月末日までに本投資法人に対して請求するものとし、本投資法人は機関運営事務受託者から請求を受けた日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。また、上記イ iii の委託報酬については別途協議します。

⑥ 投資主名簿等管理人への支払報酬

イ. 報酬額の計算方法

報酬は、通常事務手数料、振替制度関係手数料及び口座管理事務手数料から構成され、それぞれの報酬の計算方法は以下のとおりです。なお、以下に定めのない事務手数料は、その都度本投資法人及び投資主名簿等管理人間で協議のうえ定めます。

I. 通常事務手数料

手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	事務範囲												
1 基本手数料	<p>(1) 直近の総投資主通知投資主数を基準として、投資主1名につき下記段階に応じ区分計算した合計額の6分の1。但し、月額の最低料金は200,000円とする。</p> <table> <tr><td>5,000名まで</td><td>480円</td></tr> <tr><td>10,000名まで</td><td>420円</td></tr> <tr><td>30,000名まで</td><td>360円</td></tr> <tr><td>50,000名まで</td><td>300円</td></tr> <tr><td>100,000名まで</td><td>260円</td></tr> <tr><td>100,001名以上</td><td>225円</td></tr> </table> <p>(2) 除籍の投資主 1名につき 70円</p>	5,000名まで	480円	10,000名まで	420円	30,000名まで	360円	50,000名まで	300円	100,000名まで	260円	100,001名以上	225円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資主名簿の管理 ・ 平常業務に伴う月報等諸報告 ・ 期末、中間一定日及び四半期一定日現在（臨時確定を除く。）における投資主の確定と諸統計表の作成 ・ 除籍投資主データの整理
5,000名まで	480円													
10,000名まで	420円													
30,000名まで	360円													
50,000名まで	300円													
100,000名まで	260円													
100,001名以上	225円													
2 分配金事務手数料	<p>(1) 基準日現在における総投資通知投資主数を基準として、投資主1名につき下記段階に応じ区分計算した合計額。但し、最低料金は350,000円とする。</p> <table> <tr><td>5,000名まで</td><td>120円</td></tr> <tr><td>10,000名まで</td><td>110円</td></tr> <tr><td>30,000名まで</td><td>100円</td></tr> <tr><td>50,000名まで</td><td>80円</td></tr> <tr><td>100,000名まで</td><td>60円</td></tr> <tr><td>100,001名以上</td><td>50円</td></tr> </table> <p>(2) 指定振込払いの取扱 1件につき 150円</p> <p>(3) ゆうちょ分配金領収証の分割 1枚につき 100円</p> <p>(4) 特別税率の適用 1件につき 150円</p> <p>(5) 分配金計算書作成 1件につき 15円</p>	5,000名まで	120円	10,000名まで	110円	30,000名まで	100円	50,000名まで	80円	100,000名まで	60円	100,001名以上	50円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分配金の計算及び分配金明細表の作成 ・ 分配金領収証の作成 ・ 印紙税の納付手続 ・ 分配金支払調書の作成 ・ 分配金の未払確定及び未払分配金明細表の作成 ・ 分配金振込通知及び分配金振込テープ又は分配金振込票の作成 ・ 一般税率以外の源泉徴収税率の適用 ・ 分配金計算書の作成
5,000名まで	120円													
10,000名まで	110円													
30,000名まで	100円													
50,000名まで	80円													
100,000名まで	60円													
100,001名以上	50円													
3 分配金支払手数料	<p>(1) 分配金領収証 1枚につき 450円</p> <p>(2) 毎月末現在における未払の分配金領収証 1枚につき 3円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱期間経過後の分配金の支払 ・ 未払分配金の管理 												

手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	事務範囲	
4 諸届・調査証明手数料	(1) 諸届 1件につき 300円 (2) 調査 1件につき 1,200円 (3) 証明 1件につき 600円 (4) 投資口異動証明 1件につき 1,200円 (5) 個別投資主通知 1件につき 300円 (6) 情報提供請求 1件につき 300円 (7) 個人番号登録 1件につき 300円		<ul style="list-style-type: none"> 投資主情報変更通知データの受理及び投資主名簿の更新 口座管理機関経由の分配金振込指定の受理 税務調査等についての調査、回答 諸証明書の発行 投資口異動証明書の発行 個別投資主通知の受理及び報告 情報提供請求及び振替口座簿記載事項通知の受領、報告 株式等振替制度の対象とならない投資主等の個人番号等の収集、登録
5 諸通知発送手数料	(1) 封入発送料 封入物2種まで (機械封入) 1通につき 25円 1種増す毎に 5円加算 (2) 封入発送料 封入物2種まで (手封入) 1通につき 40円 1種増す毎に 10円加算 (3) 葉書発送料 1通につき 8円 (4) 宛名印書料 1通につき 15円 (5) 照合料 1照合につき 10円 (6) 資料交換等送付料 1通につき 60円	封入発送料 葉書発送料 宛名印書料 照合料 資料交換等送付料	招集通知、決議通知等の封入、発送、選別及び書留受領証の作成 葉書の発送 諸通知等発送のための宛名印書 2種以上の封入物についての照合 資料交換及び投信資料等の宛名印書、封入、発送
6 還付郵便物整理手数料	1通につき 200円		<ul style="list-style-type: none"> 投資主総会関係書類、分配金、その他還付郵便物の整理、保管、再送
7 投資主総会関係手数料	(1) 議決権行使書面用紙作成料 議決権行使書面用紙1枚につき 15円 (2) 議決権行使集計料 a. 投資主名簿等管理人が集計登録を行う場合 議決権行使書面 1枚につき 70円 議決権不統一行使集計料 1件につき 70円加算 投資主提案等の競合議案集計料 1件につき 70円加算 但し、最低料金は70,000円とする。 b. 本投資法人が集計登録を行う場合 議決権行使書面 1枚につき 35円 但し、最低料金は30,000円とする。 (3) 投資主総会受付補助 1名につき1日 10,000円 (4) データ保存料 1回につき 70,000円		<ul style="list-style-type: none"> 議決権行使書面用紙の作成 議決権行使書面の集計 議決権不統一行使の集計 投資主提案等の競合議案の集計 投資主総会受付事務補助 書面行使した議決権行使書面の表裏イメージデータ及び投資主情報に関するCD-ROMの作成
8 投資主一覧表作成手数料	(1) 全投資主を記載する場合 1名につき 20円 (2) 一部の投資主を記載する場合 該当投資主1名につき 20円		<ul style="list-style-type: none"> 大口投資主一覧表等各種投資主一覧表の作成

手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	事務範囲
9 CD-ROM作成手数料	(1) 全投資主対象の場合 1名につき 15円 (2) 一部の投資主対象の場合 該当投資主1名につき 20円 但し、(1)(2)ともに最低料金は50,000円とする。 (3) 投資主情報分析CD-ROM作成料 30,000円加算 (4) CD-ROM複写料 1枚につき 27,500円	• CD-ROMの作成
10 複写手数料	複写用紙1枚につき 30円	• 投資主一覧表及び分配金明細表等の複写
11 分配金振込投資主勧誘料	投資主1名につき 50円	• 分配金振込勧誘状の宛名印書及び封入並びに発送

II. 振替制度関係手数料

手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	事務範囲
1 新規住所氏名データ処理手数料	新規住所氏名データ 1件につき 100円	• 新規住所氏名データの作成
2 総投資主通知データ処理手数料	総投資主通知データ 1件につき 150円	• 総投資主データの受領及び投資主名簿への更新
3 個人番号等データ処理手数料	個人番号等データ処理 1件につき 300円	• 個人番号等の振替機関への請求 • 個人番号等の振替機関からの受領 • 個人番号等の保管及び廃棄、削除 • 行政機関等に対する個人番号等の提供

III. 口座管理事務手数料

手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	事務範囲
1 特別口座管理料	毎月末現在における該当加入者数を基準として、加入者1名につき下記段階に応じ区分計算した合計額。但し、月額の最低料金は20,000円とする。 5,000名まで 150円 10,000名まで 130円 10,001名以上 110円	• 特別口座の管理 • 振替・取次の取扱の報告 • 株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）との投資口数残高照合 • 取引残高報告書の作成
2 振替手数料	振替請求1件につき 800円	• 振替申請書の受付・確認 • 振替先口座への振替処理
3 諸届取次手数料	諸届1件につき 300円	• 住所変更届、分配金振込指定書等の受付・確認 • 変更通知データの作成及び保管振替機構あて通知
4 個人番号等登録手数料	個人番号等の登録1件につき 300円	• 個人番号等の収集、登録 • 個人番号等の保管及び廃棄、削除 • 振替機関に対する個人番号等の通知

ロ. 報酬の支払時期及び方法

投資主名簿等管理人は、上記金額を毎月末に締切り翌月15日までに本投資法人に請求するものとし、本投資法人は、当該請求を受けた月の月末までに当該手数料を支払うものとします。

⑦ 資産保管会社への支払報酬

本投資法人は、資産保管会社に対して、投信法第208条に基づき委託した資産の保管に係る業務（以下「資産保管業務」といいます。）の対価として、以下に定める報酬を支払います。

イ. 報酬の額及びその計算方法

資産保管業務に係る報酬は、基本報酬、残高比例報酬から構成され、それぞれの報酬の金額又は計算方法は以下のとおりです。

i 基本報酬 年額5百万円

ii 残高比例報酬は、各月末時点における本投資法人の月末総資産額に0.1%を乗じて12で除した金額を月額報酬の上限額として、別途本投資法人及び資産保管会社の書面により合意するところに従い、月末資産総額に比例して定める計算式に基づき算出する金額になります。

ロ. 報酬の支払時期及び方法

資産保管会社は、各決算期間毎に算出された報酬額並びに当該報酬額に係る消費税及び地方消費税額を計算し、各決算期の属する月の翌月末日までに本投資法人に対して請求するものとし、本投資法人は資産保管会社からの請求を受けた月の翌月末日までに支払います。

（4）【その他の手数料等】

本投資法人は、本資産運用会社及び資産保管会社が本投資法人から委託を受けた業務を遂行するにあたり必要な下記の諸費用を負担するほか、当該費用が立て替えられた場合の立替金の遅延利息又は発生した損害金を負担します。

① 不動産等の取得及び処分に関する費用

登録免許税、不動産取得税、契約締結等に伴う印紙税その他不動産等の取得及び処分にかかる公租公課、不動産等の取得及び処分にかかる仲介手数料等、不動産等の取得時及び取得検討時のデューデリジェンス等の調査にかかる費用（外部の専門業者に対する報酬及び手数料等を含みます。）、不動産信託受託者へ支払う信託報酬及び費用、鑑定評価費用、専門家等に対する報酬又は費用（税務・会計顧問、弁護士及び司法書士等を含みます。）等

② 運用資産の運営に関する費用

テナント誘致にかかる費用（仲介手数料及び広告費等）、物件管理委託費用（プロパティマネジメント会社へ支払う報酬及び外注委託費を含みます。）、不動産等に付保された保険料、不動産等にかかる修繕費（大規模修繕工事を含みます。）、水道光熱費、借地借家料、公租公課、不動産信託受託者へ支払う信託報酬及び費用等

③ 借入等に関する費用

借入にかかる諸費用（借入枠設定費用、ローン実行手数料、エージェントフィー、利息等）、投資法人債の発行にかかる諸費用（引受手数料、利息等）、本投資法人の広告宣伝、I R活動にかかる費用、専門家等に対する報酬又は費用（税務・会計顧問、弁護士及び司法書士等を含みます。）等

④ 運用報告等の作成等に関する費用

有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出にかかる費用、財務諸表、資産運用報告、計算書類、附属明細書、資産管理計画書等の作成、印刷及び交付にかかる費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用も含みます。）、運用資産にかかる定期的な調査の費用、専門家等に対する報酬又は費用（税務・会計顧問、弁護士及び司法書士等を含みます。）等

⑤ 投資口又は投資法人債の発行にかかる費用

有価証券届出書及び目論見書等の作成、印刷及び交付にかかる費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用も含みます。）、申込証及び券面の作成、印刷及び交付にかかる費用（印紙税を含みます。）、投資口の上場及びその上場維持に関する費用（上場審査費用、上場費用等）、払込金取扱手数料、アドバイザー（法律顧問、税務・会計顧問、司法書士及び証券会社等を含みます。）に支払う費用、募集にかかる広告宣伝費等

⑥ 本投資法人の運営に關係する費用

分配金支払にかかる費用（取扱手数料、領収証作成交付費用等）、投資主総会招集及び運営にかかる費用（公告費用、招集・決議通知作成交付費用、会場設置運営費用、弁護士費用等）、執行役員及び監督役員にかかる保険料等

⑦ その他

上記のほか、これらに類する費用を本投資法人が負担することがあります。

⑧ 手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法

上記手数料等については、以下の照会先までお問い合わせ下さい。

(照会先)

スタートアセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋三丁目1番8号

電話番号 03-6202-0856

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する課税上の一般的な取扱いは、以下のとおりです。なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては、異なる取扱いが行われる可能性があります。

① 個人投資主の税務

イ. 利益の分配に係る税務

個人投資主が上場投資法人である本投資法人から受取る利益の分配（平成27年4月1日以後開始事業年度に係る利益の分配については、利益を超える金銭の分配のうち一時差異等調整引当額の分配を含みます。）の取扱いは、原則として上場株式の配当の取扱いと同じです。但し、配当控除の適用はありません。

a. 源泉徴収

分配金支払開始日	源泉徴収税率
平成26年1月1日～平成49年12月31日	20.315% (所得税15.315% 住民税5%)
平成50年1月1日～	20% (所得税15% 住民税5%)

(注1) 平成26年1月1日～平成49年12月31日の所得税率には、復興特別所得税（所得税の額の2.1%相当）を含みます。

(注2) 大口個人投資主（配当基準日において発行済投資口の総口数の3%以上を保有）に対しては、上記税率ではなく、所得税20%（平成26年1月1日～平成49年12月31日は20.42%）の源泉徴収税率が適用されます。

b. 確定申告

確定申告をしない場合	金額にかかわらず、源泉徴収だけで納税を完結させることが可能（確定申告不要制度）
確定申告を行う場合	総合課税又は申告分離課税のいずれか一方を選択

(注1) 総合課税を選択した場合であっても、投資法人から受取る利益の分配については、配当控除の適用はありません。

(注2) 上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算することができます。申告分離課税を選択した場合の税率は、上記a. の源泉徴収税率と同じです。

(注3) 大口個人投資主（配当基準日において発行済投資口の総口数の3%以上を保有）が1回に受取る配当金額が5万円超（6ヶ月決算換算）の場合には、必ず総合課税による確定申告を行う必要があります（なお、1回に受取る配当金額が5万円以下となる場合においても、住民税については別途確定申告が必要となります。）。

c. 源泉徴収選択口座への受入れ

源泉徴収ありを選択した特定口座（以下「源泉徴収選択口座」といいます。）が開設されている金融商品取引業者等（証券会社等）に対して『源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書』を提出することにより、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受入れることができます。

(注) 配当金の受取方法については「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。

d. 少額上場株式等の非課税口座制度（通称NISA）

少額上場株式等の非課税口座制度に基づき、証券会社等の金融商品取引業者等に開設した非課税口座において設定した非課税管理勘定に管理されている上場株式等（平成26年から平成35年までの10年間、新規投資額で毎年100万円を上限。但し、平成28年分以降は毎年120万円を上限。）に係る配当等で、その非課税口座に非課税管理勘定を設けた年の1月1日から5年内に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。

(注1) 非課税口座を開設できるのは、その年の1月1日において満20歳以上の方に限ります。

(注2) 非課税口座で買付けた上場株式の配当金等を非課税とするためには、証券会社等で分配金等を受け取る「株式数比例分配方式」を選択する必要があります。「配当金領収証方式」や「登録配当金受領口座方式」などを選択される場合には、非課税口座で買付けた上場株式の配当金等は非課税とならず20%（復興特別所得税を含めると20.315%）にて課税されることとなります。

e. 未成年者に係る少額上場株式等の非課税口座制度（通称ジュニアNISA）

平成28年4月1日から実施される未成年者に係る少額上場株式等の非課税口座制度に基づき、証券会社等の金融商品取引業者等に開設した未成年者口座において設定した非課税管理勘定に管理されている上場株式等（平成28年4月1日から平成35年12月31日までの期間、新規投資額で毎年80万円を上限。）に係る配当等で、未成年者口座に非課税管理勘定を設けた年の1月1日から5年内に支払いを受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。

(注1) 未成年者口座を開設できるのは、その年の1月1日において20歳未満である者又はその年中に出生した者に限ります。

(注2) 未成年者口座で買付けた上場株式の配当金等を非課税とするためには、証券会社等で分配金等を受け取る「株式数比例分配方式」を選択する必要があります。「配当金領収証方式」や「登録配当金受領口座方式」などを選択される場合には、未成年者口座で買付けた上場株式の配当金等は非課税とならず20%（復興特別所得税を含めると20.315%）にて課税されることとなります。

四. 利益を超えた金銭の分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受取る利益を超えた金銭の分配（平成27年4月1日以後開始事業年度に係る利益を超える金銭の分配については、一時差異等調整引当額の分配を除きます。）は、出資の払戻し（資本の払戻し）として扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の出資等（本投資法人の資本金等の額）に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当（注1）として前記イ. における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、出資の払戻し（資本の払戻し）額のうちみなし配当を上回る金額は、投資口の譲渡に係る収入金額（注2）として取扱われます。各投資主は、この譲渡収入に対応する譲渡原価（注3）を算定し、投資口の譲渡損益（注4）の額を計算します。この譲渡損益の取扱いは、後記ハ. における投資口の譲渡における証券会社等を通じた譲渡等の場合と原則同様になります。

(注1) みなし配当の金額は、以下のとおり計算されます。なお、この金額は、本投資法人からお知らせします。

$$\text{みなし配当の金額} = \text{出資の払戻し} (\text{資本の払戻し}) \text{額} - \text{投資主の所有投資口に相当する本投資法人の出資等の金額} \\ (\text{資本金等の額})$$

(注2) 投資口の譲渡に係る収入金額は、以下のとおり計算されます。

$$\text{投資口の譲渡に係る収入金額} = \text{出資の払戻し} (\text{資本の払戻し}) \text{額} - \text{みなし配当の金額}$$

(注3) 投資主の譲渡原価は、以下の式とおり算定されます。

$$\frac{\text{出資の払戻し} (\text{資本の払戻し}) \times \text{人の資本剰余金の額}}{\text{直前の取得価額}} \text{※} \\ \text{本投資法人の前期末の簿価純資産額}$$

※この割合は、出資の払戻し（資本の払戻し）直前の本投資法人の出資等の金額（資本金等の額）が零以下である場合は零と、出資の払戻し（資本の払戻し）直前の本投資法人の出資等の金額（資本金等の額）が零を超え、かつ、本投資法人の前期末の簿価純資産額が零以下である場合は1とされます。なお、前期末とは出資の払戻し（資本の払戻し）の基礎となった期の前期末を意味し、その後、出資の払戻し（資本の払戻し）の直前までの間に資本金等の額の増減があった場合には、その増減額を加減算した金額となります。また、この割合に小数第3位未満の端数がある時は切上げとなります。この割合に関しては、本投資法人からお知らせします。

(注4) 投資口の譲渡損益は、以下のとおり計算されます。

$$\text{投資口の譲渡損益の額} = \text{譲渡収入金額} - \text{譲渡原価の額}$$

ハ. 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡益は、株式等に係る譲渡所得等として、申告分離課税の対象となります。譲渡損が生じた場合は、他の株式等に係る譲渡所得等との相殺を除き、他の所得との損益通算はできません。

a. 税率

譲渡日	申告分離課税による税率
平成26年1月1日～平成49年12月31日	20.315% (所得税15.315% 住民税5%)
平成50年1月1日～	20% (所得税15% 住民税5%)

(注) 平成26年1月1日～平成49年12月31日の所得税率には、復興特別所得税（所得税の額の2.1%相当）を含みます。

b. 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

上場株式等を金融商品取引業者等（証券会社等）を通じて譲渡等したことにより生じた損失（以下「上場株式等に係る譲渡損失」といいます。）の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算することができます。また、上場株式等に係る譲渡損失のうち、その年に損益通算してもなお控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。

(注1) 繰越控除をするためには、譲渡損失が生じた年に確定申告書を提出するとともに、その後の年において連続して確定申告書を提出する必要があります。

(注2) 平成28年1月1日以後、株式等は上場株式等（金融商品取引所に上場されている株式等や国債、地方債、公募公社債等をいいます。以下、本(注2)において同じです。）と一般株式等（上場株式等以外の株式等や一般社債等をいいます。）に区分され（本投資口は、上場株式等として取り扱われます。）、本b.の特例において本投資口の譲渡等による損失は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額（上場株式等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額で、申告分離課税を選択したものに限ります。）から、それぞれ控除することができます。

c. 源泉徴収選択口座内の譲渡

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得は、源泉徴収だけで納税が完結し、確定申告は不要となります。源泉徴収税率は、上記a. の申告分離課税による税率と同じです。また、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受入れた場合において、その源泉徴収選択口座内における上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、年末に損益通算が行われ、配当等に係る源泉徴収税額の過納分が翌年の年初に還付されます。

d. 少額上場株式等の非課税口座制度（通称NISA）

少額上場株式等の非課税口座制度に基づき、証券会社等の金融商品取引業者等に開設した非課税口座において非課税管理勘定を設けた年の1月1日から5年内に、その非課税管理勘定において管理されている上場株式等（平成26年から平成35年までの10年間、新規投資額で毎年100万円を上限。但し、平成28年分以降は毎年120万円を上限。）を譲渡した場合、その譲渡所得等については、所得税及び住民税が課されません。

(注1) 非課税口座で譲渡損失が生じても、前記b. 及びc. の損益通算や繰越控除には適用できません。

(注2) 非課税口座を開設できるのは、その年の1月1日において満20歳以上の方に限ります。

e. 未成年者に係る少額上場株式等の非課税口座制度（通称ジュニアNISA）

平成28年4月1日から実施される未成年者に係る少額上場株式等の非課税口座制度に基づき、証券会社等の金融商品取引業者等に開設した未成年者口座に非課税管理勘定を設けた年の1月1日から5年内に、その非課税管理口座勘定において管理されている上場株式等（平成28年4月1日から平成35年12月31日までの期間、新規投資額で毎年80万円を上限。）を譲渡した場合、その譲渡所得等については、所得税及び住民税が課されません。

(注1) 未成年者口座内で譲渡損失が生じても、前記b. 及びc. の損益通算や繰越控除には適用できません。

(注2) 未成年者口座を開設できるのは、その年の1月1日において20歳未満である者又はその年中に出生した者に限ります。

② 法人投資主の税務

イ. 利益の分配に係る税務

法人投資主が投資法人から受取る利益の分配（平成27年4月1日以後開始事業年度に係る利益の分配については、利益を超える金銭の分配のうち一時差異等調整引当額の分配を含みます。）については、受取配当等の益金不算入の適用はありません。なお、本投資法人が利益配当等の損金算入要件を満たさない場合も同様です。上場投資法人である本投資法人から受取る利益の分配については、以下の税率により所得税の源泉徴収が行われますが、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税は法人税の前払いとして所得税額控除の対象となります。

分配金支払開始日	源泉徴収税率
平成26年1月1日～平成49年12月31日	15.315%（復興特別所得税0.315%を含みます。）
平成50年1月1日～	15%

ロ. 利益を超えた金銭の分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から受取る利益を超えた金銭の分配（平成27年4月1日以後開始事業年度に係る利益を超える金銭の分配については、一時差異等調整引当額の分配を除きます。）は、出資の払戻し（資本の払戻し）として扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の出資等（本投資法人の資本金等の額）に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当（注1）として前記イ. における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、出資の払戻し（資本の払戻し）額のうちみなし配当を上回る金額は、投資口の譲渡に係る収入金額（注2）として取扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注3）を算定し、投資口の譲渡損益（注4）の額を計算します。この譲渡損益の額の取扱いは、後記ニ. における投資口の譲渡の場合と同様となります。

(注1) みなし配当の金額は、以下のとおり計算されます。なお、この金額は、本投資法人からお知らせします。

$$\text{みなし配当の金額} = \text{出資の払戻し（資本の払戻し）額} - \text{投資主の所有投資口に相当する本投資法人の出資等の金額} \\ (\text{資本金等の額})$$

(注2) 投資口の譲渡に係る収入金額は、以下のとおり計算されます。

$$\text{投資口の譲渡に係る収入金額} = \text{出資の払戻し（資本の払戻し）額} - \text{みなし配当の金額}$$

(注3) 投資主の譲渡原価は、以下の式とおり算定されます。

$$\frac{\text{出資の払戻し（資本の払戻し）}}{\text{直前の取得価額}} \times \frac{\text{本投資法人の出資の払戻し（資本の払戻し）により減少した本投資法}}{\text{人の資本剰余金の額}} \times \frac{\text{本投資法人の前期末の簿価純資産価額}}{\text{※}}$$

※この割合は、出資の払戻し（資本の払戻し）直前の本投資法人の出資等の金額（資本金等の額）が零以下である場合は零と、出資の払戻し（資本の払戻し）直前の本投資法人の出資等の金額（資本金等の額）が零を超え、かつ、本投資法人の前期末の簿価純資産価額が零以下である場合は1とされます。なお、前期末とは出資の払戻し（資本の払戻し）の基礎となった期の前期末を意味し、その後、出資の払戻し（資本の払戻し）の直前までの間に資本金等の額の増減があった場合には、その増減額を加減算した金額となります。また、この割合に小数第3位未満の端数がある時は切上げとなります。この割合に関しては、本投資法人からお知らせします。

(注4) 投資口の譲渡損益は、以下のとおり計算されます。

$$\text{投資口の譲渡損益の額} = \text{譲渡収入金額} - \text{譲渡原価の額}$$

ハ. 投資口の期末評価方法

法人投資主による投資口の期末評価方法については、税務上、投資口が売買目的有価証券である場合には時価法で、売買目的以外の有価証券である場合には原価法で評価されます。

ニ. 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の取扱いについては、有価証券の譲渡として、原則約定日の属する事業年度に譲渡損益を計上します。

③ 本投資法人の税務

イ. 利益配当等の損金算入要件

租税特別措置法第67条の15は、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、導管性要件を満たした投資法人が支払う利益の配当等（平成27年4月1日以後開始事業年度に係る利益の分配については、利益を超える金銭の分配のうち一時差異等調整引当額の分配を含みます。）を投資法人の損金に算入することを認めています。利益の配当等を損金算入するために満たすべき導管性要件の主たる事項は次のとおりです。

a. 配当等の額が配当可能利益の額の90%超又は金銭の分配の額が配当可能額の90%超であること。

b. 他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと。

（投資法人が海外不動産の取得等のみを目的とした海外の特別目的会社の株式又は出資を取得した場合において、その取得が実質的に海外不動産を取得する場合と同視できるものとして一定の要件を満たすかかる特別目的会社の株式又は出資を除きます。）

c. 借入は、機関投資家からのもののみであること。

d. 事業年度の終了時において同族会社のうち一定のものに該当していない（発行済投資口の総口数又は一定の重要な事項に関する議決権の50%超が上位1位の投資主グループにより保有されていない）こと。

e. 投資口の発行価額の総額のうちに国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨が投資法人の規約に記載されていること。

f. 事業年度の終了時において発行済の投資口が50人以上の者によって所有されていること、又は機関投資家のみによって所有されていること。

g. 会計期間が1年を超えないものであること。

h. 事業年度終了の時において有する特定資産のうち一定のものの各事業年度の確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額が、その時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の合計額の二分の一に相当する金額を超えていていること。

ロ. 不動産流通税の軽減措置

a. 登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、原則として登録免許税が課税標準価格の2%（平成24年4月1日から平成29年3月31日までに取得する土地については1.5%に軽減されます。）の税率により課されます。但し、規約において、資産運用の方針として、本投資法人が取得する特定資産のうち特定不動産の価格の合計額が本投資法人の有する特定資産の価格の合計額に占める割合を100分の75以上とする旨の記載があること、借入は金融商品取引法第2条第3項第1号の適格機関投資家からのものであること等の要件を満たす投資法人は、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（倉庫等については平成27年4月1日から平成29年3月31日まで）に取得する不動産の所有権の移転登記について、特例により登録免許税が1.3%に軽減されます。

b. 不動産取得税

不動産を取得した際には、原則として不動産取得税が課税標準価格の4%（住宅又は土地の取得については平成30年3月31日までは3%に軽減されます。）の税率により課税されます。なお、平成30年3月31日までに取得される宅地及び宅地比準土地については、その課税標準額が当該土地の価格の2分の1に軽減されます。また、前記a. の要件（但し、借入は金融商品取引法第2条第3項第1号の適格機関投資家のうち総務省令で定めるものからのものであること。）を満たす投資法人が平成23年7月1日から平成29年3月31日まで（倉庫等については平成27年4月1日から平成29年3月31日まで）の間に取得する一定の不動産に対しては、特例により課税標準価格が5分の2に軽減されます。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産の種類	用途	地域 (注1)	第19期 (平成27年4月30日現在)		第20期 (平成27年10月31日現在)		
			保有総額 (千円) (注2)	資産総額 に対する 投資比率 (%) (注3)	保有総額 (千円) (注2)	資産総額 に対する 投資比率 (%) (注3)	
不動産信託受益権	賃貸住宅	首都圏主要都市	41,957,971	67.8	41,654,574	67.5	
		政令指定都市	14,442,077	23.3	14,331,675	23.2	
		地方主要都市	1,704,795	2.8	1,685,782	2.7	
小計			58,104,844	93.9	57,672,032	93.4	
預金・その他の資産			3,788,716	6.1	4,082,181	6.6	
資産総額計			61,893,560	100.0	61,754,213	100.0	

	第19期 (平成27年4月30日現在)		第20期 (平成27年10月31日現在)	
	金額 (千円)	資産総額 に対する 比率 (%)	金額 (千円)	資産総額 に対する 比率 (%)
負債総額 (注4)	31,070,703	50.2	30,956,907	50.1
純資産総額 (注4)	30,822,856	49.8	30,797,305	49.9

(注1) 「地域」については、前記「2. 投資方針 (1) 投資方針 ③ ポートフォリオ構築方針 ロ. 地域別ポートフォリオ方針」をご参照下さい。

(注2) 「保有総額」は、決算期時点の貸借対照表計上額（信託不動産については、減価償却後の帳簿価額）によっており、千円未満を切捨てて記載しています。

(注3) 「資産総額に対する投資比率」は、全信託不動産及び不動産の貸借対照表計上額の合計に対する当該信託不動産又は不動産の貸借対照表計上額の比率を表しており、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注4) 「負債総額」及び「純資産総額」は、決算期時点の貸借対照表計上額及びその比率を、「金額」については千円未満を切捨てて、「資産総額に対する比率」については小数第2位を四捨五入して、それぞれ記載しています。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。なお、投資資産のうち、平成27年10月31日（第20期末）現在における本投資法人の取得済資産である信託受益権については、後記「③その他投資資産の主要なもの」をご参照下さい。

③【その他投資資産の主要なもの】

平成27年10月31日（第20期末）現在における本投資法人の取得済資産である信託受益権及び当該各信託受益権にかかる信託不動産の概要は、以下のとおりです。

イ. 價格及び投資比率

地域	物件番号	物件名	取得価格		貸借対照表 計上額 (千円) (注3)	不動産鑑定 評価額 (千円) (注4)
			金額 (千円) (注1)	投資比率 (%) (注2)		
首都圏 主要都市	C-1	プロシード市川	1,076,000	1.9	1,036,640	1,250,000
	C-2	プロシード東陽町	646,700	1.1	588,145	785,000
	C-3	プロシード葛西	688,700	1.2	620,034	729,000
	C-4	プロシード三軒茶屋	555,900	1.0	634,234	513,000
	C-5	プロシード瑞江	602,600	1.1	631,832	723,000
	C-6	プロシード船橋宮本	419,900	0.7	473,645	493,000
	C-7	プロシード南葛西	303,500	0.5	335,289	279,000
	C-8	プロシードせんげん台	259,200	0.5	273,976	298,000
	C-9	プロシード行徳	315,600	0.6	352,312	317,000
	C-10	プロシード幕張本郷	279,300	0.5	287,439	297,000
	C-11	プロシード南行徳	287,300	0.5	308,877	311,000
	C-12	プロシード幕張本郷2	223,400	0.4	225,026	244,000
	C-13	プロシード東川口	206,500	0.4	200,403	194,000
	C-14	プロシード船堀	226,100	0.4	240,858	234,000
	C-15	プロシード竹ノ塚	169,400	0.3	174,609	217,000
	C-16	プロシードせんげん台2	86,700	0.2	95,695	104,000
	C-17	プロシード松濤	937,400	1.6	905,453	877,000
	C-18	プロシード参宮橋	497,600	0.9	492,171	460,000
	C-19	プロシード浦安	431,400	0.8	486,096	456,000
	C-20	プロシード新小岩	465,200	0.8	496,717	540,000
	C-21	プロシード八千代緑ヶ丘I	383,600	0.7	411,617	386,000
	C-22	プロシード八千代緑ヶ丘II	339,000	0.6	365,263	348,000
	C-23	プロシード都立大学	790,400	1.4	765,344	722,000
	C-24	プロシード都立大学2	772,200	1.4	743,929	740,000
	C-25	プロシード本所吾妻橋	339,800	0.6	319,437	409,000
	C-26	プロシード目黒青葉台	466,700	0.8	467,942	428,000
	C-27	プロシード杉並宮前	454,900	0.8	452,545	455,000
	C-28	プロシード両国	443,900	0.8	436,851	507,000
	C-29	プロシード三田	1,537,200	2.7	1,471,504	1,564,000
	C-30	プロシード中野新橋	638,800	1.1	693,840	660,000
	C-31	プロシード亀戸	339,000	0.6	362,799	332,000
	C-32	プロシード高田馬場	223,700	0.4	263,267	250,000
	C-33	プロシード新高円寺	742,100	1.3	806,616	814,000
	C-34	プロシード高円寺南	277,400	0.5	316,119	233,000
	C-35	プロシード蓮根	284,000	0.5	334,526	250,000
	C-36	プロシード大井町	944,000	1.7	1,011,589	895,000
	C-37	プロシード十条	533,000	0.9	579,665	540,000
	C-38	プロシード白楽	241,000	0.4	272,213	188,000
	C-39	プロシード新丸子	635,000	1.1	683,805	597,000

地域	物件番号	物件名	取得価格		貸借対照表 計上額 (千円) (注3)	不動産鑑定 評価額 (千円) (注4)
			金額 (千円) (注1)	投資比率 (%) (注2)		
首都圏 主要都市	C-40	プロシード本八幡	307,000	0.5	281,010	322,000
	C-41	プロシード西新井	5,172,000	9.1	4,034,846	6,540,000
	C-42	プロシード調布	460,500	0.8	434,632	523,000
	C-43	プロシードT X六町	156,800	0.3	183,575	167,000
	C-44	プロシード中河原	1,141,000	2.0	1,240,790	1,230,000
	C-45	プロシード大泉学園	268,300	0.5	293,105	263,000
	C-46	プロシード千歳烏山	289,600	0.5	335,819	297,000
	C-47	プロシード三鷹	477,200	0.8	544,090	537,000
	C-48	プロシード柏エスト	732,000	1.3	715,068	660,000
	C-49	プロシード柏ノール	689,000	1.2	667,425	579,000
	C-50	プロシード行徳駅前	331,000	0.6	304,968	355,000
	C-51	プロシード船橋本町	531,700	0.9	524,995	568,000
	C-52	プロシード西川口	881,000	1.5	954,601	756,000
	C-53	プロシード弘明寺	552,000	1.0	605,671	593,000
	C-54	プロシード鶴ヶ峰	356,000	0.6	380,272	358,000
	C-55	プロシード相模大塚	234,000	0.4	242,134	201,000
	C-56	プロシード篠崎2	913,300	1.6	878,499	1,070,000
	C-57	プロシード柏トロワ	537,100	0.9	523,554	613,000
	C-58	プロシード篠崎タワー	1,564,000	2.7	1,608,084	1,980,000
政令 指定都市	C-59	プロシード東武練馬	422,000	0.7	433,322	503,000
	C-60	プロシード雪谷	323,000	0.6	347,351	366,000
	C-61	プロシード市川南	687,000	1.2	725,418	841,000
	C-62	プロシード市川妙典	498,000	0.9	529,012	559,000
	C-63	プロシード藤沢鵠沼	729,000	1.3	769,047	839,000
	C-64	プロシード日本橋堀留町	1,485,800	2.6	1,548,834	1,550,000
	C-65	プロシードT X流山セントラルパーク	979,700	1.7	1,096,391	1,050,000
	C-66	プロシード行徳2	830,000	1.5	876,183	845,000
	C-67	プロシード西葛西	875,600	1.5	957,524	928,000
	小計		41,487,700	72.6	41,654,574	44,732,000
	G-1	プロシード本通	386,000	0.7	363,436	502,000
	G-2	プロシード環状通東	233,700	0.4	240,505	292,000
	G-3	プロシード琴似	204,900	0.4	217,384	264,000
	G-4	プロシード元町	148,700	0.3	139,763	226,000
	G-5	プロシード元町2	85,500	0.1	85,047	128,000
	G-6	プロシード箱崎宮Ⅱ	85,000	0.1	82,523	91,100
	G-7	プロシード箱崎宮Ⅰ	81,300	0.1	79,236	82,700
	G-8	プロシード太閤通	403,400	0.7	342,287	446,000
	G-9	プロシード大橋	208,500	0.4	220,480	242,000
	G-10	プロシード那珂川	150,400	0.3	155,666	242,000
	G-11	プロシード穂波町	275,000	0.5	246,846	223,000
	G-12	プロシード東大畠	53,100	0.1	59,646	40,800
	G-13	プロシード新栄	792,500	1.4	717,751	887,000
	G-14	プロシード千代田	309,300	0.5	282,758	351,000
	G-15	プロシード福岡高宮	453,600	0.8	435,903	459,000
	G-16	プロシード大濠公園	452,800	0.8	497,753	363,000
	G-17	プロシード金山	1,022,000	1.8	1,037,081	1,210,000

地域	物件番号	物件名	取得価格		貸借対照表計上額 (千円) (注3)	不動産鑑定評価額 (千円) (注4)
			金額 (千円) (注1)	投資比率 (%) (注2)		
政令指定都市	G-18	プロシード吹上	499,000	0.9	512,829	592,000
	G-19	プロシード豊田	219,000	0.4	227,458	258,000
	G-20	プロシード北堀江	1,917,300	3.4	1,998,479	2,230,000
	G-21	プロシード西天満	880,000	1.5	920,247	1,040,000
	G-22	プロシード神戸元町	780,000	1.4	826,496	896,000
	G-23	グループホームたのしい家 大正	158,000	0.3	171,025	170,000
	G-24	プロシード金山2	2,040,400	3.6	2,193,880	2,100,000
	G-25	プロシード新瑞橋	2,129,600	3.7	2,277,183	2,170,000
小計			13,969,000	24.5	14,331,675	15,505,600
地方主要都市	R-1	プロシード松山	77,900	0.1	105,670	95,500
	R-2	プロシード水戸	383,700	0.7	347,146	448,000
	R-3	プロシード水戸2	416,900	0.7	391,732	495,000
	R-4	プロシード筑波学園都市	775,600	1.4	841,232	801,000
	小計		1,654,100	2.9	1,685,782	1,839,500
ポートフォリオ合計			57,110,800	100.0	57,672,032	62,077,100

- (注1) 「取得価格」の「金額」は、当該取得済資産の取得に要した諸費用（不動産売買媒介手数料等）を含まない金額（停止条件付信託受益権売買契約書等に記載された売買価格）をいい、千円未満を切捨てて記載しています。
- (注2) 「取得価格」の「投資比率」は、取得価格の合計に対する当該取得済資産の取得価格の比率をいい、小数第2位を四捨五入して記載しています。
- (注3) 「貸借対照表計上額」は、平成27年10月31日現在の貸借対照表計上額（減価償却後の帳簿価額の合計額）をいい、千円未満を切捨てて記載しています。
- (注4) 「不動産鑑定評価額」は、利害関係者でない不動産鑑定士による鑑定評価額を記載しています。

ロ. 取得済資産にかかる信託不動産の概要

a. 取得済資産にかかる信託不動産の物件名、所在地、所有形態、面積、構造/階数、建築時期及び総賃貸可能戸数

物件番号	物件名	所在地	所有形態		面 積 (注1)		構造/階数(注1)(注2)	建築時期(注1)	総賃貸可能戸数(駐車場台数)(戸/台)
			土地	建物	土地(m ²)	建物(m ²)			
C-1	プロシード市川	千葉県市川市	所有権	所有権	2,057 (注3)	3,573.96	RC/7F	平成 9年 4月 1日	50(42)
C-2	プロシード東陽町	東京都江東区	所有権	所有権	330.58	1,432.32	RC/9F	平成15年 1月31日	45(5)
C-3	プロシード葛西	東京都江戸川区	所有権	所有権	341.66	1,700.67	RC/10F	平成15年 3月 1日	57(0)
C-4	プロシード三軒茶屋	東京都世田谷区	所有権	所有権	448.91	1,230.60	RC/6F ・B1F	平成 2年 6月29日	9(8)
C-5	プロシード瑞江	東京都江戸川区	所有権	所有権	1,146.00	2,704.48	RC/6F	平成 3年 6月20日	28(22)
C-6	プロシード船橋宮本	千葉県船橋市	所有権	所有権	344.92	1,803.60	SRC/10F	平成 3年 6月24日	33(1)
C-7	プロシード南葛西	東京都江戸川区	所有権	所有権	626.10	1,500.35	RC/6F	平成 5年 3月12日	16(7)
C-8	プロシードせんげん台	埼玉県越谷市	所有権	所有権	746.00	1,446.83	RC/5F	平成 3年 5月31日	43(10)
C-9	プロシード行徳	千葉県市川市	所有権	所有権	839.00	1,218.56	RC/4F	昭和63年 3月15日	20(7)
C-10	プロシード幕張本郷	千葉県千葉市花見川区	所有権	所有権	587.00	1,077.89	RC/4F	平成元年 2月22日	34(3)
C-11	プロシード南行徳	千葉県市川市	所有権	所有権	531.82	911.24	RC/4F ・B1F	平成 2年 2月 6日	26(6)
C-12	プロシード幕張本郷2	千葉県千葉市花見川区	所有権	所有権	930.05	1,374.99	S/4F	平成元年 9月24日	22(10)
C-13	プロシード東川口	埼玉県川口市	所有権	所有権	794.25	917.32	RC/3F	平成 5年 3月15日	30(14)
C-14	プロシード船堀	東京都江戸川区	所有権	所有権	314.04	627.92	RC/4F	平成 3年 10月11日	24(1)
C-15	プロシード竹ノ塚	東京都足立区	所有権	所有権	920.00	929.34	S/3F	平成 6年 3月10日	15(10)
C-16	プロシードせんげん台2	埼玉県越谷市	所有権	所有権	490.69	716.02	S/3F	平成 3年 4月 3日	12(4)
C-17	プロシード松濤	東京都渋谷区	所有権	所有権	236.62	978.24	RC/12F	平成17年 11月18日	40(6)
C-18	プロシード参宮橋	東京都渋谷区	所有権	所有権	221.93	605.19	RC/7F	平成17年 7月22日	26(0)
C-19	プロシード浦安	千葉県浦安市	所有権	所有権	1,067.00	1,957.08	RC/5F	平成 4年 6月 4日	21(8)
C-20	プロシード新小岩	東京都江戸川区	所有権	所有権	600.33	1,772.07	RC/7F	平成 3年 3月15日	27(9)
C-21	プロシード八千代緑ヶ丘I	千葉県八千代市	所有権	所有権	2,378.67	1,854.26	RC/3F	平成 9年 2月12日	27(32)
C-22	プロシード八千代緑ヶ丘II	千葉県八千代市	所有権	所有権	2,328.81	1,655.29	RC/3F	平成 9年 2月12日	24(31)
C-23	プロシード都立大学	東京都目黒区	所有権	所有権	215.01	894.23	RC/11F	平成18年 3月13日	37(2)
C-24	プロシード都立大学2	東京都目黒区	所有権	所有権	420.14	1,002.09	RC/7F	平成18年 9月 7日	36(2)
C-25	プロシード本所吾妻橋	東京都墨田区	所有権	所有権	200.49	662.27	RC/7F	平成18年 7月 7日	19(0)
C-26	プロシード目黒青葉台	東京都目黒区	所有権	所有権	159.17	533.76	RC/6F ・B1F	平成15年 3月27日	24(1)
C-27	プロシード杉並宮前	東京都杉並区	所有権	所有権	362.26	762.11	RC/6F	平成16年 1月26日	29(1)
C-28	プロシード両国	東京都墨田区	所有権	所有権	255.90	870.55	RC/7F	平成15年 3月15日	27(5)

物件番号	物件名	所在地	所有形態		面積(注1)		構造/階数(注1)(注2)	建築時期(注1)	総賃貸可能戸数(駐車場台数)(戸/台)
			土地	建物	土地(m ²)	建物(m ²)			
C-29	プロシード三田	東京都港区	所有権(共有)	区分所有権	410.34(注4)	1,699.48	RC/10F	平成18年2月6日	72(0)
C-30	プロシード中野新橋	東京都中野区	所有権	所有権	353.74	1,047.01	RC/5F	平成4年9月24日	50(0)
C-31	プロシード亀戸	東京都江東区	所有権	所有権	384.01	907.02	RC/6F	平成6年3月23日	23(0)
C-32	プロシード高田馬場	東京都新宿区	所有権	所有権	202.37	331.68	RC/4F	平成3年10月24日	17(0)
C-33	プロシード新高円寺	東京都杉並区	所有権	所有権	639.58	1,166.74	RC/5F	平成2年8月31日	57(0)
C-34	プロシード高円寺南	東京都杉並区	所有権	所有権	217.98	380.45	RC/4F	平成元年10月2日	20(0)
C-35	プロシード蓮根	東京都板橋区	所有権	所有権	398.37	694.81	RC/4F	平成3年7月17日	29(0)
C-36	プロシード大井町	東京都品川区	所有権	所有権	485.66	1,430.25	RC/5F・B1F	平成4年4月13日	59(0)
C-37	プロシード十条	東京都北区	所有権	所有権	366.72	1,410.71	RC/8F	平成元年6月15日	30(0)
C-38	プロシード白楽	神奈川県横浜市神奈川区	所有権	所有権	581.53	457.19	RC/3F	平成3年7月19日	27(0)
C-39	プロシード新丸子	神奈川県川崎市中原区	所有権	所有権	479.73	928.22	RC/4F	昭和63年9月12日	46(0)
C-40	プロシード本八幡	千葉県市川市	所有権	所有権	168.80	707.68	S/10F	平成16年1月9日	25(3)
C-41	プロシード西新井	東京都足立区	定期借地権	所有権	9,900.04	22,008.98	(A) RC/14F (B) RC/10F (C) S/2F (D) S/2F(注5)	平成19年7月20日	294(146)
C-42	プロシード調布	東京都調布市	所有権	所有権	164.01	895.46	RC/10F	平成19年2月17日	26(0)
C-43	プロシードT X六町	東京都足立区	所有権	所有権	330.46	564.17	RC/4F	平成3年6月21日	20(2)
C-44	プロシード中河原	東京都府中市	所有権	所有権	3,346.69	3,280.54	(A) RC/5F (B) RC/3F(注6)	平成元年4月1日	54(35)
C-45	プロシード大泉学園	東京都練馬区	所有権	所有権	330.67	616.52	RC/4F	平成3年11月26日	29(0)
C-46	プロシード千歳烏山	東京都世田谷区	所有権	所有権	314.41	489.96	RC/4F	昭和63年12月8日	28(0)
C-47	プロシード三鷹	東京都三鷹市	所有権	所有権	495.88	949.44	RC/5F	昭和63年12月16日	47(0)
C-48	プロシード柏エスト	千葉県柏市	所有権	所有権	452.56	1,491.01	RC/9F	平成19年2月13日	44(5)
C-49	プロシード柏ノール	千葉県柏市	所有権	所有権	495.23	1,676.31	RC/7F	平成19年2月13日	47(0)
C-50	プロシード行徳駅前	千葉県市川市	所有権	所有権	174.00	742.50	RC/9F	平成19年9月4日	24(3)
C-51	プロシード船橋本町	千葉県船橋市	所有権	所有権	389.74	1,217.18	RC/6F	平成18年7月19日	40(0)
C-52	プロシード西川口	埼玉県川口市	所有権	所有権	533.81	2,123.24	SRC/10F	平成元年2月10日	104(2)
C-53	プロシード弘明寺	神奈川県横浜市南区	所有権	所有権	801.63	1,505.86	RC/4F	昭和63年5月12日	77(0)
C-54	プロシード鶴ヶ峰	神奈川県横浜市旭区	所有権	所有権	768.10	941.76	RC/5F・B1F	平成3年3月12日	50(4)
C-55	プロシード相模大塚	神奈川県大和市	所有権	区分所有権	664.00	820.12(注7)	RC/4F	平成3年4月5日	29(7)

物件番号	物件名	所在地	所有形態		面積(注1)		構造/階数(注1)(注2)	建築時期(注1)	総賃貸可能戸数(駐車場台数)(戸/台)
			土地	建物	土地(m ²)	建物(m ²)			
C-56	プロシード篠崎2	東京都江戸川区	所有権(共有)	区分所有権	724.83(注8)	2,054.98	RC/12F	平成20年9月18日	35(13)
C-57	プロシード柏トロワ	千葉県柏市	所有権	所有権	499.14	1,241.16	RC/7F	平成21年5月8日	38(6)
C-58	プロシード篠崎タワー	東京都江戸川区	定期借地権及び転定期借地権	区分所有権(一部専有部分は共有持分)	3,688.67(注9)	5,405.88(注10)	S・RC・SRC/18F・B2F	平成20年3月17日	88(30)
C-59	プロシード東武練馬	東京都板橋区	所有権	所有権	417.69	878.58	RC/6F	平成19年8月31日	35(2)
C-60	プロシード雪谷	東京都大田区	所有権	所有権	459.61	769.18	RC/4F・B1F	平成3年10月7日	35(1)
C-61	プロシード市川南	千葉県市川市	所有権	所有権	857.21	1,954.10	SRC/12F	平成9年2月10日	66(34)
C-62	プロシード市川妙典	千葉県市川市	所有権	所有権	492.35	991.42	RC/5F	平成15年3月15日	45(1)
C-63	プロシード藤沢鵠沼	神奈川県藤沢市	所有権	所有権	550.39	2,519.86	SRC/8F・B1F	平成13年3月30日	25(20)
C-64	プロシード日本橋堀留町	東京都中央区	所有権	区分所有権	307.91	2,236.88(注11)	RC/10F	平成18年4月7日	37(2)
C-65	プロシードTX流山セントラルパーク	千葉県流山市	転定期借地権	区分所有権	1,825.00(注12)	3,107.84	RC/13F	平成26年4月11日	73(0)
C-66	プロシード行徳2	千葉県市川市	所有権	所有権	928.03	1,957.06	RC/5F	平成18年10月7日	59(20)
C-67	プロシード西葛西	東京都江戸川区	所有権	所有権	2,940.27	3,181.06	(A)RC/5F (B)S/3F(注13)	(A)平成5年10月17日 (B)昭和60年7月23日(注13)	63(39)
G-1	プロシード本通	北海道札幌市白石区	所有権	所有権	1,571.00	3,126.08	SRC/10F	平成元年3月14日	67(37)
G-2	プロシード環状通東	北海道札幌市東区	所有権	所有権	478.04	1,420.16	RC/7F	平成2年10月23日	34(5)
G-3	プロシード琴似	北海道札幌市西区	所有権	所有権	814.64	1,601.17	SRC/10F	平成3年10月21日	28(16)
G-4	プロシード元町	北海道札幌市東区	所有権	所有権	431.42	1,468.81	RC/8F	平成3年2月20日	35(9)
G-5	プロシード元町2	北海道札幌市東区	所有権	所有権	480.20	960.34	RC/5F	平成2年12月11日	19(6)
G-6	プロシード箱崎宮II	福岡県福岡市東区	所有権	所有権	234.00	450.80	RC/4F	平成3年7月30日	19(0)
G-7	プロシード箱崎宮I	福岡県福岡市東区	所有権	所有権	234.00	425.94	RC/4F	平成3年5月1日	19(0)
G-8	プロシード太閤通	愛知県名古屋市中村区	所有権	所有権	295.70	1,249.15	RC/7F	平成18年3月15日	44(6)
G-9	プロシード大橋	福岡県福岡市南区	所有権	所有権	832.75	1,320.46	RC/5F	平成10年2月13日	16(16)
G-10	プロシード那珂川	福岡県筑紫郡那珂川町	所有権	所有権	791.35	1,502.32	RC/6F	平成2年7月24日	38(21)
G-11	プロシード穂波町	愛知県名古屋市千種区	所有権	所有権	381.19	640.46	RC/4F	平成18年3月27日	10(8)
G-12	プロシード東大畑	新潟県新潟市中央区	所有権	所有権	212.49	400.06	RC/4F	平成3年11月27日	9(4)
G-13	プロシード新栄	愛知県名古屋市中区	所有権	所有権	424.86	2,483.99	RC/12F	平成19年2月28日	77(11)
G-14	プロシード千代田	愛知県名古屋市中区	所有権	所有権	224.33	1,084.85	RC/11F	平成19年3月20日	30(4)

物件番号	物件名	所在地	所有形態		面積(注1)		構造/階数(注1)(注2)	建築時期(注1)	総賃貸可能戸数(駐車場台数)(戸/台)
			土地	建物	土地(m ²)	建物(m ²)			
G-15	プロシード福岡高宮	福岡県福岡市南区	所有権	所有権	338.62	1,425.05	RC/10F	平成19年3月12日	46(10)
G-16	プロシード大濠公園	福岡県福岡市中央区	所有権	所有権	370.08	1,187.75	RC/7F	平成9年3月21日	50(8)
G-17	プロシード金山	愛知県名古屋市中区	所有権	所有権	591.28	3,533.05	RC/14F	平成20年2月18日	94(18)
G-18	プロシード吹上	愛知県名古屋市昭和区	所有権	所有権	653.43	1,564.33	RC/10F	平成20年3月13日	48(15)
G-19	プロシード豊田	愛知県豊田市	所有権	所有権	497.39	834.22	RC/8F	平成20年2月29日	27(8)
G-20	プロシード北堀江	大阪府大阪市西区	所有権	所有権	573.88	5,490.32	RC/15F	平成19年11月29日	106(8)
G-21	プロシード西天満	大阪府大阪市北区	所有権	所有権	471.24	2,236.93	RC/10F	平成19年11月30日	56(3)
G-22	プロシード神戸元町	兵庫県神戸市中央区	所有権	所有権	285.79	2,053.91	RC/14F	平成19年12月21日	61(6)
G-23	グループホームたのしい家 大正	大阪府大阪市大正区	所有権	所有権	341.81	482.72	S/2F	平成19年2月28日	1(0)(注14)
G-24	プロシード金山2	愛知県名古屋市中区	所有権	所有権	816.66	5,616.35	RC/14F・B1F	平成19年8月22日	72(31)
G-25	プロシード新瑞橋	愛知県名古屋市瑞穂区	所有権	所有権	1,174.06	6,213.13	RC/10F	平成17年8月19日	72(45)
R-1	プロシード松山	愛媛県松山市	所有権	所有権	453.08	691.86	RC/5F	平成3年8月31日	17(8)
R-2	プロシード水戸	茨城県水戸市	所有権	所有権	352.77	1,345.71	RC/8F	平成19年1月7日	36(7)
R-3	プロシード水戸2	茨城県水戸市	所有権	所有権	1,103.94	1,421.46	RC/9F	平成20年3月11日	36(25)
R-4	プロシード筑波学園都市	茨城県つくば市	所有権	所有権	1,372.00	2,817.09	RC/9F	平成20年3月3日	34(35)
合計					74,237.51	168,543.99	-	-	3,969(992)

(注1) 「面積」、「構造/階数」及び「建築時期」は、不動産登記事項証明書に記載された事項を記載しています。

(注2) 「構造」について、「S」は鉄骨造、「RC」は鉄筋コンクリート造、「SRC」は鉄骨鉄筋コンクリート造を、それぞれ意味します。

(注3) (C-1) プロシード市川の土地の面積は、地目が「雑種地」のため、不動産登記事項証明書に小数以下の記載がありません。

(注4) (C-29) プロシード三田の土地の面積は、敷地全体の面積であり、所有権の共有持分(敷地権)の割合は、153,427分の150,057です。

(注5) (C-41) プロシード西新井については、独立した4棟の建物から成り立っているため、(A) : アルティア棟、(B) : オザリア棟、(C) : 集会所棟、(D) : 保育所棟のそれぞれについて記載しています。

(注6) (C-44) プロシード中河原については、独立した2棟の建物から成り立っているため、(A) : 一番館、(B) : 二番館のそれぞれについて記載しています。

(注7) (C-55) プロシード相模大塚の建物の面積は、本投資法人が区分所有権のすべてを所有しているため、一棟の建物の面積を記載しています。

(注8) (C-56) プロシード篠崎2の土地の面積は、敷地全体の面積であり、所有権の共有持分(敷地権)の割合は、276,587分の213,407です。

(注9) (C-58) プロシード篠崎タワーの土地の面積は、敷地全体の面積であり、定期借地権及び転定期借地権の準共有持分の割合は、400,000分の150,172です。

(注10) (C-58) プロシード篠崎タワーの建物の面積は、区分所有権を有する建物の面積(駐車場に関しては共有持分割合である4分の3を乗じた面積)の合計を記載しています。

(注11) (C-64) プロシード日本橋堀留町の建物の面積は、本投資法人が区分所有権のすべてを所有しているため、一棟の建物の面積を記載しています。

(注12) (C-65) プロシードT X流山セントラルパークの土地の面積は、敷地全体の面積であり、転定期借地権の準共有持分の100,000,000分の73,964,088です。

(注13) (C-67) プロシード西葛西については、独立した2棟の建物から成り立っているため、(A) : 一番館、(B) : 二番館のそれぞれについて記載しています。

(注14) (G-23) グループホームたのしい家 大正の総賃貸可能戸数は、テナント1社に対しグループホームとして一括して賃貸しているため、1戸として記載しています。なお、平成27年10月31日現在の本物件の入居者数は18人です。

b. 不動産鑑定評価の概要

本投資法人は、取得済資産にかかる信託不動産について、株式会社中央不動産鑑定所、株式会社アセットリサーチ、森井総合鑑定株式会社及び株式会社立地評価研究所から不動産鑑定評価書を取得しています。

不動産の鑑定評価額は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号、その後の改正を含みます。）及び「不動産鑑定評価基準等」（定義は下表（注1）において行っています。）に従って鑑定評価を行った不動産鑑定士が、平成27年10月31日の価格時点における評価対象不動産の価格に関する意見を示したものにとどまります。同じ不動産について再度鑑定評価を行った場合でも、鑑定評価を行う不動産鑑定士、鑑定評価の方法又は時期によって鑑定評価額が異なる可能性があります。不動産の鑑定評価は、現在及び将来において当該鑑定評価額による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。なお、鑑定評価を行った株式会社中央不動産鑑定所、株式会社アセットリサーチ、森井総合鑑定株式会社及び株式会社立地評価研究所と本投資法人との間には、利害関係はありません。

本投資法人の取得済資産にかかる信託不動産についての不動産鑑定評価書の概要は以下のとおりです。

物件番号	物件名	不動産鑑定業者	不動産鑑定評価額 (千円) (注1)	不動産鑑定評価概要					
				積算価格 (千円) (注2)	収益価格（注3）				
					直接還元法		DCF法		
					直接還元法による価格 (千円)	還元利回り (%)	DCF法による価格 (千円)	割引率 (%)	最終還元利回り (%)
C-1	プロシード市川	株式会社中央不動産鑑定所	1,250,000	958,000	1,270,000	5.5	1,250,000	5.3	5.7
C-2	プロシード東陽町	株式会社中央不動産鑑定所	785,000	440,000	800,000	5.1	785,000	4.9	5.3
C-3	プロシード葛西	株式会社中央不動産鑑定所	729,000	473,000	737,000	5.0	729,000	4.8	5.2
C-4	プロシード三軒茶屋	株式会社中央不動産鑑定所	513,000	481,000	523,000	4.8	513,000	4.6	5.0
C-5	プロシード瑞江	株式会社中央不動産鑑定所	723,000	623,000	731,000	5.2	723,000	5.0	5.4
C-6	プロシード船橋宮本	株式会社中央不動産鑑定所	493,000	327,000	492,000	5.9	493,000	5.7	6.1
C-7	プロシード南葛西	株式会社中央不動産鑑定所	279,000	339,000	280,000	5.7	279,000	5.5	5.9
C-8	プロシードせんげん台	株式会社中央不動産鑑定所	298,000	212,000	288,000	6.7	298,000	6.5	6.9
C-9	プロシード行徳	株式会社中央不動産鑑定所	317,000	263,000	319,000	5.7	317,000	5.5	5.9
C-10	プロシード幕張本郷	株式会社中央不動産鑑定所	297,000	223,000	300,000	6.0	297,000	5.8	6.2
C-11	プロシード南行徳	株式会社中央不動産鑑定所	311,000	224,000	311,000	5.6	311,000	5.4	5.8
C-12	プロシード幕張本郷2	株式会社アセットリサーチ	244,000	314,000	244,000	5.9	244,000	5.6	6.0
C-13	プロシード東川口	株式会社アセットリサーチ	194,000	257,000	195,000	6.0	193,000	5.7	6.1
C-14	プロシード船堀	株式会社アセットリサーチ	234,000	194,000	237,000	5.1	233,000	4.8	5.2
C-15	プロシード竹ノ塚	株式会社立地評価研究所	217,000	262,000	218,000	5.4	216,000	5.2	5.5
C-16	プロシードせんげん台2	株式会社中央不動産鑑定所	104,000	113,000	104,000	6.7	104,000	6.5	6.9
C-17	プロシード松濤	株式会社中央不動産鑑定所	877,000	513,000	888,000	4.8	877,000	4.6	5.0
C-18	プロシード参宮橋	株式会社中央不動産鑑定所	460,000	421,000	465,000	4.9	460,000	4.7	5.1
C-19	プロシード浦安	株式会社アセットリサーチ	456,000	498,000	455,000	6.0	456,000	5.7	6.1
C-20	プロシード新小岩	株式会社アセットリサーチ	540,000	465,000	543,000	5.3	539,000	5.0	5.4
C-21	プロシード八千代緑ヶ丘I	株式会社アセットリサーチ	386,000	648,000	390,000	6.1	386,000	5.8	6.2
C-22	プロシード八千代緑ヶ丘II	株式会社アセットリサーチ	348,000	608,000	354,000	6.1	346,000	5.8	6.2

物件番号	物件名	不動産鑑定業者	不動産鑑定評価額(千円)(注1)	不動産鑑定評価概要				
				積算価格(千円)(注2)	収益価格(注3)			
					直接還元法	DCF法		
					直接還元法による価格(千円)	還元利回り(%)	DCF法による価格(千円)	割引率(%)
C-23	プロシード都立大学	株式会社中央不動産鑑定所	722,000	457,000	736,000	4.7	722,000	4.5
C-24	プロシード都立大学2	株式会社中央不動産鑑定所	740,000	603,000	739,000	4.9	740,000	4.7
C-25	プロシード本所吾妻橋	株式会社中央不動産鑑定所	409,000	250,000	368,000	4.9	409,000	4.7
C-26	プロシード目黒青葉台	株式会社アセットリサーチ	428,000	313,000	431,000	4.6	427,000	4.3
C-27	プロシード杉並宮前	株式会社立地評価研究所	455,000	430,000	456,000	4.7	455,000	4.5
C-28	プロシード両国	株式会社中央不動産鑑定所	507,000	299,000	515,000	4.9	507,000	4.7
C-29	プロシード三田	株式会社立地評価研究所	1,564,000	917,000	1,580,000	4.4	1,557,000	4.2
C-30	プロシード中野新橋	株式会社アセットリサーチ	660,000	419,000	661,000	4.8	659,000	4.5
C-31	プロシード亀戸	株式会社アセットリサーチ	332,000	262,000	334,000	5.2	331,000	4.9
C-32	プロシード高田馬場	株式会社中央不動産鑑定所	250,000	129,000	219,000	5.2	250,000	5.0
C-33	プロシード新高円寺	株式会社アセットリサーチ	814,000	448,000	695,000	4.8	811,000	4.5
C-34	プロシード高円寺南	株式会社アセットリサーチ	233,000	148,000	232,000	5.0	233,000	4.7
C-35	プロシード蓮根	株式会社アセットリサーチ	250,000	205,000	252,000	5.2	249,000	4.9
C-36	プロシード大井町	株式会社アセットリサーチ	895,000	662,000	905,000	5.0	892,000	4.7
C-37	プロシード十条	株式会社アセットリサーチ	540,000	340,000	541,000	5.2	539,000	4.9
C-38	プロシード白楽	株式会社アセットリサーチ	188,000	188,000	189,000	5.6	187,000	5.3
C-39	プロシード新丸子	株式会社アセットリサーチ	597,000	318,000	607,000	5.1	593,000	4.8
C-40	プロシード本八幡	株式会社中央不動産鑑定所	322,000	237,000	323,000	5.2	322,000	5.0
C-41	プロシード西新井	株式会社中央不動産鑑定所	6,540,000	6,310,000	6,620,000 (注4)	5.1 (注4)	6,540,000	4.9
C-42	プロシード調布	株式会社中央不動産鑑定所	523,000	477,000	532,000	4.8	523,000	4.6
C-43	プロシードT X六町	株式会社立地評価研究所	167,000	171,000	168,000	5.4	167,000	5.2
C-44	プロシード中河原	株式会社立地評価研究所	1,230,000	1,155,000	1,239,000	5.1	1,226,000	4.9
C-45	プロシード大泉学園	株式会社アセットリサーチ	263,000	233,000	261,000	5.2	263,000	4.9
C-46	プロシード千歳烏山	株式会社立地評価研究所	297,000	228,000	299,000	4.9	296,000	4.7
C-47	プロシード三鷹	株式会社アセットリサーチ	537,000	378,000	525,000	5.0	537,000	4.7
C-48	プロシード柏エスト	森井総合鑑定株式会社	660,000	356,000	669,000	5.2	651,000	5.0
C-49	プロシード柏ノール	森井総合鑑定株式会社	579,000	319,000	587,000	5.2	571,000	5.0
C-50	プロシード行徳駅前	株式会社アセットリサーチ	355,000	362,000	359,000	4.8	354,000	4.5
C-51	プロシード船橋本町	株式会社アセットリサーチ	568,000	298,000	569,000	5.1	567,000	4.8

物件番号	物件名	不動産鑑定業者	不動産鑑定評価額(千円)(注1)	不動産鑑定評価概要					
				積算価格(千円)(注2)	収益価格(注3)				最終還元利回り(%)
					直接還元法	DCF法			
					直接還元法による価格(千円)	還元利回り(%)	DCF法による価格(千円)	割引率(%)	最終還元利回り(%)
C-52	プロシード西川口	株式会社立地評価研究所	756,000	468,000	760,000	5.3	754,000	5.1	5.4
C-53	プロシード弘明寺	株式会社立地評価研究所	593,000	471,000	595,000	5.2	592,000	5.0	5.3
C-54	プロシード鶴ヶ峰	株式会社立地評価研究所	358,000	251,000	357,000	5.4	358,000	5.2	5.5
C-55	プロシード相模大塚	株式会社立地評価研究所	201,000	243,000	202,000	5.6	201,000	5.4	5.7
C-56	プロシード篠崎2	株式会社アセットリサーチ	1,070,000	858,000	1,080,000	4.7	1,070,000	4.4	4.8
C-57	プロシード柏トロワ	森井総合鑑定株式会社	613,000	396,000	621,000	5.2	604,000	5.0	5.4
C-58	プロシード篠崎タワー	株式会社中央不動産鑑定所	1,980,000	1,510,000	2,020,000	4.9	1,980,000	4.7	5.3
C-59	プロシード東武練馬	株式会社立地評価研究所	503,000	391,000	506,000	4.7	501,000	4.5	4.8
C-60	プロシード雪谷	株式会社立地評価研究所	366,000	341,000	369,000	5.0	364,000	4.8	5.1
C-61	プロシード市川南	株式会社立地評価研究所	841,000	895,000	846,000	5.0	839,000	4.8	5.1
C-62	プロシード市川妙典	株式会社立地評価研究所	559,000	398,000	564,000	5.0	557,000	4.8	5.1
C-63	プロシード藤沢鵠沼	株式会社立地評価研究所	839,000	795,000	845,000	5.2	837,000	5.0	5.3
C-64	プロシード日本橋堀留町	株式会社中央不動産鑑定所	1,550,000	1,020,000	1,570,000	4.4	1,550,000	4.2	4.6
C-65	プロシードTX流山セントラルパーク	株式会社中央不動産鑑定所	1,050,000	969,000	1,030,000	5.7	1,050,000	5.5	6.0
C-66	プロシード行徳2	株式会社中央不動産鑑定所	845,000	634,000	855,000	5.3	845,000	5.1	5.5
C-67	プロシード西葛西	株式会社中央不動産鑑定所	928,000	1,450,000	885,000	5.4	928,000	5.2	5.6
G-1	プロシード本通	株式会社中央不動産鑑定所	502,000	345,000	428,000	6.0	502,000	5.8	6.2
G-2	プロシード環状通東	株式会社中央不動産鑑定所	292,000	209,000	271,000	5.8	292,000	5.6	6.0
G-3	プロシード琴似	株式会社中央不動産鑑定所	264,000	220,000	257,000	6.0	264,000	5.8	6.2
G-4	プロシード元町	株式会社中央不動産鑑定所	226,000	173,000	206,000	5.9	226,000	5.7	6.1
G-5	プロシード元町2	株式会社中央不動産鑑定所	128,000	124,000	126,000	6.1	128,000	5.9	6.3
G-6	プロシード箱崎宮II	森井総合鑑定株式会社	91,100	48,800	91,000	6.7	91,100	6.2	6.9
G-7	プロシード箱崎宮I	森井総合鑑定株式会社	82,700	49,200	82,700	6.7	82,700	6.2	6.9
G-8	プロシード太閤通	株式会社中央不動産鑑定所	446,000	355,000	443,000	5.5	446,000	5.3	5.7
G-9	プロシード大橋	森井総合鑑定株式会社	242,000	178,000	244,000	5.9	239,000	5.7	6.1
G-10	プロシード那珂川	森井総合鑑定株式会社	242,000	137,000	244,000	6.4	239,000	6.2	6.6
G-11	プロシード穂波町	株式会社中央不動産鑑定所	223,000	242,000	224,000	5.3	223,000	5.1	5.5
G-12	プロシード東大畠	株式会社アセットリサーチ	40,800	81,800	38,900	6.4	41,000	6.0	6.4
G-13	プロシード新栄	株式会社中央不動産鑑定所	887,000	702,000	877,000	5.4	887,000	5.2	5.6
G-14	プロシード千代田	株式会社中央不動産鑑定所	351,000	319,000	351,000	5.4	351,000	5.2	5.6

物件番号	物件名	不動産鑑定業者	不動産鑑定評価額(千円)(注1)	不動産鑑定評価概要					
				積算価格(千円)(注2)	収益価格(注3)			DCF法	
					直接還元法		DCF法		
					直接還元法による価格(千円)	還元利回り(%)	DCF法による価格(千円)	割引率(%)	最終還元利回り(%)
G-15	プロシード福岡高宮	森井総合鑑定株式会社	459,000	269,000	462,000	5.5	455,000	5.2	5.7
G-16	プロシード大濠公園	森井総合鑑定株式会社	363,000	211,000	368,000	5.3	358,000	5.1	5.5
G-17	プロシード金山	株式会社中央不動産鑑定所	1,210,000	840,000	1,200,000	5.2	1,210,000	5.0	5.4
G-18	プロシード吹上	株式会社中央不動産鑑定所	592,000	557,000	593,000	5.2	592,000	5.0	5.4
G-19	プロシード豊田	株式会社中央不動産鑑定所	258,000	332,000	258,000	5.8	258,000	5.6	6.0
G-20	プロシード北堀江	森井総合鑑定株式会社	2,230,000	1,190,000	2,260,000	4.9	2,200,000	4.7	5.1
G-21	プロシード西天満	森井総合鑑定株式会社	1,040,000	542,000	1,050,000	4.9	1,020,000	4.7	5.1
G-22	プロシード神戸元町	森井総合鑑定株式会社	896,000	532,000	907,000	5.2	884,000	5.0	5.4
G-23	グループホームたのしい家 大正	森井総合鑑定株式会社	170,000	123,000	172,000	6.3	168,000	6.1 (注5)	6.5
G-24	プロシード金山2	株式会社中央不動産鑑定所	2,100,000	1,970,000	2,100,000	5.1	2,100,000	4.9	5.3
G-25	プロシード新瑞橋	株式会社中央不動産鑑定所	2,170,000	1,780,000	2,180,000	5.2	2,170,000	5.0	5.4
R-1	プロシード松山	森井総合鑑定株式会社	95,500	75,600	97,200	7.0	93,700	6.8	7.2
R-2	プロシード水戸	株式会社立地評価研究所	448,000	360,000	445,000	5.8	449,000	5.6	5.9
R-3	プロシード水戸2	株式会社立地評価研究所	495,000	426,000	500,000	5.8	493,000	5.6	5.9
R-4	プロシード筑波学園都市	株式会社中央不動産鑑定所	801,000	886,000	794,000	5.7	801,000	5.5	5.9
合計			62,077,100	50,135,400	62,129,800		61,920,500		

(注1) 「不動産鑑定評価額」は、不動産鑑定評価基準及び公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会の証券化対象不動産の鑑定評価に関する実務指針（以下、あわせて「不動産鑑定評価基準等」といいます。）に基づき、原則として、DCF法（連続する複数の期間に発生する純収益及び復帰価格を、その発生時期に応じて現在価値に割り引き、それぞれを合計して価格を算出する方法。「Discounted Cash Flow法」の略。以下同じです。）による収益価格及び直接還元法（若しくは有期還元法。一期間の純収益を還元利回りによって還元して価格を算出する方法。以下同じです。）による収益価格等による検証を行って決定された価格です。また、表中では直接還元法適用の際に適用した「還元利回り（所謂「キャップレート」）」、DCF法適用の際に想定した「割引率」及び「最終還元利回り」並びに検証として適用された「積算価格」についてもあわせて記載しています。

(注2) 「積算価格」とは、不動産の再調達に要する費用に着目し、価格時点における対象不動産の再調達原価を求め、この再調達原価について減価修正を行って対象不動産の試算価格を求める手法（原価法）により求められた価格です。

(注3) 「収益価格」とは、対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益の現在価値の総和を求ることにより対象不動産の試算価格を求める手法により求められた価格です。収益価格を求める方法には、上記（注1）の「直接還元法」と「DCF法」があります。「直接還元法」の欄には、直接還元法で適用した還元利回りとそれに基づく収益価格を記載しています。「DCF法」の欄には、「DCF法」で適用した割引率及び最終還元利回りとそれに基づく収益価格を記載しています。

(注4) (C-41) プロシード西新井については、定期借地権付建物ですが、当該定期借地権設定契約に基づく残存期間等を考慮して、「有期還元法」（純収益に割引率と有限の収益期間とを基礎とした複利年金現価率を乗じて求める方法。以下同じです。）を採用しており、「有期還元法」で適用した割引率とそれに基づく収益価格を記載しています。

(注5) (G-23) グループホームたのしい家 大正に関する不動産鑑定評価においては、割引率の査定に際し、投資家調査、他のREIT事例、売買市場における市場動向等を総合的に勘案することに加え、当該物件の個別性に係るリスクとして、運営に関し高度のノウハウが必要であること、賃貸借契約が中途解約された場合にテナント需要者が限定的であることなどのグループホームという事業の特殊性にも留意しています。

c. 建物状況調査報告書の概要

本投資法人は、取得済資産にかかる信託不動産について、建物検査、建物評価、関連法規の遵守、修繕費評価及び環境アセスメント等に関する建物状況調査報告書を株式会社インターリスク総研及び東京海上日動リスクコンサルティング株式会社から取得しています。建物状況調査報告書の記載は報告者の意見を示したものにとどまり、本投資法人がその内容の正確性を保証するものではありません。また、本投資法人は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社から地震リスク評価レポート又は地震リスク調査ポートフォリオ解析報告書を取得しています。地震リスク評価レポート又は地震リスク調査ポートフォリオ解析報告書の記載は報告者の意見を示したものにとどまり、本投資法人がその内容の正確性を保証するものではありません。

取得済資産にかかる信託不動産についての建物状況調査報告書の概要、地震リスク評価レポート又は地震リスク調査ポートフォリオ解析報告書記載の予想最大損失率（PML）は以下のとおりです。

物件番号	物件名	調査業者	報告書日付 又は年月	緊急修繕費 (千円) (注1)	短期修繕費 (千円) (注2)	長期修繕費 (千円) (注3)	地震リスク PML (%) (注4)
C-1	プロシード市川	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年4月	0	0	30,157	5.9
C-2	プロシード東陽町	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年4月	0	0	23,723	8.6
C-3	プロシード葛西	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年4月	0	0	23,205	5.1
C-4	プロシード三軒茶屋	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年4月	0	0	33,876	9.3
C-5	プロシード瑞江	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年10月	0	0	16,684	7.0
C-6	プロシード船橋宮本	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年4月	0	0	43,381	4.7
C-7	プロシード南葛西	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年4月	0	0	25,606	10.4
C-8	プロシードせんげん台	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	16,728	5.7
C-9	プロシード行徳	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年4月	0	0	24,108	6.7
C-10	プロシード幕張本郷	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年4月	0	0	18,811	8.7
C-11	プロシード南行徳	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年4月	0	0	20,061	6.8
C-12	プロシード幕張本郷2	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年4月	0	0	22,033	4.8
C-13	プロシード東川口	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	19,911	3.6
C-14	プロシード船堀	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年10月	0	0	5,596	7.3
C-15	プロシード竹ノ塚	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	19,676	3.4
C-16	プロシードせんげん台2	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	13,351	3.3
C-17	プロシード松濤	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	10,351	5.3
C-18	プロシード参宮橋	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	8,526	7.0
C-19	プロシード浦安	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	19,833	7.8
C-20	プロシード新小岩	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	19,553	7.1
C-21	プロシード八千代緑ヶ丘I	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	24,664	6.9

物件番号	物件名	調査業者	報告書日付 又は年月	緊急修繕費 (千円) (注1)	短期修繕費 (千円) (注2)	長期修繕費 (千円) (注3)	地震リスク PML (%) (注4)
C-22	プロシード八千代緑ヶ丘Ⅱ	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	23,690	6.9
C-23	プロシード都立大学	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	10,040	8.3
C-24	プロシード都立大学2	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年3月	0	0	6,761	7.8
C-25	プロシード本所吾妻橋	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年3月	0	0	4,388	6.7
C-26	プロシード目黒青葉台	株式会社インターリスク総研	平成27年3月2日	0	0	26,640	11.6
C-27	プロシード杉並宮前	株式会社インターリスク総研	平成27年10月	0	0	31,050	7.1
C-28	プロシード両国	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年3月	0	0	10,823	6.9
C-29	プロシード三田	株式会社インターリスク総研	平成27年10月	0	0	52,630	8.7
C-30	プロシード中野新橋	株式会社インターリスク総研	平成23年9月21日	0	0	22,950	10.4
C-31	プロシード亀戸	株式会社インターリスク総研	平成27年4月3日	0	0	16,120	7.6
C-32	プロシード高田馬場	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年3月	0	0	8,291	13.8
C-33	プロシード新高円寺	株式会社インターリスク総研	平成27年4月3日	0	0	22,320	10.0
C-34	プロシード高円寺南	株式会社インターリスク総研	平成23年9月21日	0	0	7,870	11.7
C-35	プロシード蓮根	株式会社インターリスク総研	平成23年9月21日	0	0	16,410	6.8
C-36	プロシード大井町	株式会社インターリスク総研	平成27年4月3日	0	0	28,750	13.0
C-37	プロシード十条	株式会社インターリスク総研	平成23年9月21日	0	0	20,360	7.2
C-38	プロシード白楽	株式会社インターリスク総研	平成27年4月3日	0	0	10,390	16.4
C-39	プロシード新丸子	株式会社インターリスク総研	平成27年4月3日	0	0	30,130	11.7
C-40	プロシード本八幡	株式会社インターリスク総研	平成23年9月22日	0	0	8,940	4.4
C-41	プロシード西新井(注5)	株式会社インターリスク総研	平成24年4月10日	0	0	92,790	(A) 3.9 (B) 5.0 (C) 3.5 (D) 3.5
C-42	プロシード調布	株式会社インターリスク総研	平成24年4月10日	0	0	11,470	6.4
C-43	プロシードT X六町	株式会社インターリスク総研	平成23年9月21日	0	0	10,310	6.6
C-44	プロシード中河原(注6)	株式会社インターリスク総研	平成24年4月10日	0	0	45,920	(A) 10.7 (B) 11.8
C-45	プロシード大泉学園	株式会社インターリスク総研	平成23年9月22日	0	0	11,970	10.6
C-46	プロシード千歳烏山	株式会社インターリスク総研	平成23年9月22日	0	0	9,130	11.7
C-47	プロシード三鷹	株式会社インターリスク総研	平成23年9月22日	0	0	22,900	9.3

物件番号	物件名	調査業者	報告書日付 又は年月	緊急修繕費 (千円) (注1)	短期修繕費 (千円) (注2)	長期修繕費 (千円) (注3)	地震リスク PML (%) (注4)
C-48	プロシード柏エスト	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成24年4月	0	0	15,834	4.5
C-49	プロシード柏ノール	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成24年4月	0	0	14,450	5.7
C-50	プロシード行徳駅前	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成24年4月	0	0	12,606	5.2
C-51	プロシード船橋本町	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成24年4月	0	0	9,596	5.7
C-52	プロシード西川口	株式会社インターリスク総研	平成23年9月22日	0	0	48,310	5.5
C-53	プロシード弘明寺	株式会社インターリスク総研	平成24年4月10日	0	0	20,990	19.0
C-54	プロシード鶴ヶ峰	株式会社インターリスク総研	平成24年4月10日	0	0	23,710	7.2
C-55	プロシード相模大塚	株式会社インターリスク総研	平成24年4月10日	0	0	18,600	12.9
C-56	プロシード篠崎2	株式会社インターリスク総研	平成27年10月	0	0	31,140	4.2
C-57	プロシード柏トロワ	株式会社インターリスク総研	平成27年10月	0	0	21,000	5.4
C-58	プロシード篠崎タワー(注7)	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年3月	0	0	51,954	(A) 2.6 (B) 4.4
C-59	プロシード東武練馬	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年3月	0	0	7,010	7.7
C-60	プロシード雪谷	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年3月	0	0	17,113	14.0
C-61	プロシード市川南	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年3月	0	0	31,774	2.0
C-62	プロシード市川妙典	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年3月	0	0	18,963	6.8
C-63	プロシード藤沢鵠沼	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年3月	0	0	38,751	14.7
C-64	プロシード日本橋堀留町	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年9月	0	0	2,800	7.5
C-65	プロシードTX流山セントラルパーク	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年9月	0	0	11,850	2.9
C-66	プロシード行徳2	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年9月	0	0	4,200	6.5
C-67	プロシード西葛西 (注6)	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	(A) 平成26年9月 (B) 平成26年8月	0	0	39,940	(A) 11.0 (B) 8.1
G-1	プロシード本通	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年10月	0	0	32,054	5.0
G-2	プロシード環状通東	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年11月	0	0	25,880	5.5
G-3	プロシード琴似	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年11月	0	0	10,938	4.0
G-4	プロシード元町	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年10月	0	0	11,061	5.1
G-5	プロシード元町2	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年10月	0	0	7,507	6.5
G-6	プロシード箱崎宮Ⅱ	株式会社インターリスク総研	平成27年4月3日	0	0	14,470	8.0

物件番号	物件名	調査業者	報告書日付 又は年月	緊急修繕費 (千円) (注1)	短期修繕費 (千円) (注2)	長期修繕費 (千円) (注3)	地震リスク PML (%) (注4)
G-7	プロシード箱崎宮 I	株式会社インターリスク総研	平成27年4月3日	0	0	15,400	8.0
G-8	プロシード太閤通	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	9,152	11.3
G-9	プロシード大橋	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	28,745	8.0
G-10	プロシード那珂川	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	28,199	8.1
G-11	プロシード穂波町	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	4,908	10.5
G-12	プロシード東大畑	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年10月	0	0	12,619	13.7
G-13	プロシード新栄	株式会社インターリスク総研	平成24年9月18日	0	0	13,840	7.1
G-14	プロシード千代田	株式会社インターリスク総研	平成24年9月18日	0	0	5,980	7.3
G-15	プロシード福岡高宮	株式会社インターリスク総研	平成24年9月18日	0	0	5,600	3.2
G-16	プロシード大濠公園	株式会社インターリスク総研	平成24年9月18日	0	0	17,310	10.6
G-17	プロシード金山	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年3月	0	0	30,669	6.0
G-18	プロシード吹上	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年3月	0	0	17,726	6.2
G-19	プロシード豊田	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年3月	0	0	13,701	6.7
G-20	プロシード北堀江	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年3月	0	0	36,992	11.0
G-21	プロシード西天満	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年3月	0	0	14,329	13.9
G-22	プロシード神戸元町	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年3月	0	0	14,437	8.6
G-23	グループホームたのしい家 大正	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年1月	0	0	4,005	14.8
G-24	プロシード金山2	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年9月	90	0	16,798	6.2
G-25	プロシード新瑞橋	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年9月	400	0	19,198	6.2
R-1	プロシード松山	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年4月	0	0	9,677	7.2
R-2	プロシード水戸	株式会社インターリスク総研	平成24年9月18日	0	0	5,450	4.0
R-3	プロシード水戸2	株式会社インターリスク総研	平成27年10月	0	0	23,870	3.6
R-4	プロシード筑波学園都市	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年9月	0	0	11,998	3.8
(ポートフォリオPML)							3.2

(注1) 「緊急修繕費」とは、調査日時点において、緊急性が高いと見込まれる修繕費を、千円未満を切捨てて記載しています。

(注2) 「短期修繕費」とは、調査日時点から起算して2年以内に必要と見込まれる修繕費を、千円未満を切捨てて記載しています。

(注3) 「長期修繕費」とは、調査日時点から起算して12年以内で必要と見込まれる修繕費を、千円未満を切捨てて記載しています。

(注4) 「PML」(Probable Maximum Loss) の数値は、対象施設あるいは施設群に最大の損失をもたらす50年間の超過確率が10%であるような地震（再現期間475年相当の地震）が発生し、その場合の90%非超過確率に相当する物的損失の再調達価格に対する割合で表されます。なお、このPMLの数値は、東京海上日動コンサルティング株式会社の調査による平成26年9月時点の数値です。

(注5) (C-41) プロシード西新井については、独立した4棟の建物から成り立っているため、A：アルティア棟、B：オザリア棟、C：集会所棟、D：保育所棟のPMLの数値をそれぞれ記載しています。

- (注6) (C-44) プロシード中河原及び (C-67) プロシード西葛西については、独立した2棟の建物から成り立っているため、A：一番館、B：二番館のPMLの数値をそれぞれ記載しています。
- (注7) (C-58) プロシード篠崎タワーについては、構造的に独立した2棟の建物から成り立っているため、A：高層棟、B：低層棟のPMLの数値をそれぞれ記載しています。

d. 土壌汚染リスク調査の概要

本投資法人は、取得済資産にかかる信託不動産について、土壌汚染リスクの評価を目的として、現地調査、敷地利用履歴等の資料収集分析、ヒアリング等により、当該敷地の土壤及び地下水汚染の可能性についての報告書（下記「フェーズI」についての報告を内容とします。）を前田建設工業株式会社、五洋建設株式会社、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、中央開発株式会社、JFEテクノリサーチ株式会社、大阪環境保全株式会社、三井住友建設株式会社、ジオテック株式会社、株式会社東京カンティ及び株式会社ハイ国際コンサルタントから取得しています。

また、本投資法人は、上記の報告書の調査結果で汚染の可能性があるとされた場合、試料採取（土壤のサンプリング）と科学的分析による有害又は汚染物質の有無についての報告書（下記「フェーズII」についての報告を内容とします。）を日本環境株式会社、前田道路株式会社、株式会社国際技術コンサルタント、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社、株式会社環境工学コンサルタント、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、中央開発株式会社及びCDMインフラ環境株式会社から取得しています。

これらの報告書の記載は報告者の意見を示したものにとどまり、本投資法人がその内容の正確性を保証するものではありません。本投資法人が取得している土壌汚染リスク調査に関する報告書の概要是、以下のとおりです。

物件番号	物件名	フェーズI（注1）			フェーズII（注2）		
		報告書日付 又は年月	調査業者	汚染の 可能性	報告書日付 又は年月	調査業者	汚染の 可能性
C-1	プロシード市川	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-2	プロシード東陽町	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	有 (注3)	—	—	—
C-3	プロシード葛西	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-4	プロシード三軒茶屋	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-5	プロシード瑞江	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-6	プロシード船橋宮本	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-7	プロシード南葛西	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-8	プロシードせんげん台	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-9	プロシード行徳	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-10	プロシード幕張本郷	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-11	プロシード南行徳	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-12	プロシード幕張本郷2	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-13	プロシード東川口	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-14	プロシード船堀	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	有 (注3)	—	—	—
C-15	プロシード竹ノ塚	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-16	プロシードせんげん台2	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-17	プロシード松濤	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	有	平成16年 7月	株式会社国際技術コンサルタント	無
C-18	プロシード参宮橋	平成18年 2月28日	五洋建設株式会社	低い	—	—	—
C-19	プロシード浦安	平成18年 2月20日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-20	プロシード新小岩	平成18年 2月20日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-21	プロシード八千代緑ヶ丘I	平成18年 2月20日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-22	プロシード八千代緑ヶ丘II	平成18年 2月20日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—

物件番号	物件名	フェーズI（注1）			フェーズII（注2）		
		報告書日付 又は年月	調査業者	汚染の 可能性	報告書日付 又は年月	調査業者	汚染の 可能性
C-23	プロシード都立大学	平成18年 4月 7日	前田建設工業株式会社	低い	－	－	－
C-24	プロシード都立大学2	平成18年10月24日	前田建設工業株式会社	低い	平成17年 9月	日本環境株式会社	無
C-25	プロシード本所吾妻橋	平成18年10月24日	前田建設工業株式会社	有	平成18年 8月	前田道路株式会社	無
C-26	プロシード目黒青葉台	平成18年10月24日	前田建設工業株式会社	低い	－	－	－
C-27	プロシード杉並宮前	平成18年10月24日	前田建設工業株式会社	低い	－	－	－
C-28	プロシード両国	平成18年11月13日	前田建設工業株式会社	有	平成18年 9月	前田道路株式会社	無
C-29	プロシード三田	平成18年10月24日	前田建設工業株式会社	有	平成16年 7月	株式会社国際技術コンサルタント	無
C-30	プロシード中野新橋	平成18年 7月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	低い	－	－	－
C-31	プロシード亀戸	平成18年 7月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	低い	－	－	－
C-32	プロシード高田馬場	平成18年 7月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	有	平成18年10月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	無
C-33	プロシード新高円寺	平成18年 7月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	低い	－	－	－
C-34	プロシード高円寺南	平成18年 7月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	低い	－	－	－
C-35	プロシード蓮根	平成18年 7月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	低い	－	－	－
C-36	プロシード大井町	平成18年 7月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	低い	－	－	－
C-37	プロシード十条	平成18年 7月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	低い	－	－	－
C-38	プロシード白楽	平成18年 7月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	低い	－	－	－
C-39	プロシード新丸子	平成18年 7月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	低い	－	－	－
C-40	プロシード本八幡	平成19年 1月26日	前田建設工業株式会社	有	平成19年 1月	前田道路株式会社	無
C-41	プロシード西新井	－	－ (注4)	－	－	－	－
C-42	プロシード調布	平成19年10月31日	前田建設工業株式会社	有	平成17年10月25日	株式会社環境工学コンサルタント	無
C-43	プロシードT X六町	平成19年 7月20日	前田建設工業株式会社	有	平成19年 7月	前田道路株式会社	無
C-44	プロシード中河原	平成19年 5月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	低い	－	－	－
C-45	プロシード大泉学園	平成19年 7月20日	前田建設工業株式会社	低い	－	－	－
C-46	プロシード千歳烏山	平成19年 7月20日	前田建設工業株式会社	低い	－	－	－
C-47	プロシード三鷹	平成19年 7月20日	前田建設工業株式会社	有	平成19年 9月	前田道路株式会社	無
C-48	プロシード柏エスト	平成18年 7月31日	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	有	平成18年 9月 1日	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	無
C-49	プロシード柏ノール	平成18年 7月31日	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	低い	－	－	－

物件番号	物件名	フェーズ I (注1)			フェーズ II (注2)		
		報告書日付 又は年月	調査業者	汚染の 可能性	報告書日付 又は年月	調査業者	汚染の 可能性
C-50	プロシード行徳駅前	平成19年10月 5日	前田建設工業株式会社	有	平成19年 9月	前田道路株式会社	無
C-51	プロシード船橋本町	平成19年 5月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	低い	—	—	—
C-52	プロシード西川口	平成19年 7月20日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-53	プロシード弘明寺	平成19年 5月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	低い	—	—	—
C-54	プロシード鶴ヶ峰	平成19年 5月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	有	平成19年 8月	前田道路株式会社	無
C-55	プロシード相模大塚	平成19年 5月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	低い	—	—	—
C-56	プロシード篠崎2	—	(注5)	—	平成21年10月	前田道路株式会社	無
C-57	プロシード柏トロワ	平成21年10月14日	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	低い	—	—	—
C-58	プロシード篠崎タワー	平成20年 5月23日	前田建設工業株式会社	低い	平成18年 4月	前田道路株式会社	無
C-59	プロシード東武練馬	平成18年 2月	中央開発株式会社	有	平成18年11月	中央開発株式会社	有(注6)
C-60	プロシード雪谷	平成18年 7月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	低い	—	—	—
C-61	プロシード市川南	平成19年 4月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	有	平成17年10月17日	CDMインフラ環境株式会社	無
C-62	プロシード市川妙典	平成19年 9月	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	低い	—	—	—
C-63	プロシード藤沢鵠沼	平成25年 3月	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	低い	—	—	—
C-64	プロシード日本橋堀留町	平成21年 3月	三井住友建設株式会社	低い	—	—	—
C-65	プロシードTX流山セントラルパーク	平成26年 9月	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	低い	—	—	—
C-66	プロシード行徳2	平成21年 3月	三井住友建設株式会社	低い	—	—	—
C-67	プロシード西葛西	平成25年 8月	ジオテック株式会社	低い	—	—	—
G-1	プロシード本通	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-2	プロシード環状通東	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-3	プロシード琴似	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-4	プロシード元町	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-5	プロシード元町2	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-6	プロシード箱崎宮II	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-7	プロシード箱崎宮I	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-8	プロシード太閤通	平成18年 4月 7日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-9	プロシード大橋	平成18年 2月24日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-10	プロシード那珂川	平成18年 2月24日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-11	プロシード穂波町	平成18年 3月23日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—

物件番号	物件名	フェーズI（注1）			フェーズII（注2）		
		報告書日付 又は年月	調査業者	汚染の 可能性	報告書日付 又は年月	調査業者	汚染の 可能性
G-12	プロシード東大畠	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-13	プロシード新栄	平成19年10月 5日	前田建設工業株式会社	有	平成19年 9月	前田道路株式会社	無
G-14	プロシード千代田	平成19年10月31日	前田建設工業株式会社	有	平成19年 9月	前田道路株式会社	無
G-15	プロシード福岡高宮	平成19年10月 5日	前田建設工業株式会社	有	平成19年 9月	前田道路株式会社	無
G-16	プロシード大濠公園	平成19年10月 5日	前田建設工業株式会社	有	平成19年 9月	前田道路株式会社	無
G-17	プロシード金山	平成25年 2月	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	有	平成25年 3月	前田道路株式会社	無
G-18	プロシード吹上	平成25年 2月	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	低い	—	—	—
G-19	プロシード豊田	平成25年 2月	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	低い	—	—	—
G-20	プロシード北堀江	平成17年10月	JFEテクノリサーチ株式会社	低い	—	—	—
G-21	プロシード西天満	平成17年11月	大阪環境保全株式会社	低い	—	—	—
G-22	プロシード神戸元町	平成25年 3月	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	有	平成24年 3月	前田道路株式会社	無
G-23	グループホームたのしい家 大正	平成19年 7月13日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-24	プロシード金山2	平成18年 9月	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	低い	—	—	—
G-25	プロシード新瑞橋	平成17年10月31日	株式会社 東京カンティ	低い	—	—	—
R-1	プロシード松山	平成17年 8月 1日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
R-2	プロシード水戸	平成19年10月 9日	前田建設工業株式会社	有	平成19年 4月	前田道路株式会社	無
R-3	プロシード水戸2	平成19年10月	損害ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	有	平成19年12月	前田道路株式会社	無
R-4	プロシード筑波学園都市	平成20年 3月	株式会社ハイ国際コンサルタント	低い	—	—	—

(注1) 「フェーズI」とは、現地調査、敷地利用履歴等の資料収集分析、ヒアリング等による有害又は汚染物質の可能性の調査をいいます。

(注2) 「フェーズII」とは、「フェーズI」の調査結果で汚染の可能性があるとされた場合、試料採取（土壌のサンプリング）と科学的分析による有害又は汚染物質の有無の確認を行う調査をいいます。但し、「フェーズI」の調査が再度行われる場合、「フェーズII」の調査結果作成日が「フェーズI」の調査結果作成日に先立つことがあります。

(注3) (C-2) プロシード東陽町及び(C-14) プロシード船堀の土地は、土壤汚染の可能性のある利用履歴がありますが、本件建物の建築時に、杭工事・地中梁工事のために、敷地のほぼ全体にわたり掘削工事が行われており、土壤汚染の可能性が低いと判断されたため、「フェーズII」のレポートを作成せずに取得を行っています。

(注4) (C-41) プロシード西新井の土地は、旧日清紡績株式会社（現日清紡ホールディングス株式会社）東京工場跡地であり、土地所有者である独立行政法人都市再生機構が土地を取得する際に、東京都環境確保条例等に基づく浄化対策が施されています。また、本物件の建築にあたっては、東京都環境確保条例に基づく土壤汚染調査を実施したうえで、汚染土壤の除去、搬出が行われ、平成19年2月21日に「汚染拡散防止措置完了届出書」を東京都に提出しています。

(注5) (C-56) プロシード篠崎2の土地は、従前の所有者が自動車解体業を本物件の土地上で営んでいたことがヒアリングにより確認できていたため、「フェーズI」の調査を行っていません。本件建物の建築時に、建物の杭工事・地中梁工事の際に土壤の一部を搬出しましたが、敷地全体の土壤汚染の可能性が無いと判断するために、竣工後に改めて「フェーズII」のレポートの作成を行っています。

(注6) (C-59) プロシード東武練馬の土地は、ガソリンスタンド跡地であり、建物建築時の所有者であったニチモ株式会社が、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、汚染土壤の汚染拡散防止措置が施され、平成19年2月21日に「汚染拡散防止措置完了届出書」を板橋区に提出しています。

e. 設計者・施工者等の概要

本投資法人は、取得済資産にかかる信託不動産について、設計者・施工者・建築確認機関を調査・確認しています。本投資法人が確認した設計者・施工者・建築確認機関の概要は、以下のとおりです。

物件番号	物件名	設計者 (注1)	施工者 (注1)	建築確認機関 (注1)
C-1	プロシード市川	有限会社 天馬アトリエ・スミノ	株式会社大城組	市川市
C-2	プロシード東陽町	株式会社サン・プランニ ングシステム	株木建設株式会社	日本イーアールアイ株式 会社
C-3	プロシード葛西	株式会社サン・プランニ ングシステム	株式会社浅沼組	日本イーアールアイ株式 会社
C-4	プロシード三軒茶屋	株式会社竹中工務店	株式会社竹中工務店	世田谷区
C-5	プロシード瑞江	高木建築設計事務所	三井建設株式会社	江戸川区
C-6	プロシード船橋宮本	有限会社一建築設計事務 所(確認申請時)	株式会社富士工	船橋市
C-7	プロシード南葛西	三井建設株式会社	三井建設株式会社	江戸川区
C-8	プロシードせんげん台	株式会社シフト	日生建設株式会社	越谷市
C-9	プロシード行徳	株式会社六器建築設計 事務所	若築建設株式会社	市川市
C-10	プロシード幕張本郷	株式会社ファーストプラ ンニング	日生建設株式会社	千葉市
C-11	プロシード南行徳	株式会社I.N.A新建築研究 所	三井建設株式会社	市川市
C-12	プロシード幕張本郷2	スタート株式会社	スタート株式会社	千葉市
C-13	プロシード東川口	清水建設株式会社	清水建設株式会社	川口市
C-14	プロシード船堀	株式会社アーバン工房	株式会社本間組	江戸川区
C-15	プロシード竹ノ塚	スタート株式会社	スタート株式会社	足立区
C-16	プロシードせんげん台2	株式会社シフト	日生建設株式会社	越谷市
C-17	プロシード松濤	株式会社 アーバネット設計連合	株式会社合田工務店	株式会社東京建築検査機構
C-18	プロシード参宮橋	株式会社高島建築設計	フジミビルサービス 株式会社	ビューローベリタスジャパ ン株式会社
C-19	プロシード浦安	株式会社稻毛豊建築設計 事務所	株式会社島崎工務店	千葉県
C-20	プロシード新小岩	株式会社エフ設計	多田建設株式会社	江戸川区
C-21	プロシード八千代緑ヶ丘I	スタート株式会社	スタート株式会社	千葉県
C-22	プロシード八千代緑ヶ丘II	スタート株式会社	スタート株式会社	千葉県
C-23	プロシード都立大学	有限会社ティエス一級建築 土事務所	株式会社白石	財団法人住宅金融普及協会
C-24	プロシード都立大学2	有限会社石川公久建築設計 事務所	株式会社合田工務店	財団法人東京都防災・建築 まちづくりセンター
C-25	プロシード本所吾妻橋	スタート株式会社	スタート株式会社	株式会社ビルディングナビ ゲーション確認評価機構

物件番号	物件名	設計者 (注1)	施工者 (注1)	建築確認機関 (注1)
C-26	プロシード目黒青葉台	株式会社岡田総合計画・ 株式会社富士設計	日本建設株式会社	イーホームズ株式会社
C-27	プロシード杉並宮前	BAU設計株式会社	株式会社リロクリエイト	イーホームズ株式会社
C-28	プロシード両国	スタート株式会社	スタート株式会社	株式会社東京建築検査機構
C-29	プロシード三田	株式会社ディスク	株式会社合田工務店	株式会社グッドアイズ建築 審査機構
C-30	プロシード中野新橋	木内建設株式会社	木内建設株式会社	中野区
C-31	プロシード亀戸	多田建設株式会社	株式会社細田工務店	江東区
C-32	プロシード高田馬場	株式会社東洋企画センター	原田建設株式会社	新宿区
C-33	プロシード新高円寺	佐伯建設工業株式会社	佐伯建設工業株式会社	杉並区
C-34	プロシード高円寺南	株式会社ユナイテッドリバ ティアーキテクツ	林建設株式会社	杉並区
C-35	プロシード蓮根	デコップエンジニヤリング 株式会社	栗本建設工業株式会社	板橋区
C-36	プロシード大井町	株式会社錢高組	株式会社錢高組	品川区
C-37	プロシード十条	株式会社都市建築設計	株式会社間組	北区
C-38	プロシード白楽	株式会社楠山建築設計 事務所	大和建設株式会社	横浜市
C-39	プロシード新丸子	佐伯建設工業株式会社	佐伯建設工業株式会社	川崎市
C-40	プロシード本八幡	有限会社三浦建築設計 事務所	株式会社山田工務所	市川市
C-41	プロシード西新井	株式会社石本建築事務所	スタートCAM株式会社	株式会社ビルディングナビ ゲーション確認評価機構
C-42	プロシード調布	スタートCAM株式会社	スタートCAM株式会社	株式会社ビルディングナビ ゲーション確認評価機構
C-43	プロシードT X六町	株式会社三橋猛建築設計 事務所	堀松建設工業株式会社	足立区
C-44	プロシード中河原	住友建設株式会社	住友建設株式会社	東京都
C-45	プロシード大泉学園	株式会社北山設計	清水工業株式会社	練馬区
C-46	プロシード千歳烏山	株式会社三橋猛建築設計 事務所	大高建設株式会社	世田谷区
C-47	プロシード三鷹	株式会社松木建築事務所	日本国土開発株式会社	東京都
C-48	プロシード柏エスト	株式会社イチケン東京支店 一級建築士事務所	株式会社イチケン東京支店	柏市
C-49	プロシード柏ノール	株式会社イチケン東京支店 一級建築士事務所	株式会社イチケン東京支店	柏市
C-50	プロシード行徳駅前	スタートCAM株式会社	スタートCAM株式会社	株式会社ビルディングナビ ゲーション確認評価機構
C-51	プロシード船橋本町	東日本建設株式会社	東日本建設株式会社	ビューローベリタスジャパ ン株式会社
C-52	プロシード西川口	株式会社日弘ライブ	大成建設株式会社	川口市

物件番号	物件名	設計者 (注1)	施工者 (注1)	建築確認機関 (注1)
C-53	プロシード弘明寺	佐伯建設工業株式会社	佐伯建設工業株式会社	横浜市
C-54	プロシード鶴ヶ峰	有限会社北英総合企画	相鉄建設株式会社	横浜市
C-55	プロシード相模大塚	株式会社北山設計	株式会社田中建設	大和市
C-56	プロシード篠崎2	スタートCAM株式会社	スタートCAM株式会社	財団法人日本建築センター
C-57	プロシード柏トロワ	スタートCAM株式会社	スタートCAM株式会社	ビューローベリタスジャパン株式会社
C-58	プロシード篠崎タワー	株式会社石本建築事務所	スタートCAM株式会社	財団法人日本建築センター
C-59	プロシード東武練馬	株式会社カイ設計	古久根建設株式会社	財団法人日本建築設備・昇降機センター
C-60	プロシード雪谷	セアインター・ナショナル株式会社	小松建設工業株式会社	大田区
C-61	プロシード市川南	株式会社ゼフィア東京支店	株式会社佐藤秀	市川市
C-62	プロシード市川妙典	大浦忠義建築計画事務所	木内建設株式会社東京支店	日本イーアールアイ株式会社
C-63	プロシード藤沢鵠沼	株式会社長岡設計	株式会社鴻池組横浜支店	藤沢市
C-64	プロシード日本橋堀留町	ネス・プラン株式会社	井上工業株式会社	イーホームズ株式会社
C-65	プロシードTX流山セントラルパーク	有限会社芦原太郎建築事務所	スタートCAM株式会社	ビューローベリタスジャパン株式会社
C-66	プロシード行徳2	有限会社ティー・ドック一級建築士事務所	株式会社ウラタ	ハウスプラス住宅保証株式会社
C-67	プロシード西葛西(注2)	(A) スタート株式会社 (B) 関戸建築設計事務所	スタート株式会社	江戸川区
G-1	プロシード本通	株式会社アーバン設計事務所	三共建設株式会社	札幌市
G-2	プロシード環状通東	株式会社石本建築事務所	株式会社三共後藤建設	札幌市
G-3	プロシード琴似	株式会社T&N北海道設計事務所	株式会社三井	札幌市
G-4	プロシード元町	株式会社早坂綜合設計	札幌土建工業株式会社	札幌市
G-5	プロシード元町2	株式会社石本建築事務所	株式会社淺沼組	札幌市
G-6	プロシード箱崎宮II	貢設計事務所	株式会社友添工務店	福岡市
G-7	プロシード箱崎宮I	貢設計事務所	株式会社友添工務店	福岡市
G-8	プロシード太閤通	スタート株式会社	スタート株式会社	財団法人愛知県建築住宅センター
G-9	プロシード大橋	スタート株式会社	スタート株式会社	福岡市
G-10	プロシード那珂川	株式会社INA新建築研究所	大和建設株式会社	福岡県
G-11	プロシード穂波町	スタート株式会社	スタート株式会社	財団法人愛知県建築住宅センター

物件番号	物件名	設計者 (注1)	施工者 (注1)	建築確認機関 (注1)
G-12	プロシード東大畠	田井綜合設計事務所	株式会社本間組	新潟市
G-13	プロシード新栄	スタートCAM株式会社	スタートCAM株式会社	株式会社確認サービス
G-14	プロシード千代田	スタートCAM株式会社	スタートCAM株式会社	ビューローベリタスジャパン株式会社
G-15	プロシード福岡高宮	小野設計株式会社	株式会社吉川工務店	日本ERI株式会社
G-16	プロシード大濠公園	小野設計株式会社	松尾建設株式会社福岡支店	福岡市
G-17	プロシード金山	スタートCAM株式会社	スタートCAM株式会社	株式会社確認サービス
G-18	プロシード吹上	スタートCAM株式会社	スタートCAM株式会社	ビューローベリタスジャパン株式会社
G-19	プロシード豊田	スタートCAM株式会社	スタートCAM株式会社	ビューローベリタスジャパン株式会社
G-20	プロシード北堀江	株式会社永都設計	野村建設工業株式会社	株式会社国際確認検査センター
G-21	プロシード西天満	株式会社ライフステージ 一級建築士事務所	野村建設工業株式会社	株式会社国際確認検査センター
G-22	プロシード神戸元町	有限会社大土呂巧建設設計 事務所	株式会社山田工務店	日本テスティング株式会社
G-23	グループホーム たのしい家 大正	株式会社広谷建築綜合 事務所	株式会社宮本ハウス	建築検査機構株式会社
G-24	プロシード金山2	株式会社加藤設計	日本国土開発株式会社	ビューローベリタスジャパン株式会社
G-25	プロシード新瑞橋	株式会社加藤設計	日本国土開発株式会社	日本ERI株式会社
R-1	プロシード松山	株式会社大建設工務	西松建設株式会社	松山市
R-2	プロシード水戸	株式会社柴建築設計事務所	株式会社要建設	水戸市
R-3	プロシード水戸2	株式会社柴建築設計事務所	株式会社要建設	水戸市
R-4	プロシード筑波学園都市	株式会社アーバンライフ 建築事務所	安藤建設株式会社	株式会社国際確認検査センター

(注1) 設計者、施工者及び建築確認機関については、それぞれ当該物件の設計、施工又は建築確認当時の名称を記載しています。

(注2) (C-67) プロシード西葛西については、独立した2棟の建物から成り立っており、それぞれの設計者が異なっているため、(A) :一番館、(B) :二番館について記載しています。

f. 担保の状況

本書の日付現在、担保に供している資産はありません。

ハ. 運用資産の資本的支出

a. 資本的支出の予定について

取得済資産に関し、本書の日付現在計画されている改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち主要なものは以下のとおりです。なお、工事予定金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれています。

物件名 (所在地)	目的	予定期間	工事予定金額(千円) (注)		
			総額	当期支払額	既支払総額
プロシード西川口 (埼玉県川口市)	外装リフレッシュ工事	自 平成28年 1月 至 平成28年 5月	52,920	-	-
プロシード藤沢鵠沼 (神奈川県藤沢市)	外装リフレッシュ工事	自 平成27年 6月 至 平成27年11月	49,957	-	-
プロシード東陽町 (東京都江東区)	外装リフレッシュ工事	自 平成28年 2月 至 平成28年 4月	48,600	-	-
プロシード本通 (北海道札幌市)	外装リフレッシュ工事	自 平成28年 4月 至 平成28年 5月	46,440	-	-
プロシード三軒茶屋 (東京都世田谷区)	301号室リノベーション工事	自 平成27年 9月 至 平成27年11月	9,882	-	-

(注) 金額は千円未満を切捨てて記載しています。

b. 期中に行った資本的支出について

第20期において、本投資法人が取得済資産に対して実施した資本的支出の概要は以下のとおりです。

また、当期の資本的支出の総額は41,089千円であり、当期費用に区分された修繕費70,216千円と合わせて111,306千円の費用を要する工事を実施しています。

物件名 (所在地)	目的	実施期間	支出総額(千円) (注)
プロシード新高円寺 (東京都杉並区)	専有部設備交換工事	自 平成27年 4月 至 平成27年 7月	16,092
プロシード福岡高宮 (福岡県福岡市)	共用廊下シート貼り工事	自 平成27年10月 至 平成27年10月	4,428
その他			20,569
合 計			41,089

(注) 金額は千円未満を切捨てて記載しています。

c. 長期修繕計画のために積立てた金銭（修繕積立金）

本投資法人は、物件毎に策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュ・フローの中から、大規模修繕等の資金支払に充当することを目的とした修繕積立金を、以下のとおり積立てています。

(単位：千円)

期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
計算期間	自 平成25年 5月 1日 至 平成25年 10月31日	自 平成25年 11月 1日 至 平成26年 4月30日	自 平成26年 5月 1日 至 平成26年 10月31日	自 平成26年 11月 1日 至 平成27年 4月30日	自 平成27年 5月 1日 至 平成27年 10月31日
当期首積立金残高	17,857	222,898	190,764	185,117	108,413
当期積立額	222,785	37,817	160,253	70,013	108,773
当期積立金取崩額	17,745	69,951	165,900	146,718	67,186
次期繰越額	222,898	190,764	185,117	108,413	150,000

(注) 金額は千円未満を切捨てて記載しています。

二. 賃貸借状況の概要

取得済資産にかかる信託不動産の賃貸借状況の概要、稼働率の推移、主要な取得済資産にかかる信託不動産の概要及び主要なテナントの概要は以下のとおりです。

a. 賃貸借状況の概要

地域	物件番号	物件名	総賃貸可能面積(m ²)(注1)	賃貸面積(m ²)(注2)	総賃貸可能戸数(戸)(注3)	賃貸戸数(戸)(注4)	年間賃料収入(千円)(注5)	敷金・保証金等(千円)(注6)	マスター リース種別(注7)
首都圏 主要都市	C-1	プロシード市川	3,322.17	3,197.07	50	48	78,127	8,735	バス・スルーリース
	C-2	プロシード東陽町	1,085.56	1,085.56	45	45	45,614	6,946	バス・スルーリース及び固定賃料
	C-3	プロシード葛西	1,243.80	1,243.80	57	57	50,533	5,700	バス・スルーリース
	C-4	プロシード三軒茶屋	1,019.27	916.44	9	8	30,060	5,399	バス・スルーリース
	C-5	プロシード瑞江	2,076.68	1,778.64	28	24	42,486	8,548	バス・スルーリース
	C-6	プロシード船橋宮本	1,685.73	1,643.93	33	32	40,765	16,796	バス・スルーリース
	C-7	プロシード南葛西	1,045.28	974.38	16	15	22,872	2,723	バス・スルーリース
	C-8	プロシードせんげん台	1,344.74	1,313.56	43	42	27,190	1,425	バス・スルーリース
	C-9	プロシード行徳	1,218.56	1,218.56	20	20	24,732	2,861	バス・スルーリース
	C-10	プロシード幕張本郷	963.00	849.00	34	30	21,012	1,493	バス・スルーリース
	C-11	プロシード南行徳	838.95	838.95	26	26	22,896	3,302	バス・スルーリース
	C-12	プロシード幕張本郷2	1,104.84	1,104.84	22	22	20,160	2,229	バス・スルーリース
	C-13	プロシード東川口	648.11	648.11	30	30	17,748	884	バス・スルーリース
	C-14	プロシード船堀	479.52	459.54	24	23	16,272	1,445	バス・スルーリース
	C-15	プロシード竹ノ塚	860.55	803.18	15	14	14,796	1,912	バス・スルーリース
	C-16	プロシードせんげん台2	695.81	695.81	12	12	9,984	897	バス・スルーリース
	C-17	プロシード松濤	890.22	829.30	40	38	48,168	3,905	バス・スルーリース
	C-18	プロシード参宮橋	527.88	487.08	26	24	25,452	2,067	バス・スルーリース
	C-19	プロシード浦安	1,786.58	1,628.47	21	19	32,484	4,342	バス・スルーリース
	C-20	プロシード新小岩	1,629.07	1,629.07	27	27	38,316	4,171	バス・スルーリース
	C-21	プロシード八千代緑ヶ丘I	1,805.76	1,738.88	27	26	30,112	3,945	バス・スルーリース
	C-22	プロシード八千代緑ヶ丘II	1,605.12	1,538.24	24	23	26,232	3,468	バス・スルーリース
	C-23	プロシード都立大学	808.65	808.65	37	37	42,528	2,843	バス・スルーリース
	C-24	プロシード都立大学2	831.74	831.74	36	36	42,156	2,912	固定賃料
	C-25	プロシード本所吾妻橋	570.53	570.53	19	19	22,644	1,100	固定賃料
	C-26	プロシード目黒青葉台	485.15	485.15	24	24	24,324	2,036	固定賃料
	C-27	プロシード杉並宮前	680.50	680.50	29	29	27,300	2,111	固定賃料
	C-28	プロシード両国	702.54	702.54	27	27	27,672	2,251	固定賃料
	C-29	プロシード三田	1,500.57	1,500.57	72	72	81,874	7,182	固定賃料
	C-30	プロシード中野新橋	849.08	849.08	50	50	39,912	4,006	固定賃料
	C-31	プロシード亀戸	853.98	853.98	23	23	21,924	1,735	固定賃料
	C-32	プロシード高田馬場	278.36	278.36	17	17	15,240	1,440	固定賃料
	C-33	プロシード新高円寺	1,040.24	1,040.24	57	57	46,224	6,035	固定賃料
	C-34	プロシード高円寺南	337.05	337.05	20	20	16,596	1,297	固定賃料
	C-35	プロシード蓮根	587.13	587.13	29	29	18,684	1,715	固定賃料
	C-36	プロシード大井町	961.88	961.88	59	59	50,340	11,800	固定賃料
	C-37	プロシード十条	1,206.90	1,206.90	30	30	32,724	3,715	固定賃料
	C-38	プロシード白楽	445.16	445.16	27	27	17,292	1,297	固定賃料
	C-39	プロシード新丸子	759.00	759.00	46	46	34,872	6,000	固定賃料
	C-40	プロシード本八幡	602.39	581.33	25	24	21,360	1,856	バス・スルーリース
	C-41	プロシード西新井	20,137.85	19,641.06	294	286	553,258	106,300	バス・スルーリース
	C-42	プロシード調布	764.48	764.48	26	26	32,052	5,337	バス・スルーリース
	C-43	プロシードT X六町	518.31	468.23	20	18	11,859	1,163	バス・スルーリース
	C-44	プロシード中河原	3,061.94	3,061.94	54	54	77,400	37,308	バス・スルーリース

地域	物件番号	物件名	総賃貸可能面積 (m ²) (注1)	賃貸面積 (m ²) (注2)	総賃貸可能戸数 (戸) (注3)	賃貸戸数 (戸) (注4)	年間賃料収入 (千円) (注5)	敷金・保証金等 (千円) (注6)	マスター リース種別 (注7)
首都圏	C-45	プロシード大泉学園	483.43	450.09	29	27	17,556	1,157	バス・スルー
主要都市	C-46	プロシード千歳烏山	449.96	433.89	28	27	18,661	1,539	バス・スルー
	C-47	プロシード三鷹	739.48	739.48	47	47	32,256	5,640	バス・スルー
	C-48	プロシード柏エスト	1,279.93	1,196.77	44	41	40,656	3,041	バス・スルー
	C-49	プロシード柏ノール	1,391.55	1,270.30	47	43	37,116	2,042	バス・スルー
	C-50	プロシード行徳駅前	659.68	633.31	24	23	21,324	1,662	バス・スルー
	C-51	プロシード船橋本町	996.44	921.73	40	37	34,836	3,026	バス・スルー
	C-52	プロシード西川口	1,630.24	1,458.18	104	93	51,312	2,561	バス・スルー
	C-53	プロシード弘明寺	1,246.48	1,167.66	77	72	39,648	2,767	バス・スルー
	C-54	プロシード鶴ヶ峰	855.00	786.60	50	46	25,896	1,338	バス・スルー
	C-55	プロシード相模大塚	741.24	741.24	29	29	16,932	1,161	バス・スルー
	C-56	プロシード篠崎2	2,134.07	2,033.10	35	33	59,117	13,090	バス・スルー
	C-57	プロシード柏トロワ	1,149.95	1,149.95	38	38	40,922	5,495	バス・スルー
	C-58	プロシード篠崎タワー	5,117.49	4,840.99	88	83	154,740	24,430	バス・スルー
	C-59	プロシード東武練馬	779.84	759.12	35	34	31,980	1,992	バス・スルー
	C-60	プロシード雪谷	600.62	583.45	35	34	24,414	2,184	バス・スルー
	C-61	プロシード市川南	1,635.59	1,529.43	66	62	52,902	3,635	バス・スルー
	C-62	プロシード市川妙典	945.00	882.00	45	42	33,048	2,766	バス・スルー
	C-63	プロシード藤沢鵠沼	2,005.76	1,942.88	25	24	57,648	20,334	バス・スルー
	C-64	プロシード日本橋堀留町	1,904.45	1,874.75	37	36	81,000	11,777	バス・スルー
	C-65	プロシードT X流山セントラルパーク	2,976.85	2,976.85	73	73	84,384	9,710	バス・スルー
	C-66	プロシード行徳2	1,626.54	1,573.20	59	57	50,616	5,179	バス・スルー
	C-67	プロシード西葛西	2,993.52	2,939.15	63	62	68,289	5,740	バス・スルー
	小計		100,203.74	96,922.03	2,768	2,678	3,019,507	436,902	-
政令 指定都市	G-1	プロシード本通	2,624.93	2,624.93	67	67	37,080	3,035	固定賃料
	G-2	プロシード環状通東	1,183.47	1,183.47	34	34	22,239	3,728	固定賃料
	G-3	プロシード琴似	1,453.27	1,453.27	28	28	20,181	2,072	固定賃料
	G-4	プロシード元町	1,120.81	1,120.81	35	35	16,906	705	固定賃料
	G-5	プロシード元町2	907.29	907.29	19	19	10,158	889	固定賃料
	G-6	プロシード箱崎宮Ⅱ	415.30	415.30	19	19	8,374	154	固定賃料
	G-7	プロシード箱崎宮Ⅰ	411.50	411.50	19	19	7,846	99	固定賃料
	G-8	プロシード太閤通	1,101.56	1,055.46	44	42	31,092	3,623	バス・スルー
	G-9	プロシード大橋	1,140.00	1,140.00	16	16	17,761	1,695	固定賃料
	G-10	プロシード那珂川	1,414.96	1,414.96	38	38	19,188	1,637	固定賃料
	G-11	プロシード穂波町	620.22	586.74	10	9	14,304	2,103	バス・スルー
	G-12	プロシード東大畠	296.61	296.61	9	9	5,448	414	バス・スルー
	G-13	プロシード新栄	1,958.44	1,909.54	77	75	61,692	4,931	バス・スルー
	G-14	プロシード千代田	922.40	890.17	30	29	26,676	2,657	バス・スルー
	G-15	プロシード福岡高宮	1,312.29	1,198.39	46	42	30,763	3,098	バス・スルー
	G-16	プロシード大濠公園	1,128.92	1,128.92	50	50	28,476	1,142	バス・スルー
	G-17	プロシード金山	2,733.58	2,733.58	94	94	87,111	9,699	バス・スルー
	G-18	プロシード吹上	1,204.65	1,127.44	48	45	38,061	4,120	バス・スルー
	G-19	プロシード豊田	752.04	704.30	27	25	19,257	1,784	バス・スルー
	G-20	プロシード北堀江	4,146.18	3,874.38	106	98	136,206	10,647	バス・スルー
	G-21	プロシード西天満	1,775.89	1,657.18	56	52	60,648	4,116	バス・スルー
	G-22	プロシード神戸元町	1,590.64	1,466.37	61	56	54,371	3,668	バス・スルー
	G-23	グループホームたのしい家 大正	482.72	482.72	1	1	12,000	2,000	バス・スルー
	G-24	プロシード金山2	4,218.01	3,741.74	72	63	118,443	27,607	バス・スルー
	G-25	プロシード新瑞橋	5,335.93	4,815.59	72	64	131,013	32,150	バス・スルー
	小計		40,251.61	38,340.66	1,078	1,029	1,015,302	127,779	-

地域	物件番号	物件名	総賃貸可能面積 (m ²) (注1)	賃貸面積 (m ²) (注2)	総賃貸可能戸数 (戸) (注3)	賃貸戸数 (戸) (注4)	年間賃料収入 (千円) (注5)	敷金・保証金等 (千円) (注6)	マスター リース種別 (注7)
地方 主要都市	R-1	プロシード松山	695.06	695.06	17	17	10,308	1,268	バス・スルー
	R-2	プロシード水戸	1,223.83	1,223.83	36	36	34,014	4,712	バス・スルー
	R-3	プロシード水戸2	1,381.34	1,381.34	36	36	33,942	2,846	バス・スルー
	R-4	プロシード筑波学園都市	2,659.71	2,429.87	34	31	53,919	7,269	バス・スルー
小計			5,959.94	5,730.10	123	120	132,183	16,096	-
ポートフォリオ合計			146,415.29	140,992.79	3,969	3,827	4,166,992	580,778	-

(注1) 「総賃貸可能面積」には、個々の物件について本投資法人の保有部分における賃貸が可能な面積を記載しています。

(注2) 「賃貸面積」には、総賃貸可能面積のうち、マスター リース種別が「バス・スルー」の物件は、マスター リース会社とエンドテナントとの間の転貸借契約に基づく転貸面積の合計を、「バス・スルー及び固定賃料」及び「固定賃料」の物件は、信託受託者とマスター リース会社との間のマスター リース契約に基づく賃貸面積をそれぞれ記載しています。

(注3) 「総賃貸可能戸数」には、住宅、事務所及び店舗等の用途に賃貸が可能な戸数を記載することを前提としていますが、マスター リース会社が1つのエンドテナントに一括転貸している場合には、「総賃貸可能戸数」及び「総賃貸可能駐車場台数」を1として記載することがあります。

(注4) 「賃貸戸数」には、マスター リース種別が「バス・スルー」型の場合は、エンドテナントに対して転貸している戸数を、「固定賃料」型の場合には、エンドテナントへの実際の転貸状況にかかわらず、マスター リース会社に対して貸し付けている戸数を、また、「バス・スルー及び固定賃料」の場合には、賃料保証対象となっている戸数を記載しています。

(注5) 「年間賃料収入」には、信託受託者とマスター リース会社又はエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約又は転貸借契約に基づく月額賃料（共益費を含みますが、駐車場使用料、その他トランクルーム等の使用料及び消費税額は含みません。）を年換算（12倍）し、千円未満を切捨てて記載しています。

(注6) 「敷金・保証金等」には、信託受託者とマスター リース会社又はエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約又は転貸借契約に基づく敷金・保証金等（返還不要な部分がある場合には、当該金額控除後の金額となり、駐車場及びその他自動販売機等の敷金を含みます。）の合計額について、千円未満を切捨てて記載しています。

(注7) 「マスター リース種別」には、信託受託者とマスター リース会社との間で、マスター リース会社とエンドテナントとの間の転貸借契約に基づく賃料と同額をマスター リース会社が信託受託者に支払うことが約束されているものについて「バス・スルー」と記載しています。「マスター リース種別」については、原則として「バス・スルー」型を採用しますが、各物件の個別の要因等を勘案した結果、「バス・スルー」型よりもマスター リース会社が信託受託者に固定金額の賃料を支払うことが約束されている「固定賃料」型又はエンドテナントからの賃料収入があらかじめ定められた最低賃料以上の場合には「バス・スルー」型と同様ですが、かかる最低賃料に満たなかった場合にはマスター リース会社が信託受託者にかかる最低賃料を支払うことが約束されている「バス・スルー及び固定賃料」型を採用した方が投資効率性が高いと本資産運用会社が判断した場合には、「バス・スルー及び固定賃料」型又は「最低賃料保証」型を採用する場合があります。

b. 稼働率の推移

i. 取得済資産にかかる各信託不動産の当期における稼働率の推移

地域	物件番号	物件名	稼働率(%) (注1)					
			平成27年5月	平成27年6月	平成27年7月	平成27年8月	平成27年9月	平成27年10月
首都圏 主要都市	C-1	プロシード市川	94.5	94.5	92.7	92.6	90.7	96.2
	C-2	プロシード東陽町	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-3	プロシード葛西	98.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-4	プロシード三軒茶屋	89.9	89.9	89.9	89.9	89.9	89.9
	C-5	プロシード瑞江	92.7	92.9	92.9	82.1	92.7	85.6
	C-6	プロシード船橋宮本	95.0	100.0	97.2	97.2	97.5	97.5
	C-7	プロシード南葛西	93.2	100.0	100.0	100.0	100.0	93.2
	C-8	プロシードせんげん台	93.1	95.4	97.7	100.0	100.0	97.7
	C-9	プロシード行徳	100.0	100.0	100.0	95.0	95.0	100.0
	C-10	プロシード幕張本郷	94.1	94.1	85.2	82.2	88.2	88.2
	C-11	プロシード南行徳	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-12	プロシード幕張本郷2	95.5	95.5	95.5	95.5	100.0	100.0
	C-13	プロシード東川口	93.5	93.5	93.5	90.3	96.8	100.0
	C-14	プロシード船堀	100.0	95.8	95.8	95.8	91.7	95.8
	C-15	プロシード竹ノ塚	93.3	93.3	93.3	93.3	93.3	93.3
	C-16	プロシードせんげん台2	100.0	100.0	100.0	92.1	92.1	100.0
	C-17	プロシード松濤	95.4	93.2	93.2	93.2	100.0	93.2
	C-18	プロシード参宮橋	91.7	91.7	92.6	100.0	96.2	92.3
	C-19	プロシード浦安	96.3	87.0	87.0	87.0	87.0	91.2
	C-20	プロシード新小岩	96.7	100.0	95.1	95.1	100.0	100.0
	C-21	プロシード八千代緑ヶ丘I	92.6	96.3	100.0	96.3	100.0	96.3
	C-22	プロシード八千代緑ヶ丘II	95.8	95.8	100.0	95.8	100.0	95.8
	C-23	プロシード都立大学	94.7	94.7	94.7	94.7	97.4	100.0
	C-24	プロシード都立大学2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-25	プロシード本所吾妻橋	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-26	プロシード目黒青葉台	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-27	プロシード杉並宮前	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-28	プロシード両国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-29	プロシード三田	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-30	プロシード中野新橋	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-31	プロシード亀戸	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-32	プロシード高田馬場	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-33	プロシード新高円寺	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-34	プロシード高円寺南	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-35	プロシード蓮根	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-36	プロシード大井町	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-37	プロシード十条	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-38	プロシード白楽	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-39	プロシード新丸子	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-40	プロシード本八幡	96.5	96.5	85.2	85.2	85.2	96.5
	C-41	プロシード西新井	96.7	95.9	96.2	96.5	96.1	97.5
	C-42	プロシード調布	92.7	92.7	92.7	96.1	92.7	100.0
	C-43	プロシードT X六町	89.9	94.9	100.0	100.0	95.0	90.3
	C-44	プロシード中河原	100.0	98.2	100.0	98.6	100.0	100.0
	C-45	プロシード大泉学園	96.6	100.0	96.6	96.6	96.6	93.1
	C-46	プロシード千歳烏山	96.4	92.9	96.4	96.4	96.4	96.4
	C-47	プロシード三鷹	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	C-48	プロシード柏エスト	100.0	97.8	91.3	91.3	93.5	93.5

地域	物件番号	物件名	稼働率(%) (注1)					
			平成27年5月	平成27年6月	平成27年7月	平成27年8月	平成27年9月	平成27年10月
首都圏 主要都市	C-49	プロシード柏ノール	91.0	96.1	96.0	93.9	93.8	91.3
	C-50	プロシード行徳駅前	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0
	C-51	プロシード船橋本町	100.0	95.0	97.5	97.5	90.0	92.5
	C-52	プロシード西川口	94.2	93.3	91.3	86.5	87.5	89.4
	C-53	プロシード弘明寺	97.5	95.0	95.0	94.9	91.5	93.7
	C-54	プロシード鶴ヶ峰	92.0	90.0	90.0	90.0	88.0	92.0
	C-55	プロシード相模大塚	89.7	85.7	85.7	93.6	96.1	100.0
	C-56	プロシード篠崎2	91.2	93.4	96.7	100.0	95.3	95.3
	C-57	プロシード柏トロワ	95.1	92.7	92.7	90.3	95.1	100.0
	C-58	プロシード篠崎タワー	96.6	96.6	96.3	96.5	97.5	94.6
	C-59	プロシード東武練馬	92.1	92.1	100.0	100.0	100.0	97.3
	C-60	プロシード雪谷	97.2	94.3	94.4	94.4	91.5	97.1
	C-61	プロシード市川南	94.7	97.1	97.1	94.1	94.1	93.5
	C-62	プロシード市川妙典	97.8	100.0	95.6	93.3	95.6	93.3
	C-63	プロシード藤沢鵠沼	94.0	97.0	96.9	96.9	96.9	96.9
	C-64	プロシード日本橋堀留町	90.3	90.3	98.4	95.2	95.2	98.4
	C-65	プロシード TX 流山セントラルパーク	95.4	96.3	96.3	100.0	100.0	100.0
	C-66	プロシード行徳2	94.9	94.9	91.6	86.4	95.0	96.7
	C-67	プロシード西葛西	88.9	87.8	96.8	96.8	96.5	98.2
	小計		95.9	95.9	96.2	95.7	96.2	96.7
政令 指定都市	G-1	プロシード本通	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	G-2	プロシード環状通東	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	G-3	プロシード琴似	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	G-4	プロシード元町	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	G-5	プロシード元町2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	G-6	プロシード箱崎宮Ⅱ	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	G-7	プロシード箱崎宮Ⅰ	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	G-8	プロシード太閤通	89.1	95.7	93.5	93.5	97.9	95.8
	G-9	プロシード大橋	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	G-10	プロシード那珂川	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	G-11	プロシード穂波町	94.6	94.6	94.6	100.0	100.0	94.6
	G-12	プロシード東大畑	79.6	87.1	100.0	100.0	100.0	100.0
	G-13	プロシード新栄	97.3	95.9	94.5	94.8	94.6	97.5
	G-14	プロシード千代田	93.2	89.9	93.2	93.0	96.5	96.5
	G-15	プロシード福岡高宮	94.8	90.5	89.5	89.5	93.2	91.3
	G-16	プロシード大濠公園	100.0	96.5	92.9	96.5	94.8	100.0
	G-17	プロシード金山	92.1	94.2	96.2	95.1	95.7	100.0
	G-18	プロシード吹上	98.0	94.1	92.1	96.0	96.0	93.6
	G-19	プロシード豊田	96.7	100.0	100.0	96.7	96.7	93.7
	G-20	プロシード北堀江	93.8	96.2	96.3	96.3	95.9	93.4
	G-21	プロシード西天満	89.4	95.4	94.6	93.0	98.4	93.3
	G-22	プロシード神戸元町	95.3	95.3	95.3	93.9	95.3	92.2
	G-23	グループホーム たのしい家 大正 (注2)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	G-24	プロシード金山2	89.8	93.4	94.8	95.9	91.5	88.7
	G-25	プロシード新瑞橋	92.5	94.0	93.5	90.9	92.1	90.2
	小計		95.0	96.0	96.1	95.9	96.1	95.3

地域	物件番号	物件名	稼働率(%) (注1)					
			平成27年5月	平成27年6月	平成27年7月	平成27年8月	平成27年9月	平成27年10月
地方主要都市	R-1	プロシード松山	94.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R-2	プロシード水戸	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R-3	プロシード水戸2	96.7	96.7	100.0	100.0	100.0	100.0
	R-4	プロシード筑波学園都市	93.5	93.5	93.5	94.2	97.0	91.4
	小計		95.7	96.4	97.1	97.4	98.6	96.1
ポートフォリオ合計			95.7	96.0	96.2	95.8	96.3	96.3

(注1) 本表には、平成27年5月から平成27年10月までの各月の稼働率を記載しています。「稼働率」は、該当する月の末日時点の総賃貸可能面積に占める賃貸面積の割合をいい、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注2) (G-23) グループホームたのしい家 大正の稼働率は、テナント（オペレーター）1社に対しグループホームとして一括して賃貸しているため、100%と記載しています。平成27年10月31日現在、オペレーターである株式会社ケア21からエンドテナントへの賃貸にかかる稼働率は100%となっています。

ii. 取得済資産にかかる全信託不動産の稼働率の推移

ポートフォリオ 合計	稼働率(%) (注)									
	平成23年 4月 (第11期)	平成23年 10月 (第12期)	平成24年 4月 (第13期)	平成24年 10月 (第14期)	平成25年 4月 (第15期)	平成25年 10月 (第16期)	平成26年 4月 (第17期)	平成26年 10月 (第18期)	平成27年 4月 (第19期)	平成27年 10月 (第20期)
	96.3	96.2	97.4	97.2	96.6	96.3	96.1	96.8	96.3	96.3

(注) 「稼働率」には、決算期時点における総賃貸可能面積に占める当該テナントに対する賃貸面積の割合を記載しており、小数第2位を四捨五入しています。

c. 主要な取得済資産にかかる信託不動産の概要

取得済資産にかかる信託不動産のうち、当期の賃貸事業収入が賃貸事業収入の合計額の10%以上を占める信託不動産の概要は、以下の通りです。

物件名	プロシード西新井	
テナント総数	1	
賃貸事業収入（千円）	296,072	
賃貸事業収入の合計額に占める割合(%)	13.3	
賃貸面積（m ² ）	19,641.06	
総賃貸可能面積（m ² ）	20,137.85	
最近5年間の稼働率の推移(%) (注)	平成23年 4月30日	97.8
	平成23年10月31日	97.8
	平成24年 4月30日	98.5
	平成24年10月31日	98.5
	平成25年 4月30日	95.5
	平成25年10月31日	95.3
	平成26年 4月30日	95.7
	平成26年10月31日	98.4
	平成27年 4月30日	96.9
	平成27年10月31日	97.5

(注) 「最近5年間の稼働率の推移」には、各記載日時点における総賃貸可能面積に占める賃貸面積の割合を記載しており、小数第2位を四捨五入しています。

d. 主要なテナントの概要

i. 主要なテナントの一覧

取得済資産にかかる信託不動産の主要なテナントの年間賃料等は以下のとおりです。なお、「主要なテナント」とは、当該テナントへの賃貸面積が、取得済資産のポートフォリオ全体の総賃貸面積の合計の10%以上を占めるものをいいます。

テナント名	業種	年間賃料 (千円) (注2)	総賃貸可能面積 (m ²) (注3)	賃貸面積 (m ²) (注4)	稼働率 (%) (注5)	敷金等 (千円) (注6)
スタートアメニティー 株式会社 (注1)	不動産賃貸業・管 理業・建設業	4,166,992	146,415.29	140,992.79	96.3	580,778

(注1) スタートアメニティー株式会社は、取得済資産の全物件について、信託受託者である三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀
行、あおぞら信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社又はスタート信託株式会社から、マスターリー
ス契約に基づき一括して賃借を受けています。

(注2) 「年間賃料」には、信託受託者とマスターリース会社との間で締結されているマスターリース契約及びマスターリース会社とエンド
テナントとの間で締結されている転貸借契約に基づく月額賃料（共益費を含みますが、駐車場使用料、その他トランクルーム等の使
用料及び消費税額は含みません。）を年換算（12倍）し、千円未満を切捨てて記載しています。

(注3) 「総賃貸可能面積」には、住宅、事務所及び店舗等の用途に賃貸が可能な面積（共用部分は含みません。）を記載しています。

(注4) 「賃貸面積」には、以下の(i)、(ii)又は(iii)の条件に従って計算される面積の合計を記載しています。

(i) マスターリース賃料の形式が「バス・スルー」型の物件の場合は、マスターリース会社とエンドテナントとの間の転貸借契約に基
く転貸面積の合計

(ii) マスターリース賃料の形式が「固定賃料」型の物件の場合は、信託受託者とマスターリース会社との間のマスターリース契約に基
く賃貸面積の合計

(iii) マスターリース賃料の形式が「バス・スルー及び固定賃料」型の物件の場合は、「バス・スルー」型のエンドテナントへの転貸部分
の転貸面積の合計と「固定賃料」型の賃貸部分の賃貸面積の合計

(注5) 「稼働率」には、総賃貸可能面積に占める当該テナントに対する賃貸面積の割合を記載しており、小数第2位を四捨五入しています。

(注6) 「敷金等」には、信託受託者とマスターリース会社との間で締結されているマスターリース契約に基づく敷金・保証金等（返還不要
な部分がある場合には、当該金額控除後の金額）の合計額について、千円未満を切捨てて記載しています。なお、同敷金・保証金等
は、マスターリース会社とエンドテナントとの間の転貸借契約に基づく敷金・保証金等（返還不要な部分がある場合には、当該金額
控除後の金額となり、駐車場及びその他敷金を含みます。）と同額です（詳細な金額は、前記「a. 賃貸借状況の概要」をご参照下
さい。）。

ii. 主要なテナントへの賃貸条件

取得済資産にかかる信託不動産における主要なテナントへの賃貸条件は以下のとおりです。

テナント名	取得時期	物件名	賃貸借契約終了日	契約更改の方法
スタート アメニティー 株式会社	第1期 (平成18年4月期) (注1)	プロシード東陽町（事務所部分を除き ます。）	平成37年11月30日	契約期間終了3ヶ月 前までに申し出が ないときは、2年間 自動更新
		プロシード市川		
		プロシード東陽町（事務所部分）		
		プロシード葛西		
		プロシード三軒茶屋		
		プロシード瑞江		
		プロシード船橋宮本		
		プロシード南葛西		
		プロシードせんげん台		
		プロシード行徳		
		プロシード幕張本郷		
		プロシード南行徳		
		プロシード幕張本郷2		
		プロシード東川口		
		プロシード船堀		
		プロシード竹ノ塚		
		プロシードせんげん台2		
		プロシード東大畠		
		プロシード松山		
			平成31年10月31日	契約期間終了3ヶ月 前までに更新に関 する意思通知を行 い、更新書面の締 結をもって、5年間 更新

テナント名	取得時期	物件名	賃貸借契約終了日	契約更改の方法
スタート アメニティー 株式会社	第1期 (平成18年4月期) (注1)	プロシード本通 プロシード環状通東 プロシード琴似 プロシード元町 プロシード元町2 プロシード箱崎宮II プロシード箱崎宮I	平成29年10月31日	契約期間終了3ヶ月前までに更新に関する意思通知を行い、更新書面の締結をもって、3年間更新
	第2期 (平成18年10月期) (注2)	プロシード松濤 プロシード参宮橋 プロシード浦安 プロシード新小岩 プロシード八千代緑ヶ丘I プロシード八千代緑ヶ丘II プロシード都立大学 プロシード太閤通 プロシード大橋 プロシード那珂川 プロシード穂波町	平成31年4月30日	契約期間終了3ヶ月前までに更新に関する意思通知を行い、更新書面の締結をもって、5年間更新
	第3期 (平成19年4月期) (注3)	プロシード都立大学2 プロシード本所吾妻橋 プロシード目黒青葉台 プロシード杉並宮前 プロシード両国 プロシード三田 プロシード中野新橋 プロシード亀戸 プロシード高田馬場 プロシード新高円寺 プロシード高円寺南 プロシード蓮根 プロシード大井町 プロシード十条 プロシード白楽 プロシード新丸子 プロシード本八幡	平成29年10月31日 平成31年4月30日	契約期間終了3ヶ月前までに更新に関する意思通知を行い、更新書面の締結をもって、3年間更新 契約期間終了3ヶ月前までに更新に関する意思通知を行い、更新書面の締結をもって、5年間更新

テナント名	取得時期	物件名	賃貸借契約終了日	契約更改の方法
スターツ アメニティー 株式会社	第5期 (平成20年4月期) (注4)	プロシード西新井 プロシード調布 プロシードT X六町 プロシード中河原 プロシード大泉学園 プロシード千歳烏山 プロシード三鷹 プロシード柏エスト プロシード柏ノール プロシード行徳駅前 プロシード船橋本町 プロシード西川口 プロシード弘明寺 プロシード鶴ヶ峰 プロシード相模大塚 プロシード新栄 プロシード千代田 プロシード福岡高宮 プロシード大濠公園 プロシード水戸	平成31年10月31日	契約期間終了3ヶ月 前までに更新に關 する意思通知を行 い、更新書面の締 結をもって、5年間 更新
	第9期 (平成22年4月期) (注5)	プロシード篠崎2 プロシード柏トロワ プロシード水戸2	平成31年4月30日	契約期間終了3ヶ月 前までに更新に關 する意思通知を行 い、更新書面の締 結をもって、5年間 更新
	第16期 (平成25年10月期) (注6)	プロシード篠崎タワー プロシード東武練馬 プロシード雪谷 プロシード市川南 プロシード市川妙典 プロシード藤沢鵠沼 プロシード金山 プロシード吹上 プロシード豊田 プロシード北堀江 プロシード西天満 プロシード神戸元町	平成30年4月30日	契約期間終了3ヶ月 前までに更新に關 する意思通知を行 い、更新書面の締 結をもって、5年間 更新
	第17期 (平成26年4月期) (注7)	グループホームたのしい家 大正 (注8)	平成36年1月31日	契約期間終了3ヶ月 前までに更新に關 する意思通知を行 い、更新書面の締 結をもって、5年間 更新
	第19期 (平成27年4月期) (注9)	プロシード日本橋堀留町 プロシードT X流山セントラルパーク プロシード行徳2 プロシード西葛西 プロシード金山2 プロシード新瑞橋 プロシード筑波学園都市	平成31年10月31日	契約期間終了3ヶ月 前までに更新に關 する意思通知を行 い、更新書面の締 結をもって、5年間 更新

(注1) 第1期に取得した特定資産のうち、(C-2)プロシード東陽町については、平成17年12月1日付で住宅及び駐車場部分についてのみ、信託受託者とスターツアメニティー株式会社との間で、20年間の「固定賃料」型のマスターリース契約を締結しています（事務所部分については、信託受託者とスターツアメニティー株式会社との間で、平成17年12月1日付で「バス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。）。また、(G-1)プロシード本通、(G-2)プロシード環状通、(G-3)プロシード琴似、(G-4)プロシード元町、(G-5)プロシード元町2、(G-6)プロシード箱崎宮II、(G-7)プロシード箱崎宮Iについては、信託受託者とスターツアメニティー株式会社との間で、平成19年9月1日付で「バス・スルー」型から「固定賃料」型のマスターリース契約への変更契約を締結しています。

第1期に取得した、上記以外の特定資産については、信託受託者とスターツアメニティー株式会社との間で、平成18年12月1日付で「バス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。

- (注2) 第2期に取得した特定資産のうち、(G-9)プロシード大橋、(G-10)プロシード那珂川については、信託受託者とスターツアメニティー株式会社との間で、平成19年9月1日付で「バス・スル」型から「固定賃料」型のマスターリース契約への変更契約を締結しています。
- 第2期に取得した、上記以外の物件については、信託受託者とスターツアメニティー株式会社との間で、平成18年5月2日付で「バス・スル」型のマスターリース契約を締結しています。
- (注3) 第3期に取得した特定資産のうち、(G-9)プロシード本八幡を除く16物件については、信託受託者とスターツアメニティー株式会社との間で、平成18年11月22日付で「固定賃料」型のマスターリース契約を締結しています。
- (C-40)プロシード本八幡については、信託受託者とスターツアメニティー株式会社との間で、平成19年2月9日付で「バス・スル」型のマスターリース契約を締結しています。
- (注4) 第5期に取得した特定資産については、信託受託者とスターツアメニティー株式会社との間で、平成19年11月30日付で「バス・スル」型のマスターリース契約を締結しています。
- (注5) 第9期に取得した特定資産については、信託受託者とスターツアメニティー株式会社との間で、平成21年12月17日付で「バス・スル」型のマスターリース契約を締結しています。
- (注6) 第16期に取得した特定資産については、信託受託者とスターツアメニティー株式会社との間で、平成25年5月1日付で「バス・スル」型のマスターリース契約を締結しています。
- (注7) 第17期に取得した特定資産については、信託受託者とスターツアメニティー株式会社との間で、平成26年2月21日付で「バス・スル」型のマスターリース契約を締結しています。
- (注8) (G-23) グループホームたのしい家 大正については、スターツアメニティー株式会社からオペレーターである株式会社ケア21に一括賃貸しています。かかる賃貸借契約の終了日は平成39年3月31日であり、契約期間満了6ヶ月前までに当事者から更新拒絶の申出がない限り、3年間更新されます。当該賃貸借契約にかかるその他の条件については、先方の同意が得られていないため非開示としています。また、入居者がオペレーターに対して支払う月額管理料は138,000円程度であり、入居一時金額は400,000円程度です。
- (注9) 第19期に取得した特定資産については、信託受託者とスターツアメニティー株式会社との間で、平成26年11月4日付で「バス・スル」型のマスターリース契約を締結しています。

ホ. ポートフォリオ分散の概要

取得済資産にかかる信託不動産で構成するポートフォリオの分散状況は以下のとおりです。

a. 地域別

地域	取得価格 (千円) (注1)	価格比率 (%) (注2)
首都圏主要都市	41,487,700	72.6
政令指定都市（上記に含まれる都市を除きます。）	13,969,000	24.5
地方主要都市（上記に含まれる都市を除く県庁所在地等）	1,654,100	2.9
合計	57,110,800	100.0

(注1) 「取得価格」は、当該取得済資産の取得に要した諸費用（不動産売買媒介手数料等）を含まない金額（停止条件付信託受益権売買契約書等に記載された売買価格）を、千円未満を切捨てて記載しています。

(注2) 「価格比率」には、取得価格の総額に対する投資対象地域毎の取得価格の比率を記載しており、小数第2位を四捨五入しています。

b. 住戸タイプ別

住戸タイプ (注1)	住戸数 (戸) (注2)	住戸比率 (%) (注2)	総賃貸可能面積 (m ²) (注3)	面積比率 (%) (注4)
シングルタイプ	2,523	63.6	58,456.89	40.1
D I N K S タイプ	601	15.1	27,546.09	18.9
ファミリータイプ	795	20.0	53,516.63	36.7
その他	49	1.2	6,412.96	4.4
合計	3,968	100.0	145,932.57	100.0

(注1) 「住戸タイプ」は、前記「2 投資方針 (1) 投資方針 ③ ポートフォリオ構築方針 ハ. 住戸タイプ別ポートフォリオ方針」記載の分類に従って記載しています。なお、「その他」には、住居以外の用途にかかる貸室数、賃貸可能面積及び各比率を記載しています。また、上表には、前記「2 投資方針 (1) 投資方針 ③ ポートフォリオ構築方針 イ. 用途別ポートフォリオ方針」所定の「④ ホテル」及び「⑤ 高齢者向け住宅施設」については含まれていません。

(注2) 「住戸比率」は、住戸数の総数に対する各住戸タイプ数の比率を記載しており、小数第2位を四捨五入しています。

(注3) 「総賃貸可能面積」は、個々の物件について本投資法人の保有部分における賃貸が可能な面積を記載しています。

(注4) 「面積比率」は、総賃貸可能面積の合計に対する住戸タイプ毎の面積の比率を記載しており、小数第2位を四捨五入しています。

(注5) 中長期的なポートフォリオ構築の観点から必要な運用資産を取得する場合には、ポートフォリオ構築の過程において一定の期間、住戸タイプ区分別の面積比率が上記比率と乖離する場合があります。

へ. 取得済資産にかかる信託不動産の個別概要

取得済資産にかかる信託不動産の個別概要は以下のとおりです。

1. 「特定資産の種類」の記載について

「特定資産の種類」には、特定資産としての信託受益権、不動産等の種別を記載しています。

2. 「取得価格」の記載について

「取得価格」には、当該投資資産の取得に要した諸費用（不動産売買媒介手数料等）を含まない金額（停止条件付信託受益権売買契約書等に記載された売買価格）を記載しています。

3. 「鑑定評価額」の記載について

「鑑定評価額」は、不動産鑑定評価基準等に基づき、DCF法による収益価格及び直接還元法（若しくは有期還元法）による収益価格等による検証を行い決定された価格です。不動産の鑑定評価額は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号、その後の改正を含みます。）及び不動産鑑定評価基準等に従って鑑定評価を行った不動産鑑定士が、価格時点における評価対象不動産の価格に関する意見を示したものにとどまります。同じ不動産について再度鑑定評価を行った場合でも、鑑定評価を行う不動産鑑定士、鑑定評価の方法又は時期によって鑑定評価額が異なる可能性があります。不動産鑑定評価は、現在及び将来において当該鑑定評価額による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。各評価者と本投資法人との間に、利害関係はありません。

4. 「直接還元価格」の記載について

「直接還元価格」とは、一期間の純収益を還元利回りによって還元して収益価格を試算する手法により求められた価格です。

5. 「有期還元価格」の記載について

「有期還元価格」とは、純収益に割引率と有限の収益期間とを基礎とした複利年金現価率を乗じて収益価格を試算する手法により求められた価格です。

6. 「DCF価格」の記載について

「DCF価格」とは、連続する複数の期間に発生する純収益及び復帰価格をその発生時期に応じて現在価値に割り引き、それぞれを合計して収益価格を試算する手法により求められた価格です。

7. 「貸借対照表計上額」の記載について

「貸借対照表計上額」は、平成27年10月31日現在の減価償却後の帳簿価額を記載しています。

8. 「投資エリア」の記載について

「投資エリア」には、地域別ポートフォリオの区分を記載しています。地域別ポートフォリオの区分については前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 ③ ポートフォリオ構築方針 ロ. 地域別ポートフォリオ方針」をご参照下さい。

9. 「用途」の記載について

「用途」には、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 ③ ポートフォリオ構築方針 イ. 用途別ポートフォリオ方針」記載の分類に従って記載しています。

10. 「物件概要」の記載について

・「地積」、「延床面積」、「構造」及び「建築時期」には、不動産登記事項証明書に記載された事項を記載しています。但し、調査の結果、当該記載に誤りがあることが判明している場合には、この限りではありません。

・「用途地域」には、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。

・「建蔽率」は、建築基準法第53条に定められる建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる建蔽率の上限を記載しています。なお、建築基準法第53条第3項若しくは第5項に基づき街区の角にある敷地（角地）や防火地域内における耐火建築物等については、建蔽率の緩和の適用若しくは建蔽率制限自体が適用されない場合があります。また、建築基準法を含むその他行政法規により、別途制限、緩和等が適用される場合があり、かかる場合には、制限又は緩和等の適用後の数値を記載しています。

・「容積率」は、建築基準法第52条に定められる、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる容積率の上限を記載しています。なお、建築基準法第52条第2項若しくは第9項に基づき、前面道路の幅員による制限若しくは特定道路による緩和が適用される場合があります。また、建築基準法を含むその他の行政法規により、別途制限、緩和等が適用される場合があり、かかる場合には、制限又は緩和等の適用後の数値を記載しています。

・「建蔽率」及び「容積率」において、用途地域が混在する場合は、建築基準法第53条第2項及び第52条第7項に基づき、それぞれの用途地域の面積割合に応じて加重平均された、建築当時の設計図・竣工図等に示されている数値を記載しています。

・「賃貸戸数」及び「賃貸駐車場台数」には、平成27年10月31日現在、「バス・スルー」型のマスターリース契約を締結している物件については、マスターリース会社がエンドテナントに対して転貸している戸数及び台数を、「固定賃料」型のマスターリース契約を締結している物件については、エンドテナントへの実際の賃貸状況にかかわらず、信託受託者がマスターリース会社に対して賃貸している戸数及び台数を、「バス・スルー及び固定賃料」型のマスターリース契約を締結している物件については、賃料保証対象となっている戸数及び台数を記載しています。

・「総賃貸可能戸数」及び「総賃貸可能駐車場台数」には、住宅、事務所及び店舗等の用途に賃貸が可能な戸数及び賃貸可能な駐車場台数を記載することを前提としていますが、マスターリース会社が1つのエンドテナントに一括転貸している場合には、「総賃貸可能戸数」及び「総賃貸可能駐車場台数」を1として記載することができます。

・「総賃貸可能面積」には、住宅、事務所及び店舗等の用途に賃貸が可能な面積（共用部分は含みません。）を記載しています。

11. 「特記事項」の記載について

原則として平成27年10月31日現在の(1)当該物件に付着しているテナント以外の第三者の権利及びかかる権利に基づく制限等、(2)当該物件に関する行政法規における制限等のうち各物件の権利関係、評価額、収益性及び处分性への影響等を考慮して重要と考えられる事項を記載していますが、平成27年10月31日以降本書の日付現在に至るまでに対象事項の事実関係について変動がある場合には、当該変動後の事実関係に基づき記載しています。

物件番号 :

C-1

物件名 : プロシード市川

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	1,076,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額（円）	1,250,000,000	直接還元価格（円）	1,270,000,000
DCF価格（円）	1,250,000,000	貸借対照表計上額（円）	1,036,640,011
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県市川市新田二丁目33番17号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	2,057 m ²	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	48（50）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	38（42）台
		総賃貸可能面積	3,322.17 m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
JR総武線「市川」駅 徒歩7分			

物件番号 :

C-2

物件名 : プロシード東陽町

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	646,700,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額（円）	785,000,000	直接還元価格（円）	800,000,000
DCF価格（円）	785,000,000	貸借対照表計上額（円）	588,145,921
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都江東区南砂二丁目1番7号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	330.58 m ²	
	用途地域	準住居地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	400%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	45（45）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	5（5）台
		総賃貸可能面積	1,085.56 m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の所在地が準住居地域内に属するため本来60%ですが、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は70%となっています。 2. 本物件は、住宅43室と駐車場5台について「固定賃料」型のマスターリースを締結していますが、上記に記載している住宅及び駐車場の戸数/台数は、テナントの数ではなく、物理的な戸数/台数を示しています。			
備考			
東京メトロ東西線「東陽町」駅 徒歩2分			

物件番号 :	C-3	物件名 : プロシード葛西	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	688,700,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	729,000,000	直接還元価格 (円)	737,000,000
DCP価格 (円)	729,000,000	貸借対照表計上額 (円)	620,034,597
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都江戸川区中葛西五丁目41番6号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	341.66m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	500%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	57 (57) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	1,243.80m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の所在地が商業地域に属するため本来80%ですが、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は100%となっています。			
備考			
東京メトロ東西線「葛西」駅 徒歩3分			

物件番号 :	C-4	物件名 : プロシード三軒茶屋	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	555,900,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	513,000,000	直接還元価格 (円)	523,000,000
DCP価格 (円)	513,000,000	貸借対照表計上額 (円)	634,234,494
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目41番1号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	448.91m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	300%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	8 (9) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	6 (8) 台
		総賃貸可能面積	1,019.27m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来60%ですが、角地による緩和により適用建蔽率は70%となっています。			
備考			
東急田園都市線「三軒茶屋」駅 徒歩10分			

物件番号 :	C-5	物件名 : プロシード瑞江	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	602,600,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	723,000,000	直接還元価格 (円)	731,000,000
DCF価格 (円)	723,000,000	貸借対照表計上額 (円)	631,832,049
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都江戸川区南篠崎町三丁目24番10号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	1,146.00m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	300%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	24 (28) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	19 (22) 台
		総賃貸可能面積	2,076.68m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来60%ですが、角地による緩和により適用建蔽率は70%となっています。			
備考			
都営地下鉄新宿線「瑞江」駅 徒歩5分			

物件番号 :	C-6	物件名 : プロシード船橋宮本	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	419,900,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	493,000,000	直接還元価格 (円)	492,000,000
DCF価格 (円)	493,000,000	貸借対照表計上額 (円)	473,645,695
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県船橋市宮本一丁目22番13号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	344.92m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	596% ①600% ②400%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	32 (33) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	1 (1) 台
		総賃貸可能面積	1,685.73m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の所在地が商業地域に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物による緩和により適用建蔽率は100%となっています。			
2. 容積率について、本物件の土地のうち南側の都市計画道路3. 4. 18 (宮本 本町線) の計画線を起点として、25mまでの範囲は600%、25mを超える範囲は400%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。			
備考			
JR総武線「船橋」駅 徒歩12分、京成線「京成船橋」駅 徒歩10分			

物件番号 :

C-7

物件名 : プロシード南葛西

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	303,500,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額（円）	279,000,000	直接還元価格（円）	280,000,000
DCF価格（円）	279,000,000	貸借対照表計上額（円）	335,289,896
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都江戸川区南葛西六丁目2番26号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	626.10m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	300%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	15（16）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	7（7）台
		総賃貸可能面積	1,045.28m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
JR京葉線「葛西臨海公園」駅 徒歩18分			

物件番号 :

C-8

物件名 : プロシードせんげん台

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	259,200,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額（円）	298,000,000	直接還元価格（円）	288,000,000
DCF価格（円）	298,000,000	貸借対照表計上額（円）	273,976,680
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	埼玉県越谷市千間台西二丁目12番7号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	746.00m ²	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	42（43）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	8（10）台
		総賃貸可能面積	1,344.74m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
東武伊勢崎線「せんげん台」駅 徒歩5分			

物件番号 :

C-9

物件名 : プロシード行徳

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	315,600,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	317,000,000	直接還元価格 (円)	319,000,000
DCF価格 (円)	317,000,000	貸借対照表計上額 (円)	352,312,289
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県市川市入船8番2号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	839.00m ²	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	20 (20) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	7 (7) 台
		総賃貸可能面積	1,218.56m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来60%ですが、角地による緩和により適用建蔽率は70%となっています。			
備考			
東京メトロ東西線「行徳」駅 徒歩12分			

物件番号 :

C-10

物件名 : プロシード幕張本郷

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	279,300,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	297,000,000	直接還元価格 (円)	300,000,000
DCF価格 (円)	297,000,000	貸借対照表計上額 (円)	287,439,957
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県千葉市花見川区幕張本郷六丁目2番1号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	587.00m ²	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	200%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	30 (34) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	3 (3) 台
		総賃貸可能面積	963.00m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来60%ですが、角地による緩和により適用建蔽率は70%となっています。			
備考			
JR総武線「幕張本郷」駅 徒歩8分			

物件番号 : C-11 物件名 : プロシード南行徳

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	287,300,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	311,000,000	直接還元価格 (円)	311,000,000
DCF価格 (円)	311,000,000	貸借対照表計上額 (円)	308,877,196
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県市川市福栄三丁目12番10号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	531.82m ²	
	用途地域	第二種中高層住居専用地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	26 (26) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	6 (6) 台
		総賃貸可能面積	838.95m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
東京メトロ東西線「南行徳」駅 徒歩10分			

物件番号 : C-12 物件名 : プロシード幕張本郷2

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	223,400,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	244,000,000	直接還元価格 (円)	244,000,000
DCF価格 (円)	244,000,000	貸借対照表計上額 (円)	225,026,922
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県千葉市花見川区幕張本郷五丁目19番13号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	930.05m ²	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	22 (22) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	10 (10) 台
		総賃貸可能面積	1,104.84m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
JR総武線「幕張本郷」駅 徒歩10分			

物件番号 :

C-13

物件名 : プロシード東川口

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	206,500,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額（円）	194,000,000	直接還元価格（円）	195,000,000
DCF価格（円）	193,000,000	貸借対照表計上額（円）	200,403,084
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	埼玉県川口市戸塚東一丁目23番19号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	794.25m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	30（30）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	12（14）台
		総賃貸可能面積	648.11m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来60%ですが、角地による緩和により適用建蔽率は70%となっています。			
備考			
JR武藏野線・埼玉高速鉄道「東川口」駅 徒歩9分			

物件番号 :

C-14

物件名 : プロシード船堀

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	226,100,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額（円）	234,000,000	直接還元価格（円）	237,000,000
DCF価格（円）	233,000,000	貸借対照表計上額（円）	240,858,767
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都江戸川区船堀五丁目5番16号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	314.04m ²	
	用途地域	準工業地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	23（24）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	1（1）台
		総賃貸可能面積	479.52m ²
特記事項			
1. 本物件の敷地は「東京都江戸川区春江付近」の土地区画整理施行地区内に所在しています。			
備考			
都営地下鉄新宿線「船堀」駅 徒歩7分			

物件番号 :	C-15	物件名 : プロシード竹ノ塚	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	169,400,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	217,000,000	直接還元価格 (円)	218,000,000
DCP価格 (円)	216,000,000	貸借対照表計上額 (円)	174,609,048
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都足立区入谷二丁目16番6号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	920.00m ²	
	用途地域	①第一種住居地域、 ②第一種中高層住居専用地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	258% ①300% ②200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	14 (15) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	10 (10) 台
		総賃貸可能面積	860.55m ²
特記事項			
1. 容積率について、本物件の土地のうち第一種住居地域の部分は300%、第一種中高層住居専用地域の部分は200%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。			
備考			
日暮里・舎人ライナー「舎人」駅 徒歩10分			

物件番号 :	C-16	物件名 : プロシードせんげん台2	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	86,700,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	104,000,000	直接還元価格 (円)	104,000,000
DCP価格 (円)	104,000,000	貸借対照表計上額 (円)	95,695,201
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	埼玉県越谷市千間台西五丁目7番6号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	490.69m ²	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	150%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	12 (12) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	4 (4) 台
		総賃貸可能面積	695.81m ²
特記事項			
1. 千間台西五丁目地区計画により容積率の最高限度は150%です。			
備考			
東武伊勢崎線「せんげん台」駅 徒歩17分			

物件番号 : C-17 物件名 : プロシード松濤

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	937,400,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年5月2日
鑑定評価額 (円)	877,000,000	直接還元価格 (円)	888,000,000
DCP価格 (円)	877,000,000	貸借対照表計上額 (円)	905,453,959
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都渋谷区松濤二丁目3番11号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	236.62m ²	
	用途地域	第二種住居地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	400%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	38 (40) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	6 (6) 台
		総賃貸可能面積	890.22m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の所在地が第二種住居地域に属するため本来60%ですが、防火地域における耐火建築物による緩和により適用建蔽率は70%となっています。			
備考			
京王井の頭線「神泉」駅 徒歩8分			

物件番号 : C-18 物件名 : プロシード参宮橋

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	497,600,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年5月2日
鑑定評価額 (円)	460,000,000	直接還元価格 (円)	465,000,000
DCP価格 (円)	460,000,000	貸借対照表計上額 (円)	492,171,428
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都渋谷区代々木三丁目57番10号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	221.93m ²	
	用途地域	第二種中高層住居専用地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	300%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	24 (26) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	527.88m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来60%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は70%となっています。			
備考			
小田急小田原線「参宮橋」駅 徒歩5分			

物件番号 : C-19 物件名 : プロシード浦安

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	431,400,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年5月2日
鑑定評価額 (円)	456,000,000	直接還元価格 (円)	455,000,000
DCF価格 (円)	456,000,000	貸借対照表計上額 (円)	486,096,062
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県浦安市富士見一丁目2番1号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	1,067.00m ²	
	用途地域	第一種中高層住宅専用地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	200%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	19 (21) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	8 (8) 台
		総賃貸可能面積	1,786.58m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来60%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は70%となっています。			
備考			
東京メトロ東西線「浦安」駅 バス利用7分			

物件番号 : C-20 物件名 : プロシード新小岩

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	465,200,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年5月2日
鑑定評価額 (円)	540,000,000	直接還元価格 (円)	543,000,000
DCF価格 (円)	539,000,000	貸借対照表計上額 (円)	496,717,369
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都江戸川区松島二丁目31番14号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	600.33m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	300%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	27 (27) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	9 (9) 台
		総賃貸可能面積	1,629.07m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来60%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は70%となっています。			
備考			
JR総武線「新小岩」駅 徒歩16分			

物件番号 :	C-21	物件名 : プロシード八千代緑ヶ丘 I	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	383,600,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年5月2日
鑑定評価額 (円)	386,000,000	直接還元価格 (円)	390,000,000
DCF価格 (円)	386,000,000	貸借対照表計上額 (円)	411,617,075
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県八千代市緑が丘二丁目9番	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	2,378.67m ²	
	用途地域	第一種低層住居専用地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	100%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	26 (27) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	25 (32) 台
		総賃貸可能面積	1,805.76m ²
特記事項			
1.	建蔽率について、本物件は本来50%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は60%となっています。		
備考			
東葉高速鉄道「八千代緑が丘」駅 徒歩10分			

物件番号 :	C-22	物件名 : プロシード八千代緑ヶ丘 II	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	339,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年5月2日
鑑定評価額 (円)	348,000,000	直接還元価格 (円)	354,000,000
DCF価格 (円)	346,000,000	貸借対照表計上額 (円)	365,263,644
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県八千代市緑が丘二丁目8番2号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	2,328.81m ²	
	用途地域	第一種低層住居専用地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	100%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	23 (24) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	25 (31) 台
		総賃貸可能面積	1,605.12m ²
特記事項			
1.	建蔽率について、本物件は本来50%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は60%となっています。		
備考			
東葉高速鉄道「八千代緑が丘」駅 徒歩10分			

物件番号 :

C-23

物件名 : プロシード都立大学

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	790,400,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年5月2日
鑑定評価額（円）	722,000,000	直接還元価格（円）	736,000,000
DCP価格（円）	722,000,000	貸借対照表計上額（円）	765,344,544
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都目黒区八雲一丁目5番8号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	215.01m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	400%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	37（37）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	2（2）台
		総賃貸可能面積	808.65m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の所在地が商業地域に属するため本来80%ですが、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は100%となってています。			
備考			
東急東横線「都立大学」駅 徒歩5分			

物件番号 :

C-24

物件名 : プロシード都立大学2

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	772,200,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額（円）	740,000,000	直接還元価格（円）	739,000,000
DCP価格（円）	740,000,000	貸借対照表計上額（円）	743,929,221
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都目黒区平町一丁目2番3号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	420.14m ²	
	用途地域	①第二種住居地域、 ②第一種低層住居専用地域	
	建蔽率	62.24% ①60% ②50%	
	容積率	224.45% ①300% ②100%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	36（36）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	2（2）台
		総賃貸可能面積	831.74m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の土地のうち第二種住居地域の部分は60%、第一種低層住居専用地域の部分は50%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。			
2. 容積率について、本物件の土地のうち第二種住居地域の部分は300%、第一種低層住居専用地域の部分は100%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。			
3. 本物件は、沿道地区計画区域内にあるために、土地の区画形質の変更や建築物等の新築、改築又は増築等の行為を行う場合には、当該行為に着手する30日前までに市区町村長への届出が必要となります。その結果沿道地区計画に適合しない場合には、指導、勧告、助言を受ける場合があります。			
備考			
東急東横線「都立大学」駅 徒歩5分			

物件番号 :

C-25

物件名 : プロシード本所吾妻橋

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	339,800,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額（円）	409,000,000	直接還元価格（円）	368,000,000
DCP価格（円）	409,000,000	貸借対照表計上額（円）	319,437,486
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都墨田区東駒形四丁目15番13号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	200.49m ²	
	用途地域	準工業地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	300%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	19 (19) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	570.53m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来60%ですが、防火地域内における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は70%となっています。			
備考			
都営地下鉄浅草線「本所吾妻橋」駅 徒歩3分、東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー」駅 徒歩6分			

物件番号 :

C-26

物件名 : プロシード目黒青葉台

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	466,700,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額（円）	428,000,000	直接還元価格（円）	431,000,000
DCP価格（円）	427,000,000	貸借対照表計上額（円）	467,942,226
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅・マンスリーマンション
物件概要			
所在地	住居表示	東京都目黒区青葉台三丁目5番2号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	159.17m ²	
	用途地域	①商業地域、 ②第一種住居地域	
	建蔽率	74.09% ①80% ②60%	
	容積率	294.84% ①600% ②300%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	24 (24) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	1 (1) 台
		総賃貸可能面積	485.15m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の土地のうち商業地域の部分は80%、第一種住居地域の部分は60%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。			
2. 容積率について、本物件の土地のうち商業地域の部分は600%、第一種住居地域の部分は300%となっており、さらに前面道路の幅員による制限が加えられ、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。			
3. 本件敷地は、埋蔵文化財包蔵地内にあるため、新たに建築工事を行う場合には、事業着手の60日前までに、教育委員会に届け出る必要があります。届出の結果、試掘が必要となる場合（調査期間及び調査費用が生じます。）や事業変更等の指示を受ける場合があります。			
備考			
京王井の頭線「神泉」駅 徒歩8分、東急田園都市線「池尻大橋」駅 徒歩10分			

物件番号 :	C-27	物件名 : プロシード杉並宮前	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	454,900,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額 (円)	455,000,000	直接還元価格 (円)	456,000,000
DCF価格 (円)	455,000,000	貸借対照表計上額 (円)	452,545,493
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都杉並区宮前一丁目15番12号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	362.26m ²	
	用途地域	準工業地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	200%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	29 (29) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	1 (1) 台
		総賃貸可能面積	680.50m ²
特記事項			
1.	建蔽率について、本物件は本来60%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は70%となっています。		
2.	本物件の土地は、公有地拡大の促進に関する法律の適用を受ける土地であり、土地を有償で譲渡しようとするとき、土地所有者は譲渡しようとする日の3週間前までに、杉並区役所都市整備部へ届け出る必要があります。		
備考			
京王井の頭線「富士見ヶ丘」駅 徒歩10分			

物件番号 :	C-28	物件名 : プロシード両国	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	443,900,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額 (円)	507,000,000	直接還元価格 (円)	515,000,000
DCF価格 (円)	507,000,000	貸借対照表計上額 (円)	436,851,335
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都墨田区緑一丁目20番4号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	255.90m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	400%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	27 (27) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	5 (5) 台
		総賃貸可能面積	702.54m ²
特記事項			
1.	建蔽率について、本物件の所在地が商業地域に属するため本来80%ですが、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は100%となっています。		
備考			
都営地下鉄大江戸線「両国」駅 徒歩3分、JR総武線「両国」駅 徒歩7分			

物件番号 :

C-29

物件名 : プロシード三田

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	1,537,200,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額 (円)	1,564,000,000	直接還元価格 (円)	1,580,000,000
DCF価格 (円)	1,557,000,000	貸借対照表計上額 (円)	1,471,504,051
投資エリア	首都圏主要都市	用途	マンスリーマンション
物件概要			
所在地	住居表示	東京都港区芝二丁目30番9号	
土地	所有形態	所有権 (共有)	建物
	地積	410.34m ²	
	用途地域	①商業地域、 ②近隣商業地域	
	建蔽率	100% (①、②共通)	
	容積率	387.55% ①500% ②400%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	72 (72) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	1,500.57m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の所在地が商業地域及び近隣商業地域に属するため本来80%ですが、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は100%となっています。 2. 容積率について、本物件の土地敷地のうち商業地域の部分は500%、近隣商業地域の部分は400%となっており、さらに前面道路の幅員による制限が加えられ、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。 3. 地積は、敷地面積全体の面積であり、所有権の共有持分 (敷地権) の割合は、153,427分の150,057です。			
備考			
都営地下鉄浅草線・三田線「三田」駅 徒歩5分、JR山手線「田町」駅 徒歩6分			

物件番号 :

C-30

物件名 : プロシード中野新橋

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	638,800,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額 (円)	660,000,000	直接還元価格 (円)	661,000,000
DCF価格 (円)	659,000,000	貸借対照表計上額 (円)	693,840,850
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都中野区弥生町二丁目13番8号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	353.74m ²	
	用途地域	近隣商業地域	
	建蔽率	80%	
	容積率	300%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	50 (50) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	849.08m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
東京メトロ丸ノ内線「中野新橋」駅 徒歩2分			

物件番号 :

C-31

物件名 : プロシード亀戸

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	339,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額（円）	332,000,000	直接還元価格（円）	334,000,000
DCF価格（円）	331,000,000	貸借対照表計上額（円）	362,799,704
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都江東区亀戸九丁目5番13号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	384.01m ²	
	用途地域	準工業地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	300%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	23（23）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	0（0）台
		総賃貸可能面積	853.98m ²
特記事項			
1. 本物件の土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は70%となっています。 2. 本物件の敷地の東側接面道路は、建築基準法第42条2項で規定される幅員が4m未満の道路（2項道路）であり、道路中心線から水平距離2mの線が道路境界線とみなされます。その結果、道路とみなされる部分（セットバック部分）は建物の敷地として算入することができませんが、本物件は既にセットバック済みです。			
備考			
JR総武線「亀戸」駅 徒歩16分、都営地下鉄新宿線「東大島」駅 徒歩15分			

物件番号 :

C-32

物件名 : プロシード高田馬場

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	223,700,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額（円）	250,000,000	直接還元価格（円）	219,000,000
DCF価格（円）	250,000,000	貸借対照表計上額（円）	263,267,329
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都新宿区高田馬場三丁目43番18号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	202.37m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	160%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	17（17）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	0（0）台
		総賃貸可能面積	278.36m ²
特記事項			
1. 容積率について、本物件の指定容積率は300%ですが、前面道路の幅員による制限が加えられ、適用容積率は、160%となります。 2. 本物件の敷地の北東側接面道路は、建築基準法第42条2項で規定される幅員が4m未満の道路（2項道路）であり、道路中心線から水平距離2mの線が道路境界線とみなされます。その結果、道路とみなされる部分（セットバック部分）は建物の敷地として算入することができませんが、本物件は既にセットバック済みです。 3. 北東側道路との境界確認が一部未了です。 4. 南東角の境界標が不明です。			
備考			
西武新宿線「下落合」駅 徒歩2分			

物件番号 : C-33 物件名 : プロシード新高円寺

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	742,100,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額 (円)	814,000,000	直接還元価格 (円)	695,000,000
DCF価格 (円)	811,000,000	貸借対照表計上額 (円)	806,616,357
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都杉並区堀ノ内三丁目10番21号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	639.58m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	57 (57) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	1,040.24m ²
特記事項			
1. 本物件内私設電柱を介してケーブルテレビ線が本件敷地上空を通過し、本件建物への引込み線と北西側隣接地を通過する線とに分岐しています。また、直接私設電柱より北西側敷地にケーブルテレビ線が延びていますが、隣接地所有者との間で覚書を締結しています。			
備考			
東京メトロ丸ノ内線「新高円寺」駅 徒歩10分			

物件番号 : C-34 物件名 : プロシード高円寺南

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	277,400,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額 (円)	233,000,000	直接還元価格 (円)	232,000,000
DCF価格 (円)	233,000,000	貸借対照表計上額 (円)	316,119,209
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都杉並区高円寺南五丁目2番9号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	217.98m ²	
	用途地域	近隣商業地域	
	建蔽率	90%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	20 (20) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	337.05m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来80%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は90%となっています。 2. 本物件の敷地の北側接面道路は、建築基準法第42条2項で規定される幅員が4m未満の道路（2項道路）であり、道路中心線から水平距離2mの線が道路境界線とみなされます。その結果、道路とみなされる部分（セットバック部分）は建物の敷地として算入することができませんが、本物件は既にセットバック済みです。			
備考			
東京メトロ丸ノ内線「東高円寺」駅 徒歩6分、JR中央線「中野」駅 徒歩8分			

物件番号 :	C-35	物件名 : プロシード蓮根	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	284,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額 (円)	250,000,000	直接還元価格 (円)	252,000,000
DCF価格 (円)	249,000,000	貸借対照表計上額 (円)	334,526,394
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都板橋区蓮根一丁目11番10号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	398.37m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	29 (29) 戸
		賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	587.13m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
都営地下鉄三田線「蓮根」駅 徒歩9分			

物件番号 :	C-36	物件名 : プロシード大井町	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	944,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額 (円)	895,000,000	直接還元価格 (円)	905,000,000
DCF価格 (円)	892,000,000	貸借対照表計上額 (円)	1,011,589,370
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都品川区東大井五丁目8番9号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	485.66m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	323.40%	
	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	59 (59) 戸
		賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	961.88m ²
特記事項			
1.	本物件の敷地の東側接面道路は、建築基準法第42条2項で規定される幅員が4m未満の道路（2項道路）であり、道路中心線から水平距離2mの線が道路境界線とみなされます。その結果、道路とみなされる部分（セットバック部分）は建物の敷地として算入することができませんが、本物件は既にセットバック済みです。		
2.	建蔽率について、本物件の所在地が商業地域に属するため本来80%ですが、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は100%となっています。		
3.	容積率について、本物件は本来500%ですが、前面道路の幅員により323.40%となっています。		
備考			
J R 京浜東北線・東急大井町線「大井町」駅 徒歩3分			

物件番号 : C-37 物件名 : プロシード十条

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	533,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額（円）	540,000,000	直接還元価格（円）	541,000,000
DCF価格（円）	539,000,000	貸借対照表計上額（円）	579,665,249
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都北区上十条四丁目9番17号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	366.72m ²	
	用途地域	近隣商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	400%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	30（30）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	0（0）台
		総賃貸可能面積	1,206.90m ²
特記事項			
<p>1. 建蔽率について、本物件の所在地が商業地域に属するため本来80%ですが、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は100%となっています。</p> <p>2. 本物件の敷地の東側接面道路は、建築基準法第42条2項で規定される幅員が4m未満の道路（2項道路）であり、道路中心線から水平距離2mの線が道路境界線とみなされます。その結果、道路とみなされる部分（セットバック部分）は建物の敷地として算入することができませんが、本物件は既にセットバック済みです。</p> <p>3. 本物件は、沿道地区計画地域内にあるために、土地の区画形質の変更や建築物等の新築、改築又は増築等の行為を行う場合には、当該行為に着手する30日前までに市区町村長への届出が必要となります。その結果沿道地区計画に適合しない場合には、指導、勧告、助言を受ける場合があります。</p>			
備考			
JR埼京線「十条」駅 徒歩10分			

物件番号 : C-38 物件名 : プロシード白楽

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	241,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額（円）	188,000,000	直接還元価格（円）	189,000,000
DCF価格（円）	187,000,000	貸借対照表計上額（円）	272,213,884
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	神奈川県横浜市神奈川区白幡南町1番12号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	581.53m ²	
	用途地域	第一種低層住居専用地域	
	建蔽率	50%	
	容積率	100%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	27（27）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	0（0）台
		総賃貸可能面積	445.16m ²
特記事項			
<p>1. 本物件の敷地の北東側及び南東側接面道路は、建築基準法第42条2項で規定される幅員が4m未満の道路（2項道路）であり、道路中心線から水平距離2mの線が道路境界線とみなされます。その結果、道路とみなされる部分（セットバック部分）は建物の敷地として算入することができませんが、本物件は既にセットバック済みです。</p>			
備考			
東急東横線「白楽」駅 徒歩15分			

物件番号 :	C-39	物件名 : プロシード新丸子	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	635,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年11月22日
鑑定評価額 (円)	597,000,000	直接還元価格 (円)	607,000,000
DCF価格 (円)	593,000,000	貸借対照表計上額 (円)	683,805,974
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目547番地24	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	479.73m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	46 (46) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	759.00m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
東急東横線「新丸子」駅 徒歩5分			

物件番号 :	C-40	物件名 : プロシード本八幡	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	307,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年2月9日
鑑定評価額 (円)	322,000,000	直接還元価格 (円)	323,000,000
DCF価格 (円)	322,000,000	貸借対照表計上額 (円)	281,010,693
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県市川市南八幡五丁目10番8号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	168.80m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	80%	
	容積率	400%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	24 (25) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	2 (3) 台
		総賃貸可能面積	602.39m ²
特記事項			
1. 本物件の敷地の東側接面道路は、都市計画法に定められた都市計画道路（3・5・1 南八幡八幡線）であり、道路境界線から約3.5mの線まで一定の制限がかかり（都市計画法第53条による建築の制限）、建築可能な建物が限定されるとともに、建築行為を行う際には許可が必要となります。本物件は制限がかかる部分には建物が位置していません。			
備考			
JR総武線「本八幡」駅 徒歩4分、都営地下鉄新宿線・京成本線「本八幡」駅 徒歩6分			

物件番号 : C-41 物件名 : プロシード西新井
 (A) アルティア棟 (B) オザリア棟 (C) 集会所棟 (D) 保育所棟

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	5,172,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	6,540,000,000	有期還元価格 (円) (注)	6,620,000,000
DCF価格 (円)	6,540,000,000	貸借対照表計上額 (円)	4,034,846,842
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都足立区西新井栄町一丁目18番11号、12号、13号、14号	
土地	所有形態	定期借地権 (期間50年)	所有形態 用途 構造 延床面積 建築時期
	地積	9,900.04m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	300%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	286 (294) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	123 (146) 台
借地権設定者	(土地) 独立行政法人都市再生機構	総賃貸可能面積	20,137.85m ²
特記事項			
1. 本物件は一団地認定を受けています。 2. 本物件の土地の全部は、独立行政法人都市再生機構（以下「土地所有者」といいます。）が所有しています。本物件の建物の敷地利用権は一般定期借地権設定契約書（その後の修正及び変更を含み、以下「定期借地契約」といいます。）に基づく、定期借地権（以下「本定期借地権」といいます。）です。本定期借地権については、当該地上に登記済みの建物を所有することにより、第三者対抗要件を具備しています。なお、本定期借地権について借地権設定登記は具備していません。定期借地契約の主な内容は、以下のとおりです。			
(1) 借地期間： 平成16年11月30日から平成66年11月30日までの50年間。 定期借地契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長はありません。また、借地人は、期間満了時には土地を原状に復して土地所有者に返還する義務を負い、土地所有者に対する建物の買取請求はできません。			
(2) 賃貸借の目的： 賃貸住宅経営の用に供する建物の所有。			
(3) 支払賃料： 月額金5,785,000円（平成27年度） 支払賃料は土地の公租公課の増減に応じて毎年改訂されます。また、固定資産税の基準年度毎には、支払賃料から公租公課相当額を減じた額に消費者物価指数の変動率を乗じた額で支払賃料の変更がなされます。			
(4) 保証金： 金412,579,000円 保証金は固定資産税の基準年度毎に消費者物価指数の変動に従って改訂され、増額された場合には追加差入れすることとなります。一方、減額された場合には返還されることになります。			
(5) 土地の全部又は一部を転貸する場合、本定期借地権又は借地権上の建物等を譲渡する場合等については、土地所有者の書面による承諾が必要とされています。			
(6) 定期借地契約締結後30年を経過した日から借地期間満了日の1年前までの間に、借地人は本物件の土地を譲り受ける旨を土地所有者に対して申し出ることができます。この場合の譲渡条件は、土地所有者が定めることとなります。			
3. 本物件の土地は、旧日清紡績株式会社（現日清紡ホールディングス株式会社）東京工場跡地であり、土地所有者が取得する（平成15年3月）際に、東京都環境確保条例等に基づく浄化対策が施されています。また、本物件の建設にあたっては、東京都環境確保条例に基づく土壤汚染調査を実施したうえで、汚染土壤の除去、搬出が行われ、平成19年2月21日に「汚染拡散防止措置完了届出書」が東京都へ提出されています。			
4. 北側隣接地を除いて、官民・民民とも境界確定作業が未了です。なお、当該境界について、確定手続きが行われる場合、確定作業は土地所有者が主体になる予定です。			
備考			
東武伊勢崎線「西新井」駅 徒歩3分			

(注) 本物件は定期借地権付建物であるため、「直接還元法」による収益価格に代えて、「有期還元法」による収益価格を記載しています。

物件番号 :

C-42

物件名 : プロシード調布

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	460,500,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	523,000,000	直接還元価格 (円)	532,000,000
DCF価格 (円)	523,000,000	貸借対照表計上額 (円)	434,632,429
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都調布市布田一丁目28番4号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	164.01m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	500%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	26 (26) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	764.48m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来80%ですが、防火地域内における耐火建築物であることによる緩和により、適用建蔽率は100%となっています。			
備考			
京王線「調布」駅 徒歩3分			

物件番号 :

C-43

物件名 : プロシードT X六町

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	156,800,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	167,000,000	直接還元価格 (円)	168,000,000
DCF価格 (円)	167,000,000	貸借対照表計上額 (円)	183,575,226
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都足立区東保木間一丁目16番17号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	330.46m ²	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	18 (20) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	2 (2) 台
		総賃貸可能面積	518.31m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
つくばエクスプレス「六町」駅 徒歩11分			

物件番号 :

C-44

物件名 : プロシード中河原（A）一番館（B）二番館

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	1,141,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額（円）	1,230,000,000	直接還元価格（円）	1,239,000,000
DCF価格（円）	1,226,000,000	貸借対照表計上額（円）	1,240,790,741
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都府中市分梅町五丁目10番1号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	3,346.69m ²	
	用途地域	①第二種中高層住居専用地域 ②第一種低層住居専用地域	
	建蔽率	(A) 65.27% (B) 30.03%	
	容積率	(A) 177.95% (B) 60.15%	
信託受託者		賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	54（54）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	34（35）台
		総賃貸可能面積	3,061.94m ²
特記事項			
<p>1. 本物件には、建築時には確認申請の必要がなかった自走式駐車場が設置されています。</p> <p>2. 建蔽率について、本物件の土地のうち第一種低層住居専用地域の部分は40%、第二種中高層住居専用地域の部分は60%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。なお、（A）一番館については角地による緩和のうえ、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。</p> <p>3. 容積率について、本物件の土地のうち第一種低層住居専用地域の部分は80%、第二種中高層住居専用地域の部分は200%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。</p>			
備考			
京王線「中河原」駅 徒歩8分			

物件番号 :

C-45

物件名 : プロシード大泉学園

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	268,300,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額（円）	263,000,000	直接還元価格（円）	261,000,000
DCF価格（円）	263,000,000	貸借対照表計上額（円）	293,105,722
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都練馬区東大泉四丁目19番6号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	330.67m ²	
	用途地域	①第一種住居地域 ②第一種低層住居専用地域	
	建蔽率	67.97% ①60%②50%	
	容積率	179.73% ①200%②100%	
信託受託者		賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	27（29）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	0（0）台
		総賃貸可能面積	483.43m ²
特記事項			
<p>1. 建蔽率について、本物件の土地のうち第一種住居地域の部分は本来60%、第一種低層住居専用地域の部分は本来50%ですが、角地による緩和により、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。</p> <p>2. 容積率について、本物件の土地のうち第一種住居地域の部分は200%、第一種低層住居専用地域の部分は100%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。</p>			
備考			
西武池袋線「大泉学園」駅 徒歩5分			

物件番号 : C-46 物件名 : プロシード千歳烏山

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	289,600,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	297,000,000	直接還元価格 (円)	299,000,000
DCF価格 (円)	296,000,000	貸借対照表計上額 (円)	335,819,442
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都世田谷区上祖師谷二丁目38番30号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	314.41m ²	
	用途地域	①第一種中高層住居専用地域 ②第一種低層住居専用地域	
	建蔽率	58.29% ①60%②50%	
	容積率	192.04% ①200%②100%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	27 (28) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	449.96m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の土地のうち第一種中高層住居専用地域の部分は60%、第一種低層住居専用地域の部分は50%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。 2. 容積率について、本物件の土地のうち第一種中高層住居専用地域の部分は200%、第一種低層住居専用地域の部分は100%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。 3. 本物件の敷地は「世田谷区北部区画整理事業」の土地区画整理事業を施行すべき区域内に所在しています。			
備考			
京王線「千歳烏山」駅 徒歩7分			

物件番号 : C-47 物件名 : プロシード三鷹

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	477,200,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	537,000,000	直接還元価格 (円)	525,000,000
DCF価格 (円)	537,000,000	貸借対照表計上額 (円)	544,090,198
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都三鷹市下連雀三丁目16番3号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	495.88m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	47 (47) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	739.48m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
JR中央線「三鷹」駅 徒歩4分			

物件番号 :

C-48

物件名 : プロシード柏エスト

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	732,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	660,000,000	直接還元価格 (円)	669,000,000
DCF価格 (円)	651,000,000	貸借対照表計上額 (円)	715,068,193
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県柏市柏三丁目8番19号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	452.56m ²	
	用途地域	近隣商業地域	
	建蔽率	80%	
	容積率	300%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	41 (44) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	5 (5) 台
		総賃貸可能面積	1,279.93m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
JR常磐線・東武野田線「柏」駅 徒歩7分			

物件番号 :

C-49

物件名 : プロシード柏ノール

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	689,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	579,000,000	直接還元価格 (円)	587,000,000
DCF価格 (円)	571,000,000	貸借対照表計上額 (円)	667,425,318
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県柏市柏五丁目8番17号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	495.23m ²	
	用途地域	近隣商業地域	
	建蔽率	80%	
	容積率	300%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	43 (47) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	1,391.55m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
JR常磐線・東武野田線「柏」駅 徒歩12分			

物件番号 : C-50 物件名 : プロシード行徳駅前

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	331,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	355,000,000	直接還元価格 (円)	359,000,000
DCF価格 (円)	354,000,000	貸借対照表計上額 (円)	304,968,790
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県市川市行徳駅前二丁目1番18号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	174.00m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	400%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	23 (24) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	2 (3) 台
		総賃貸可能面積	659.68m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来80%ですが、防火地域内における耐火建築物であることによる緩和により、適用建蔽率は100%となっています。 2. 容積率について、本物件は本来前面道路の幅員による制限により、359.4%ですが、特定道路による緩和によって、適用容積率は400%となっています。			
備考			
東京メトロ東西線「行徳」駅 徒歩2分			

物件番号 : C-51 物件名 : プロシード船橋本町

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	531,700,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	568,000,000	直接還元価格 (円)	569,000,000
DCF価格 (円)	567,000,000	貸借対照表計上額 (円)	524,995,225
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県船橋市本町六丁目19番18号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	389.74m ²	
	用途地域	近隣商業地域	
	建蔽率	80%	
	容積率	272.4%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	37 (40) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	996.44m ²
特記事項			
1. 容積率について、本物件は本来300%ですが、前面道路の幅員による制限により、適用容積率は272.4%となっています。 2. 本物件の土地の一部には、以下(1)～(4)を目的として、東京電力株式会社が所有する土地のために地役権が設定されています。 (1) 送電線路の架設及びその保守のための土地立入 (2) 送電線路の最下垂時における電線から3.6mの範囲内における建造物の築造禁止 (3) 爆発性、引火性を有する危険物の製造、取扱及び貯蔵の禁止 (4) 送電線路に支障となる工作物の設置、竹木の植栽その他送電線路に支障となる行為の禁止			
備考			
JR総武線「船橋」駅 徒歩7分			

物件番号 : C-52 物件名 : プロシード西川口

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	881,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	756,000,000	直接還元価格 (円)	760,000,000
DCF価格 (円)	754,000,000	貸借対照表計上額 (円)	954,601,094
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	埼玉県川口市並木四丁目2番18号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	533.81m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	80%	
	容積率	400%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	93 (104) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	1 (2) 台
		総賃貸可能面積	1,630.24m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
J R 京浜東北線「西川口」駅 徒歩8分			

物件番号 : C-53 物件名 : プロシード弘明寺

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	552,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	593,000,000	直接還元価格 (円)	595,000,000
DCF価格 (円)	592,000,000	貸借対照表計上額 (円)	605,671,884
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	神奈川県横浜市南区中里一丁目4番12号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	801.63m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	72 (77) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	1,246.48m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来60%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は70%となっています。			
備考			
横浜市営地下鉄「弘明寺」駅 徒歩9分、京浜急行「弘明寺」駅 徒歩10分			

物件番号 : C-54 物件名 : プロシード鶴ヶ峰

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	356,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	358,000,000	直接還元価格 (円)	357,000,000
DCF価格 (円)	358,000,000	貸借対照表計上額 (円)	380,272,125
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目9番6号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	768.10m ²	
	用途地域	準工業地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	46 (50) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	4 (4) 台
		総賃貸可能面積	855.00m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
相鉄本線「鶴ヶ峰」駅 徒歩5分			

物件番号 : C-55 物件名 : プロシード相模大塚

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	234,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	201,000,000	直接還元価格 (円)	202,000,000
DCF価格 (円)	201,000,000	貸借対照表計上額 (円)	242,134,324
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	神奈川県大和市桜森二丁目13番5号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	664.00m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	160%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	29 (29) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	6 (7) 台
		総賃貸可能面積	741.24m ²
特記事項			
1. 容積率について、本物件は本来200%ですが、前面道路の幅員による制限により、適用容積率は160%となっています。 2. 本物件は区分所有建物となっていますが、信託受託者が専有部分のすべてを所有しており、他に区分所有者は存在していません。 3. 本物件の延床面積は、信託受託者が建物の区分所有権のすべてを保有しているため、一棟の建物の面積を記載しています。			
備考			
相鉄本線「相模大塚」駅 徒歩3分			

物件番号 : C-56 物件名 : プロシード篠崎2

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	913,300,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成21年12月17日
鑑定評価額 (円)	1,070,000,000	直接還元価格 (円)	1,080,000,000
DCF価格 (円)	1,070,000,000	貸借対照表計上額 (円)	878,499,884
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都江戸川区篠崎町七丁目21番13号	
土地	所有形態	所有権(共有)	建物
	地積	724.83m ²	
	用途地域	近隣商業地域	
	建蔽率	90%	
	容積率	400%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	33 (35) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	13 (13) 台
		総賃貸可能面積	2,134.07m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来80%ですが、防火地域内における耐火建築物であることによる緩和により、適用建蔽率は90%となっています。 2. 地積は敷地全体の面積であり、所有権の共有持分（敷地権）の割合は、276,587分の213,407です。			
備考			
都営地下鉄新宿線「篠崎」駅 徒歩1分			

物件番号 : C-57 物件名 : プロシード柏トロワ

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	537,100,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成21年12月17日
鑑定評価額 (円)	613,000,000	直接還元価格 (円)	621,000,000
DCF価格 (円)	604,000,000	貸借対照表計上額 (円)	523,554,569
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県柏市柏三丁目9番3号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	499.14m ²	
	用途地域	近隣商業地域	
	建蔽率	80%	
	容積率	240%	
信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	38 (38) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	6 (6) 台
		総賃貸可能面積	1,149.95m ²
特記事項			
1. 容積率について、本物件は本来300%ですが、前面道路の幅員による制限により、適用容積率は240%となっています。			
備考			
JR常磐線・東武野田線「柏」駅 徒歩7分			

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	1,564,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成25年5月1日
鑑定評価額（円）	1,980,000,000	直接還元価格（円）	2,020,000,000
DCF価格（円）	1,980,000,000	貸借対照表計上額（円）	1,608,084,460
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都江戸川区篠崎町七丁目20番19号	
土地	所有形態	定期借地権及び転定期借地権 (期間70年)	建物
	地積	3,688.67m ²	
	用途地域	近隣商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	400%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	83 (88) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	30 (30) 台
借地権設定者	江戸川区	総賃貸可能面積	5,117.49m ²
特記事項			
1. 本物件は区分所有物件です。本物件の土地は、東京都、スタートコーポレーション株式会社又は江戸川区がそれぞれ所有者となっている土地からなり、各土地において締結されている借地契約については下記2.から4.までに記載のとおりです。本投資法人は、(i) 東京都が所有者の土地につき、江戸川区を賃借権者とする賃借権を基礎として設定された、信託受託者を転借権者とする転借権の準共有持分400,000分の150,172を、(ii) スタートコーポレーション株式会社が所有者の土地につき、江戸川区を賃借権者とする賃借権に設定された、信託受託者を転借権者とする転借権の準共有持分400,000分の150,172を、(iii) 江戸川区が所有者の土地につき、信託受託者を賃借権者とする賃借権の準共有持分400,000分の150,172を、それぞれ保有しています。本物件の建物は区分所有建物であり、一棟の建物は16の専有部分からなっています。区分所有者は信託受託者、篠崎駅西口公益複合施設株式会社を受益者とする信託の受託者である株式会社りそな銀行及び江戸川区となっています。本投資法人が保有している専有部分は、これら16の専有部分のうちの以下の4つとなります。			
(1) 家屋番号420-30-4の専有部分（種類：駐車場、床面積：1階部分 62.47m ² 、地下2階部分 246.64m ² ）： 本投資法人は、当該専有部分の共有持分4分の3を保有しています。			
(2) 家屋番号420-30-7の専有部分（種類：駐輪場、床面積：1階部分 22.91m ² ）： 本投資法人は、当該専有部分の全部を保有しています。			
(3) 家屋番号420-30-9の専有部分（種類：共同住宅、床面積：4階乃至17階につき335.86m ² 、18階につき338.60m ² ）： 本投資法人は、当該専有部分の全部を保有しています。			
(4) 家屋番号420-30-11の専有部分（種類：駐輪場、床面積：地下1階部分 110.50m ² ）： 本投資法人は、当該専有部分の全部を保有しています。			
なお、土地の地積は、敷地面積全体の面積を記載し、建物の面積は、区分所有権を有する専有部分の面積の合計（家屋番号420-30-4の専有部分に関しては共有持分の割合で計算）を記載しています。建物の構造及び建築時期については一棟の建物としての記載をしています。本投資法人が保有する資産の範囲並びに転定期借地権及び定期借地権につき、欄外権利関係のイメージ図もあわせてご参照下さい。			
2. 本物件の土地のうち、東京都が所有している土地については、本物件の建物の敷地利用権は、東京都と江戸川区との間の定期借地権設定契約書（以下「東京都借地契約」といいます。）、並びに江戸川区、篠崎駅西口公益複合施設株式会社、株式会社りそな銀行及びスタートコーポレーション株式会社との間の定期借地権設定及び土地転貸借契約の一部変更に関する契約公正証書（以下「江戸川区借地契約」といいます。）に基づく、転定期借地権（以下「東京都転定期借地権」といいます。）です。東京都転定期借地権については、転借地権設定登記により、第三者対抗要件を具备しています。東京都借地契約の主な内容は、以下のとおりです（なお、江戸川区借地契約の内容は下記4.に記載のとおりです。）。			
(1) 借地期間： 平成18年4月1日から平成88年3月31日までの70年間 契約の更新（更新の請求及び土地の使用的の継続によるものも含みます。）及び建物の築造による存続期間の延長をすることはできません。また、借地人は、期間満了時には土地を原状に復して土地所有者に返還する義務を負い、土地所有者に対する建物の買取請求はできません。			
(2) 賃貸借の目的： 建物所有			
(3) 支払賃料： 月額1,457,767円 賃料の改定について、初回の賃料改定期は平成21年4月1日とし、以降3年毎に改定することができるとされています。改定する賃料は、東京都から公表される年平均の東京都区部の消費者物価指数を参考に協議して定められます（但し、賃料が土地の価格若しくはその他の経済事情の変動により、又は近傍類似の土地の賃料等に比較して著しく不相当となったときは将来に向かって賃料の改定の請求ができます。）。			

- (4) 保証金： 金17,493,204円(賃料12か月分)契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものも含みます。）及び建物の築造による存続期間の延長をすることはできません。また、借地人は、期間満了時には土地を原状に復して土地所有者に返還する義務を負い、土地所有者に対する建物の買取請求はできません。

(5) 本件土地の賃借権を第三者に譲渡し、又は本件土地を転貸する場合（但し、公益複合施設プロジェクト事業会社へ転貸するときは承諾を要しません。）、資金回収のため、本件土地の賃借権を証券化等する場合等については、東京都の書面による承諾が必要とされています。

(6) 賃借人である江戸川区が本件建物にかかる建物賃貸借契約を締結する場合、当該契約書に本件建物の敷地が定期借地権による借地であることを明記しなければならず、また、当該建物賃貸借契約を締結する者に対して、本件契約の存続期間の満了年月日及び本件建物が当該満了日までに取り壊されることを通知しなければならないとされています。

3. 本物件の土地のうち、スターツコーポレーション株式会社が所有している土地については、本物件の建物の敷地利用権は、スターツコーポレーション株式会社と江戸川区との間の定期借地権設定契約書(以下「スターツ借地契約」といいます。)及び江戸川区借地契約に基づく、転定期借地権(以下「スターツ転定期借地権」といいます。)です。スターツ転定期借地権については、転借地権設定登記により、第三者対抗要件を具備しています。スターツ借地契約の主な内容は、以下のとおりです(なお、江戸川区借地契約の内容は下記4.に記載のとおりです。)。

(1) 借地期間： 平成18年4月1日から平成88年3月31日までの70年間
契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものも含みます。）及び建物の築造による存続期間の延長をすることはできません。また、借地人は、期間満了時には土地を原状に復して土地所有者に返還する義務を負い、土地所有者に対する建物の買取請求はできません。

(2) 賃貸借の目的： 建物所有

(3) 支払賃料： 月額499,512円
賃料の改定について、初回の賃料改定時期は平成21年4月1日とし、以降3年毎に改定することができるとされています。改定する賃料は、東京都から公表される年平均の東京都区部の消費者物価指数を参考に協議して定められます(但し、賃料が土地の価格若しくはその他の経済事情の変動により、又は近傍類似の土地の賃料等に比較して著しく不相当となったときは将来に向かって賃料の改定の請求ができます。)。

(4) 保証金： 金59,941,440円(賃料120か月分)

(5) 本件土地の賃借権を第三者に譲渡し、又は本件土地を転貸する場合（但し、篠崎駅西口複合施設株式会社又はその事業承継人へ転貸するときは承諾を要しません。）、資金回収のため、本件土地の賃借権を証券化等する場合等については、スターツコーポレーション株式会社の書面による承諾が必要とされています。

4. 本物件の土地のうち、江戸川区が所有している土地については、本物件の建物の敷地利用権は、江戸川区借地契約に基づく、定期借地権(以下「江戸川区定期借地権」といいます。)です。江戸川区定期借地権については、借地権設定登記により、第三者対抗要件を具備しています。江戸川区借地契約は、上記2.及び3.にも記載のとおり、東京都及びスターツコーポレーション株式会社が所有し、江戸川区に対して定期借地権を設定している土地につき転借地権を、江戸川区が所有している土地につき定期借地権をそれぞれ設定するために江戸川区、篠崎駅西口公益複合施設株式会社、株式会社りそな銀行及びスターツコーポレーション株式会社の間で締結された契約であり、また、本物件の建物の専有部分以外の専有部分に対応する転定期借地権及び定期借地権の準共有持分についても、あわせて江戸川区借地契約の対象となっています。上記1.に記載のとおり、本投資法人が保有する転定期借地権及び定期借地権の準共有持分は400,000分の150,172であり、本物件の建物の専有部分以外の専有部分に対応する転定期借地権及び定期借地権の準共有持分は400,000分の130,208です(なお、江戸川区借地契約の対象となっていない転定期借地権及び定期借地権の準共有持分400,000分の119,620は、江戸川区が設定した自己転定期借地権及び自己定期借地権です。)。江戸川区借地契約の主な内容は、以下のとおりです。

(1) 借地期間： 平成18年4月1日から平成88年3月31日までの70年間
契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものも含みます。）及び建物の築造による存続期間の延長をすることはできません。また、借地人は、期間満了時には土地を原状に復して土地所有者に返還する義務を負い、土地所有者に対する建物の買取請求はできません。

(2) 賃貸借の目的： 建物所有

(3) 支払賃料： 月額1,840,000円(このうち、本投資法人が保有する土地の準共有持分に対応する賃料は、月額985,500円)
賃料の改定について、初回の賃料改定時期は平成21年4月1日とし、以降3年毎に改定することができるとされています。改定する賃料は、東京都から公表される年平均の東京都区部の消費者物価指数を参考に協議して定められます(但し、賃料が土地の価格若しくはその他の経済事情の変動により、又は近傍類似の土地の賃料等に比較して著しく不相当となったときは将来に向かって賃料の改定の請求ができます。)。

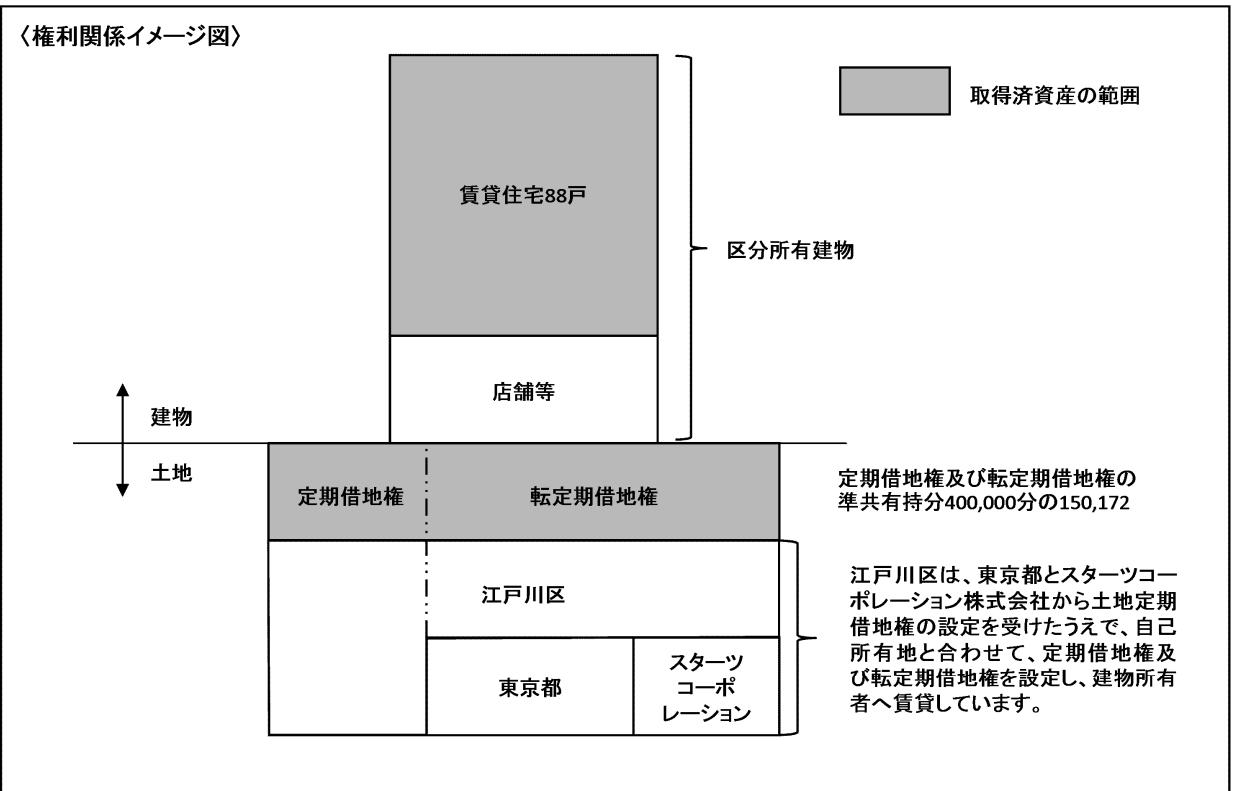
(4) 保証金： 残存金額は、金220,799,250円(このうち、本投資法人が保有する土地の準共有持分に対応する保証金は、118,260,450円)。

(5) 本転貸借の権利又は本賃貸借の権利を第三者に譲渡又は信託し、本件土地を転貸する場合、資金回収のため、本転貸借の権利又は本賃貸借の権利を証券化等する場合等については、江戸川区の書面による承諾が必要とされています。

(6) 賃借人兼転借人である株式会社りそな銀行が本件土地上の建物にかかる建物賃貸借契約を締結する場合、当該契約書に本件建物の敷地が定期借地権による借地であることを明記しなければならず、また、当該建物賃貸借契約を締結する者に対して、本件契約の存続期間の満了年月日及び本件建物が当該満了日までに取り壊されることを通知しなければならないとされています。

5. 官民・民民とも境界確定作業が完了です。

6. 江戸川区が所有している土地の一部(地番420-6及び地番420-7の土地)について、下記の内容の区分地上権が設定されています。
(1) 地上権者：東京都
(2) 設定目的：鉄道敷設のため
(3) 期間：地番420-6の土地につき鉄道施設存続中、地番420-7の土地につき区分地上権設定同意の日から江戸川区が施行する東京都都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（篠崎町七丁目20番及び21番）（以下「区画整理事業」といいます。）の事業期間及び区画整理事業終了の日から鉄道施設存続中の間
(4) 範囲：地番420-6の土地につき東京湾平均海面の下1.74m以下の部分、地番420-7の土地につき東京湾平均海面の下1.875メートル（現地表面の下約3.50メートル）
(5) 地代：無償
7. 建蔽率について、本物件の所在地が近隣商業地域に属するため本来80%ですが、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は100%となっています。
備考
都営地下鉄新宿線「篠崎」駅 徒歩1分



物件番号 : C-59 物件名 : プロシード東武練馬

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	422,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成25年5月1日
鑑定評価額 (円)	503,000,000	直接還元価格 (円)	506,000,000
DCF価格 (円)	501,000,000	貸借対照表計上額 (円)	433,322,812
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都板橋区徳丸一丁目3番11号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	417.69m ²	
	用途地域	準工業地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	200%	
信託受託者	スタート信託株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	34 (35) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (2) 台
		総賃貸可能面積	779.84m ²
特記事項			
1. 本物件の土地敷地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は70%となっています。			
備考			
東武東上線「東武練馬」駅 徒歩8分			

物件番号 : C-60 物件名 : プロシード雪谷

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	323,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成25年5月1日
鑑定評価額 (円)	366,000,000	直接還元価格 (円)	369,000,000
DCF価格 (円)	364,000,000	貸借対照表計上額 (円)	347,351,476
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都大田区南雪谷一丁目15番20号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	459.61m ²	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	169.92%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	34 (35) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	1 (1) 台
		総賃貸可能面積	600.62m ²
特記事項			
1. 土地313番1と312番3との境界につき、境界確定作業が未了です。当該境界については擁壁(所有者不詳)が境界線上に設置されており、擁壁の上部中央付近に境界標が設置されています。			
2. 本物件の土地敷地の容積率は本来200%ですが、前面道路の幅員により、適用容積率は169.92%となっています。			
備考			
東急池上線「雪が谷大塚」駅 徒歩6分			

物件番号 :

C-61

物件名 : プロシード市川南

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	687,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成25年5月1日
鑑定評価額（円）	841,000,000	直接還元価格（円）	846,000,000
DCF価格（円）	839,000,000	貸借対照表計上額（円）	725,418,128
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県市川市市川南一丁目9番27号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	857.21m ²	
	用途地域	①商業地域、 ②第一種住居地域	
	建蔽率	67.63% ①80% ②60%	
	容積率	276.37% ①400% ②200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	62（66）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	30（34）台
		総賃貸可能面積	1,635.59m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の土地敷地のうち第一種住居地域の部分は60%、商業地域は80%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。 2. 容積率について、本物件の土地敷地のうち第一種住居地域の部分は200%、商業地域は400%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。			
備考			
JR総武線「市川」駅 徒歩2分			

物件番号 :

C-62

物件名 : プロシード市川妙典

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	498,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成25年5月1日
鑑定評価額（円）	559,000,000	直接還元価格（円）	564,000,000
DCF価格（円）	557,000,000	貸借対照表計上額（円）	529,012,864
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県市川市塩焼二丁目14番15号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	492.35m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	42（45）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	0（1）台
		総賃貸可能面積	945.00m ²
特記事項			
1. 本物件の土地敷地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は70%です。			
備考			
東京メトロ東西線「妙典」駅 徒歩10分			

物件番号 : C-63 物件名 : プロシード藤沢鵠沼

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	729,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成25年5月1日
鑑定評価額 (円)	839,000,000	直接還元価格 (円)	845,000,000
DCF価格 (円)	837,000,000	貸借対照表計上額 (円)	769,047,812
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	神奈川県藤沢市鵠沼石上二丁目6番6号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	550.39 m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	90%	
	容積率	400%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	24 (25) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	17 (20) 台
		総賃貸可能面積	2,005.76 m ²
特記事項			
1. 本物件の土地敷地の建蔽率は本来80%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は90%です。			
備考			
JR 東海道本線・小田急江ノ島線「藤沢」駅 徒歩8分			

物件番号 : C-64 物件名 : プロシード日本橋堀留町

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	1,485,800,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成26年11月4日
鑑定評価額 (円)	1,550,000,000	直接還元価格 (円)	1,570,000,000
DCF価格 (円)	1,550,000,000	貸借対照表計上額 (円)	1,548,834,495
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋堀留町二丁目4番8号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	307.91 m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	643.2%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	36 (37) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	2 (2) 台
		総賃貸可能面積	1,904.45 m ²
特記事項			
1. 本物件は区分所有建物となっていますが、信託受託者が専有部分のすべてを所有しており、他に区分所有者は存在していません。			
2. 本物件の延床面積は、信託受託者が建物の区分所有権のすべてを保有しているため、一棟の建物の面積を記載しています。			
3. 建蔽率について、本物件の所在地が商業地域に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は100%です。			
4. 容積率について、本物件の土地の容積率は本来700%ですが、前面道路幅員及び特定道路により643.2%となっています。			
備考			
東京メトロ日比谷線「小伝馬町」駅 徒歩2分			

資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	979,700,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成26年11月4日
鑑定評価額（円）	1,050,000,000	直接還元価格（円）	1,030,000,000
DCF価格（円）	1,050,000,000	貸借対照表計上額（円）	1,096,391,443
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県流山市前平井177番地1 運B139街区3-2、9-3	
土地	所有形態	転定期借地権（52年）	建物
	地積	1,825.00m ²	
	用途地域	近隣商業地域	
	建蔽率	90%	
	容積率	300%	
信託受託者	スターツ信託株式会社	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	73 (73) 戸
PM会社／ML会社	スターツアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	0 (0) 台
借地権設定者	流山市	総賃貸可能面積	2,976.85m ²
特記事項			
1. 本物件は区分所有物件です。本物件の土地の所有者は流山市であり、本投資法人は、本物件の土地の上に学校法人暁星国際学園（以下「暁星国際学園」といいます。）を借地人とする定期借地権を基礎として設定された転定期借地権の準共有持分100,000,000分の73,964,088を保有しています。本物件の建物は、区分所有者を暁星国際学園及び本投資法人とする2つの専有部分からなっており、本投資法人は、このうち、家屋番号177番の2の専有部分（種類：共同住宅・店舗）を保有しています。また、暁星国際学園の保有する専有部分の建物の種類は幼稚園となっています。 なお、土地の地積は、敷地面積全体の面積を記載し、建物の面積は、区分所有権を有する専有部分の面積の合計を記載しています。建物の構造及び建築時期については一棟の建物としての記載をしています。			
2. 本物件の建物にかかる敷地利用権は、流山市（以下本項において「土地所有者」といいます。）を土地所有者兼賃貸人、暁星国際学園（以下本項において定期借地権たる暁星国際学園を「借地人」といいます。）を借地人とする定期借地権設定契約公正証書（以下「定期借地契約」といいます。）及び暁星国際学園を転貸人、信託受託者（以下本項において「転借地人」といいます。）を転借地人とする定期借地権転貸借契約書（以下「転定期借地契約」といいます。）に基づく転定期借地権（以下「転定期借地権」といいます。）です。かかる転定期借地権については、転借地権設定登記により、第三者対抗要件を具备しています。なお上記1.に記載のとおり、本投資法人が保有する転定期借地権の準共有持分は100,000,000分の73,964,088であり、暁星国際学園が保有する転定期借地権の準共有持分は100,000,000分の26,035,912です。定期借地契約及び転定期借地契約の主な内容は、それぞれ以下のとおりです。			
定期借地契約の主な内容			
(1) 借地期間： 平成26年3月1日から平成78年3月31日まで 契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものも含みます。）及び建物の築造による存続期間の延長をすることはできません。また、借地人は、期間満了時には土地を原状に復して土地所有者に返還する義務を負い、土地所有者に対する建物その他の工作物の買取請求はできません。			
(2) 貸借目的： 建物所有			
(3) 支払賃料： 年間6,336,448円 賃料の改定について、土地所有者が別途定める「地代の改定方法について」に従う旨の規定がありますが、本書の日付現在、土地所有者は、かかる「地代の改定について」を定めていません。			
(4) 保証金： 敷金又は保証金等はありません。			
(5) 土地所有者の事前の書面による承諾なく、定期借地契約に基づく転定期借地権を第三者に譲渡し、又は転貸することはできないとされています。			
(6) 土地所有者は、本物件の土地を土地所有者、国、地方公共団体において、公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法238条の5第4項の規定に基づき定期借地契約を解除することができ、借地人は、これにより損失が生じたときは、地方自治法第238条の5第5項の規定に基づき、土地所有者に対してその補償を請求することができるとしています。			
転定期借地契約の主な内容			
(1) 借地期間： 平成26年4月26日から平成78年3月31日まで 契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものも含みます。）及び建物の築造による存続期間の延長をすることはできません。また、転借地人は、期間満了時には土地を原状に復し借地人に返還する義務を負い、借地人に対する建物その他の工作物の買取請求はできません。			
(2) 貸借目的： 建物所有			
(3) 支払賃料： 年間6,336,448円（このうち、本投資法人が保有する準共有持分に対応する賃料は、年間4,686,696円） 賃料の改定について、土地所有者が別途定める「地代の改定方法について」に従う旨の規定がありますが、本書の日付現在、別途の定めは存在しません。			
(4) 保証金： 敷金又は保証金等はありません。			
(5) 土地所有者及び借地人の事前の書面による承諾なく、転定期借地契約に基づく転定期借地権を第三者に譲渡し、又は転貸することはできないとされています。			

<p>(6)借地人は、本物件の土地を土地所有者、国、地方公共団体において、公用又は公用に供するため必要を生じたときは、地方自治法238条の5第4項の規定に基づき転定期借地契約を解除することができ、転借地人は、これにより損失が生じたときは、地方自治法第238条の5第5項の規定に基づき、借地人に対してその補償を請求することができるときとされています。</p>
<p>3. 上記2. に記載の定期借地契約及び転定期借地契約に加え、本物件の建物を含む一棟の建物及びこれに隣接する小学校の建設・整備・所有等の事業の役割分担及び各事業に関する基本的事項について、流山市、暁星国際学園及びスタートコーポレーション株式会社との間で平成25年1月9日付「流山セントラルパーク駅前市有地活用事業」事業契約書（以下「事業契約」といいます。）が締結されています。事業契約の主な内容は以下の通りです。</p> <p>事業契約の主な内容</p> <p>(1)事業の役割分担： 暁星国際学園は幼稚園及び小学校を整備・所有するものとし、スタートコーポレーション株式会社は店舗併用賃貸住宅を整備・所有するものとされています。事業契約書上の店舗併用賃貸住宅が、本物件に該当します。なお、事業契約上、第1期整備分とされている幼稚園及び店舗併用賃貸住宅は竣工済ですが、第2期整備分とされている小学校については、今後暁星国際学園によって下記(2)に従って建設される予定であり、本書の日付現在竣工していません。</p> <p>(2)小学校の建設： 暁星国際学園は、小学校について、基本的な建設業務期間を平成27年8月1日から平成28年3月31日として建設工事を行うこととされています。但し、工期又は工程の変更のおそれが生じた場合は、その旨を速やかに流山市に報告するものとされています。</p> <p>(3)店舗併用賃貸住宅のテナントへの賃貸： 店舗併用賃貸住宅をテナントに賃貸する場合は、テナントとの契約を定期建物賃貸借契約にする等の一定の条件を満たす必要があります。</p> <p>(4)流山市は、暁星国際学園又はスタートコーポレーション株式会社の事業契約上の義務についての債務不履行が生じた等の場合は、事業契約及び定期借地契約を解除することができるものとされています。</p> <p>(5)流山市は、事業契約の対象となる土地を流山市、国、地方公共団体において、公用又は公用に供するため必要を生じたときは、地方自治法238条の5第4項の規定に基づき事業契約を解除することができ、この場合において暁星国際学園又はスタートコーポレーション株式会社に損失が生じたときは、地方自治法第238条の5第5項の規定に基づき、流山市に対してその補償を請求することができるとされています。</p>
<p>4. 本物件の土地は「流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業」の対象地となっており、仮換地の指定がされています。</p> <p>5. 官民・民民とも境界確定作業は完了です。</p> <p>6. 建蔽率について、本物件の所在地が近隣商業地域に属するため本来80%であるところ、角地緩和の適用により、適用建蔽率は90%です。</p>
<p>備考</p> <p>つくばエクスプレス「流山セントラルパーク」駅 徒歩1分</p>

物件番号 : C-66 物件名 : プロシード行徳2

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	830,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成26年11月4日
鑑定評価額 (円)	845,000,000	直接還元価格 (円)	855,000,000
DCF価格 (円)	845,000,000	貸借対照表計上額 (円)	876,183,458
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	千葉県市川市福栄一丁目6番6号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	928.03 m ²	
	用途地域	第二種中高層住居専用地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	57 (59) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	18 (20) 台
		総賃貸可能面積	1,626.54 m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
東京メトロ東西線「行徳」駅 徒歩11分			

物件番号 : C-67 物件名 : プロシード西葛西 (A) 一番館 (B) 二番館

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	875,600,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成26年11月4日
鑑定評価額 (円)	928,000,000	直接還元価格 (円)	885,000,000
DCF価格 (円)	928,000,000	貸借対照表計上額 (円)	957,524,562
投資エリア	首都圏主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	(A) 東京都江戸川区清新町二丁目7番6号 (B) 東京都江戸川区清新町二丁目7番1号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	2,940.27 m ²	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	200%	
信託受託者	スタート信託株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	62 (63) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	35 (39) 台
		総賃貸可能面積	2,993.52 m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、第一種中高層住居専用地域に属するため本来60%であるところ、角地緩和の適用により、適用建蔽率は70%です。			
備考			
東京メトロ東西線「西葛西」駅 徒歩15分			

物件番号 :	G-1	物件名 : プロシード本通	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	386,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	502,000,000	直接還元価格 (円)	428,000,000
DCP価格 (円)	502,000,000	貸借対照表計上額 (円)	363,436,390
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	北海道札幌市白石区本通十八丁目南3番1号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	1,571.00m ²	
	用途地域	近隣商業地域	
	建蔽率	90%	
	容積率	300%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	67 (67) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	37 (37) 台
		総賃貸可能面積	2,624.93m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来80%ですが、角地による緩和により適用建蔽率は90%となっています。 2. 本物件の1階には、テナントによりコンテナが設置されています。			
備考			
札幌市営地下鉄東西線「南郷18丁目」駅 徒歩4分			

物件番号 :	G-2	物件名 : プロシード環状通東	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	233,700,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	292,000,000	直接還元価格 (円)	271,000,000
DCP価格 (円)	292,000,000	貸借対照表計上額 (円)	240,505,930
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	北海道札幌市東区北十六条東十五丁目2番20号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	478.04m ²	
	用途地域	近隣商業地域	
	建蔽率	80%	
	容積率	300%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	34 (34) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	5 (5) 台
		総賃貸可能面積	1,183.47m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
札幌市営地下鉄東豊線「環状通東」駅 徒歩1分			

物件番号 :

G-3

物件名 : プロシード琴似

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	204,900,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	264,000,000	直接還元価格 (円)	257,000,000
DCF価格 (円)	264,000,000	貸借対照表計上額 (円)	217,384,989
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	北海道札幌市西区山の手三条四丁目1番29号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	814.64m ²	
	用途地域	①近隣商業地域、 ②第一種中高層住居専用地域	
	建蔽率	72% (①80%、②60%)	
	容積率	200% (①、②共通)	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	28 (28) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	16 (16) 台
		総賃貸可能面積	1,453.27m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の土地のうち近隣商業地域の部分は80%、第一種中高層住居専用地域の部分は60%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。			
備考			
札幌市営地下鉄東西線「琴似」駅 徒歩11分			

物件番号 :

G-4

物件名 : プロシード元町

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	148,700,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	226,000,000	直接還元価格 (円)	206,000,000
DCF価格 (円)	226,000,000	貸借対照表計上額 (円)	139,763,494
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	北海道札幌市東区北二十二条東十六丁目1番33号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	431.42m ²	
	用途地域	近隣商業地域	
	建蔽率	80%	
	容積率	300%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	35 (35) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	9 (9) 台
		総賃貸可能面積	1,120.81m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
札幌市営地下鉄東豊線「元町」駅 徒歩3分			

物件番号 : G-5 物件名 : プロシード元町2

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	85,500,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	128,000,000	直接還元価格 (円)	126,000,000
DCF価格 (円)	128,000,000	貸借対照表計上額 (円)	85,047,699
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	北海道札幌市東区北二十条東十九丁目1番17号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	480.20m ²	
	用途地域	①第二種中高層住居専用地域、 ②準住居地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	19 (19) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	6 (6) 台
		総賃貸可能面積	907.29m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
札幌市営地下鉄東豊線「元町」駅 徒歩15分			

物件番号 : G-6 物件名 : プロシード箱崎宮II

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	85,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	91,100,000	直接還元価格 (円)	91,000,000
DCF価格 (円)	91,100,000	貸借対照表計上額 (円)	82,523,455
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	福岡県福岡市東区箱崎四丁目28番18号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	234.00m ²	
	用途地域	準工業地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	19 (19) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	415.30m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
福岡市営地下鉄箱崎線「箱崎宮前」駅 徒歩7分			

物件番号 :

G-7

物件名 : プロシード箱崎宮 I

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	81,300,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	82,700,000	直接還元価格 (円)	82,700,000
DCF価格 (円)	82,700,000	貸借対照表計上額 (円)	79,236,003
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	福岡県福岡市東区箱崎四丁目28番13号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	234.00 m ²	
	用途地域	準工業地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	19 (19) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	411.50 m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
福岡市営地下鉄箱崎線「箱崎宮前」駅 徒歩7分			

物件番号 :

G-8

物件名 : プロシード太閤通

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	403,400,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年5月2日
鑑定評価額 (円)	446,000,000	直接還元価格 (円)	443,000,000
DCF価格 (円)	446,000,000	貸借対照表計上額 (円)	342,287,576
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	愛知県名古屋市中村区太閤通四丁目31番地	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	295.70 m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	400%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	42 (44) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	4 (6) 台
		総賃貸可能面積	1,101.56 m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の所在地が商業地域に属するため本来80%ですが、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は100%となっています。 2. 本物件については、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に基づく駐車場整備基準を満たすことができないため、本物件の敷地外に1台分の駐車場を確保しています。なお、敷地外の駐車場については、賃貸可能駐車場台数には含まれていません。			
備考			
名古屋市営地下鉄東山線「中村公園」駅 徒歩4分			

物件番号 :

G-9

物件名 : プロシード大橋

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	208,500,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年5月2日
鑑定評価額（円）	242,000,000	直接還元価格（円）	244,000,000
DCF価格（円）	239,000,000	貸借対照表計上額（円）	220,480,930
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	福岡県福岡市南区大橋三丁目15番3号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	832.75m ²	
	用途地域	①第一種住居地域、 ②商業地域	
	建蔽率	61.60% ①60% ②80%	
	容積率	215.98% ①200% ②400%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	16（16）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	16（16）台
		総賃貸可能面積	1,140.00m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の土地のうち第一種住居地域の部分は60%、商業地域の部分は80%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。 2. 容積率について、本物件の土地のうち第一種住居地域の部分は200%、商業地域の部分は400%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。			
備考			
西鉄天神大牟田線「大橋」駅 徒歩11分			

物件番号 :

G-10

物件名 : プロシード那珂川

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	150,400,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年5月2日
鑑定評価額（円）	242,000,000	直接還元価格（円）	244,000,000
DCF価格（円）	239,000,000	貸借対照表計上額（円）	155,666,490
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	福岡県筑紫郡那珂川町片縄二丁目15番地	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	791.35m ²	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	38（38）戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	21（21）台
		総賃貸可能面積	1,414.96m ²
特記事項			
該当ありません。			
備考			
JR博多南線「博多南」駅 バス利用10分			

物件番号 :	G-11	物件名 : プロシード穂波町	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	275,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成18年5月2日
鑑定評価額 (円)	223,000,000	直接還元価格 (円)	224,000,000
DCP価格 (円)	223,000,000	貸借対照表計上額 (円)	246,846,832
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	愛知県名古屋市千種区穂波町三丁目55番地	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	381.19m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	9 (10) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	5 (8) 台
		総賃貸可能面積	620.22m ²
特記事項			
1. 本件敷地は、穂波町建築協定地区（平成8年10月4日認可番号8指令10-7号）に該当し、建築計画をするときには、代表者と事前の協議を要します。			
備考			
名古屋市営地下鉄東山線・名城線「本山」駅 徒歩10分			

物件番号 :	G-12	物件名 : プロシード東大畠	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	53,100,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	40,800,000	直接還元価格 (円)	38,900,000
DCP価格 (円)	41,000,000	貸借対照表計上額 (円)	59,646,491
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	新潟県新潟市中央区東大畠通一番町662番地1	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	212.49m ²	
	用途地域	第二種中高層住居専用地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	9 (9) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	4 (4) 台
		総賃貸可能面積	296.61m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来60%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は70%となっています。			
備考			
JR越後線・信越本線・白新線・磐越西線「新潟」駅 バス利用10分			

物件番号 :	G-13	物件名 : プロシード新栄	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	792,500,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	887,000,000	直接還元価格 (円)	877,000,000
DCF価格 (円)	887,000,000	貸借対照表計上額 (円)	717,751,074
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	愛知県名古屋市中区新栄一丁目28番21号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	424.86m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	500%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	75 (77) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	11 (11) 台
		総賃貸可能面積	1,958.44m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来80%ですが、防火地域内における耐火建築物であることによる緩和により、適用建蔽率は100%となっています。 2. 本物件については、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に基づく駐車場整備基準を満たすことができないため、本物件の敷地外に1台分の駐車場を確保しています。なお、敷地外の駐車場については、賃貸可能駐車場台数には含まれていません。			
備考			
名古屋市営地下鉄名城線「矢場町」駅 徒歩10分			

物件番号 :	G-14	物件名 : プロシード千代田	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	309,300,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	351,000,000	直接還元価格 (円)	351,000,000
DCF価格 (円)	351,000,000	貸借対照表計上額 (円)	282,758,456
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	愛知県名古屋市中区千代田二丁目10番16号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	224.33m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	480%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	29 (30) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	4 (4) 台
		総賃貸可能面積	922.40m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来80%ですが、防火地域内における耐火建築物であることによる緩和により、適用建蔽率は100%となっています。 2. 容積率について、本物件は本来500%ですが、前面道路の幅員による制限によって、適用容積率は480%となっています。 3. 本物件については、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に基づく駐車場整備基準を満たすことができないため、本物件の敷地外に4台分の駐車場を確保しています。なお、敷地外の駐車場については、賃貸可能駐車場台数には含まれていません。			
備考			
JR中央本線・名古屋市営地下鉄鶴舞線「鶴舞」駅 徒歩4分			

物件番号 : G-15 物件名 : プロシード福岡高宮

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	453,600,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	459,000,000	直接還元価格 (円)	462,000,000
DCF価格 (円)	455,000,000	貸借対照表計上額 (円)	435,903,837
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	福岡県福岡市南区野間一丁目7番15号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	338.62m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	90%	
	容積率	400%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	42 (46) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	10 (10) 台
		総賃貸可能面積	1,312.29m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来80%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は90%となっています。			
備考			
西鉄天神大牟田線「高宮」駅 徒歩6分			

物件番号 : G-16 物件名 : プロシード大濠公園

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	452,800,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	363,000,000	直接還元価格 (円)	368,000,000
DCF価格 (円)	358,000,000	貸借対照表計上額 (円)	497,753,384
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	福岡県福岡市中央区荒戸一丁目2番10号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	370.08m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	90%	
	容積率	400%	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	50 (50) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	6 (8) 台
		総賃貸可能面積	1,128.92m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件は本来80%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は90%となっています。			
2. 本物件南東側のブロック塀が南東側隣接地所有者と共有になっていますが、隣接地所有者との間で覚書を締結しています。			
3. 本物件北東側のブロック塀が北東側隣接地所有者と共有になっています。			
備考			
福岡市営地下鉄空港線「大濠公園」駅 徒歩2分			

物件番号 :	G-17	物件名 : プロシード金山	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	1,022,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成25年5月1日
鑑定評価額 (円)	1,210,000,000	直接還元価格 (円)	1,200,000,000
DCF価格 (円)	1,210,000,000	貸借対照表計上額 (円)	1,037,081,681
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	愛知県名古屋市中区金山三丁目11番9号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	591.28m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	500%	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	94 (94) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	12 (18) 台
		総賃貸可能面積	2,733.58m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の所在地が商業地域に属するため本来80%ですが、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は100%です。 2. 本物件については、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に基づく駐車場整備基準を満たすことができないため、本物件の敷地外に5台分の駐車場を確保しています。なお、敷地外の駐車場については、賃貸可能駐車場台数には含めていません。			
備考			
JR東海道本線及び中央本線・名古屋市営地下鉄名城線及び名港線・名古屋鉄道名古屋本線「金山」駅 徒歩6分			

物件番号 :	G-18	物件名 : プロシード吹上	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	499,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成25年5月1日
鑑定評価額 (円)	592,000,000	直接還元価格 (円)	593,000,000
DCF価格 (円)	592,000,000	貸借対照表計上額 (円)	512,829,097
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	愛知県名古屋市昭和区車田町二丁目22番1号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	653.43m ²	
	用途地域	①近隣商業地域 ②第一種住居地域	
	建蔽率	60.91% ①80% ②60%	
	容積率	209.10% ①400% ②200%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	45 (48) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	11 (15) 台
		総賃貸可能面積	1,204.65m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の土地敷地のうち第一種住居地域の部分は60%、商業地域は80%であり、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。 2. 容積率について、本物件の土地敷地のうち第一種住居地域の部分は200%、商業地域は400%であり、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。			
備考			
名古屋市営地下鉄桜通線「吹上」駅 徒歩1分			

物件番号 :	G-19	物件名 : プロシード豊田	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	219,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成25年5月1日
鑑定評価額 (円)	258,000,000	直接還元価格 (円)	258,000,000
DCF価格 (円)	258,000,000	貸借対照表計上額 (円)	227,458,755
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	愛知県豊田市神明町三丁目51番	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	497.39 m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	70%	
	容積率	200%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	25 (27) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	8 (8) 台
		総賃貸可能面積	752.04 m ²
特記事項			
1. 本物件の土地敷地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により、適用建蔽率は70%です。			
備考			
名古屋鉄道三河線「豊田市」駅 徒歩10分、愛知環状鉄道「新豊田」駅 徒歩15分			

物件番号 :	G-20	物件名 : プロシード北堀江	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	1,917,300,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成25年5月1日
鑑定評価額 (円)	2,230,000,000	直接還元価格 (円)	2,260,000,000
DCF価格 (円)	2,200,000,000	貸借対照表計上額 (円)	1,998,479,731
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	大阪府大阪市西区北堀江一丁目23番7号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	573.88 m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	800%	
信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	98 (106) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	6 (8) 台
		総賃貸可能面積	4,146.18 m ²
特記事項			
1. 建蔽率について、本物件の所在地が商業地域に属するため本来80%ですが、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は100%です。			
備考			
大阪市営地下鉄四つ橋線「四ツ橋」駅 徒歩5分			

物件番号 :	G-21	物件名 : プロシード西天満		
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	880,000,000	
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成25年5月1日	
鑑定評価額 (円)	1,040,000,000	直接還元価格 (円)	1,050,000,000	
DCP価格 (円)	1,020,000,000	貸借対照表計上額 (円)	920,247,071	
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅	
物件概要				
所在地	住居表示	大阪府大阪市北区西天満三丁目7番3号		
土地	所有形態	所有権	建物	
	地積	471.24m ²		所有形態
	用途地域	商業地域		用途
	建蔽率	100%		構造
	容積率	400%		延床面積
信託受託者	スタート信託株式会社	建築時期	平成19年11月30日	
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	52 (56) 戸	
		賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	3 (3) 台	
		総賃貸可能面積	1,775.89m ²	
特記事項				
1.	建蔽率について、本物件の所在地が商業地域に属するため本来80%ですが、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は100%です。			
備考				
大阪市営地下鉄谷町線「南森町」駅 徒歩6分、大阪市営地下鉄堺筋線「北浜」駅 徒歩6分、JR東西線「大阪天満宮」駅 徒歩7分				

物件番号 :	G-22	物件名 : プロシード神戸元町		
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	780,000,000	
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成25年5月1日	
鑑定評価額 (円)	896,000,000	直接還元価格 (円)	907,000,000	
DCP価格 (円)	884,000,000	貸借対照表計上額 (円)	826,496,059	
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅	
物件概要				
所在地	住居表示	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目5番2号		
土地	所有形態	所有権	建物	
	地積	285.79m ²		所有形態
	用途地域	商業地域		用途
	建蔽率	100%		構造
	容積率	600%		延床面積
信託受託者	スタート信託株式会社	建築時期	平成19年12月21日	
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	56 (61) 戸	
		賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	3 (6) 台	
		総賃貸可能面積	1,590.64m ²	
特記事項				
1.	建蔽率について、本物件の所在地が商業地域に属するため本来80%ですが、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は100%です。			
備考				
JR東海道本線「元町」駅 徒歩5分、神戸市営地下鉄海岸線「みなと元町」駅 徒歩3分				

物件番号 : G-23 物件名 : グループホームたのしい家 大正

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	158,000,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成26年2月21日
鑑定評価額 (円)	170,000,000	直接還元価格 (円)	172,000,000
DCF価格 (円)	168,000,000	貸借対照表計上額 (円)	171,025,186
投資エリア	政令指定都市	用途	高齢者向け住宅施設
物件概要			
所在地	住居表示	大阪府大阪市大正区平尾三丁目14番8号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	341.81m ²	
	用途地域	近隣商業地域	
	建蔽率	80%	
	容積率	300%	
信託受託者	スタート信託株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	1 (1) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	0 (0) 台
		総賃貸可能面積	482.72m ²
特記事項			
1. 本物件は専有部分の戸数は18戸ですが、各室毎に個別に貸し出すことが想定された建物ではなく、共用部も含めてテナント1社に対して賃貸をしているため、総賃貸可能戸数を1戸としています。			
備考			
JR環状線・大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線「大正」駅より、大阪市営バス利用12分「平尾」停留所下車 徒歩5分			

物件番号 : G-24 物件名 : プロシード金山2

特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	2,040,400,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成26年11月4日
鑑定評価額 (円)	2,100,000,000	直接還元価格 (円)	2,100,000,000
DCF価格 (円)	2,100,000,000	貸借対照表計上額 (円)	2,193,880,700
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	愛知県名古屋市中区金山二丁目1番22号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	816.66m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	100%	
	容積率	600% (西側道路境界から30m以内) 500% (西側道路境界から30m超)	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	63 (72) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場数)	22 (31) 台
		総賃貸可能面積	4,218.01m ²
特記事項			
1. 信託受託者が所有している土地の一部（地番116番1）について、下記の内容の区分地上権が設定されています。			
(1) 地上権者：名古屋市			
(2) 設定目的：高速度鉄道地下構築物敷設のため			
(3) 期間：高速度鉄道地下構築物施設存続期間中			
(4) 範囲：東京湾中等潮位の上約2m60cm以下			
(5) 地代：無償			
(6) 制限事項：高速度鉄道地下構築物上に載荷し得る荷重は1m ² あたり20トン以下（土の重量を含みます。）とされています。また、載荷の方法は名古屋市と協議するものとされています			
2. 西側隣接地（地番113番）との境界につき、境界確認作業が一部未了です。			
3. 建蔽率について、本物件の所在地が商業地域に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は100%です。			
備考			
JR東海道本線及び中央本線・名古屋市営地下鉄名城線及び名港線・名古屋鉄道名古屋本線「金山」駅 徒歩5分			

物件番号 :

G-25

物件名 : プロシード新瑞橋

特定資産の種類	信託受益権	取得価格（円）	2,129,600,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成26年11月4日
鑑定評価額（円）	2,170,000,000	直接還元価格（円）	2,180,000,000
DCF価格（円）	2,170,000,000	貸借対照表計上額（円）	2,277,183,860
投資エリア	政令指定都市	用途	賃貸住宅

物件概要

所在地	住居表示	愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂通八丁目17番2号		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態
	地積	1,174.06 m ²		用途
	用途地域	商業地域		構造
	建蔽率	100%		延床面積
	容積率	500%		建築時期
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数（総賃貸可能戸数）	64 (72) 戸	
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数（総賃貸可能駐車場台数）	35 (45) 台	
		総賃貸可能面積	5,335.93 m ²	

特記事項

- 南側隣接地（地番29番）との境界につき、境界確認作業が一部未了です。
- 北東側隣接地（地番26番1及び26番2）の構造物の一部（建物（建物から突出したダクト等を含みます。）の一部及び建物からコンクリート塀にかかる屋根）が本物件北東側敷地へ越境していますが、隣接地所有者との間で覚書を締結しています。
- 建蔽率について、本物件の所在地が商業地域に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物による緩和により、適用建蔽率は100%です。

備考

名古屋市営地下鉄桜通線「新瑞橋」駅 徒歩1分

物件番号 :	R-1	物件名 : プロシード松山	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	77,900,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成17年12月1日
鑑定評価額 (円)	95,500,000	直接還元価格 (円)	97,200,000
DCF価格 (円)	93,700,000	貸借対照表計上額 (円)	105,670,276
投資エリア	地方主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	愛媛県松山市樽味四丁目7番26号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	453.08m ²	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	160%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	17 (17) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	8 (8) 台
		総賃貸可能面積	695.06m ²
特記事項			
1. 容積率について、本物件は本来200%ですが、前面道路の幅員により、160%となっています。			
備考			
JR予讃線「松山」駅 バス利用18分			

物件番号 :	R-2	物件名 : プロシード水戸	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	383,700,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成19年11月30日
鑑定評価額 (円)	448,000,000	直接還元価格 (円)	445,000,000
DCF価格 (円)	449,000,000	貸借対照表計上額 (円)	347,146,526
投資エリア	地方主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	茨城県水戸市大町三丁目4番14号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	352.77m ²	
	用途地域	商業地域	
	建蔽率	80%	
	容積率	400%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	36 (36) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	7 (7) 台
		総賃貸可能面積	1,223.83m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
JR常磐線「水戸」駅 徒歩15分			

物件番号 :	R-3	物件名 : プロシード水戸2	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	416,900,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成21年12月17日
鑑定評価額 (円)	495,000,000	直接還元価格 (円)	500,000,000
DCF価格 (円)	493,000,000	貸借対照表計上額 (円)	391,732,897
投資エリア	地方主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	茨城県水戸市大町三丁目2番31号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	1,103.94m ²	
	用途地域	第二種住居地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	300%	
信託受託者	株式会社りそな銀行	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	36 (36) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	14 (25) 台
		総賃貸可能面積	1,381.34m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
JR常磐線「水戸」駅 徒歩15分			

物件番号 :	R-4	物件名 : プロシード筑波学園都市	
特定資産の種類	信託受益権	取得価格 (円)	775,600,000
不動産鑑定評価の価格時点	平成27年10月31日	取得年月日	平成26年11月4日
鑑定評価額 (円)	801,000,000	直接還元価格 (円)	794,000,000
DCF価格 (円)	801,000,000	貸借対照表計上額 (円)	841,232,968
投資エリア	地方主要都市	用途	賃貸住宅
物件概要			
所在地	住居表示	茨城県つくば市二の宮三丁目9番4号	
土地	所有形態	所有権	建物
	地積	1,372.00m ²	
	用途地域	第二種住居地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	賃貸戸数 (総賃貸可能戸数)	31 (34) 戸
PM会社／ML会社	スタートアメニティー株式会社	賃貸駐車場台数 (総賃貸可能駐車場台数)	33 (35) 台
		総賃貸可能面積	2,659.71m ²
特記事項			
該当事項はありません。			
備考			
つくばエクスプレス「つくば」駅より、JRバス関東・関東鉄道バス利用8分「二の宮三丁目」停留所下車 徒歩4分			

ト．取得済資産にかかる信託不動産の個別の収益状況

本投資法人の取得済資産にかかる信託不動産の個別の収益状況は、以下のとおりです。

- ・平成27年5月1日以降、平成27年10月31日（第20期末）までの期間にかかる数値を記載しています。なお、物件に直接帰属しない収支については含めていません。
- ・金額は、千円未満を切捨てています。従って、記載されている金額を足し合わせても合計値は必ずしも一致しません。
- ・「賃貸料収入」には、賃料収入（住宅、商業テナント、駐車場）及び共益費が含まれています。
- ・「その他収入」には、礼金、更新料、水道料金（賃貸専有部分）、借主修繕負担金、倉庫・看板使用料及び自動販売機・アンテナ設置料等が含まれています。
- ・「賃借料」には、定期借地物件の地代、敷地外駐車場の賃料等が含まれています。
- ・「物件管理委託費」には、プロパティマネジメント会社との管理委託契約に基づきプロパティマネジメント会社から請求された管理委託費（賃貸管理及び建物管理費等が含まれています。）を記載しています。
- ・「公租公課」には、固定資産税、都市計画税及び償却資産税等が含まれています。賦課決定がなされた税額のうち各運用期間に支払を行った額を費用計上しています。但し、各期毎に分割納付回数の異なる物件については、年間納付回数を営業期間に対応させた額を費用計上しています。なお取得時における前所有者との間で精算された固定資産税、都市計画税及び償却資産税相当額は付随費用の一部として不動産等の取得原価に算入されており、賃貸事業費用としては計上されていません。
- ・「修繕費」については、定期的に発生する性質のものではないので、本投資法人が、今後各物件を長期継続保有する場合には、大きく変動する可能性があります。
- ・「保険料」は、支払保険料を運用期間で按分した金額を計上しています。
- ・「仲介手数料及び広告費」は、仲介手数料とは入居者決定時にリーシング会社に支払う手数料のことをいい、広告料はリーシングの際にかかる仲介手数料以外の募集経費のことをいいます。
- ・「その他賃貸事業費用」には、ケーブルテレビ使用料、通信費、契約更新時の更新手数料等が含まれています。

(単位：千円)

物件番号	C-1	C-2	C-3	C-4	C-5
物件名	プロシード 市川	プロシード 東陽町	プロシード 葛西	プロシード 三軒茶屋	プロシード 瑞江
(A) 賃貸事業収入	42,356	23,003	25,360	15,550	24,161
賃貸料収入	40,163	22,949	25,137	14,825	22,839
その他収入	2,192	54	223	724	1,322
(B) 賃貸事業費用	9,264	2,030	4,966	4,484	8,644
賃借料	-	-	-	-	-
物件管理委託費	1,530	85	1,324	607	855
公租公課	2,682	1,309	1,385	910	1,996
水道光熱費	493	-	412	408	610
修繕費	1,344	37	19	415	3,000
定期保守代金	798	119	1,262	908	882
保険料	149	71	83	66	129
仲介手数料及び広告費	1,015	-	54	525	691
信託報酬	400	400	400	365	400
その他賃貸事業費用	849	6	23	278	77
(C) 賃貸事業収支=(A)-(B)	33,092	20,973	20,394	11,065	15,516
(D) 減価償却費	6,937	4,389	5,158	3,421	3,834
(E) 賃貸事業損益=(C)-(D)	26,154	16,584	15,235	7,644	11,682
(F) 資本的支出	432	502	100	-	848
(G) NCF=(C)-(F)	32,660	20,471	20,294	11,065	14,667

(単位：千円)

物件番号	C-6	C-7	C-8	C-9	C-10
物件名	プロシード 船橋宮本	プロシード 南葛西	プロシード せんげん台	プロシード 行徳	プロシード 幕張本郷
(A)賃貸事業収入	21,647	13,513	14,473	12,691	11,650
賃料収入	20,298	12,575	13,777	12,400	10,502
その他収入	1,348	937	696	291	1,147
(B)賃貸事業費用	5,399	3,703	3,994	2,762	3,532
賃借料	-	-	-	-	-
物件管理委託費	768	475	519	476	397
公租公課	1,191	1,114	809	798	665
水道光熱費	735	288	208	148	373
修繕費	835	383	850	291	898
定期保守代金	717	565	608	250	325
保険料	81	57	43	48	44
仲介手数料及び広告費	334	62	166	200	213
信託報酬	400	400	400	400	365
その他賃貸事業費用	334	357	388	149	248
(C)賃貸事業収支=(A)-(B)	16,248	9,810	10,479	9,928	8,118
(D)減価償却費	4,097	2,466	2,090	2,052	1,641
(E)賃貸事業損益=(C)-(D)	12,150	7,343	8,388	7,876	6,476
(F)資本的支出	733	1,521	230	-	-
(G)NCF=(C)-(F)	15,514	8,288	10,249	9,928	8,118

(単位：千円)

物件番号	C-11	C-12	C-13	C-14	C-15
物件名	プロシード 南行徳	プロシード 幕張本郷2	プロシード 東川口	プロシード 船堀	プロシード 竹ノ塚
(A)賃貸事業収入	12,113	10,577	8,758	9,153	8,376
賃料収入	11,876	10,198	8,481	8,212	7,893
その他収入	237	379	277	940	483
(B)賃貸事業費用	2,614	2,891	2,976	3,079	3,265
賃借料	-	-	-	-	-
物件管理委託費	452	387	316	303	302
公租公課	762	710	688	400	576
水道光熱費	129	128	246	914	119
修繕費	119	597	360	486	1,404
定期保守代金	366	389	597	318	211
保険料	45	67	31	27	49
仲介手数料及び広告費	221	68	220	52	71
信託報酬	400	400	400	400	400
その他賃貸事業費用	117	143	116	176	131
(C)賃貸事業収支=(A)-(B)	9,498	7,686	5,781	6,073	5,110
(D)減価償却費	1,699	1,386	1,248	989	1,222
(E)賃貸事業損益=(C)-(D)	7,799	6,299	4,533	5,084	3,888
(F)資本的支出	-	301	362	-	305
(G)NCF=(C)-(F)	9,498	7,384	5,419	6,073	4,805

(単位：千円)

物件番号	C-16	C-17	C-18	C-19	C-20
物件名	プロシード せんげん台2	プロシード 松濤	プロシード 参宮橋	プロシード 浦安	プロシード 新小岩
(A)賃貸事業収入	5,108	27,125	13,873	17,109	20,818
賃貸料収入	4,899	25,468	12,961	16,403	19,507
その他収入	209	1,656	912	706	1,310
(B)賃貸事業費用	1,599	5,913	3,111	4,157	5,890
賃借料	-	-	-	-	-
物件管理委託費	187	972	480	633	748
公租公課	269	1,038	665	1,162	1,202
水道光熱費	52	330	152	370	427
修繕費	346	864	127	660	1,290
定期保守代金	148	1,232	820	612	1,077
保険料	27	44	25	76	74
仲介手数料及び広告費	60	729	218	120	334
信託報酬	400	365	365	365	365
その他賃貸事業費用	107	337	256	158	371
(C)賃貸事業収支=(A)-(B)	3,508	21,211	10,761	12,951	14,927
(D)減価償却費	891	3,476	1,290	3,364	2,553
(E)賃貸事業損益=(C)-(D)	2,617	17,735	9,471	9,586	12,374
(F)資本的支出	1,038	-	-	930	828
(G)NCF=(C)-(F)	2,470	21,211	10,761	12,020	14,099

(単位：千円)

物件番号	C-21	C-22	C-23	C-24	C-25
物件名	プロシード 八千代緑ヶ丘I	プロシード 八千代緑ヶ丘II	プロシード 都立大学	プロシード 都立大学2	プロシード 本所吾妻橋
(A)賃貸事業収入	16,344	14,798	21,454	21,533	11,322
賃貸料収入	15,422	13,729	20,837	21,456	11,322
その他収入	921	1,068	617	77	-
(B)賃貸事業費用	4,364	3,858	4,494	1,506	1,034
賃借料	-	-	-	-	-
物件管理委託費	590	527	772	-	-
公租公課	1,396	1,279	884	1,052	596
水道光熱費	214	116	197	-	-
修繕費	743	596	319	-	-
定期保守代金	257	230	1,164	-	-
保険料	67	60	41	51	35
仲介手数料及び広告費	423	253	343	-	-
信託報酬	365	365	365	400	400
その他賃貸事業費用	306	430	405	2	2
(C)賃貸事業収支=(A)-(B)	11,979	10,940	16,960	20,026	10,287
(D)減価償却費	2,552	2,167	2,646	3,733	2,534
(E)賃貸事業損益=(C)-(D)	9,427	8,772	14,314	16,293	7,753
(F)資本的支出	228	114	-	-	-
(G)NCF=(C)-(F)	11,750	10,825	16,960	20,026	10,287

(単位：千円)

物件番号	C-26	C-27	C-28	C-29	C-30
物件名	プロシード 目黒青葉台	プロシード 杉並宮前	プロシード 両国	プロシード 三田	プロシード 中野新橋
(A) 賃貸事業収入	12,343	13,818	14,801	40,938	20,002
賃料収入	12,192	13,788	14,730	40,937	19,956
その他収入	151	30	71	0	46
(B) 賃貸事業費用	1,212	1,197	1,258	4,602	1,184
賃借料	-	-	-	-	-
物件管理委託費	-	-	-	-	-
公租公課	474	717	814	1,901	815
水道光熱費	-	-	-	-	-
修繕費	13	21	-	89	-
定期保守代金	288	-	-	-	-
保険料	35	57	42	42	50
仲介手数料及び廣告費	-	-	-	-	-
信託報酬	400	400	400	400	312
その他賃貸事業費用	2	2	2	2,168	6
(C) 賃貸事業収支=(A)-(B)	11,130	12,621	13,542	36,336	18,818
(D) 減価償却費	1,965	2,622	2,699	6,158	2,992
(E) 賃貸事業損益=(C)-(D)	9,164	9,999	10,842	30,177	15,826
(F) 資本的支出	100	-	-	-	100
(G) NCF=(C)-(F)	11,029	12,621	13,542	36,336	18,718

(単位：千円)

物件番号	C-31	C-32	C-33	C-34	C-35
物件名	プロシード 亀戸	プロシード 高田馬場	プロシード 新高円寺	プロシード 高円寺南	プロシード 蓮根
(A) 賃貸事業収入	10,962	7,626	23,138	8,298	9,352
賃料収入	10,962	7,620	23,112	8,298	9,342
その他収入	-	6	26	-	10
(B) 賃貸事業費用	1,162	596	1,206	741	872
賃借料	-	-	-	-	-
物件管理委託費	-	-	-	-	-
公租公課	690	235	768	277	476
水道光熱費	-	-	-	-	-
修繕費	112	28	60	124	42
定期保守代金	-	-	-	-	-
保険料	40	14	59	20	34
仲介手数料及び廣告費	-	-	-	-	-
信託報酬	312	312	312	312	312
その他賃貸事業費用	6	6	6	6	6
(C) 賃貸事業収支=(A)-(B)	9,799	7,029	21,931	7,556	8,479
(D) 減価償却費	2,220	1,331	3,371	985	2,158
(E) 賃貸事業損益=(C)-(D)	7,579	5,698	18,559	6,570	6,321
(F) 資本的支出	388	-	16,092	-	100
(G) NCF=(C)-(F)	9,410	7,029	5,839	7,556	8,379

(単位：千円)

物件番号	C-36	C-37	C-38	C-39	C-40
物件名	プロシード 大井町	プロシード 十条	プロシード 白楽	プロシード 新丸子	プロシード 本八幡
(A) 賃貸事業収入	25,176	16,442	9,045	17,556	10,664
賃料収入	25,170	16,362	8,646	17,436	10,164
その他収入	6	80	399	120	499
(B) 賃貸事業費用	1,791	1,369	952	1,157	2,877
賃借料	-	-	-	-	-
物件管理委託費	-	-	-	-	380
公租公課	1,343	864	517	724	610
水道光熱費	-	-	-	-	135
修繕費	58	104	79	-	502
定期保守代金	-	-	14	70	576
保険料	71	60	24	45	52
仲介手数料及び広告費	-	-	-	-	141
信託報酬	312	312	312	312	400
その他賃貸事業費用	6	27	5	5	80
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	23,384	15,073	8,092	16,398	7,786
(D) 減価償却費	5,070	2,701	1,564	2,241	3,875
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	18,314	12,371	6,528	14,157	3,911
(F) 資本的支出	-	262	237	-	108
(G) NCF = (C) - (F)	23,384	14,810	7,854	16,398	7,678

(単位：千円)

物件番号	C-41	C-42	C-43	C-44	C-45
物件名	プロシード 西新井	プロシード 調布	プロシード T X六町	プロシード 中河原	プロシード 大泉学園
(A) 賃貸事業収入	296,072	15,901	6,567	43,148	9,516
賃料収入	284,533	15,046	6,187	40,881	9,081
その他収入	11,539	855	380	2,266	435
(B) 賃貸事業費用	103,456	3,396	1,931	6,982	2,114
賃借料	34,710	-	-	-	-
物件管理委託費	10,695	553	180	1,181	255
公租公課	16,223	876	380	2,208	389
水道光熱費	9,697	157	157	512	163
修繕費	10,121	173	318	457	174
定期保守代金	17,366	532	327	1,366	468
保険料	1,063	57	27	112	28
仲介手数料及び広告費	2,551	425	89	125	119
信託報酬	400	400	350	350	350
その他賃貸事業費用	628	220	101	668	165
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	192,615	12,505	4,635	36,165	7,402
(D) 減価償却費	93,563	3,616	991	5,999	950
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	99,051	8,889	3,644	30,166	6,452
(F) 資本的支出	-	-	183	1,202	-
(G) NCF = (C) - (F)	192,615	12,505	4,452	34,963	7,402

(単位：千円)

物件番号	C-46	C-47	C-48	C-49	C-50
物件名	プロシード 千歳鳥山	プロシード 三鷹	プロシード 柏エスト	プロシード 柏ノール	プロシード 行徳駅前
(A)賃貸事業収入	9,747	16,193	21,934	19,780	11,427
賃料収入	9,213	16,128	21,270	18,831	10,907
その他収入	534	65	664	948	519
(B)賃貸事業費用	2,119	2,111	4,228	5,204	2,675
賃借料	-	-	-	-	-
物件管理委託費	266	483	588	516	409
公租公課	323	823	1,213	1,378	596
水道光熱費	127	-	359	360	190
修繕費	242	395	434	688	40
定期保守代金	539	-	883	914	564
保険料	26	53	70	72	62
仲介手数料及び広告費	111	-	112	758	193
信託報酬	350	350	350	350	400
その他賃貸事業費用	132	5	216	165	219
(C)賃貸事業収支=(A)-(B)	7,628	14,081	17,706	14,576	8,751
(D)減価償却費	1,185	2,546	4,671	5,019	3,420
(E)賃貸事業損益=(C)-(D)	6,443	11,534	13,034	9,557	5,331
(F)資本的支出	108	100	-	-	-
(G)NCF=(C)-(F)	7,520	13,981	17,706	14,576	8,751

(単位：千円)

物件番号	C-51	C-52	C-53	C-54	C-55
物件名	プロシード 船橋本町	プロシード 西川口	プロシード 弘明寺	プロシード 鶴ヶ峰	プロシード 相模大塚
(A)賃貸事業収入	18,511	29,918	22,831	13,406	8,047
賃料収入	18,005	26,122	19,992	12,781	7,851
その他収入	506	3,795	2,839	625	196
(B)賃貸事業費用	3,591	9,135	6,779	3,603	3,151
賃借料	-	-	-	-	-
物件管理委託費	505	705	572	350	228
公租公課	992	1,587	993	742	538
水道光熱費	171	2,108	1,812	335	247
修繕費	515	1,393	1,060	602	966
定期保守代金	634	1,687	1,233	613	492
保険料	53	84	86	64	56
仲介手数料及び広告費	172	745	472	258	232
信託報酬	400	350	350	350	350
その他賃貸事業費用	148	474	199	285	39
(C)賃貸事業収支=(A)-(B)	14,920	20,783	16,051	9,803	4,896
(D)減価償却費	3,552	5,008	4,962	2,432	1,644
(E)賃貸事業損益=(C)-(D)	11,367	15,774	11,089	7,370	3,251
(F)資本的支出	-	301	289	205	100
(G)NCF=(C)-(F)	14,920	20,481	15,762	9,597	4,795

(単位：千円)

物件番号	C-56	C-57	C-58	C-59	C-60
物件名	プロシード 篠崎2	プロシード 柏トロワ	プロシード 篠崎タワー	プロシード 東武練馬	プロシード 雪谷
(A)賃貸事業収入	33,680	20,899	85,059	16,464	13,327
賃料収入	30,658	19,695	81,978	15,797	11,939
その他収入	3,022	1,203	3,081	666	1,387
(B)賃貸事業費用	8,240	5,005	27,560	3,647	5,293
賃借料	-	-	5,913	-	-
物件管理委託費	870	730	2,285	431	345
公租公課	2,021	1,120	5,796	831	661
水道光熱費	1,654	153	811	208	1,122
修繕費	573	758	910	209	1,581
定期保守代金	-	781	-	1,077	684
保険料	51	57	297	44	42
仲介手数料及び広告費	645	650	359	400	376
信託報酬	350	350	315	275	315
その他賃貸事業費用	2,073	403	10,872	169	164
(C)賃貸事業収支=(A)-(B)	25,440	15,893	57,499	12,816	8,033
(D)減価償却費	8,984	5,604	25,153	2,783	1,394
(E)賃貸事業損益=(C)-(D)	16,456	10,289	32,346	10,033	6,639
(F)資本的支出	-	-	-	100	-
(G)NCF=(C)-(F)	25,440	15,893	57,499	12,716	8,033

(単位：千円)

物件番号	C-61	C-62	C-63	C-64	C-65
物件名	プロシード 市川南	プロシード 市川妙典	プロシード 藤沢鶴沼	プロシード 日本橋堀留町	プロシード T X流山 セントラルパーク
(A)賃貸事業収入	30,219	18,308	33,015	40,960	40,517
賃料収入	28,244	16,960	29,932	39,113	39,352
その他収入	1,975	1,348	3,082	1,847	1,165
(B)賃貸事業費用	6,823	3,460	10,097	8,397	8,395
賃借料	-	-	-	-	2,343
物件管理委託費	773	488	1,155	1,092	1,120
公租公課	1,484	834	2,313	1,927	1,800
水道光熱費	1,533	176	2,690	580	66
修繕費	894	429	537	806	83
定期保守代金	1,173	578	2,394	839	-
保険料	101	55	131	92	146
仲介手数料及び広告費	262	320	311	1,812	472
信託報酬	315	315	315	350	275
その他賃貸事業費用	286	263	248	896	2,088
(C)賃貸事業収支=(A)-(B)	23,396	14,847	22,917	32,563	32,122
(D)減価償却費	3,070	2,989	6,139	4,383	18,526
(E)賃貸事業損益=(C)-(D)	20,325	11,858	16,777	28,179	13,596
(F)資本的支出	-	703	345	114	-
(G)NCF=(C)-(F)	23,396	14,144	22,571	32,449	32,122

(単位：千円)

物件番号	C-66	C-67
物件名	プロシード 行徳2	プロシード 西葛西
(A) 賃貸事業収入	27,961	37,105
賃料収入	25,237	35,019
その他収入	2,723	2,085
(B) 賃貸事業費用	5,908	10,775
賃借料	-	-
物件管理委託費	705	1,017
公租公課	1,845	2,912
水道光熱費	563	438
修繕費	649	2,468
定期保守代金	881	1,292
保険料	75	145
仲介手数料及び広告費	676	1,447
信託報酬	315	275
その他賃貸事業費用	196	779
(C) 賃貸事業収支=(A)-(B)	22,052	26,329
(D) 減価償却費	5,083	2,952
(E) 賃貸事業損益=(C)-(D)	16,969	23,377
(F) 資本的支出	378	2,241
(G) NCF=(C)-(F)	21,674	24,088

(単位：千円)

物件番号	G-1	G-2	G-3	G-4	G-5
物件名	プロシード 本通	プロシード 環状通東	プロシード 琴似	プロシード 元町	プロシード 元町2
(A) 賃貸事業収入	20,051	11,346	10,814	8,925	5,341
賃料収入	19,968	11,346	10,814	8,910	5,320
その他収入	83	-	-	14	21
(B) 賃貸事業費用	3,641	1,370	1,514	1,361	3,299
賃借料	-	-	-	-	-
物件管理委託費	-	-	-	-	-
公租公課	1,593	797	982	814	522
水道光熱費	-	-	-	-	-
修繕費	1,427	-	-	104	2,351
定期保守代金	120	120	120	-	-
保険料	85	46	45	38	21
仲介手数料及び広告費	-	-	-	-	-
信託報酬	400	400	365	400	400
その他賃貸事業費用	15	5	2	5	5
(C) 賃貸事業収支=(A)-(B)	16,410	9,976	9,300	7,563	2,041
(D) 減価償却費	3,103	2,277	2,151	1,450	786
(E) 賃貸事業損益=(C)-(D)	13,307	7,698	7,149	6,112	1,255
(F) 資本的支出	545	291	280	-	512
(G) NCF=(C)-(F)	15,864	9,684	9,019	7,563	1,528

(単位：千円)

物件番号	G-6	G-7	G-8	G-9	G-10
物件名	プロシード 箱崎宮Ⅱ	プロシード 箱崎宮Ⅰ	プロシード 太閤通	プロシード 大橋	プロシード 那珂川
(A)賃貸事業収入	4,206	3,924	16,307	9,661	10,206
賃貸料収入	4,187	3,923	15,616	9,659	10,142
その他収入	19	1	691	1	63
(B)賃貸事業費用	741	675	4,157	1,276	1,474
賃借料	-	-	61	-	-
物件管理委託費	-	-	579	-	-
公租公課	269	257	1,082	848	748
水道光熱費	-	-	276	-	-
修繕費	54	-	441	24	141
定期保守代金	-	-	883	-	180
保険料	12	13	61	37	37
仲介手数料及び廣告費	-	-	379	-	-
信託報酬	400	400	365	365	365
その他賃貸事業費用	5	5	27	2	3
(C)賃貸事業収支=(A)-(B)	3,464	3,248	12,150	8,384	8,731
(D)減価償却費	812	713	4,935	1,863	1,536
(E)賃貸事業損益=(C)-(D)	2,652	2,535	7,214	6,520	7,194
(F)資本的支出	-	-	-	-	-
(G)NCF=(C)-(F)	3,464	3,248	12,150	8,384	8,731

(単位：千円)

物件番号	G-11	G-12	G-13	G-14	G-15
物件名	プロシード 穂波町	プロシード 東大畑	プロシード 新栄	プロシード 千代田	プロシード 福岡高宮
(A)賃貸事業収入	7,871	2,844	34,258	13,422	16,777
賃貸料収入	7,543	2,758	31,364	13,079	15,937
その他収入	327	86	2,893	343	840
(B)賃貸事業費用	2,249	2,149	7,789	4,127	4,774
賃借料	-	-	100	360	-
物件管理委託費	287	101	1,227	481	602
公租公課	580	275	2,124	989	1,219
水道光熱費	83	77	507	208	193
修繕費	234	454	1,156	495	663
定期保守代金	240	384	1,370	762	966
保険料	26	11	121	55	39
仲介手数料及び廣告費	413	414	658	343	687
信託報酬	365	400	400	400	400
その他賃貸事業費用	19	30	122	29	3
(C)賃貸事業収支=(A)-(B)	5,621	694	26,468	9,295	12,003
(D)減価償却費	2,511	532	8,898	3,662	4,797
(E)賃貸事業損益=(C)-(D)	3,110	161	17,569	5,633	7,205
(F)資本的支出	-	265	-	-	4,528
(G)NCF=(C)-(F)	5,621	428	26,468	9,295	7,474

(単位：千円)

物件番号	G-16	G-17	G-18	G-19	G-20
物件名	プロシード 大濠公園	プロシード 金山	プロシード 吹上	プロシード 豊田	プロシード 北堀江
(A) 賃貸事業収入	14,985	44,681	20,713	11,471	72,243
賃料収入	14,089	42,282	20,044	10,329	69,316
その他収入	896	2,398	669	1,141	2,927
(B) 賃貸事業費用	4,891	10,969	4,452	3,451	17,339
賃借料	-	570	-	-	-
物件管理委託費	529	1,182	550	287	1,961
公租公課	883	2,794	1,441	774	4,157
水道光熱費	817	868	397	270	2,125
修繕費	630	1,412	448	705	2,502
定期保守代金	744	1,730	931	711	3,144
保険料	35	151	82	51	163
仲介手数料及び広告費	359	1,699	284	239	2,764
信託報酬	750	315	315	315	315
その他賃貸事業費用	141	245	2	97	206
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	10,094	33,711	16,261	8,019	54,904
(D) 減価償却費	2,530	10,376	5,808	2,624	12,440
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	7,564	23,334	10,452	5,395	42,463
(F) 資本的支出	301	-	-	-	172
(G) NCF = (C) - (F)	9,793	33,711	16,261	8,019	54,731

(単位：千円)

物件番号	G-21	G-22	G-23	G-24	G-25
物件名	プロシード 西天満	プロシード 神戸元町	グループホーム たのしい家 大正	プロシード 金山2	プロシード 新瑞橋
(A) 賃貸事業収入	32,529	30,294	6,000	65,994	69,426
賃料収入	30,679	28,446	6,000	63,962	67,218
その他収入	1,849	1,847	-	2,031	2,207
(B) 賃貸事業費用	7,992	6,048	809	17,869	21,789
賃借料	-	-	-	-	-
物件管理委託費	876	815	120	1,852	1,840
公租公課	1,798	1,788	390	4,467	4,471
水道光熱費	675	513	-	944	1,576
修繕費	1,417	752	-	3,436	5,673
定期保守代金	1,155	1,205	-	4,087	4,212
保険料	73	56	22	307	328
仲介手数料及び広告費	1,718	640	-	2,186	2,964
信託報酬	275	275	275	350	350
その他賃貸事業費用	2	2	2	237	372
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	24,537	24,245	5,190	48,124	47,636
(D) 減価償却費	5,567	5,283	1,573	17,450	15,431
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	18,969	18,962	3,617	30,673	32,205
(F) 資本的支出	-	-	-	-	1,817
(G) NCF = (C) - (F)	24,537	24,245	5,190	48,124	45,819

(単位：千円)

物件番号	R-1	R-2	R-3	R-4
物件名	プロシード 松山	プロシード 水戸	プロシード 水戸2	プロシード 筑波学園都市
(A)賃貸事業収入	5,466	17,804	19,347	30,082
賃料収入	5,258	16,977	17,720	28,641
その他収入	207	827	1,626	1,440
(B)賃貸事業費用	1,609	3,437	3,512	6,663
賃借料	-	-	-	-
物件管理委託費	196	645	701	803
公租公課	300	881	1,008	2,088
水道光熱費	348	186	207	605
修繕費	62	45	135	730
定期保守代金	237	970	707	1,339
保険料	19	50	48	88
仲介手数料及び広告費	39	65	164	257
信託報酬	400	400	350	350
その他賃貸事業費用	6	191	189	401
(C)賃貸事業収支=(A)-(B)	3,856	14,367	15,834	23,418
(D)減価償却費	861	4,813	5,318	8,149
(E)賃貸事業損益=(C)-(D)	2,995	9,553	10,516	15,269
(F)資本的支出	-	-	-	129
(G)NCF=(C)-(F)	3,856	14,367	15,834	23,289

(3) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】

直近6計算期間における本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額は以下のとおりです。なお、総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額について、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

年月日	総資産額 (千円) (注2)	純資産総額 (千円) (注2)	1口当たりの純資産額 (円)
第15期末 (平成25年4月30日)	41,124,486 (40,685,452)	19,150,045 (18,711,011)	177,353 (173,287)
第16期末 (平成25年10月31日)	51,981,318 (51,349,798)	25,950,087 (25,318,567)	178,994 (174,638)
第17期末 (平成26年4月30日)	51,942,476 (51,334,152)	25,926,817 (25,318,494)	178,834 (174,638)
第18期末 (平成26年10月31日)	51,651,866 (51,067,899)	25,902,540 (25,318,573)	178,666 (174,638)
第19期末 (平成27年4月30日)	61,893,560 (61,166,825)	30,822,856 (30,096,121)	177,370 (173,188)
第20期末 (平成27年10月31日)	61,754,213 (61,053,022)	30,797,305 (30,096,114)	177,223 (173,188)

(注1) 括弧内の数値は分配落ち後の金額です。

(注2) 「総資産額」及び「純資産総額」は、千円未満を切捨てて記載しています。

本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、同取引所における直近6計算期間の市場相場（取引値）並びに第20期における月別の市場相場（取引値）は以下のとおりです。

計算期間別 最高・最低 投資口価格	期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
	決算年月	平成25年4月	平成25年10月	平成26年4月	平成26年10月	平成27年4月	平成27年10月
最高 (円)	198,000	188,600	177,500	186,000	233,700	203,200	
最低 (円)	115,000	158,100	163,200	167,200	176,600	155,300	

月別 最高・最低 投資口価格 及び売買高	月別	平成27年5月	平成27年6月	平成27年7月	平成27年8月	平成27年9月	平成27年10月
	最高 (円)	203,200	202,300	196,900	183,600	173,000	174,400
	最低 (円)	196,600	192,000	172,000	166,600	155,300	165,600
	売買高 (口)	7,133	7,707	9,608	7,662	14,222	11,343

②【分配の推移】

直近6計算期間における本投資法人の分配金総額、投資口1口当たりの分配金の額は以下のとおりです。

期	計算期間	分配金総額 (千円) (注)	1口当たり分配金 (円)
第15期	自 平成24年11月 1日 至 平成25年 4月30日	439,034	4,066
第16期	自 平成25年 5月 1日 至 平成25年10月31日	631,519	4,356
第17期	自 平成25年11月 1日 至 平成26年 4月30日	608,323	4,196
第18期	自 平成26年 5月 1日 至 平成26年10月31日	583,967	4,028
第19期	自 平成26年11月 1日 至 平成27年 4月30日	726,735	4,182
第20期	自 平成27年 5月 1日 至 平成27年10月31日	701,190	4,035

(注) 「分配金総額」は、千円未満を切捨てて記載しています。

③【自己資本利益率（收益率）の推移】

直近6計算期間における本投資法人の自己資本利益率は以下のとおりです。

期	計算期間	自己資本利益率 (%) (注)	年換算値 (%)
第15期	自 平成24年11月 1日 至 平成25年 4月30日	2.3	4.6
第16期	自 平成25年 5月 1日 至 平成25年10月31日	2.8	5.6
第17期	自 平成25年11月 1日 至 平成26年 4月30日	2.3	4.7
第18期	自 平成26年 5月 1日 至 平成26年10月31日	2.3	4.5
第19期	自 平成26年11月 1日 至 平成27年 4月30日	2.6	5.2
第20期	自 平成27年 5月 1日 至 平成27年10月31日	2.3	4.5

(注) 「自己資本利益率」は、当期純利益÷平均純資産額により算出しています。平均純資産額とは、(期首純資産額+期末純資産額)÷2の値を意味します。上記数値は、小数第2位を四捨五入しています。

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

年月日	事項
平成17年 4月 28日	設立企画人（スタートアセットマネジメント投信株式会社（現スタートアセットマネジメント株式会社）による投信法第69条第1項に基づく本投資法人に係る届出
平成17年 5月 2日	投信法第166条に基づく本投資法人の設立の登記、本投資法人の成立
平成17年 5月 6日	投信法第188条に基づく本投資法人の登録の申請
平成17年 6月 15日	内閣総理大臣による投信法第187条に基づく本投資法人の登録の実施（登録番号 関東財務局長第37号）
平成17年11月30日	ジャスダック証券取引所（現 JASDAQ 市場）に上場（銘柄コード：8979）
平成22年 7月 27日	東京証券取引所に上場（銘柄コード：8979）
平成22年10月 1日	JASDAQ 市場における上場の廃止

2【役員の状況】

本書の日付現在の役員の状況は、以下のとおりです。

役職名	氏名 (生年月日)	主要略歴		所有 投資 口数 (口)
執行 役員	平出 和也（注） (昭和38年11月25日生)	昭和63年 4月 入社 スタート株式会社（現スタートコーポレーション株式会社） 平成11年11月 スタート証券株式会社取締役就任 平成13年11月 スタートアセットマネジメント投信株式会社（現スタートアセットマネジメント株式会社）取締役就任 平成16年 6月 同社代表取締役就任（現任） 平成17年 5月 本投資法人執行役員就任（現任） 平成25年 7月 株式会社スタート総合研究所取締役（非常勤）就任（現任） 平成26年 8月 学校法人暁星国際学園理事就任（現任） 平成27年 6月 人形町パブリックサービス株式会社代表取締役就任（現任） 平成27年10月 篠崎駅西口公益複合施設株式会社代表取締役就任（現任）		0
監督 役員	野村 茂樹 (昭和28年 6月10日生)	昭和58年 4月 弁護士登録 奥野法律事務所（現奥野総合法律事務所・外国法共同事業） 入所（現任） 平成 3年 3月 社会福祉法人全国盲ろう者協会理事就任（現任） 平成17年 5月 本投資法人監督役員就任（現任） 平成25年 4月 社会福祉法人日本盲人福祉委員会理事就任（現任）		0
監督 役員	松下 素久 (昭和23年 3月24日生)	昭和46年11月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 昭和55年 1月 松下明公認会計士事務所入所 昭和56年 3月 公認会計士登録 昭和60年11月 松下公認会計士事務所開設（現任） 平成17年 5月 本投資法人監督役員就任（現任） 平成19年 5月 社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会（現公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会）監事 平成25年 5月 同協会理事就任（現任） 平成26年 6月 共立信用組合理事就任（現任） 日産センチュリー証券株式会社監査役就任（現任）		0

（注）平出和也是、本投資法人の執行役員と本資産運用会社の代表取締役を兼務していますが、平成16年12月20日付で、当時の投信法第13条に基づき、金融庁長官から兼職の承認を得ています。

3 【その他】

(1) 役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任されます（投信法第96条第1項、規約第18条）。執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年です。但し、投資主総会の決議によって、法令の定める限度において、その期間を延長又は短縮することは妨げないものとするとされています（投信法第99条第2項、第101条第2項、規約第19条第1項）。

また、補欠又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は他の在任執行役員又は監督役員の任期満了とすべきときまでとします（投信法第99条、第101条、会社法第336条第3項、規約第19条第2項）。

執行役員及び監督役員の解任には、発行済投資口の過半数に当たる投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行う必要があります（投信法第106条、規約第12条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正な行為又は法令上若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主（6ヶ月前より引き続き当該投資口を有するものに限ります。）は、30日以内に当該執行役員又は監督役員の解任を裁判所に請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号）。但し、一定の事由がある場合には、役員会は執行役員を解任することができます（投信法第114条第2項）。執行役員及び監督役員が変更されたときは、その日から2週間以内に、その旨を監督官庁に対して届け出る必要があります（投信法第191条第1項、第188条第1項第2号）。

(2) 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

① 規約の変更

規約の変更手続については、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（5）その他 ③ 規約の変更に関する手続」をご参照下さい。

② 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

③ 出資の状況その他の重要事項

出資の状況については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況（5）投資法人の出資総額」をご参照下さい。

(3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

該当事項はありません。

2 【買戻し手続等】

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第7条第1項）。但し、本投資法人は、投資主との合意により本投資法人に投資口を有償で取得することができるものとしています（規約第7条第2項）。

本書の日付現在、本投資口は東京証券取引所に上場されており、同取引所を通じて本投資口を売買することができる。また、金融商品取引所外で本投資口を譲渡することも可能です。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 投資口1口当たりの純資産額

本投資法人が発行する投資口1口当たりの純資産額は、後記「(4) 計算期間」に記載の決算期毎に、以下の算式にて算出します。

$$1\text{口当たり純資産額} = (\text{総資産の資産評価額} - \text{負債総額}) \div \text{発行済投資口の総口数}$$

② 資産の評価額

本投資法人は、資産の評価を以下に定める方法及び基準により行うものとします（規約第34条第1項）。

イ. 不動産、不動産の賃借権及び地上権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価します。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分について定額法により算出します。但し、正当な事由により採用した方法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ、投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り他の算定方法により算定することができるものとします。

ロ. 信託の受益権

信託財産中の不動産、不動産の賃借権及び地上権については、前記イ. に従った評価を行い、匿名組合出資持分については、後記ハ. に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従った評価を行ったうえで、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とします。

ハ. 不動産に関する匿名組合出資持分

匿名組合出資持分の構成資産が、前記イ. 及びロ. に掲げる資産の場合はそれぞれに定める評価を行い、金融資産の場合には一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従った評価を行ったうえで、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額をもって評価します。

ニ. 有価証券（不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等を含みます。）

a. 金融商品取引所に上場されている有価証券

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における最終価格に基づき算出した価額により評価します。

b. 上記以外の有価証券

当該有価証券の市場価格がある場合には市場価格に基づく価額を用い、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価します。但し、優先出資証券については、市場価格及び合理的に算定された価額がない場合には取得原価で評価します。

ホ. デリバティブ取引に係る権利

a. 金融商品取引所の相場のあるもの

当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価します。

b. 金融商品取引所の相場のないもの

市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られる場合には、その価額により評価します。また、公正な評価額を算定することが極めて困難な場合には、取得価額により評価します。

但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとします。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとします。

ヘ. 金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価します。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときには、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価します。

ト. その他

上記に定めのない資産については、投信法その他関係適用法令、投資信託協会の評価規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従って算出された価額により評価します。

- ③ 資産運用報告等により評価額を開示する目的で評価する場合には、以下のイ. 又はロ. に記載する資産については、「②資産の評価額」記載の評価方法及び基準によらずに以下のように評価するものとします（規約第34条第2項）。

イ. 不動産、不動産の賃借権及び地上権

不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいて算定した価額により評価します。

ロ. 信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産の構成資産が不動産の場合又は匿名組合出資持分の構成資産が不動産又は不動産を構成資産とする信託の受益権の場合はイ. に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従った評価をしたうえで、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとします。

④ 資産評価の基準日

資産評価の基準日は、決算期（毎年4月30日と10月31日）とします。但し、前記「②資産の評価額 ニ. 有価証券 a. 金融商品取引所に上場されている有価証券」及び「②資産の評価額 ホ. デリバティブ取引に係る権利 a. 金融商品取引所の相場のあるもの」に定める資産については、毎月末とします（規約第34条第3項）。

⑤ 計算書類等の作成

1口当たりの純資産額については、計算書類の注記表に記載されることになっています（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。以下「投資法人の計算に関する規則」といいます。）第58条、第68条）が、貸借対照表を含む計算書類等は決算期毎に作成され（投信法第129条）、役員会により承認された場合に、承認された旨が遅滞なく投資主に対して通知され、承認済みの計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに会計監査報告が投資主に提供される（投信法第131条第2項、第3項、第5項）ほか、金融商品取引法に基づいて決算日後3ヶ月以内に提出される有価証券報告書に記載されます。また、投資口1口当たりの純資産額は投資信託協会の規則に従って、公表されます。

(2) 【保管】

本投資法人の発行する投資口は振替投資口であるため、該当事項はありません。なお、保管振替機構が振替機関の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって保管振替機構の振替業を承継する者が存在しない場合、又は本振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときには、投資主は、本投資法人に対し、投資証券の発行を請求することができます（社債株式等振替法第227条第2項）。この場合、投資主は、証券会社等と保護預り契約を締結して投資証券の保管を依頼するか、あるいは、投資主自身が当該投資証券を直接保管することができます。

(3) 【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

(4) 【計算期間】

本投資法人の計算期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日までの6ヶ月間とし、各営業期間の末日を決算期とします（規約第33条）。

(5) 【その他】

① 増減資に関する制限

イ. 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口を上限とします（規約第5条第1項）。本投資法人は、かかる発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得たうえで、その発行する投資口を引き受けた者の募集することができます。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいいます。）1口と引換えに払い込む金銭の額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らして公正な金額として役員会の承認を得た金額とします（規約第5条第2項）。

ロ. 国内における募集

本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします（規約第6条）。

ハ. 最低純資産額

本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とします（規約第9条）。

② 解散の条件

本投資法人における解散事由は以下のとおりです（投信法第143条）。

イ. 投資主総会の決議

ロ. 合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。）

ハ. 破産手続開始の決定

ニ. 解散を命ずる裁判

ホ. 投信法第216条に基づく同法第187条の登録の取消

なお、規約には、解散事由に関する定めはありません。

③ 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数に当たる投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上により可決される必要があります（投信法第140条、第93条の2第2項第3号）。但し、書面による議決権行使が認められていること、及び投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなすことにつき、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利（1）投資主の権利 ① 投資主総会における議決権」をご参照下さい。

本投資口の上場日以降に投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、運用体制、投資制限又は分配方針に関する重要な変更に該当する場合には、金融商品取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また変更後の規約は、金融商品取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定は、以下のとおりです。

イ. 資産運用会社：スタートアセットマネジメント株式会社

資産運用委託契約

期間及び更新	本投資法人の登録完了日（平成17年6月15日）から1年間とします。期間満了の3ヶ月前までに相手方に対する書面による申し出がなされなかつたときは、さらに1年間延長、以後も同様とします。
解約	<p>資産運用委託契約は、以下に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。</p> <p>① 本投資法人は、投資主総会の承認を得たうえで、本資産運用会社に対して3ヶ月前までに書面をもって解約の通知をすることで、資産運用委託契約を解除することができます。</p> <p>② 本投資法人は、本資産運用会社に次に掲げる事由が生じたときは、原則として役員会の決議により資産運用委託契約を解約することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 資産運用委託契約又は規約の規定に違反した場合 ii 資産運用委託契約に定める本資産運用会社の表明及び保証違反の事実が判明した場合 iii 本資産運用会社につき支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立、手形交換所における取引停止処分、重要な財産に対する差押え命令の送達等の事由が発生した場合 iv 資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由がある場合 <p>③ 本投資法人は、本資産運用会社に次に掲げる事由が生じたときは、資産運用委託契約を解約しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 本資産運用会社が投信法に規定される資産運用会社でなくなったとき ii 投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき iii 解散したとき
変更等	両当事者の書面による合意に基づき、法令に規定される手続きに従って、変更することができます。

ロ. 資産保管会社：三井住友信託銀行株式会社

資産保管業務委託契約

期間及び更新	契約締結日（平成17年5月2日）から2年間とします。期間満了の3ヶ月前までに当事者のいずれか一方から書面による申出がなされなかつたときは、期間満了の日の翌日より2年間延長するものとし、その後も同様とします。但し、契約期間中に本投資法人が解散となつた場合は、本投資法人の解散日までとします。
解約	<p>資産保管業務委託契約は、以下に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。</p> <p>① 当事者のいずれか一方より他方に対して3ヶ月前までに書面をもって解約の通知をすることで、資産保管業務委託契約を解約することができます。但し、解約通知における指定の解約日経過後であつても、本投資法人が三井住友信託銀行株式会社以外の委託業務を受託する者（以下「後任資産保管会社」といいます。）との間で委託事務の委託に関する契約を締結するまで引続き効力を有するものとします。なお、解約通知における指定の解約日から90日間経過後、本投資法人がその期間内に後任資産保管会社との資産保管業務委託契約締結に向けて真摯な努力をしていないと三井住友信託銀行株式会社が合理的に判断した場合には、三井住友信託銀行株式会社は文書による通知のうえ資産保管業務委託契約を失効させることができます。</p> <p>② 当事者のいずれか一方に次に掲げる事由が生じたときは、他の当事者は文書にて契約の解除を通知することにより、直ちに資産保管業務委託契約を解約することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 資産保管業務委託契約の各条項に違背し、かつ引続き契約の履行に重大なる支障を及ぼすと認めたとき ii 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理手続開始若しくは特別清算開始の申立がなされたとき又は手形交換所の取引停止処分が生じたとき
変更等	資産保管業務委託の内容が法令その他当事者の一方若しくは双方の事情によりその履行に支障をきたすに至ったとき、又はそのおそれのあるときは両当事者協議のうえ、これを改訂することができます。改訂に当たっては関係法令及び本投資法人の規約との整合性及び準則性を遵守するものとし、書面（本投資法人については役員会での承認があつたことを示す書類を含みます。）をもって行うものとします。

ハ. 投資主名簿等管理人：三井住友信託銀行株式会社

投資主名簿等管理人委託契約

期間及び更新	契約締結日（平成21年1月5日）に効力を生じ、以降その有効期間の期限は定めていません。
解約	<p>投資主名簿等管理人委託契約は、以下に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。</p> <p>① 当事者間の文書による解約の合意。この場合には、当事者間の合意によって定めるときに投資主名簿等管理人委託契約は終了します。</p> <p>② 当事者のいずれか一方より他方に対する文書による解約の通知。この場合には、当該通知到達の日から3ヶ月以上経過後の当事者間の合意によって定める日に投資主名簿等管理人委託契約は終了します。</p> <p>③ 当事者のいずれか一方において破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立があつたとき又は手形交換所の取引停止処分が生じたとき、他方が行う文書の解約の通知。この場合には、当該通知において指定する日に投資主名簿等管理人委託契約は終了します。</p> <p>④ 当事者のいずれか一方がこの契約に違反し、かつ引続きこの契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合、他方が行う文書による解約の通知。この場合には、当該通知到達の日から2週間経過後に投資主名簿等管理人委託契約は終了します。</p> <p>⑤ 投資主名簿等管理人委託契約に定める当事者の表明及び保証違反の事実が判明した場合に、他方が文書で解約を通知した場合。この場合には、当該通知において指定された日に投資主名簿等管理人委託契約は終了します。</p>
変更等	両当事者協議のうえ、双方の合意に基づき変更することができます。

ニ. 特別口座管理機関：三井住友信託銀行株式会社

特別口座の管理に関する契約

期間及び更新	契約締結日（平成21年1月5日）に効力を生じ、以降その有効期間の期限は定めていません。
解約	<p>特別口座の管理に関する契約は、以下に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特別口座の加入者が存在しなくなった場合。この場合には、特別口座管理機関がすべての特別口座の廃止手続を完了した時に特別口座の管理に関する契約は終了します。 ② 社債株式等振替法に定めるところにより、本投資法人の発行するすべての振替投資口が振替機関によって取扱われなくなった場合。この場合には、特別口座管理機関がすべての特別口座の廃止手続を完了した時に特別口座の管理に関する契約は終了します。 ③ 当事者のいずれか一方が特別口座の管理に関する契約に違反し、かつその違反が引き続き特別口座の管理に関する契約の履行に重大なる支障をおぼすと認められたときに他方が文書で解約を通知した場合。この場合には、当該通知到達の日から2週間経過後若しくは当該通知において指定された日に特別口座の管理に関する契約は終了します。 ④ 本投資法人及び特別口座管理機関の間に投資主名簿等管理人委託契約が締結されており、当該契約について契約の終了事由若しくは特別口座管理機関が解約権を行使しうる事由が発生したときに、特別口座管理機関が本投資法人に文書で解約を通知した場合。この場合における特別口座の管理に関する契約の終了日については前号後段の規定を準用します。 ⑤ 特別口座の管理に関する契約に基づく口座管理事務手数料の変更の協議が整わなかったとき、投資主名簿等管理人が本投資法人に文書で解約を通知した場合。この場合における特別口座の管理に関する契約の終了日については、第3号後段の規定を準用します。 ⑥ 特別口座の管理に関する契約に定める当事者の表明及び保証違反の事実が判明した場合に、他方が文書で解約を通知した場合。この場合には、当該通知において指定された日に特別口座の管理に関する契約は終了します。
変更等	両当事者協議のうえ、双方の合意に基づき変更することができます。

ホ. 経理に関する事務の一般事務受託者：三井住友信託銀行株式会社

一般事務委託契約（経理に関する事務）

期間及び更新	契約締結日（平成17年5月2日）から2年間とします。期間満了の3ヶ月前までに当事者のいずれか一方から書面による申出がなされなかつたときは、さらに2年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	<p>一般事務委託契約は次に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当事者のいずれか一方より他方に対して3ヶ月前までに書面をもって解約の通知をすることで、一般事務委託契約を解約することができます。 ② 当事者のいずれか一方が、以下に掲げる事項に一つでも該当する場合、当該相手方に対する文書による通知により、直ちに一般事務委託契約を解除することができます。 <ul style="list-style-type: none"> i 一般事務委託契約の各条項に違背し、かつ引き続き同契約の履行に重大なる支障を及ぼすと認められた場合 ii 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立がなされたとき又は手形交換所の取引停止処分が生じたとき
変更等	当事者の書面による合意及び法令に従って変更することができます。

- ヘ. 機関の運営に関する事務の一般事務受託者：スタートアセットマネジメント株式会社
一般事務委託契約（機関の運営に関する事務）

期間及び更新	契約締結日（平成20年7月1日）から2年間とします。期間満了の3ヶ月前までに当事者のいずれか一方から書面による申出がなされなかったときは、さらに2年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	<p>一般事務委託契約は次に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。</p> <p>① 当事者のいずれか一方より他方に対して3ヶ月前までに書面をもって解約の通知をすることで、一般事務委託契約を解約することができます。</p> <p>② 当事者のいずれか一方が、以下に掲げる事項に一つでも該当する場合、当該相手方に対する文書による通知により、直ちに一般事務委託契約を解除することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 一般事務委託契約の各条項に違背し、かつ引き続き同契約の履行に重大なる支障を及ぼすと認められた場合 ii 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき又は手形交換所の取引停止処分が生じたとき
変更等	当事者の書面による合意及び法令に従って変更することができます。

ト. 会計監査人：監査法人日本橋事務所

本投資法人は、監査法人日本橋事務所を会計監査人とします。

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任します（投信法第96条、規約第37条）。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結のときまでとします。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなされます（投信法第103条、規約第39条）。

チ. 特定関係法人：スタートアメニティー株式会社

マスターリース契約（本投資法人、本資産運用会社、及び信託受託者の四者間で契約を締結しています。）

期間及び更新	前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの ニ. 賃貸借状況の概要 d. 主要なテナントの概要 ii. 主要なテナントへの賃貸条件」をご参照下さい。
解約	<p>信託受託者により異なりますが、概ね以下のような解約条項を定めています。</p> <p>① 信託受託者は、マスター・レッサーにつき次の各号の一に該当する事実があった場合は、10日以上の期間を定めて書面による催告を行ったうえで解除することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 賃料その他の債務の支払を怠ったとき ii その他契約に違背する行為があったとき iii 信託受託者が、当初委託者又は受益者の権利利益を保護するため必要があると認めるとき iv マスター・レッサーの内部管理に関する業務体制に変更が生じたため、マスター・レッサーに対するプロパティマネジメント業務の委託の継続が困難になったとき v マスター・レッサーが、信託受託者の指導にもかかわらず、プロパティマネジメント業務の改善を行わないとき <p>② 信託受託者は、マスター・レッサーにつき、次の各号の一に該当する事実があった場合には、催告を必要とせず、即時解除できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 解散、支払停止、又は破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算、特定調停手続若しくはこれらに類する手続開始の申立てがあったとき ii 手形交換所の取引停止処分を受けたとき iii 差押、滞納処分又は強制執行を受けたとき
変更等	当事者の書面による合意による場合に限り、変更又は修正することができます。

本資産運用会社が、本投資法人の運用資産の取得及び売却に資するために特定関係法人との間で締結している契約における、当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定は、以下のとおりです。

リ. 特定関係法人：スタートコーポレーション株式会社

パイプラインサポート契約

期間及び更新	契約締結日（平成21年9月28日）から1年間とします。期間満了の3ヶ月前までに相手方に対する書面による契約終了の申し入れがない限り、自動的に更新され、更に1年間有効となるものとし、以後も同様とします。
解約	解約の定めはありません。
変更等	変更等の定めはありません。

ヌ. 特定関係法人：スタートデベロップメント株式会社

パイプラインサポート契約

期間及び更新	契約締結日（平成17年10月3日）から1年間とします。期間満了の3ヶ月前までに相手方に対する書面による契約終了の申し入れがない限り、自動的に更新され、更に1年間有効となるものとし、以後も同様とします。
解約	解約の定めはありません。
変更等	変更等の定めはありません。

ル. 特定関係法人：スタートアメニティー株式会社

パイプラインサポート契約

期間及び更新	契約締結日（平成25年4月15日）から1年間とします。期間満了の3ヶ月前までに相手方に対する書面による契約終了の申し入れがない限り、自動的に更新され、更に1年間有効となるものとし、以後も同様とします。
解約	解約の定めはありません。
変更等	変更等の定めはありません。

⑤ 公告

本投資法人の公告は、電子公告により行います。但し、事故その他やむをえない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行います（規約第4条）。

2 【利害関係人との取引制限】

(1) 法令に基づく制限

① 利害関係人との取引制限

資産運用会社は、法令の定めるところにより、親法人等又は子法人等が関与する取引について、次の行為を行うことが禁じられています（金融商品取引法第44条の3第1項）。ここで「親法人等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として金商法施行令で定める要件に該当する者（金融商品取引法第31条の4第3項）をいいます。

「子法人等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として金商法施行令で定める要件に該当する者（金融商品取引法第31条の4第4項）をいいます。

イ. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと（金融商品取引法第44条の3第1項第1号）。

ロ. 当該金融商品取引業者との間で金融商品取引法第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること（金融商品取引法第44条の3第1項第2号）。

ハ. 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第44条の3第1項第3号）。

ニ. 前三号に掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして業府令で定める行為（金融商品取引法第44条の3第1項第4号、業府令第153条）。

なお、本資産運用会社の取締役との間の取引についての制限その他の本資産運用会社による運用の制限については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 （4）投資制限 ②金融商品取引法及び投信法に基づく投資制限 イ. 資産運用会社による運用の制限」をご参照下さい。

② 利害関係人等との取引についての投資法人役員会の承認

資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との有価証券の取得又は譲渡、有価証券の貸借、不動産の取得又は譲渡及び不動産の貸借（当該登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして投信法施行規則で定めるものを除きます。）が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、あらかじめ、当該登録投資法人の同意を得なければならず、また、執行役員がかかる同意を与えるためには、役員会の承認を受けなければなりません（投信法第201条の2）。

③ 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等（資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の資産運用会社と密接な関係を有するものとして投信法施行令で定める者をいいます。）その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下本項において同じです。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第203条第2項）。但し、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令に定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則で定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

④ 資産の運用の制限

登録投資法人は、(1) その執行役員又は監督役員、(2) その資産運用会社、(3) その執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限ります。）、(4) その資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で次に掲げる行為（登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為（資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること、及び金融商品取引法第35条第3項の届出をして不動産の管理業務を行う資産運用会社に、不動産の管理を委託すること等）を除きます。）を行ってはなりません（投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条、第117条、第118条）。

イ. 有価証券の取得又は譲渡

ロ. 有価証券の貸借

ハ. 不動産の取得又は譲渡

ニ. 不動産の貸借

ホ. 不動産の管理の委託

ヘ. 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引、商品の生産、製造、加工その他これらに類するものとして投信法施行規則で定める行為を自ら行うことに係る取引、及び再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他これらに類するものとして投信法施行規則で定める行為を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引

(2) 本投資法人の自主ルール

本資産運用会社は、資産運用業務に関する取引を行ううえで、利害関係人との取引にかかる自主ルールを以下のとおり定めています。

① 関連会社等の定義

イ. 投資法人の計算に関する規則第67条第4項に規定される本投資法人の関連当事者に該当する者

ロ. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。以下「財務諸表等規則」といいます。）第8条第8項に規定される資産運用会社の関係会社に該当する会社等

ハ. イ. 若しくはロ. の規定に該当する者がアセットマネジメント業務を受託する特別目的会社（資産流動化法第2条第3項に規定される特定目的会社を含みます。以下同じです。）、イ. 若しくはロ. の規定に該当する会社等の役職員が役員の過半数を占める特別目的会社等、その意思決定に関して上記イ. 又はロ. の規定に該当する者が重要な影響を及ぼし得ると認められる特別目的会社

ニ. イ. 又はロ. の規定に該当する者が、その保有していた資産を流動化した際に設立された特別目的会社

② 本自主ルールの適用範囲

本資産運用会社は、以下に記載する取引を関連会社等と行う場合においては、それぞれにつき「関連会社等との取引に関するルール」に定める基準を遵守するものとしています。

イ. 関連会社等からの特定資産の取得

ロ. 関連会社等への特定資産の譲渡

ハ. 関連会社等へのマスターリース業務の委託

ニ. 関連会社等へのプロパティマネジメント業務の委託

ホ. 上記ニ. に規定するプロパティマネジメント業務のうち、リーシング業務の関連会社等への再委託の承認

ヘ. 関連会社等への大規模修繕工事の発注

ト. 関連会社等による投資法人債の引受け

チ. 関連会社等による投資口の引受け及び募集

リ. 関連会社等への信託業務の委託

ヌ. ハ. 乃至ヘ. 以外の資産運用関連付随業務の委託

ル. その他上記各号に類する取引

③ 本自主ルールの意義

本投資法人は、物件の取得、マスターリース業務の委託、プロパティマネジメント業務の委託、リーシング業務の再委託等について、本資産運用会社のスポンサー企業であるスタートコーポレーション株式会社及びそのグループ会社と取引を行い、それらの関連会社等の有する能力を活用して、資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行っていますが、一方でその取引において利益相反が生じるおそれがあります。本自主ルールは、利益相反対策を目的とし、本資産運用会社の社内規程として制定し、その厳格な運用を、本投資法人・本資産運用会社の意思決定の中に位置づけて行っています。具体的には、上記「② 本自主ルールの適用範囲」のイ. 乃至ル. に記載する関連会社等との取引については、すべてコンプライアンス委員会の承認を得る必要があることを定め、これらの取引については、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスオフィサーの賛同がない限り、承認されることはありません。また、コンプライアンス委員会で承認された後、投資委員会にて審議され、その採択についてもまた、外部専門家及びコンプライアンスオフィサー双方の賛同が必要となっています。以上のように、本投資法人が行う関連会社等との取引については、コンプライアンスオフィサー及び外部専門家が単独で否決できる意思決定プロセスを定めることにより、利益相反取引の排除対策を講じています。

④ 関連会社等との取引状況等

イ. 取引状況

特定資産の売買取引額等について、該当事項はありません。

ロ. 支払手数料等の金額

区分	支払手数料総額A (千円) (注2)	関連会社等との取引の内訳		B/A (%)
		支払先	支払額B (千円) (注2)	
委託管理料	58,247	スタートアメニティー株式会社	58,247	100.0
修繕工事費	111,306	スタートアメニティー株式会社	109,740	98.6
		スタートCAM株式会社	1,566	1.4
保守点検費	78,458	スタートアメニティー株式会社	78,458	100.0
広告宣伝費	36,894	スタートアメニティー株式会社	36,894	100.0
更新手数料	12,985	スタートアメニティー株式会社	12,985	100.0

(注1) 当期に支払手数料等の支払実績のあるスタートアメニティー株式会社及びスタートCAM株式会社について、上記のとおり記載しています。

(注2) 「支払手数料総額A」及び「支払額B」は、千円未満を切捨てて、B/A の比率は小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注3) 当期末時点において営業未払金62,464千円（消費税が含まれます。）が計上されています。

3 【投資主・投資法人債権者の権利】

(1) 投資主総会における議決権

①本投資法人の投資主は、投資主総会において、その有する投資口1口につき1個の議決権を有しています（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文）。投資主総会において決議される事項は、以下のとおりです。

- イ. 執行役員、監督役員及び会計監査人の選任（但し、設立の際選任されたものとみなされる者の選任を除きます。）と解任（投信法第96条、第104条、第106条）
- ロ. 資産運用会社との資産運用委託契約の締結及び解約の承認又は同意（投信法第198条第2項、第206条第1項、第205条第2項本文）
- ハ. 投資口の併合（投信法第81条の2、会社法第180条第2項（第3号及び第4号を除きます。））
- ニ. 投資法人の解散（投信法第143条第3号）
- ホ. 規約の変更（投信法第140条）
- ヘ. その他の投信法又は本投資法人の規約で定める事項（投信法第89条第1項）

②投資主の有する議決権の権利行使の手続は、以下のとおりです。

- イ. 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います（投信法第93条の2第1項、規約第12条）。規約の変更その他一定の重要事項に関しては、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議されなければなりません（投信法第93条の2第2項）。

- ロ. 投資主は、書面によって議決権を行使することができます。書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第90条の2第2項、第92条第1項、第2項、規約第13条第1項）。
- ハ. 投資主は、投資法人の承諾を得て、電磁的方法により議決権を行使することができます。電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入することができます（投信法第92条の2第1項、第3項、規約第13条第2項）。
- ニ. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を本投資法人に提出しなければなりません（投信法第94条第1項、会社法第310条第1項、第2項、規約第13条第3項）。
- ホ. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいづれをも除きます。）について賛成するものとみなします（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。
- ヘ. 上記 e. の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第93条第3項、規約第14条第2項）。
- ト. 本投資法人は、平成28年12月20日及びその日以後、遅滞なく招集し、以降、隔年毎の12月20日及びその日以後遅滞なく招集した投資主総会については、平成28年10月末日及び以降隔年毎の10月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とします。これにかかわらず、必要があるときは、役員会の決議により、あらかじめ公告する一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とします（投信法第77条の3第2項、第3項、第4項、会社法第124条第2項、第3項、規約第10条、第15条）。

(2) その他の共益権

- ①代表訴訟提起権（投信法第204条第3項、第116条、第119条第3項、会社法第847条（第2項を除きます。））
6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面その他の法務省令で定める方法により、本資産運用会社、一般事務受託者、執行役員、監督役員又は会計監査人の責任を追及する訴えの提起を請求することができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、当該請求をした投資主は、本投資法人のために訴えを提起することができます。
- ②投資主総会決議取消訴権等（投信法第94条第2項、会社法第830条、第831条）
投資主は、投資主総会の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは規約に違反している又は著しく不公正なとき、決議の内容が規約に違反しているとき、又は決議についての特別の利害関係を有している投資主が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときには、決議の日から3ヶ月以内に、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議の不存在又は無効を確認する訴えを提起することができます。
- ③執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項）
執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に対し、当該行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。
- ④新投資口発行差止請求権（投信法第84条第1項、会社法第210条）
投資主は、新投資口の発行が法令若しくは規約に違反する場合又は著しく不公正な方法により行われる場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、当該投資口の発行をやめることを請求することができます。
- ⑤新投資口発行無効訴権（投信法第84条第2項、会社法第828条第1項第2号、第2項第2号）
投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の発行の効力が生じた日から6ヶ月以内に、本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。

⑥投資口併合差止請求権（投信法第81条の2第2項、会社法第182条の3）

投資主は、投資口の併合が法令又は規約に違反する場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、当該投資口の併合をやめることを請求することができます。

⑦合併無効訴権（投信法第150条、会社法第828条第1項第7号、第8号、第2項第7号、第8号）

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から6ヶ月以内に合併の無効の訴えを提起することができます。

⑧合併差止請求権（投信法第150条、会社法第784条の2、第796条の2、第805条の2）

投資主は、合併が法令又は規約に違反する場合等において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、当該合併をやめることを請求することができます。

⑨投資主提案権（投信法第94条第1項、会社法第303条第2項、第305条第1項本文）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日より8週間前までに書面をもって、(1)一定の事項を投資主総会の目的とするべきことを請求することができ、また、(2)投資主総会の目的である事項について当該投資主の提出する議案の要領を投資主総会の招集通知に記載し、又は記録することを請求することができます。

⑩投資主総会招集権（投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引続き有する投資主は、執行役員に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、投資主総会の招集を請求することができ、遅滞なく投資主総会招集の手続がなされない場合又は請求があった日から8週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会招集の通知が発せられない場合には、招集の請求をした投資主は、監督官庁の許可を得て招集することができます。

⑪検査役選任請求権（投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引続き有する投資主は、投資主総会にかかる招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該投資主総会に先立って監督官庁に検査役の選任を請求することができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務の執行に関し、不正行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときに、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、監督官庁に検査役の選任の申立てをすることができます。

⑫執行役員等解任請求権（投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引続き有する投資主は、執行役員又は監督役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、投資主総会において当該執行役員又は監督役員の解任が否決された場合には、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該役員の解任を請求することができます。

⑬解散請求権（投信法第143条の3）

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、本投資法人の存立を危うくするときにおいて、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

（3）分配金請求権（投信法第77条第2項第1号、第137条、規約第35条）

本投資法人の投資主は、投信法及び本投資法人の規約に定められた分配方針に従って作成され、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、保有する投資口数に応じて金銭の分配を受ける権利を有しています。本投資法人の金銭の分配方針に関しては、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（3）分配方針」をご参照下さい。

なお、本振替投資口については、本投資法人が誤って本投資法人に対抗できないものとされた振替投資口について行った金銭の分配についても、本投資法人は当該分配に係る金額の返還を求めることができません。この場合、本投資法人は、当該分配に係る金額の限度において、投資主の振替機関等に対する損害賠償請求権を取得します（振替法第228条、第149条）。

(4) 残余財産分配請求権（投信法第77条第2項第2号、第158条）

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の有する投資口の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています。

(5) 払戻請求権（規約第7条第1項）

投資主は、投資口の払戻請求権を有していません。

(6) 投資口の処分権（投信法第78条第1項、第3項、社債株式等振替法第228条、第140条）

投資主は、投資証券を交付する方法により投資口を自由に譲渡することができます。

本振替投資口については、投資主は、保管振替機構に対して振替の申請を行い、譲渡人の口座から譲り受けの口座に当該譲渡に係る本振替投資口の口数の増加の記載又は記録を受けることにより、本振替投資口の譲渡を行うことができます。但し、本振替投資口の譲渡は、本振替投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、本投資法人に対抗することができません（投信法第79条第1項）。なお、投資主名簿の記載又は記録は、総投資主通知（保管振替機構が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数、基準日等の通知をいいます。以下同じです。）により行われます（社債株式等振替法第228条、第151条第1項、第152条第1項）。また、投資主が、特別口座に記載又は記録されている本振替投資口の譲渡を行う場合は、まず自らが開設した一般口座への振替を行ったうえで、譲り受けの口座に振り替える必要があります。

(7) 投資証券交付請求権及び不所持請求権（投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条）

投信法上、投資主は、投資口を発行した日以後遅滞なく、当該投資口に係る投資証券の交付を受けることができます。また、投資主は、投資証券の不所持を申し出ることもできます。しかしながら、社債株式等振替法の規定に基づき、本投資法人は、本振替投資口について投資証券を発行することができません（社債株式等振替法第227条第1項）。但し、投資主は、保管振替機構が振替機関の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって保管振替機構の振替業を承継する者が存しないとき、又は本振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなった場合は、本投資法人に対して、投資証券の発行を請求することができます（社債株式等振替法第227条第2項）。

(8) 帳簿等閲覧請求権（投信法第128条の3）

投資主は、本投資法人の営業時間内はいつでも、請求の理由を明らかにした上で、会計帳簿及びこれに関連する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。

(9) 投資口買取請求権（投信法第149条の3第1項、第149条の8第1項、第149条の13第1項）

本投資法人が吸収合併消滅法人、新設合併消滅法人又は吸収合併存続法人として合併する場合に、合併契約承認のための投資主総会に先立って合併に反対する旨を本投資法人に通知し、かつ当該投資主総会において合併に反対した投資主は、本投資法人に対し自己の有する投資口を公正な価格で買い取ることを請求することができます。

(10) 少数投資主権の行使手続（社債株式等振替法第228条、第154条）

振替投資口にかかる少数投資主権等の行使に際しては、投資主名簿の記載又は記録ではなく、振替口座簿の記載又は記録により判定されることになります。したがって、少数投資主権を行なうとする投資主は、振替機関が個別投資主通知（振替機関が、本投資法人に対して行う投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。以下同じです。）を行うよう、投資主の口座を開設している口座管理機関に対して申し出ることができます。投資主は、かかる個別投資主通知が本投資法人に対して行われた後4週間が経過する日までに限り、少数投資主権を行なうことができます。

第4 【関係法人の状況】

1 【資産運用会社の概況】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 名称

スタートアセットマネジメント株式会社

② 資本金の額（本書の日付現在）

150,000千円

③ 事業の内容

- i . 投資運用業（金融商品取引法第28条第4項）
- ii . 投信法に基づく一般事務の受託業務
- iii . 不動産コンサルティング業務
- iv . 上記各項に付帯関連する一切の業務

④ 会社の沿革

年月日	事項
平成13年10月31日	スタートアセットマネジメント投信株式会社（現スタートアセットマネジメント株式会社）設立
平成13年12月22日	宅地建物取引業者として宅地建物取引業法第3条に基づく免許取得 (東京都知事(3)第80325号 本書の日付現在)
平成16年11月11日	宅地建物取引業法第50条の2に基づく取引一任代理等の認可取得 (国土交通大臣認可第25号)
平成16年12月20日	証券取引法等改正法による改正前の投信法第6条に基づく投資法人資産運用業の認可取得 (内閣総理大臣第36号)
平成17年 1月21日	社団法人投資信託協会（現一般社団法人投資信託協会）に入会
平成19年 9月30日	金融商品取引法上の金融商品取引業者登録 (関東財務局長(金商)第343号)
平成20年 7月 2日	投資法人の機関の運営に関する事務を行う業務についての兼業業務の届出
平成22年 9月30日	不動産コンサルティング業務の兼業承認取得
平成22年10月 1日	スタートアセットマネジメント株式会社に商号変更

⑤ 株式の総数及び資本金の額の増減（本書の日付現在）

イ. 発行可能株式総数

4,000株

ロ. 発行済株式の総数

3,000株

ハ. 最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

⑥ 経理の概況

本資産運用会社の経理の概況は、以下のとおりです。

イ. 最近の事業年度における主な資産と負債の概況

(単位：千円)

	第13期 (平成26年3月31日)	第14期 (平成27年3月31日)
総資産	453, 502	494, 699
総負債	84, 003	108, 198
純資産	369, 498	386, 500

ロ. 最近の事業年度における損益の概況

(単位：千円)

	第13期 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日	第14期 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
営業収益	345, 179	401, 923
経常利益	161, 486	149, 193
当期純利益	97, 318	94, 701

⑦ その他

イ. 役員の変更

本資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任します（会社法第309条第1項、第329条第1項、第341条、本資産運用会社の定款（以下「定款」といいます。）第17条第2項、第25条第2項）。取締役の選任については、累積投票によりません（会社法第342条第1項、定款第17条第3項）。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまで、監査役の任期は4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。但し、補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了すべきときまでとし、補欠として選任された監査役の任期は前任者の任期が満了すべきときまでとします（会社法第332条第2項、第336条第1項、第3項、定款第18条第2項、第26条第2項）。本資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、監督官庁へ2週間以内に届け出ます（金融商品取引法第31条第1項、第29条の2第1項第3号）。また、本資産運用会社の取締役又は執行役が他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役に就任し若しくはこれらを退任した場合には、遅滞なく、その旨を監督官庁に届け出ます（金融商品取引法第31条の4第1項。他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が本資産運用会社の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合も同様です。）。

ロ. 定款の変更

本資産運用会社の定款を変更するためには、株主総会の特別決議が必要です（会社法第466条、第309条第1項、第2項第11号）。平成19年6月30日開催の株主総会、平成20年6月3日開催の株主総会、平成21年6月19日開催の株主総会及び平成22年10月1日開催の株主総会にてそれぞれ定款の変更を行っています。

ハ. 訴訟事件その他本資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在において、本資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

⑧ 関係業務の概要

本投資法人が、本資産運用会社に委託する業務の内容は以下のとおりです。

イ. 本投資法人の資産の運用に係る業務

ロ. 本投資法人が行う資金調達に係る業務

ハ. 本投資法人への報告業務

ニ. その他本投資法人が隨時委託する上記イ. 乃至ハ. に付随し又は関連する業務

ホ. 本投資法人の機関の運営に関する事務

ヘ. 番号法に係る個人番号関係事務等

(2) 【運用体制】

本資産運用会社の運用体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 ② 投資法人の運用体制」、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (3) 投資リスクに対する管理体制」をご参照下さい。

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%) (注)
スタートコーポレーション株式会社	東京都中央区日本橋三丁目4番10号	3,000	100.0
合 計		3,000	100.0

(注) 「比率」とは、発行済株式総数に対する所有株式数の比率をいい、小数第2位以下を切捨てています。

(4) 【役員の状況】

本書の日付現在の本資産運用会社の役員の状況は、以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数(株)
代表取締役	平出 和也 (注2)	前記「第1 投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照下さい。		0
取締役 不動産コン サルティング部長	時武 洋平	平成 8年 4月 平成17年 9月 平成17年11月 平成22年10月 平成25年 4月 平成25年 6月 平成25年 7月	スタートス株式会社（現スタートコーポレーション株式会社）入社 スタートアセットマネジメント投信株式会社（現スタートアセットマネジメント株式会社）出向 同社入社 同社不動産コンサルティング部長就任 人形町パブリックサービス株式会社取締役（非常勤）就任（現任） 篠崎駅西口公益複合施設株式会社取締役（非常勤）就任（現任） スタートアセットマネジメント株式会社取締役不動産コンサルティング部長就任（現任）	0
取締役 (非常勤)	高内 啓次	昭和62年 4月 平成13年11月 平成20年10月 平成22年 5月 平成24年 3月	千曲不動産株式会社（現スタートコーポレーション株式会社）入社 スタートアセットマネジメント投信株式会社（現スタートアセットマネジメント株式会社）取締役就任 同社取締役管理部長退任 非常勤へ（現任） スタートケアサービス株式会社取締役就任 同社取締役退任 スタートアメニティー株式会社入社 同社経理部長就任（現任）	0
監査役	加藤 保治	昭和48年 4月 平成 3年10月 平成 5年 7月 平成 7年 1月 平成 9年 4月 平成12年 4月 平成14年 3月 平成19年 1月 平成22年 1月 平成26年 4月 平成26年 5月	株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入社 同社青山支店支店長就任 同社池袋支店支店長就任 同社検査部（東京）検査役就任 同社営業統括部（東京）推進役就任 株式会社ベストセラーズ出向 同社入社 同社取締役就任 同社取締役退任 同社退職 スタートアセットマネジメント株式会社監査役就任（現任）	0
監査役 (非常勤)	村松 久行	平成元年 4月 平成 7年 3月 平成 7年 4月 平成 8年 4月 平成11年11月 平成13年 4月 平成13年11月 平成18年 6月 平成23年 6月	スタートス株式会社（現スタートコーポレーション株式会社）入社 スタート出版株式会社監査役就任（現任） スタートアメニティー株式会社監査役就任 エスティーメンテナンス株式会社監査役就任 スタート証券株式会社監査役就任（現任） 株式会社リアルジョブ（現ピタットハウスネットワーク株式会社）監査役就任（現任） スタートアセットマネジメント投信株式会社（現スタートアセットマネジメント株式会社）監査役就任（現任） スタートコーポレーション株式会社経理部長就任 同社執行役員（財務担当）就任（現任）	0

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数(株)	
監査役 (非常勤)	浜口 英樹	昭和55年 3月 平成13年 7月 平成13年10月 平成18年11月 平成19年 7月 平成20年 5月 平成24年 3月 平成25年 4月 平成26年 5月	株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入社 スタートス株式会社（現スタートコーポレーション株式会社）出向 経理部 スタートスアメニティー株式会社出向 同社入社 経理部長代理就任 スタートスアセットマネジメント投信株式会社（現スタートスアセットマネジメント株式会社）監査役就任（現任） スタートスアメニティー株式会社経理部長就任 同社ナビパーク事業部法人営業部長就任 スタートスコーポレートサービス株式会社代行業務部第1企業グループ長就任 同社 社宅事業部社宅管理業務部第3企業グループ長就任（現任）	0

(注1) 本書の日付現在、本資産運用会社の役職員数は25名です。

(注2) 平出和也は、本資産運用会社の代表取締役と本投資法人の執行役員を兼務していますが、平成16年12月20日付で、当時の投信法第13条に基づき、金融庁長官から兼職の承認を得ています。

なお、本書の日付現在の本資産運用会社の役員以外の重要な役職者は以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数(株)	
コンプライアンスオフィサー	山崎 好正	昭和58年 4月 平成12年 5月 平成12年 6月 平成25年 6月 平成27年 2月 平成27年 3月	千曲不動産株式会社（現スタートスコーポレーション株式会社）入社 スタートス証券株式会社入社 同社取締役就任 同社取締役退任 スタートスケアサービス株式会社取締役就任 同社取締役退任 スタートスアセットマネジメント株式会社入社 コンプライアンスオフィサー就任（現任）	0
管理部長	松田 繁	昭和51年 4月 平成16年 7月 平成17年 5月 平成18年 8月 平成20年10月	株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入社 同社 新宿新都心地域オペレーション・オフィサー就任 スタートスアセットマネジメント投信株式会社（現スタートスアセットマネジメント株式会社）出向 同社転籍 管理部部長 同社管理部長就任（現任）	0
運用部長	後藤 将人	平成 3年 4月 平成17年10月 平成20年 4月 平成21年 4月	スタートス株式会社（現スタートスコーポレーション株式会社）入社 スタートスデベロップメント株式会社入社 スタートスアセットマネジメント投信株式会社（現スタートスアセットマネジメント株式会社）入社 運用部配属 同社運用部長就任（現任）	0
投資部長	新井 浩之	平成 2年 4月 平成17年10月 平成18年 4月 平成25年 7月	スタートス株式会社（現スタートスコーポレーション株式会社）入社 スタートスCAM株式会社入社 スタートスアセットマネジメント投信株式会社（現スタートスアセットマネジメント株式会社）入社 投資部配属 同社投資部長就任（現任）	0

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

本資産運用会社は、金商法上の金融商品取引業者であり、投信法上の資産運用会社として本投資法人の資産の運用にかかる業務を行うとともに、本投資法人の機関の運営に関する業務を行うほか、兼業業務の承認を受けて、不動産コンサルティング業務を行っています。

② 営業の概況

本書の日付現在、本資産運用会社が資産の運用を行う投資法人は、本投資法人のみです。

③ 資産運用会社としての業務

イ. 資産運用業務

本投資法人を代理して、本投資法人の規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、本投資法人の資産の取得・運用・処分を行うこと。

ロ. 資金調達業務

a. 本投資法人を代理して、本投資法人が行う投資口の追加発行、借入若しくは借換又は投資法人債の発行（以下、これらをあわせて「資金調達」といいます。）並びにその前提及び付随関連業務を行うこと。

b. 本投資法人を代理して、本投資法人が発行する投資口の上場申請、その他上場に関する業務を行うこと。

c. 委託業者が発行する投資口が上場された場合、本投資法人を代理して、本投資法人にに関する情報の随時開示、その他のI R活動を行うこと。

d. 本投資法人が行った資金調達の取決めに基づく継続的な管理上の要求に応じて、本投資法人を代理して、本投資法人への資金供給者（投資法人債管理者を含みます。）に報告をすること。

ハ. 報告業務

委託業務に関して、定期的に報告書を作成して本投資法人に交付するほか、本投資法人の求めに応じて報告すること。

ニ. 付随業務

その他イ. 乃至ハ. に付随する業務を行うこと。

④ 投資法人の一般事務受託者としての業務

本投資法人の機関の運営に関する事務を行うこと。

⑤ 不動産コンサルティング業務

建築企画、コンサルティング及びこれらに付随するプロジェクトマネジメント業務を行うこと。

⑥ 資本関係

該当事項はありません。

2 【その他の関係法人の概況】

A 資産保管会社、投資主名簿等管理人、特別口座管理機関及び経理に関する事務の一般事務受託者

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 名称

三井住友信託銀行株式会社

② 資本金の額（平成27年9月30日現在）

342,037百万円

③ 事業の内容

銀行法（昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。以下「銀行法」といいます。）に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号、その後の改正を含みます。以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 【関係業務の概要】

a. 資産保管会社としての業務

- ① 本投資法人の保有する資産に関して、それぞれの資産に係る権利行使をする際に必要となる当該資産に係る権利を証する書類（不動産の登記済権利証、信託受益権証書、契約書、有価証券その他の証書、書類等）その他の書類等の保管
- ② 預金口座の入出金の管理及び振替管理事務
- ③ 帳簿等の作成事務
- ④ 上記に関して必要となる配達及び輸送事務
- ⑤ 本投資法人の印鑑の保管事務
- ⑥ その他前各号に準ずる業務又は付随する業務

b. 投資主名簿等管理人としての業務

- ① 投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事務
- ② 投資主名簿への記録、投資口の質権の登録又はその抹消に関する事務
- ③ 投資主及び登録投資口質権者又はこれらの者の代理人等（以下「投資主等」といいます。）の氏名、住所の登録に関する事務
- ④ 投資主等の提出する届出の受理に関する事務
- ⑤ 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等の送付並びに議決権行使書面用紙（又は委任状）の作成等に関する事務
- ⑥ 金銭の分配（以下、「分配金」といいます。）の計算及びその支払いのための手続きに関する事務
- ⑦ 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の分配金の確定及びその支払いに関する事務
- ⑧ 投資口に関する照会応答、諸証明書の発行に関する事務
- ⑨ 委託事務を処理するため使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理保管に関する事務
- ⑩ 募集投資口の発行に関する事務
- ⑪ 投資口の併合又は分割に関する事務
- ⑫ 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申し出の受付に関する事務（前各号の事務に関連するものに限ります。）
- ⑬ 法令又は投資主名簿等管理人委託契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事務
- ⑭ その他振替機関との情報の授受に関する事務
- ⑮ 番号法に係る個人番号関係事務等
- ⑯ 前各号に掲げる事務のほか、本投資法人と投資主名簿等管理人が協議の上定める事務

c. 特別口座管理機関としての業務

- ① 振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成、管理及び備置に関する事務
- ② 総投資主報告に関する事務
- ③ 新規記載又は記録手続及び抹消手続又は全部抹消手続に関する事務
- ④ 保管振替機構からの本投資法人に対する個別投資主通知及び本投資法人の保管振替機構に対する情報提供請求に関する事務
- ⑤ 振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は記録に関する事務
- ⑥ 特別口座の開設及び廃止に関する事務
- ⑦ 加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更の登録及び加入者情報の保管振替機構への届出に関する事務

- ⑧ 特別口座の加入者本人のために開設された他の口座への振替手続に関する事務
- ⑨ 社債株式等振替法で定める取得者等による特別口座開設等請求に関する事務
- ⑩ 加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務
- ⑪ 加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求に関する事務
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、投資主、投資口質権者及びこれらの法定代理人又は以上の者の常任代理人（以下「加入者等」といいます。）による請求に関する事務
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、加入者等からの加入者等に係る情報及び届出印鑑に関する届出の受理に関する事務
- ⑭ 加入者等からの照会に対する応答に関する事務
- ⑮ 投資口の併合又は分割に関する事務
- ⑯ 番号法に係る個人番号関係事務等
- ⑰ 前各号に掲げる事務のほか、振替制度の運営に関する事務及び本投資法人と特別口座管理人が協議の上定める事務

d. 経理に関する事務の一般事務受託者としての業務

- ① 本投資法人の計算に関する事務
- ② 本投資法人の会計帳簿の作成に関する事務
- ③ 本投資法人の納税に関する事務
- ④ その他本投資法人と一般事務受託者が別途合意する事務

(3) 【資本関係】

該当事項はありません。

B 特定関係法人

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

- ① 名称
スタートコーポレーション株式会社
- ② 資本金の額（平成27年10月31日現在）
11,039百万円
- ③ 事業の内容
建設、不動産の仲介・賃貸管理、分譲事業などを行うグループ会社を傘下とする持株会社です。

(2) 関係業務の概要

本資産運用会社に100%出資する会社（親会社）であるため、特定関係法人に該当します。関係業務の概要については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 （3）投資法人の仕組み ② 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の概要」をご参照下さい。

(3) 資本関係

平成27年10月31日現在、本投資法人の投資口を22,591口を所有しています。

C 特定関係法人

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

- ① 名称
スタートデベロップメント株式会社
- ② 資本金の額（平成27年10月31日現在）
320百万円
- ③ 事業の内容
分譲戸建住宅及び分譲マンション等の企画・開発・販売を行っています。

(2) 関係業務の概要

本資産運用会社の利害関係人等のうち、金融商品取引法施行令第29条の3第3項第2号の取引を行い、又は、行った法人であり、特定関係法人に該当します。関係業務の概要については、前記「第一部 ファンド情報 第1

ファンドの状況 ① 投資法人の概況 (3) 投資法人の仕組み ② 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の概要」をご参照下さい。

(3) 資本関係

該当事項はありません。

D 特定関係法人

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

① 名称

スタートアメニティー株式会社

② 資本金の額（平成27年10月31日現在）

350百万円

③ 事業の内容

不動産の管理及び賃貸を行っています。

(2) 関係業務の概要

本資産運用会社の利害関係人等のうち、金融商品取引法施行令第29条の3第3項第4号の取引を行い、又は、行った法人であり、特定関係法人に該当します。関係業務の概要については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 ① 投資法人の概況 (3) 投資法人の仕組み ② 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の概要」をご参照下さい。

(3) 資本関係

該当事項はありません。

第5【投資法人の経理状況】

1 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、財務諸表等規則及び同規則第2条の規定により、投資法人の計算に関する規則に基づいて作成しています。

財務諸表に記載している金額は、原則、千円単位で表示し、単位未満を切捨てています。

2 監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（平成27年5月1日から平成27年10月31日）の財務諸表について、監査法人日本橋事務所の監査を受けています。

3 連結財務諸表について

本投資法人は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成していません。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前期 (平成27年4月30日)	当期 (平成27年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1, 461, 626	1, 773, 761
信託現金及び信託預金	1, 476, 425	1, 521, 969
営業未収入金	26, 759	22, 044
前払費用	109, 197	95, 384
繰延税金資産	85	80
未収消費税等	37, 165	-
その他	1, 594	1, 601
流動資産合計	3, 112, 854	3, 414, 843
固定資産		
有形固定資産		
信託建物	32, 805, 819	32, 836, 018
減価償却累計額	△4, 553, 878	△4, 982, 292
信託建物（純額）	28, 251, 941	27, 853, 725
信託構築物	1, 044, 827	1, 044, 827
減価償却累計額	△381, 182	△412, 788
信託構築物（純額）	663, 645	632, 039
信託機械及び装置	5, 376	5, 376
減価償却累計額	△1, 320	△1, 625
信託機械及び装置（純額）	4, 055	3, 750
信託工具、器具及び備品	241, 578	253, 268
減価償却累計額	△97, 266	△111, 641
信託工具、器具及び備品（純額）	144, 312	141, 626
信託土地	29, 040, 889	29, 040, 889
有形固定資産合計	58, 104, 844	57, 672, 032
投資その他の資産		
差入敷金及び保証金	10, 000	10, 000
信託差入敷金及び保証金	518, 514	530, 919
長期前払費用	115, 180	100, 531
その他	8, 782	9, 418
投資その他の資産合計	652, 476	650, 869
固定資産合計	58, 757, 321	58, 322, 901
繰延資産		
投資口交付費	23, 384	16, 468
繰延資産合計	23, 384	16, 468
資産合計	61, 893, 560	61, 754, 213

(単位：千円)

	前期 (平成27年4月30日)	当期 (平成27年10月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	3,700,000	-
1年内返済予定の長期借入金	3,868,553	9,615,553
営業未払金	133,050	91,565
未払金	141,212	144,300
未払費用	814	1,669
未払法人税等	2,050	1,898
未払消費税等	-	12,970
前受金	966	998
その他	275	536
流動負債合計	<u>7,846,923</u>	<u>9,869,491</u>
固定負債		
長期借入金	22,508,951	20,383,174
信託預り敷金及び保証金	592,375	580,778
資産除去債務	122,453	123,463
固定負債合計	<u>23,223,779</u>	<u>21,087,416</u>
負債合計	<u>31,070,703</u>	<u>30,956,907</u>
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	30,096,023	30,096,023
剰余金		
当期末処分利益又は当期末処理損失（△）	726,833	701,281
剰余金合計	726,833	701,281
投資主資本合計	<u>30,822,856</u>	<u>30,797,305</u>
純資産合計	<u>※ 30,822,856</u>	<u>※ 30,797,305</u>
負債純資産合計	<u>61,893,560</u>	<u>61,754,213</u>

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前期 (自 平成26年11月 1日 至 平成27年 4月 30日)	当期 (自 平成27年 5月 1日 至 平成27年10月31日)
営業収益		
賃貸事業収入	※ 2,239,837	※ 2,220,571
　営業収益合計	<u>2,239,837</u>	<u>2,220,571</u>
営業費用		
賃貸事業費用	※ 1,036,104	※ 1,011,956
資産運用報酬	168,742	173,120
資産保管手数料	7,770	7,771
一般事務委託手数料	23,412	22,347
役員報酬	2,400	1,800
その他営業費用	53,566	89,367
　営業費用合計	<u>1,291,997</u>	<u>1,306,362</u>
営業利益	947,840	914,209
営業外収益		
受取利息	266	288
受取保険金	3,046	5,170
未払分配金戻入	1,195	1,045
その他	-	74
　営業外収益合計	<u>4,508</u>	<u>6,578</u>
営業外費用		
支払利息	146,612	153,422
投資口交付費償却	6,916	6,916
融資関連費用	69,510	56,763
その他	530	540
　営業外費用合計	<u>223,569</u>	<u>217,642</u>
経常利益	728,778	703,145
税引前当期純利益	728,778	703,145
法人税、住民税及び事業税	2,104	1,956
法人税等調整額	△34	5
法人税等合計	2,069	1,961
当期純利益	726,708	701,183
前期繰越利益	124	98
当期末処分利益又は当期末処理損失（△）	726,833	701,281

(3) 【投資主資本等変動計算書】

前期（自 平成26年11月1日 至 平成27年4月30日）

(単位：千円)

	投資主資本			純資産合計	
	出資総額	剩余金			
		当期末処分利益 又は当期末処理 損失(△)	剩余金合計		
当期首残高	25,318,449	584,091	584,091	25,902,540	
当期変動額					
新投資口の発行	4,777,574			4,777,574	
剰余金の配当		△583,967	△583,967	△583,967	
当期純利益		726,708	726,708	726,708	
当期変動額合計	4,777,574	142,741	142,741	4,920,315	
当期末残高	30,096,023	726,833	726,833	30,822,856	

当期（自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日）

(単位：千円)

	投資主資本			純資産合計	
	出資総額	剩余金			
		当期末処分利益 又は当期末処理 損失(△)	剩余金合計		
当期首残高	30,096,023	726,833	726,833	30,822,856	
当期変動額					
剰余金の配当		△726,735	△726,735	△726,735	
当期純利益		701,183	701,183	701,183	
当期変動額合計	-	△25,551	△25,551	△25,551	
当期末残高	30,096,023	701,281	701,281	30,797,305	

(4) 【金銭の分配に係る計算書】

区分	前期 (自 平成26年11月 1日 至 平成27年 4月30日)	当期 (自 平成27年 5月 1日 至 平成27年10月31日)
I 当期末処分利益	726, 833, 470円	701, 281, 775円
II 分配金の額 (投資口1口当たり分配金の額)	726, 735, 414円 (4, 182円)	701, 190, 195円 (4, 035円)
III 次期繰越利益	98, 056円	91, 580円
分配金の額の算出方法	本投資法人の規約第35条第1項に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度としあつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能利益の額」の100分の90に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口の総口数173, 777口の整数倍の最大値となる726, 735, 414円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本投資法人の規約第35条第4号に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。	本投資法人の規約第35条第1項に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度としあつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能利益の額」の100分の90に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口の総口数173, 777口の整数倍の最大値となる701, 190, 195円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本投資法人の規約第35条第4号に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。

(5) 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前期 (自 平成26年11月 1日 至 平成27年 4月 30日)	当期 (自 平成27年 5月 1日 至 平成27年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	728,778	703,145
減価償却費	472,363	474,700
投資口交付費償却	6,916	6,916
受取利息	△266	△288
支払利息	146,612	153,422
営業未収入金の増減額（△は増加）	△10,714	4,714
前払費用の増減額（△は増加）	△12,981	13,812
未収消費税等の増減額（△は増加）	△37,165	37,165
未払消費税等の増減額（△は減少）	△7,081	12,970
営業未払金の増減額（△は減少）	△1,053	13,042
未払金の増減額（△は減少）	20,434	2,640
長期前払費用の増減額（△は増加）	△30,038	14,649
その他	548	250
小計	1,276,353	1,437,141
利息の受取額	266	288
利息の支払額	△146,604	△152,568
法人税等の支払額	△1,557	△2,109
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,128,457	1,282,752
投資活動によるキャッシュ・フロー		
信託有形固定資産の取得による支出	△10,045,286	△96,415
信託預り敷金及び保証金の受入による収入	135,117	37,105
信託預り敷金及び保証金の返還による支出	△54,173	△48,702
投資その他の資産の増減額（△は増加）	△636	△13,041
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,964,979	△121,054
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	5,200,000	-
短期借入金の返済による支出	△7,200,000	△3,700,000
長期借入れによる収入	11,647,000	3,700,000
長期借入金の返済による支出	△4,526,328	△78,776
投資口の発行による収入	4,777,574	-
投資口交付費の支出	△19,104	-
分配金の支払額	△581,836	△725,242
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,297,305	△804,019
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	460,783	357,678
現金及び現金同等物の期首残高	2,477,268	2,938,052
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,938,052	※ 3,295,731

(6) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却の方法	<p>①有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr><td>信託建物</td><td>3～64年</td></tr> <tr><td>信託構築物</td><td>10～45年</td></tr> <tr><td>信託機械及び装置</td><td>8年</td></tr> <tr><td>信託工具、器具及び備品</td><td>5～15年</td></tr> </table> <p>②長期前払費用 定額法を採用しています。</p>	信託建物	3～64年	信託構築物	10～45年	信託機械及び装置	8年	信託工具、器具及び備品	5～15年
信託建物	3～64年								
信託構築物	10～45年								
信託機械及び装置	8年								
信託工具、器具及び備品	5～15年								
2. 繰延資産の処理方法	投資口交付費 3年間で均等額を償却しています。								
3. 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法 保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、原則として賦課決定された税額のうち、当期に納税する額を賃貸事業費用として処理する方法を採用しています。</p> <p>但し、保有する不動産のうち、各期毎に分割納付回数の異なる物件にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、年間納付回数を営業期間に対応させた額を賃貸事業費用として処理する方法を採用しています。</p> <p>なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、本投資法人が負担すべき初年度の固定資産税相当額については、費用に計上せず当該不動産の取得原価に算入しています。</p>								
4. ヘッジ会計の方法	<p>①ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しています。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金金利</p> <p>③ヘッジ方針 本投資法人は財務方針に基づき本投資法人の規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価は省略しています。</p>								
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、隨時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。								
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>①不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法 保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内のすべての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じたすべての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しています。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 信託現金及び信託預金 b. 信託建物、 信託構築物、 信託機械及び装置、 信託工具、器具及び備品、 信託土地 c. 信託差入敷金及び保証金 d. 信託預り敷金及び保証金 <p>②消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜処理によっています。但し、固定資産及び繰延資産については、税込処理によっています。</p>								

(貸借対照表に関する注記)

※投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額

前期 (平成27年4月30日)	当期 (平成27年10月31日)
50,000千円	50,000千円

(損益計算書に関する注記)

※不動産賃貸事業損益の内訳

(単位:千円)		
	前期 (自 平成26年11月 1日 至 平成27年 4月30日)	当期 (自 平成27年 5月 1日 至 平成27年10月31日)
A. 不動産賃貸事業収益		
賃貸事業収入		
賃貸料	1,953,256	1,949,795
共益費	113,666	113,855
駐車場収入	63,222	61,509
付帯収入	1,839	2,185
その他賃貸事業収入	107,852	93,226
不動産賃貸事業収益合計	2,239,837	2,220,571
B. 不動産賃貸事業費用		
賃貸事業費用		
管理業務費	137,351	136,705
修繕費	101,205	70,216
公租公課	117,612	129,949
信託報酬	34,853	34,885
水道光熱費	49,273	44,504
損害保険料	7,453	7,446
減価償却費	472,363	474,700
その他賃貸事業費用	115,989	113,548
不動産賃貸事業費用合計	1,036,104	1,011,956
C. 不動産賃貸事業損益		
(A - B)	1,203,732	1,208,615

(投資主資本等変動計算書に関する注記)

発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数

	前期 (自 平成26年11月 1日 至 平成27年 4月30日)	当期 (自 平成27年 5月 1日 至 平成27年10月31日)
発行可能投資口総口数	2,000,000口	2,000,000口
発行済投資口の総口数	173,777口	173,777口

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位:千円)

	前期 (自 平成26年11月 1日 至 平成27年 4月30日)	当期 (自 平成27年 5月 1日 至 平成27年10月31日)
現金及び預金	1,461,626	1,773,761
信託現金及び信託預金	1,476,425	1,521,969
現金及び現金同等物	2,938,052	3,295,731

(リース取引に関する注記)

オペレーティング・リース取引（借主側）

未経過リース料

(単位：千円)

	前期 (平成27年4月30日)	当期 (平成27年10月31日)
1年内	83,664	85,932
1年超	3,527,870	3,572,221
合計	3,611,534	3,658,154

(注) 上記の未経過リース料は、一般定期借地権設定契約に基づく賃借料です。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本投資法人では余剰資金の運用に関しては、有価証券及び金銭債権等も投資対象としていますが、原則として預金に限定して運用する方針としています。また、資金調達については、主に投資口の発行、借入により、これを行う方針としています。デリバティブ取引については、借入金等の金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした利用に限るものとし、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金は、満期・償還時の流動性リスクに晒されていますが、本投資法人では、本資産運用会社の管理部門が月次に資金繰り計画及び実績を作成する等の方法により管理しています。

また、借入金は、現状すべて変動金利での調達を行っているため、金利変動リスクに晒されていますが、借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るためにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。なお、ヘッジの有効性の評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

預金は預入先金融機関の破綻等の信用リスクに晒されていますが、預入期間を短期に限定することにより当該リスクを軽減しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件を用いた場合当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（（注2）をご参照下さい。）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価 (注1)	差額
(1) 現金及び預金（注3）	1,461,626	1,461,626	-
(2) 信託現金及び信託預金（注3）	1,476,425	1,476,425	-
(3) 信託差入敷金及び保証金（注3）	518,514	271,866	△ 246,647
(4) 短期借入金（注4）	3,700,000	3,700,000	-
(5) 1年内返済予定の長期借入金（注4）	3,868,553	3,868,553	-
(6) 長期借入金（注4）	22,508,951	22,522,871	13,920
(7) デリバティブ取引	-	-	-

平成27年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（（注2）をご参照下さい。）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価 (注1)	差額
(1) 現金及び預金（注3）	1,773,761	1,773,761	-
(2) 信託現金及び信託預金（注3）	1,521,969	1,521,969	-
(3) 信託差入敷金及び保証金（注3）	530,919	281,451	△ 249,468
(4) 短期借入金（注4）	-	-	-
(5) 1年内返済予定の長期借入金（注4）	9,615,553	9,615,553	-
(6) 長期借入金（注4）	20,383,174	20,387,967	4,792
(7) デリバティブ取引	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金並びに(2)信託現金及び信託預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 信託差入敷金及び保証金

その将来のキャッシュ・フローを、受取期日までの期間及び合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 1年内返済予定の長期借入金及び(6)長期借入金

これらはいずれも変動金利によるものであり、金利が一定期間毎に改定される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。但し、金利スワップの特例処理の対象とされた変動金利による長期借入金（後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照下さい。）は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(7) デリバティブ取引

後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	前期 (平成27年4月30日)	当期 (平成27年10月31日)
信託預り敷金及び保証金※	592,375	580,778

※賃貸物件における賃借人から本投資法人の各運用資産の信託受託者に預託されている信託預り敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的にキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日（平成27年4月30日）後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,461,626	-	-	-
信託現金及び信託預金	1,476,425	-	-	-
信託差入敷金及び保証金	80	-	-	518,434

金銭債権の決算日（平成27年10月31日）後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,773,761	-	-	-
信託現金及び信託預金	1,521,969	-	-	-
信託差入敷金及び保証金	80	-	-	530,839

(注4) 借入金の決算日（平成27年4月30日）後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	3,700,000	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	3,868,553	-	-	-	-	-
長期借入金	-	9,318,673	8,190,277	2,500,000	2,500,000	-

借入金の決算日（平成27年10月31日）後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	-	-	-	-		-
1年内返済予定の長期借入金	9,615,553	-	-	-		-
長期借入金	-	7,683,174	6,500,000	3,700,000	2,500,000	-

(有価証券に関する注記)

前期（平成27年4月30日）

該当事項はありません。

当期（平成27年10月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

前期（平成27年4月30日）

該当事項はありません。

当期（平成27年10月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているもの

前期（平成27年4月30日）

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
			うち1年超			
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	5,000,000	5,000,000	(注)	-

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、前記「金融商品に関する注記 2. 金融商品の時価等に関する事項」における(6)長期借入金の時価に含めて記載しています。

当期（平成27年10月31日）

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
			うち1年超			
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	8,700,000	8,700,000	(注)	-

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、前記「金融商品に関する注記 2. 金融商品の時価等に関する事項」における(6)長期借入金の時価に含めて記載しています。

(退職給付に関する注記)

前期（平成27年4月30日）

該当事項はありません。

当期（平成27年10月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前期 (平成27年4月30日)	当期 (平成27年10月31日)
繰延税金資産		
未払事業税損金不算入額	85	80
資産除去債務	40,568	40,841
繰延税金資産小計	40,654	40,922
評価性引当額	△ 40,568	△ 40,841
繰延税金資産合計	85	80
繰延税金資産の純額	85	80

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

	前期 (平成27年4月30日)	当期 (平成27年10月31日)
法定実効税率	34.15	32.31
(調整)		
支払分配金の損金算入額	△ 34.05	△ 32.22
評価性引当額の増減	2.51	0.04
その他	△ 2.33	0.15
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.28	0.28

(持分法損益等に関する注記)

前期（自 平成26年11月1日 至 平成27年4月30日）

該当事項はありません。

当期（自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要投資主等

前期（自 平成26年11月1日 至 平成27年4月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要投資主(法人)	スタートコーポレーション株式会社	東京都中央区	11,039,484	持株会社	被所有直接 13.0%	運用資産の購入先	信託受益権の購入 (注)	979,700	-	-

(注) 利害関係人等からの信託受益権の取得については、資産運用会社の定める社内規程等に基づいて、原則として不動産鑑定評価額以下で取得価格を決定しています。なお、その他の取引条件については、市場の実勢に基づいて決定しています。

当期（自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日）

該当事項はありません。

2. 関連会社等

前期（自 平成26年11月1日 至 平成27年4月30日）

該当事項はありません。

当期（自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日）

該当事項はありません。

3. 兄弟会社等

前期（自 平成26年11月1日 至 平成27年4月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注1)	科目	期末残高(千円)(注1)
主要投資主(法人)が議決権の過半数を所有している会社	スタートアメニティ一株式会社	東京都江戸川区	350,000	不動産賃貸業・管理業・建設業	-	不動産等の賃貸及び管理の委託	委託管理料 修繕工事費 保守点検費 広告宣伝費 更新手数料	58,357 309,220 78,994 42,059 12,903	営業未払金	119,809
主要投資主(法人)が議決権の過半数を所有している会社	スタートアセットマネジメント株式会社	東京都中央区	150,000	資産運用業	-	資産運用会社	資産運用報酬の支払 機関運営事務報酬の支払	218,884 800	未払金	102,011
主要投資主(法人)が議決権の過半数を所有している会社	スタートデベロップメント株式会社	東京都江戸川区	320,000	不動産販売業	-	運用資産の購入先	信託受益権の購入 (注4)	8,137,000	-	-

(注1) 資本的支出に係るものを除き取引金額には消費税等が含まれていません。また、期末残高には消費税等の課税対象になる場合、消費税等が含まれています。

(注2) 賃料収入等については、「固定賃料」型契約のすべての取引金額（367,958千円）、及び「バス・スルー」型契約のすべての取引金額（1,870,255千円）のうちスタートグループがエンドテナントである取引金額（31,258千円）を記載しています。信託預り敷金及び保証金については、「固定賃料」型契約のすべての取引金額（75,066千円）、及び「バス・スルー」型契約のすべての取引金額（517,309千円）のうちスタートグループがエンドテナントである取引金額（13,294千円）を記載しています。なお「固定賃料」型及び「バス・スルー」型の詳細は、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (2) 投資資産 ③その他投資資産の主要なもの ニ. 賃貸借状況の概要 a. 賃貸借状況の概要」をご参照下さい。

(注3) 資産運用報酬には、不動産等の帳簿価額に算入した物件取得に係る取得報酬50,141千円が含まれています。

(注4) 利害関係人等からの信託受益権の取得については、資産運用会社の定める社内規程等に基づいて、原則として不動産鑑定評価額以下で取得価格を決定しています。なお、その他の取引条件については、市場の実勢に基づいて決定しています。

当期（自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注1)	科目	期末残高(千円)(注1)
主要投資主(法人)が議決権の過半数を所有している会社	スタートアメニティー株式会社	東京都江戸川区	350,000	不動産賃貸業・管理業・建設業	-	不動産等の賃貸及び管理の委託	委託管理料	58,247	営業未払金	62,464
							修繕工事費	109,740		
							保守点検費	78,458		
							広告宣伝費	36,894		
							更新手数料	12,985		
							賃料収入等(注2)	400,975	信託預り敷金及び保証金(注2)	87,814
主要投資主(法人)が議決権の過半数を所有している会社	スタートアセットマネジメント株式会社	東京都中央区	150,000	資産運用業	-	資産運用会社	資産運用報酬の支払	173,120	未払金	105,254
							機関運営事務報酬の支払	300		

(注1) 資産の取得原価に含めた消費税等を除き取引金額には消費税等が含まれていません。また、期末残高には消費税等の課税対象になる場合、消費税等が含まれています。

(注2) 賃料収入等については、「固定賃料」型契約のすべての取引金額(367,700千円)、及び「バス・スルー」型契約のすべての取引金額(1,851,551千円)のうちスタートグループがエンドテナントである取引金額(33,275千円)を記載しています。信託預り敷金及び保証金については、「固定賃料」型契約のすべての取引金額(74,124千円)、及び「バス・スルー」型契約のすべての取引金額(506,654千円)のうちスタートグループがエンドテナントである取引金額(13,690千円)を記載しています。なお「固定賃料」型及び「バス・スルー」型の詳細は、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (2) 投資資産 ③その他投資資産の主要なもの ニ. 賃貸借状況の概要 a. 賃貸借状況の概要」をご参照下さい。

4. 役員及び個人主要投資主等

前期（自 平成26年11月1日 至 平成27年4月30日）

該当事項はありません。

当期（自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

平成25年5月1日付で取得した(C-58)プロシード篠崎タワー等において、土地に係る一般定期借地権契約等に基づく原状回復義務を有しております、資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該資産取得から当該契約満了までの期間(52~62年)と見積り、割引率は1.624~1.672%を使用して資産除去債務の金額を算定しています。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前 期 (自 平成26年11月 1日 至 平成27年 4月30日)	当 期 (自 平成27年 5月 1日 至 平成27年10月31日)
期首残高	64,477	122,453
有形固定資産の取得に伴う増加額	56,973	-
時の経過による調整額	1,001	1,009
期末残高	122,453	123,463

(賃貸等不動産に関する注記)

本投資法人では、首都圏を中心に政令指定都市、地方主要都市において、賃貸収益を得ることを目的として、賃貸住宅等を保有しています。これら賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び期末時価は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前期 (自 平成26年11月 1日 至 平成27年 4月30日)	当期 (自 平成27年 5月 1日 至 平成27年10月31日)
貸借対照表計上額（注1）		
期首残高	48,427,693	58,104,844
期中増減額（注2）	9,677,150	△ 432,812
期末残高	58,104,844	57,672,032
期末時価（注3）	61,305,000	62,077,100

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

(注2) 前期増減額のうち主な増加理由は、(C-64) プロシード日本橋堀留町他6物件の取得(9,928,378千円)及び資本的支出(221,136千円)であり、主な減少理由は、減価償却費(472,363千円)によるものです。

当期増減額のうち主な増加理由は、資本的支出(41,089千円)であり、主な減少理由は、減価償却費(474,700千円)によるものです。

(注3) 期末時価は、利害関係者でない不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を記載しています。

なお、賃貸等不動産に関する損益につきましては、前記(損益計算書に関する注記)をご覧下さい。

(セグメント情報等に関する注記)

前期(自 平成26年11月1日 至 平成27年4月30日)

1. セグメント情報

本投資法人は、不動産賃貸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 地域毎の情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

(3) 主要な顧客毎の情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益（注）	関連するセグメント
スタートアメニティー株式会社	2,238,213	不動産賃貸事業

(注) 営業収益については、「固定賃料」型契約及び「バス・スルー」型契約のすべての取引金額を記載しています。なお「固定賃料」型及び「バス・スルー」型の詳細は、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの ニ. 賃貸借状況の概要 a. 賃貸借状況の概要」をご覧下さい。

当期(自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日)

1. セグメント情報

本投資法人は、不動産賃貸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 地域毎の情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

(3) 主要な顧客毎の情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益(注)	関連するセグメント
スタートアメニティー株式会社	2,219,251	不動産賃貸事業

(注) 営業収益については、「固定賃料」型契約及び「パス・スルー」型契約のすべての取引金額を記載しています。なお「固定賃料」型及び「パス・スルー」型の詳細は、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの ニ. 賃貸借状況の概要 a. 賃貸借状況の概要」をご覧下さい。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 (自 平成26年11月 1日 至 平成27年 4月30日)	当期 (自 平成27年 5月 1日 至 平成27年10月31日)
1口当たり純資産額	177,370円	177,223円
1口当たり当期純利益 (注1) (注2)	4,193円	4,034円

(注1) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載していません。

(注2) 1口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前期 (自 平成26年11月 1日 至 平成27年 4月30日)	当期 (自 平成27年 5月 1日 至 平成27年10月31日)
当期純利益 (千円)	726,708	701,183
普通投資主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通投資口に係る当期純利益 (千円)	726,708	701,183
期中平均投資口数 (口)	173,300	173,777

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(7) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位：千円)

区分	種類	契約額等		時価
		うち1年超		
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	8,700,000	8,700,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は、「金融商品に関する注記 2. 金融商品の時価等に関する事項」における(6)長期借入金の時価に含めて記載しています。

③ 不動産等明細表のうち総括表

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額 (注2)	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額		差引当期末 残高	摘要
					又は 償却累計額	当期償却額		
有形固定資産	信託建物	32,805,819	30,198	-	32,836,018	4,982,292	428,414	27,853,725
	信託構築物	1,044,827	-	-	1,044,827	412,788	31,606	632,039
	信託機械及び 装置	5,376	-	-	5,376	1,625	304	3,750
	信託工具、 器具及び備品	241,578	11,689	-	253,268	111,641	14,375	141,626
	信託土地	29,040,889	-	-	29,040,889	-	-	29,040,889
	合計	63,138,492	41,887	-	63,180,380	5,508,348	474,700	57,672,032

(注1) 金額は千円未満を切捨てて記載しています。

(注2) 当期増加額のうち主な増加理由は、資本的支出(41,089千円)によるものです。

④ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑤ 投資法人債明細表

該当事項はありません。

⑥ 借入金明細表

区分 借入先	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%) (注1)	返済期限	返済方法	使途	摘要
短期借入金	株式会社あおぞら銀行	1,054,000	-	1,054,000	0.68000	平成27年5月22日	期限一括	借換資金	無担保無保証
	株式会社りそな銀行	787,000	-	787,000					
	株式会社千葉銀行	382,000	-	382,000					
	株式会社武蔵野銀行	382,000	-	382,000					
	株式会社みずほ銀行	331,000	-	331,000					
	株式会社香川銀行	325,000	-	325,000					
	株式会社三井住友銀行	241,000	-	241,000					
	オリックス銀行株式会社	99,000	-	99,000					
	三井住友信託銀行株式会社	99,000	-	99,000					
	小計	3,700,000	-	3,700,000					
1年内返済予定期借入金	株式会社みずほ銀行	83,333	41,666	41,666	1.48000	(注3)	(注3)	借換資金	無担保無保証
	株式会社あおぞら銀行	267,000	-	267,000	1.05000	平成27年11月24日	期限一括	運用資産の取得資金	無担保無保証
	株式会社りそな銀行	267,000	-	267,000					
	株式会社みずほ銀行	242,000	-	242,000					
	株式会社三井住友銀行	242,000	-	242,000					
	オリックス銀行株式会社	100,000	-	100,000					
	三井住友信託銀行株式会社	100,000	-	100,000					
	株式会社千葉銀行	50,000	-	50,000					
	株式会社武蔵野銀行	50,000	-	50,000					
	株式会社あおぞら銀行	5,340	2,670	2,670	1.18000	(注4)	(注4)	運用資産の取得資金	無担保無保証
長期借入金	株式会社りそな銀行	5,340	2,670	2,670					
	株式会社みずほ銀行	4,839	2,419	2,419					
	株式会社三井住友銀行	4,839	2,419	2,419					
	オリックス銀行株式会社	1,999	999	999					
	三井住友信託銀行株式会社	1,999	999	999					
	株式会社千葉銀行	999	499	499					
	株式会社武蔵野銀行	999	499	499					
	小計	3,700,000	-	3,700,000					

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%) (注1)	返済期限	返済方法	使途	摘要
借入先									
1年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	株式会社 あおぞら銀行	789,000	-	-	789,000	1. 05000 平成27年 11月24日	期限 一括	借換 資金	無担保 無保証
	株式会社 りそな銀行	522,000	-	-	522,000				
	株式会社 千葉銀行	333,000	-	-	333,000				
	株式会社 武藏野銀行	333,000	-	-	333,000				
	株式会社 香川銀行	326,000	-	-	326,000				
	株式会社 みずほ銀行	90,000	-	-	90,000				
	株式会社 あおぞら銀行	15,780	7,890	7,890	15,780				
	株式会社 りそな銀行	10,440	5,220	5,220	10,440				
	株式会社 千葉銀行	6,660	3,330	3,330	6,660				
	株式会社 武藏野銀行	6,660	3,330	3,330	6,660				
	株式会社 香川銀行	6,519	3,259	3,259	6,519				
	株式会社 みずほ銀行	1,800	900	900	1,800				
	株式会社 りそな銀行	-	650,000	-	650,000	0.98000 平成28年 5月24日	期限 一括	借換 資金	無担保 無保証
	株式会社 千葉銀行	-	500,000	-	500,000				
	株式会社 武藏野銀行	-	500,000	-	500,000				
	株式会社 三井住友銀行	-	500,000	-	500,000				
	株式会社 あおぞら銀行	-	450,000	-	450,000				
	株式会社 東日本銀行	-	250,000	-	250,000				
	オリックス 銀行株式会社	-	150,000	-	150,000				
	みずほ信託 銀行株式会社	-	100,000	-	100,000				
	株式会社 りそな銀行	-	752,000	-	752,000				
	株式会社 あおぞら銀行	-	465,000	-	465,000				
0.63000 平成28年 5月24日	株式会社 みずほ銀行	-	317,000	-	317,000	期限 一括	借換 資金	無担保 無保証	
	株式会社 三井住友銀行	-	317,000	-	317,000				
	株式会社 千葉銀行	-	275,000	-	275,000				
	株式会社 武藏野銀行	-	275,000	-	275,000				
	三井住友信託 銀行株式会社	-	113,000	-	113,000				
	オリックス 銀行株式会社	-	110,000	-	110,000				
	株式会社 香川銀行	-	23,000	-	23,000				
	小計	3,868,553	5,825,776	78,776	9,615,553				

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%) (注1)	返済期限	返済方法	使途	摘要	
借入先										
長期 借入金	株式会社 みずほ銀行	1,173,611	-	41,666	1,131,944	1.48000	(注3)	(注3)	借換 資金	無担保 無保証
	株式会社 あおぞら銀行	250,980	-	2,670	248,310	1.18000	(注4)	(注4)	運用資産 の 取得資金	無担保 無保証
	株式会社 りそな銀行	250,979	-	2,670	248,309					
	株式会社 みずほ銀行	227,480	-	2,419	225,060					
	株式会社 三井住友銀行	227,480	-	2,419	225,060					
	オリックス 銀行株式会社	94,000	-	999	93,000					
	三井住友信託 銀行株式会社	94,000	-	999	93,000					
	株式会社 千葉銀行	47,000	-	499	46,500					
	株式会社 武蔵野銀行	47,000	-	499	46,500					
	株式会社 あおぞら銀行	741,660	-	7,890	733,770					
長期 借入金	株式会社 りそな銀行	490,679	-	5,220	485,459	1.18000	(注5)	(注5)	借換 資金	無担保 無保証
	株式会社 千葉銀行	313,020	-	3,330	309,690					
	株式会社 武蔵野銀行	313,020	-	3,330	309,690					
	株式会社 香川銀行	306,440	-	3,259	303,180					
	株式会社 みずほ銀行	84,600	-	900	83,700					
	株式会社 りそな銀行	650,000	-	650,000	-					
	株式会社 千葉銀行	500,000	-	500,000	-					
	株式会社 武蔵野銀行	500,000	-	500,000	-					
	株式会社 三井住友銀行	500,000	-	500,000	-					
	株式会社 あおぞら銀行	450,000	-	450,000	-					
長期 借入金	株式会社 東日本銀行	250,000	-	250,000	-	0.98000	平成28年 5月24日	期限 一括	借換 資金	無担保 無保証
	オリックス 銀行株式会社	150,000	-	150,000	-					
	みずほ信託 銀行株式会社	100,000	-	100,000	-					
	株式会社 りそな銀行	650,000	-	-	650,000					
	株式会社 千葉銀行	500,000	-	-	500,000					
	株式会社 武蔵野銀行	500,000	-	-	500,000					
	株式会社 三井住友銀行	500,000	-	-	500,000					
	株式会社 あおぞら銀行	450,000	-	-	450,000					
	株式会社 東日本銀行	250,000	-	-	250,000					
	オリックス 銀行株式会社	150,000	-	-	150,000					
長期 借入金	みずほ信託 銀行株式会社	100,000	-	-	100,000	1.13000	平成29年 5月24日	期限 一括	借換 資金	無担保 無保証

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%) (注1)	返済期限	返済方法	使途	摘要
借入先									
長期借入金	株式会社りそな銀行	752,000	-	752,000	-	0.63000 平成28年5月24日	期限一括	借換資金	無担保無保証
	株式会社あおぞら銀行	465,000	-	465,000	-				
	株式会社みずほ銀行	317,000	-	317,000	-				
	株式会社三井住友銀行	317,000	-	317,000	-				
	株式会社千葉銀行	275,000	-	275,000	-				
	株式会社武蔵野銀行	275,000	-	275,000	-				
	三井住友信託銀行株式会社	113,000	-	113,000	-				
	オリックス銀行株式会社	110,000	-	110,000	-				
	株式会社香川銀行	23,000	-	23,000	-				
	株式会社りそな銀行	1,137,000	-	-	1,137,000				
	株式会社あおぞら銀行	703,000	-	-	703,000				
	株式会社みずほ銀行	479,000	-	-	479,000				
	株式会社三井住友銀行	479,000	-	-	479,000				
	株式会社千葉銀行	415,000	-	-	415,000				
	株式会社武蔵野銀行	415,000	-	-	415,000				
	三井住友信託銀行株式会社	171,000	-	-	171,000				
	オリックス銀行株式会社	167,000	-	-	167,000				
	株式会社香川銀行	34,000	-	-	34,000				
長期借入金	株式会社りそな銀行	711,000	-	-	711,000	0.88000 平成29年11月24日	期限一括	借換資金	無担保無保証
	株式会社あおぞら銀行	441,000	-	-	441,000				
	株式会社みずほ銀行	299,000	-	-	299,000				
	株式会社三井住友銀行	299,000	-	-	299,000				
	株式会社千葉銀行	259,000	-	-	259,000				
	株式会社武蔵野銀行	259,000	-	-	259,000				
	三井住友信託銀行株式会社	107,000	-	-	107,000				
	オリックス銀行株式会社	104,000	-	-	104,000				
	株式会社香川銀行	21,000	-	-	21,000				
	株式会社りそな銀行	1.02200 (注2)	-	-	711,000				
	株式会社あおぞら銀行	441,000	-	-	441,000				
	株式会社みずほ銀行	299,000	-	-	299,000				
	株式会社三井住友銀行	299,000	-	-	299,000				
	株式会社千葉銀行	259,000	-	-	259,000				
	株式会社武蔵野銀行	259,000	-	-	259,000				
	三井住友信託銀行株式会社	107,000	-	-	107,000				
	オリックス銀行株式会社	104,000	-	-	104,000				
	株式会社香川銀行	21,000	-	-	21,000				

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%) (注1)	返済期限	返済方法	使途	摘要			
借入先												
長期 借入金	株式会社 りそな銀行	711,000	-	-	711,000	1. 19000 (注2)	平成31年 11月25日	期限 一括	借換 資金 無担保 無保証			
	株式会社 あおぞら銀行	441,000	-	-	441,000							
	株式会社 みずほ銀行	299,000	-	-	299,000							
	株式会社 三井住友銀行	299,000	-	-	299,000							
	株式会社 千葉銀行	259,000	-	-	259,000							
	株式会社 武蔵野銀行	259,000	-	-	259,000							
	三井住友信託 銀行株式会社	107,000	-	-	107,000							
	オリックス 銀行株式会社	104,000	-	-	104,000							
	株式会社 香川銀行	21,000	-	-	21,000							
	株式会社 あおぞら銀行	-	1,054,000	-	1,054,000							
	株式会社 りそな銀行	-	787,000	-	787,000							
	株式会社 千葉銀行	-	382,000	-	382,000							
	株式会社 武蔵野銀行	-	382,000	-	382,000							
	株式会社 みずほ銀行	-	331,000	-	331,000							
	株式会社 香川銀行	-	325,000	-	325,000							
	株式会社 三井住友銀行	-	241,000	-	241,000							
	オリックス 銀行株式会社	-	99,000	-	99,000							
	三井住友信託 銀行株式会社	-	99,000	-	99,000							
小計		22,508,951	3,700,000	5,825,776	20,383,174							
合計		30,077,504	9,525,776	9,604,553	29,998,727							

(注1) 平均利率は期中の加重平均を小数第6位を四捨五入して記載しています。

(注2) 金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ契約を締結しており、固定化後の金利を記載しています。

(注3) 返済については分割とし、平成24年8月末日を初回として、平成24年11月末日に20,833千円、平成24年12月1日以降の期間の毎月末日に6,944千円を返済し、返済期限である平成29年5月24日に総額1,090,277千円を返済します。

(注4) 返済については分割とし、平成25年5月末日を初回として、以降平成28年10月末までの期間の毎月末日に2,196千円を返済し、返済期限である平成28年11月24日に総額1,225,739千円を返済します。

(注5) 返済については分割とし、平成25年5月末日を初回として、以降平成28年10月末までの期間の毎月末日に3,988千円を返済し、返済期限である平成28年11月24日に総額2,225,489千円を返済します。

(注6) 長期借入金（1年以内に返済のものを除きます。）の貸借対照表日以後5年以内における1年毎の返済予定額の総額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	7,683,174	6,500,000	3,700,000	2,500,000

2 【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(平成27年10月31日現在)

I 資産総額 (注1)	61,754,213千円
II 負債総額 (注1)	30,956,907千円
III 純資産総額 (I - II) (注1)	30,797,305千円
IV 発行済数量	173,777口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV) (注2)	177,223円

(注1) 金額は千円未満を切捨てて記載しています。

(注2) 1単位当たり純資産額は小数以下を切捨てて記載しています。

第6 【販売及び買戻しの実績】

平成27年10月期の直近6計算期間の本投資法人による販売、買戻し及び払戻しの実績は次のとおりです。

計算期間	発行日	発行口数 (口)	買戻し口数 (口)	発行済投資口の総口数 (口)
第15期 (自 平成24年11月 1日 至 平成25年 4月30日)		該当はありません。		107,977
第16期 (自 平成25年 5月 1日 至 平成25年10月31日)	平成25年5月1日 (注3)	37,000	0	144,977
第17期 (自 平成25年11月 1日 至 平成26年 4月30日)		該当はありません。		144,977
第18期 (自 平成26年 5月 1日 至 平成26年10月31日)		該当はありません。		144,977
第19期 (自 平成26年11月 1日 至 平成27年 4月30日)	平成26年11月4日 (注4)	28,800	0	173,777
第20期 (自 平成27年 5月 1日 至 平成27年10月31日)		該当はありません。		173,777

(注1) 本邦外における販売及び買戻しの実績はありません。

(注2) 本投資法人による投資口の払戻しの実績はありません。

(注3) 1口当たり発行価格185,035円（発行価額（引受価額）178,582円）にて、新規物件の取得資金に充当するため、公募により投資口を追加発行しました。

(注4) 1口当たり発行価格171,882円（発行価額（引受価額）165,888円）にて、新規物件の取得資金に充当するため、公募により投資口を追加発行しました。

第7【参考情報】

当期計算期間の開始日から、本有価証券報告書提出日までの間に以下の書類を提出しました。

1. 有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書

第19期（自 平成26年11月1日 至 平成27年4月30日）有価証券報告書を平成27年7月30日に関東財務局長に提出しました。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月26日

スタートプロシード投資法人

役員会 御中

監査法人日本橋事務所

指 定 社 員	公認会計士	小倉 明	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	木下 雅彦	印
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているスタートプロシード投資法人の平成27年5月1日から平成27年10月31日までの第20期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スタートプロシード投資法人の平成27年10月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。

※2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。